野村世界6資産分散投信

野村世界6資産分散投信（安定コース）
野村世界6資産分散投信（分配コース）
野村世界6資産分散投信（成長コース）

追加型投信　内外　資産複合　インデックス型

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

追加型投信　内外　資産複合

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2025年3月28日）

この目論見書により行なう野村世界6資産分散投信（安定コース）／（分配コース）／（成長コース）／（配分変更コース）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月26日に関東財務局長に提出しており、2024年9月27日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	：	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	：	ＣＥＯ兼代表取締役社長　小池　広靖
【本店の所在の場所】	：	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【縦覧に供する場所】	：	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次 2
第一部【証券情報】 3
（１）【ファンドの名称】 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 3
（４）【発行（売出）価格】 3
（５）【申込手数料】 4
（６）【申込単位】 4
（７）【申込期間】 4
（８）【申込取扱場所】 4
（９）【払込期日】 4
（１０）【払込取扱場所】 4
（１１）【振替機関に関する事項】 5
（１２）【その他】 5
第二部【ファンド情報】 6
第１【ファンドの状況】 6
１【ファンドの性格】 6
２【投資方針】 14
３【投資リスク】 30
４【手数料等及び税金】 38
５【運用状況】 42
第２【管理及び運営】 75
１【申込（販売）手続等】 75
２【換金（解約）手続等】 76
３【資産管理等の概要】 77
４【受益者の権利等】 82
第３【ファンドの経理状況】 83
１【財務諸表】 83
２【ファンドの現況】 339
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 342
第三部【委託会社等の情報】 343
第１【委託会社等の概況】 343
１【委託会社等の概況】 343
２【事業の内容及び営業の概況】 345
３【委託会社等の経理状況】 346
４【利害関係人との取引制限】 396
５【その他】 396
約款 397

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

野村世界６資産分散投信(安定コース)

野村世界６資産分散投信(分配コース)

野村世界６資産分散投信(成長コース)

野村世界６資産分散投信(配分変更コース)

(以上を総称して「野村世界６資産分散投信」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「野村世界６資産分散投信(安定コース)」を「安定コース」、「野村世界６資産分散投信(分配コース)」を「分配コース」、「野村世界６資産分散投信(成長コース)」を「成長コース」、「野村世界６資産分散投信(配分変更コース)」を「配分変更コース」という場合があります。)

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は１口当り１円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき２兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（５）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に1.65％(税抜1.5％)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

（６）【申込単位】

1万円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

（７）【申込期間】

2024年9月27日から2025年9月25日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

投資者は、販売会社の定める期日までに申込代金をお支払いください。(詳しくは販売会社にお問い合わせください。)各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「野村世界６資産分散投信」の特色についてご紹介いたします。

《ポイント１》

［安定コース］［分配コース］［成長コース］

国内および外国の、「債券」「株式」「リート(不動産投資信託)※」といった６種類の資産に、バランス良く分散投資します。

［配分変更コース］

原則として、国内および外国の、「債券」「株式」「リート(不動産投資信託)※」といった６種類の資産すべてに投資を行います。

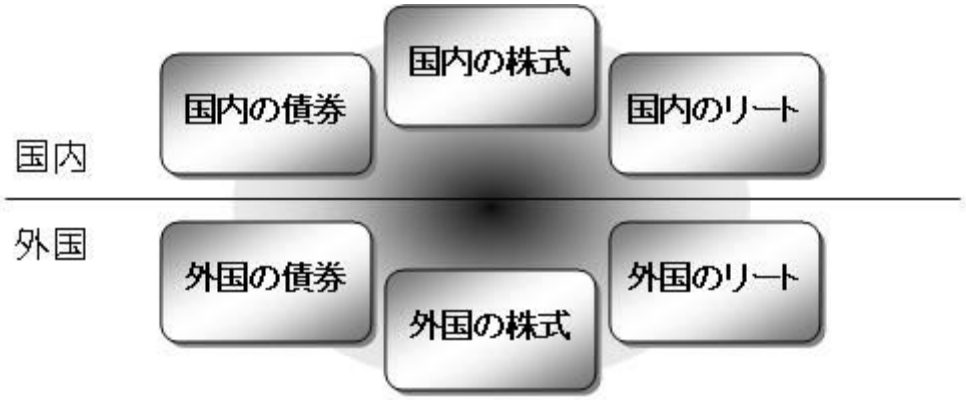

※リート(REIT)とは不動産投資信託(Real Estate Investment Trust)のことを意味しており、不動産に投資する投資信託のことです。

ファンドは、公社債・株式・REIT などの値動きのある証券等に投資します（また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、元金が保証されているものではありません。

《ポイント２》

「野村世界６資産分散投信」は、乗り換え(スイッチング)可能なファンドで構成されております。

［安定コース］

国内債券の比率を高めることで、信託財産の着実な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

［分配コース］

外国債券の比率を高めることで、インカムゲイン(利子配当収益)の獲得と信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

［成長コース］

株式の比率を高めることで、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

［配分変更コース］

投資対象資産のリスクや利回りおよび市場環境（トレンド）の分析により、各マザーファンドの投資比率

を決定し、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

《ポイント３》

［安定コース］［分配コース］［成長コース］

年に６回、収益を分配します。

原則、１月、３月、５月、７月、９月および11月の各10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、毎決算時に、分配を行ないます。

詳しくは後述の「2　投資方針　(4)分配方針」をご覧ください。

◆国内及び外国の各債券、国内及び外国の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象※1とします。

◆上記の６資産について、各ファンド毎に概ね下記の表に記載の比率(「基本投資割合」といいます。)を目処としてバランスよく分散投資を行ないます。

◆各ファンドにおける、各資産への配分比率は以下を基本とします。

	安定コース	分配コース	成長コース
国内債券	60%	20%	10%
外国債券	10%	50%	10%
国内株式	5%	5%	35%
外国株式	15%	15%	35%
国内 REIT	5%	5%	5%
外国 REIT	5%	5%	5%

◆2ヵ月に１回決算※2を行ない、利子配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案して分配を行ないます。

※1　各ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス　マザーファンド」、「海外 REIT インデックスマザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2　決算日は、原則として１月、３月、５月、７月、９月および11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)とします。

［配分変更コース］

◆原則、１月および７月の各10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、毎決算時に、分配を行ないます。

◆国内及び外国の各債券、国内及び外国の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象※1とします。

◆運用にあたっては、投資対象資産のリスクや利回りおよび市場環境（トレンド）を分析し、効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率※2を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は適宜見直します。

※1　ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス　マザーファンド」、「海外 REIT インデックスマザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2　マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式および REIT への投資比率は、原則として、信託財産の純資産総額の 80%程度以内とします。

■信託金の限度額■

各ファンドの受益権の信託金限度額は各々1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村世界６資産分散投信（安定コース））

（野村世界６資産分散投信（分配コース））

（野村世界６資産分散投信（成長コース））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券、 不動産投信） 資産配分固定型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし	日経 225 TOPIX その他 （合成指数）

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

（野村世界６資産分散投信（配分変更コース））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券、 不動産投信） 資産配分変更型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え

「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経 225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目

指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2005 年 10 月 3 日	「野村世界 6 資産分散投信（安定コース)」、「野村世界 6 資産分散投信（分配コース)」、「野村世界 6 資産分散投信（成長コース)」の各ファンドについて、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015 年 9 月 28 日	「野村世界 6 資産分散投信（配分変更コース)」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

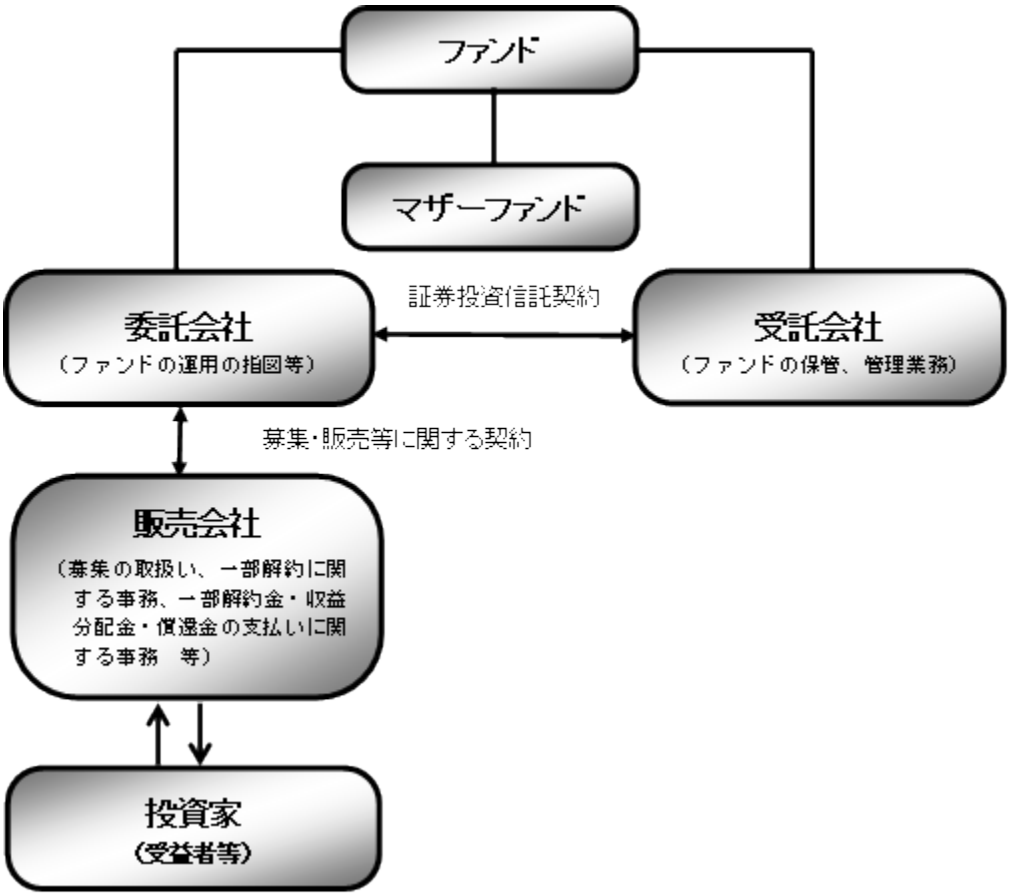

ファンド	野村世界６資産分散投信(安定コース) 野村世界６資産分散投信(分配コース) 野村世界６資産分散投信(成長コース) 野村世界６資産分散投信(配分変更コース)
マザーファンド (親投資信託)	国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド 外国債券マザーファンド 国内株式マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド J-REIT インデックス　マザーファンド 海外 REIT インデックス　マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

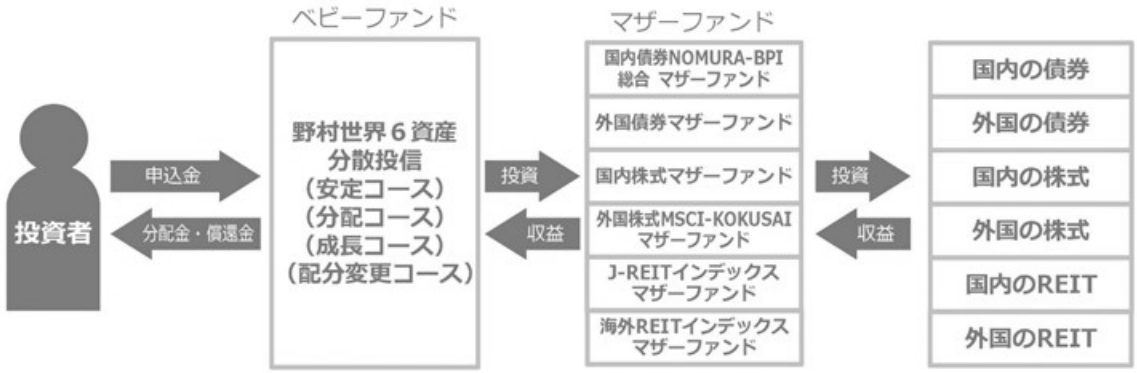

■委託会社の概況(2025 年 2 月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

[1]マザーファンドへの投資を通じて、国内及び外国の各債券、国内及び外国の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)に実質的に投資します。

◆運用にあたっては、「国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス　マザーファンド」、「海外 REIT インデックス　マザーファンド」の各受益証券に投資を行ないます。

安定コース	信託財産の着実な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。
分配コース	インカムゲイン(利子配当収益)の獲得と信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。
成長コース	信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。
配分変更コース	信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

[2]「安定コース」「分配コース」「成長コース」

各ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は以下を基本(これを「基本投資割合」といいます。)とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

■安定コース■

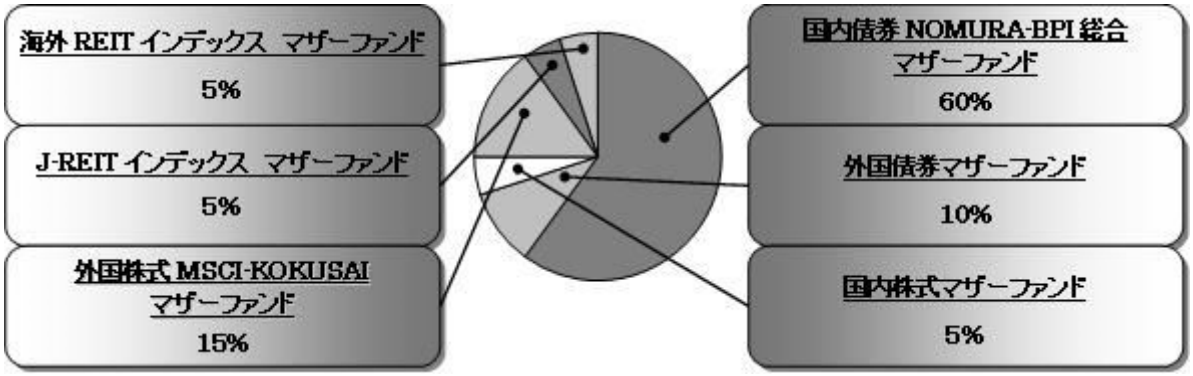

■分配コース■

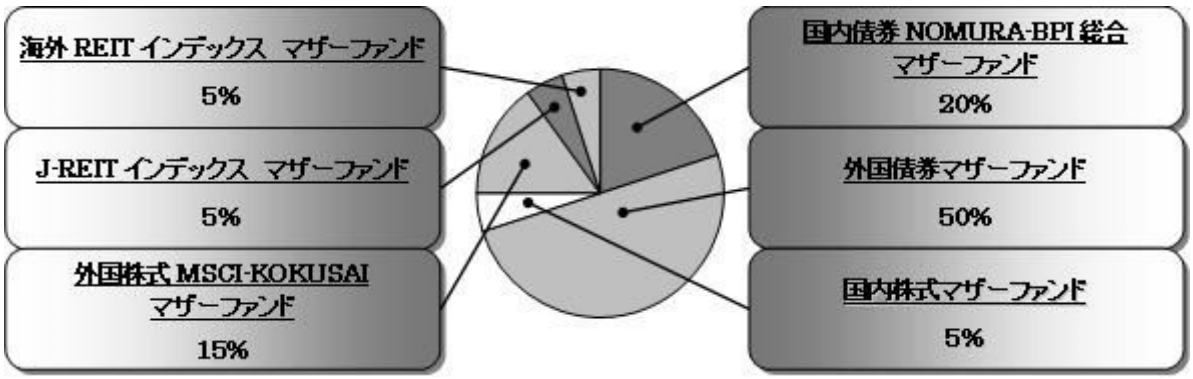

■成長コース■

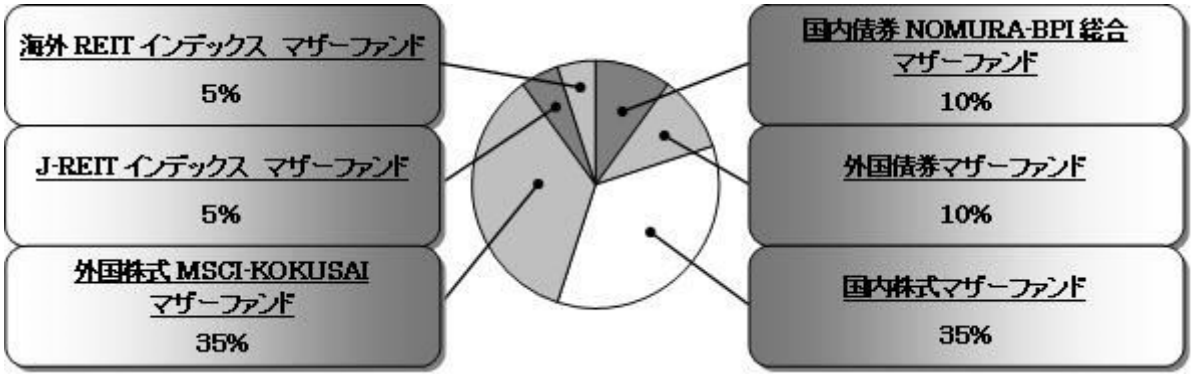

■投資プロセス■

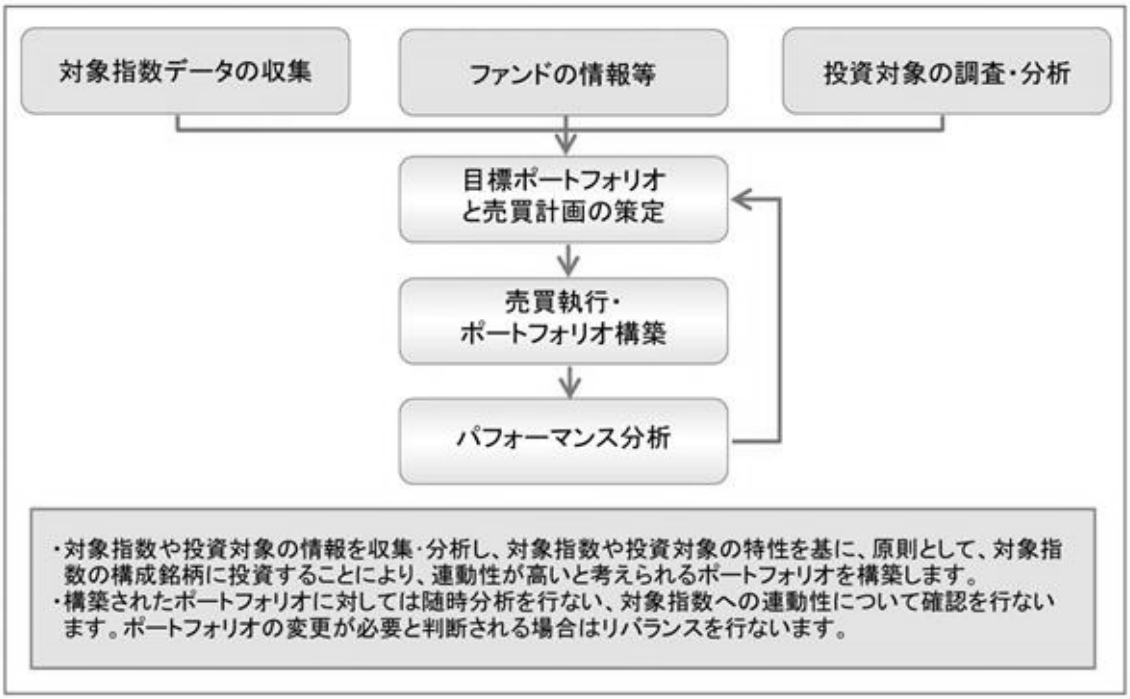

＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

「配分変更コース」

運用にあたっては、投資対象資産のリスクや利回りおよび市場環境（トレンド）を分析し、効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率※を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は適宜見直します。

※マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式および REIT への投資比率は、原則として、信託財産の純資産総額の 80%程度以内とします。

■運用プロセス■

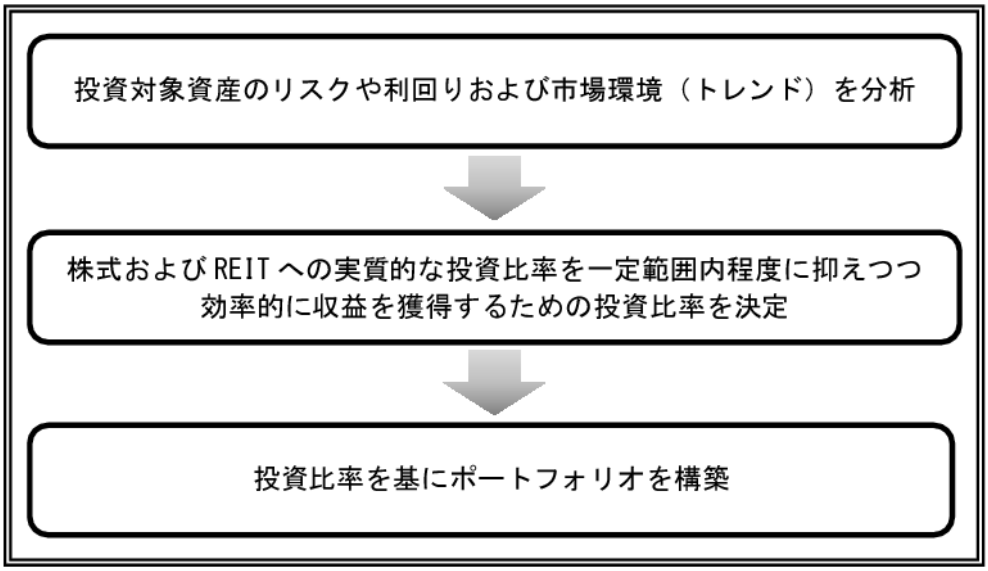

＊上記の運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

■各マザーファンドの投資方針等について■

〔国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド〕

（対象指数：NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)）

・主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

「NOMURA-BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

〔外国債券マザーファンド〕

（対象指数：ＦＴＳＥ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)）

・主として外国の公社債に投資することにより、ＦＴＳＥ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

〔国内株式マザーファンド〕

（対象指数：東証株価指数（TOPIX）（配当込み））

・主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」は、株式会社ＪＰＸ総研が発表している株価指標

で、日本の株式を対象に浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。日本の株式市場全体の動向を示す指標の１つです。
　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

〔外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド〕
（対象指数：MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)）

・主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)※の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
　※配当再投資・GROSS(税込)の指数とします。
・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI　指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
　MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI が開発した指数で、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

〔J-REIT インデックス　マザーファンド〕
（対象指数：東証 REIT 指数(配当込み)）

・J-REIT を主要投資対象とし、東証 REIT 指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
・J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

「東証 REIT 指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と配当金の受け取りをあわせた投資成果)を表す指数です。
　東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄を対象とした時価総額加重平均を、2003 年 3 月 31 日を 1,000 として指数化したものです。
　東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

〔海外 REIT インデックス　マザーファンド〕
（対象指数：S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)）

・日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
・REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

「S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P 先進国 REIT 指数(除

く日本、配当込み、ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。 S&P 先進国 REIT 指数は、S&P の持つグローバル・インデックスである S&P グローバル株価指数から、REIT 及び REIT と同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

国内及び外国の各債券、国内及び外国の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象とします。

各ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス　マザーファンド」、「海外 REIT インデックス　マザーファンド」への投資を通じて、実質的に国内及び外国の各債券、国内及び外国の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)に投資を行ないます。

■各マザーファンドの主要投資対象■

国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド	わが国の公社債を主要投資対象とします。
外国債券マザーファンド	外国の公社債を主要投資対象とします。
国内株式マザーファンド	わが国の株式を主要投資対象とします。
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式を主要投資対象とします。
J-REIT インデックス　マザーファンド	J-REIT※1 を主要投資対象とします。
海外 REIT インデックス　マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT※2 を主要投資対象とします。

※1　わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

※2　世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。
なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

①投資の対象とする資産の種類

「安定コース」「分配コース」「成長コース」(約款第 20 条)

「配分変更コース」(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
   - イ．有価証券
   - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ.為替手形

②有価証券の指図範囲等

「安定コース」「分配コース」「成長コース」（約款第21条第1項）

「配分変更コース」（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAI　マザーファンド」、「J-REITインデックス　マザーファンド」、「海外REITインデックス　マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲等

「安定コース」「分配コース」「成長コース」（約款第21条第2項）

「配分変更コース」（約款第16条第2項）

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)各マザーファンドの概要

「国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国債券マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、

同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「国内株式マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

②非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「J－REIT インデックス　マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J－REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

①J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への直接投資は行ないません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「海外REITインデックス　マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2.運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2)投資態度

①REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

「安定コース」「分配コース」「成長コース」

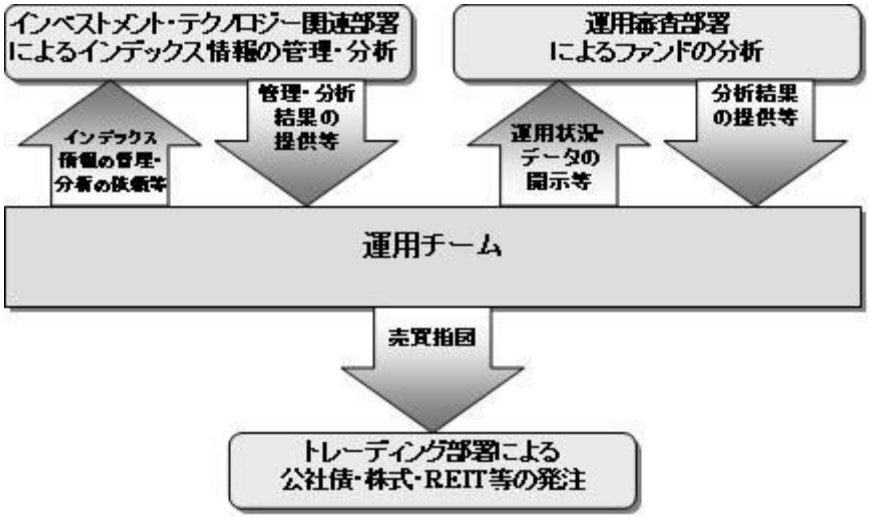

「配分変更コース」

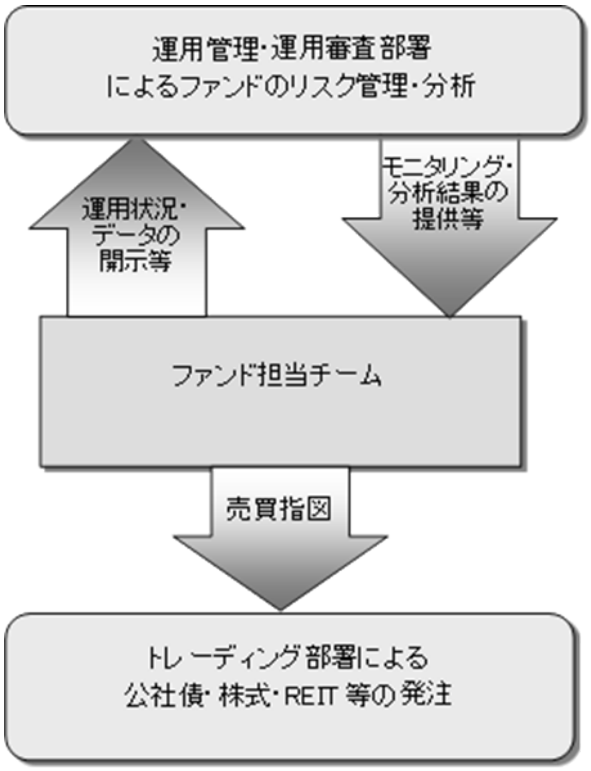

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

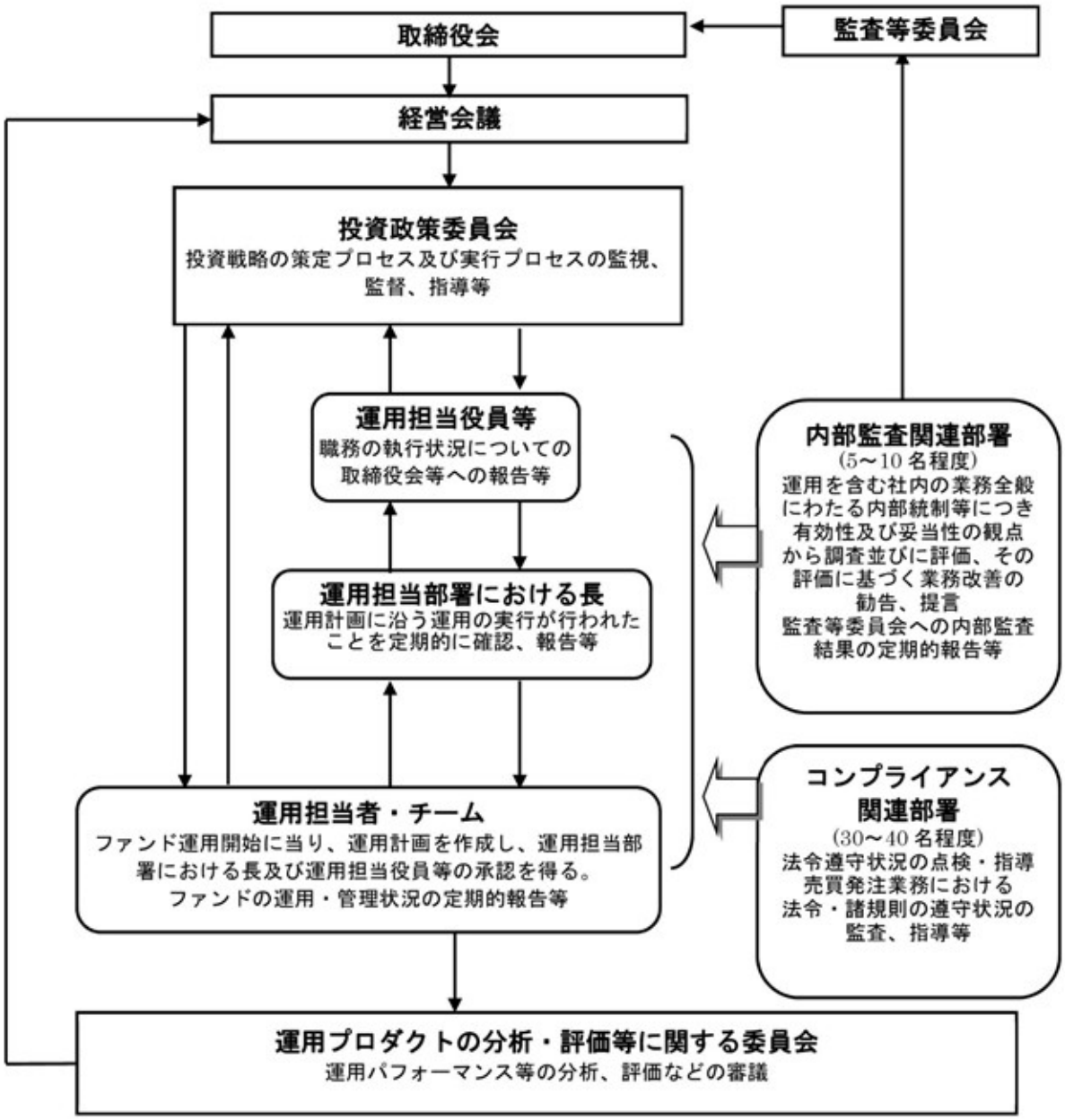

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②**「安定コース」「分配コース」「成長コース」**

収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

「配分変更コース」

収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当等収益とは、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

「安定コース」「分配コース」「成長コース」

原則として**毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

「配分変更コース」

原則として**毎年1月および7月の各10日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

［分配金をお支払いする契約の場合］

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。※1

［分配金を再投資する契約の場合］

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。※2

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

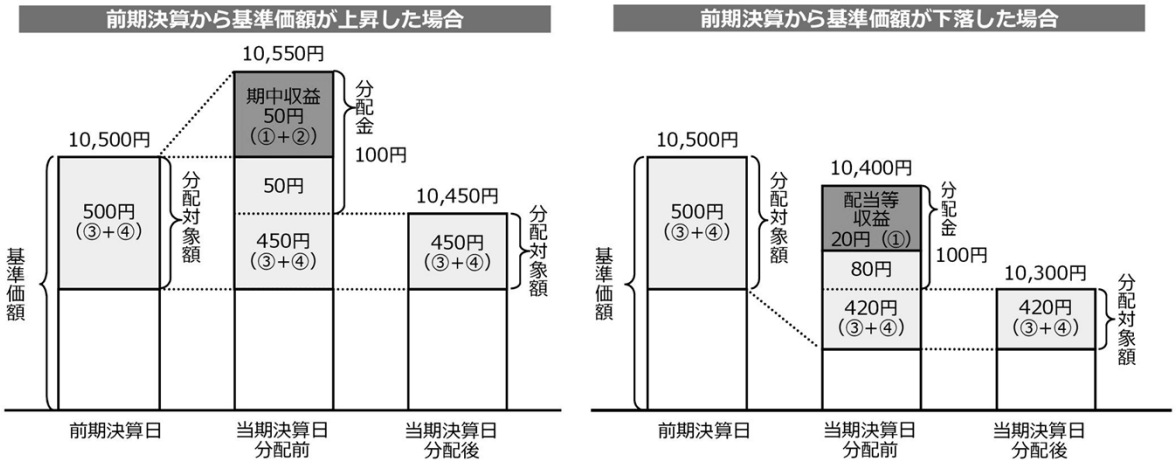

●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

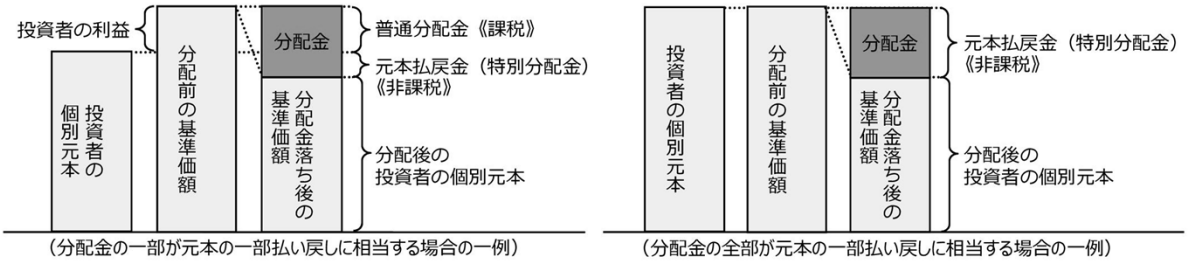

（分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合の一例）　（分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合の一例）

分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

各ファンド共通

①株式への投資割合（運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限）

株式への直接投資は行ないません。

②外貨建資産への投資割合（運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの使用（運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限）

デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

④公社債の借入れ

「安定コース」「分配コース」「成長コース」（約款第24条）

「配分変更コース」（約款第19条）

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ⅲ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ⅱ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ⅳ）上記（ⅰ）の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑤資金の借入れ

「安定コース」「分配コース」「成長コース」（約款第31条）

「配分変更コース」（約款第25条）

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ⅱ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ⅲ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ⅳ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合

計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

[株価変動リスク]

◆ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[REITの価格変動リスク]

◆REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

◆債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

◆ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆「配分変更コース」以外の各ファンドについて、ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流

動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

◆REIT に関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REIT の価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

◆各マザーファンドが対象とする指数等の著作権等について

■国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンドについて■

「NOMURA-BPI 総合」

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■外国債券マザーファンドについて■

「FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

■国内株式マザーファンドについて■

「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」

①配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。
②ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
③ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
④ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。
⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドについて■

「MSCI-KOKUSAI 指数」

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI　Inc.（MSCI　）、MSCI　の関連会社及び MSCI　指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありませ

ん。MSCI　指数は、MSCI　が独占的に所有しています。MSCI　及びMSCI　指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI　、MSCIの関連会社及びMSCI　指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI　指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI　とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI　指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI　により決定、作成、及び計算されています。MSCI　、MSCI　の関連会社及びMSCI　指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI　指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI　、MSCI　の関連会社及びMSCI　指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI　、MSCIの関連会社及びMSCI　指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI　は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI　、MSCI　の関連会社及びMSCI　指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI　、MSCI　の関連会社及びMSCI　指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI　、MSCI　の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI　、MSCI　の関連会社及びMSCI　指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI　、MSCI　の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI　、MSCI　の関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI　の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI　に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCI　のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI　の書面による許諾を得ることなくMSCI　との関係を一切主張することはできません。

■J-REITインデックス　マザーファンドについて■

「東証REIT指数（配当込み）」

①東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。

②ＪＰＸは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

③ＪＰＸは、東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指数（配当込み）の指数値につ

いて、何ら保証、言及をするものではない。
④ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。
⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
⑦ ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■海外 REIT インデックス　マザーファンドについて■

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行ないません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害(逸失利益を含む)につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

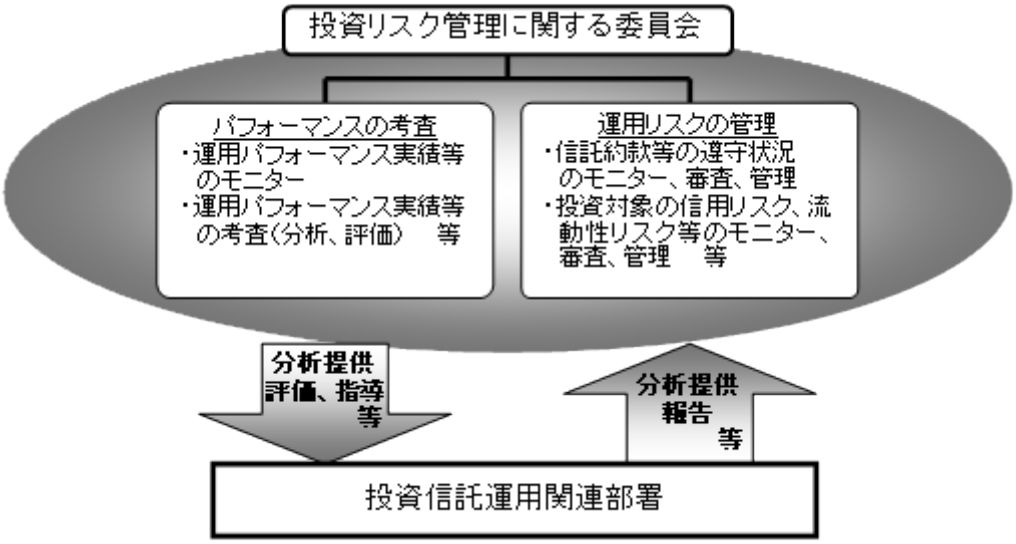

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2020年2月末～2025年1月末：月次）

野村世界６資産分散投信（安定コース）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

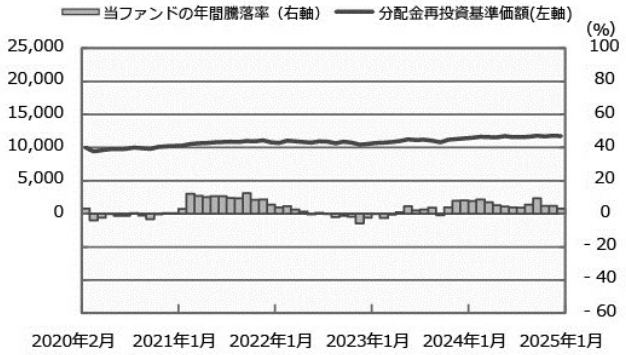

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

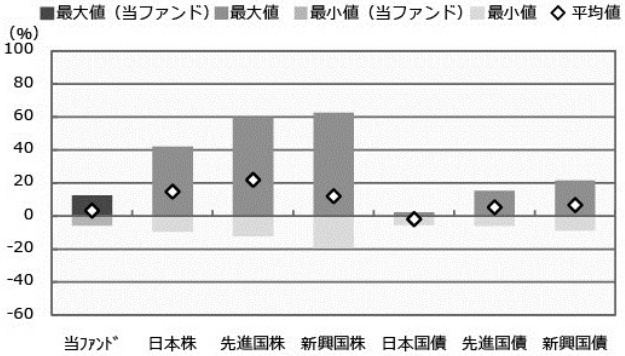

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**12.5**	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値（%）	△ **5.8**	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	**3.3**	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村世界６資産分散投信（分配コース）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

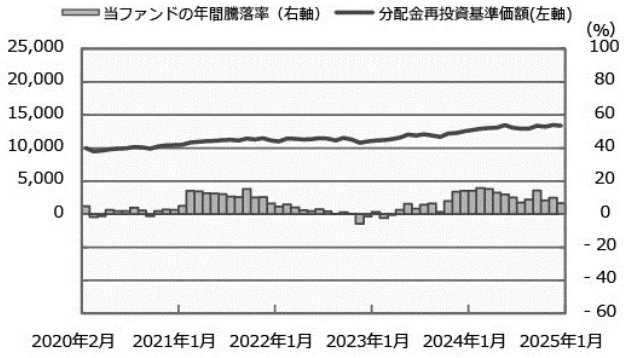

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

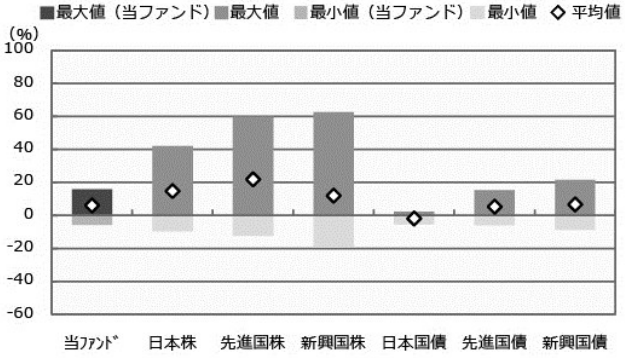

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**15.8**	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値（%）	△ **5.7**	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	**6.1**	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村世界６資産分散投信（成長コース）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

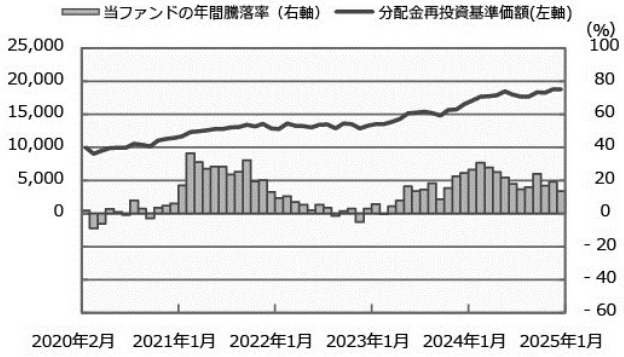

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

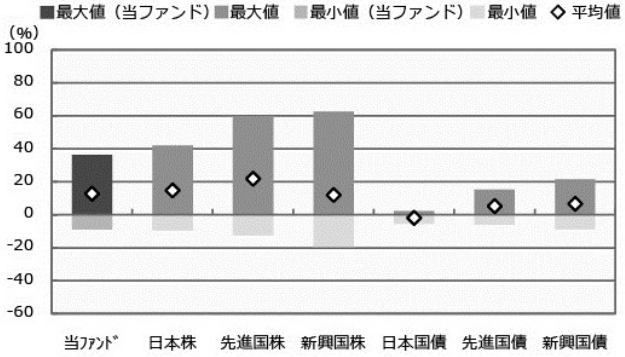

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**36.4**	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値（%）	△ **9.0**	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	**12.7**	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

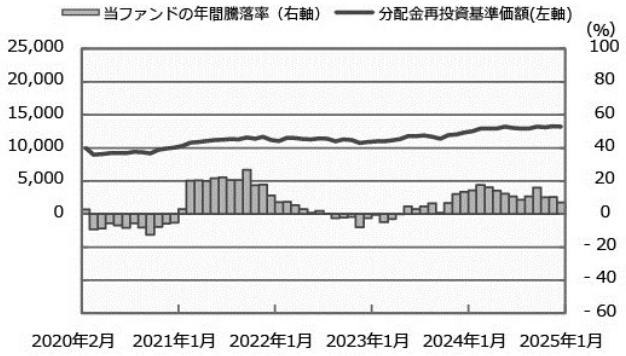

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

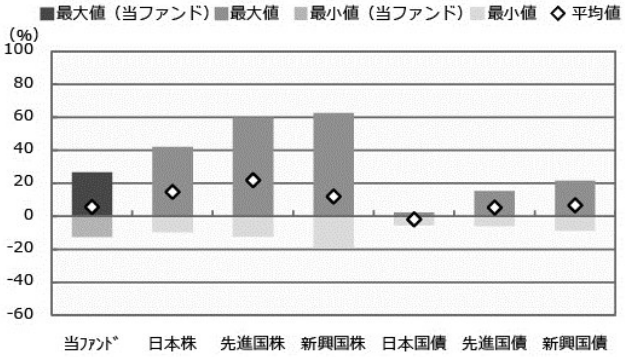

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**26.6**	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値（%）	△ **12.6**	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	**5.6**	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス–エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス–エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス–エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.65％（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜1.5％）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンドについて、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該ファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

ファンド	安定 コース	分配 コース	成長 コース	配分変更 コース
信託報酬率	年0.682％ （税抜 年0.62％）	年0.759％ （税抜 年0.69％）	年0.836％ （税抜 年0.76％）	年1.045％ （税抜 年0.95％）
委託会社	年0.23％	年0.26％	年0.29％	年0.45％
販売会社	年0.34％	年0.38％	年0.42％	年0.45％
受託会社	年0.05％	年0.05％	年0.05％	年0.05％

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の

負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315％および地方税 5％)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、「成長コース」は配当控除の適用があります。「安定コース」、「分配コース」、「配分変更コース」は配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 20.315％(国税 15.315％および地方税 5％)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315％の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注 1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注 2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

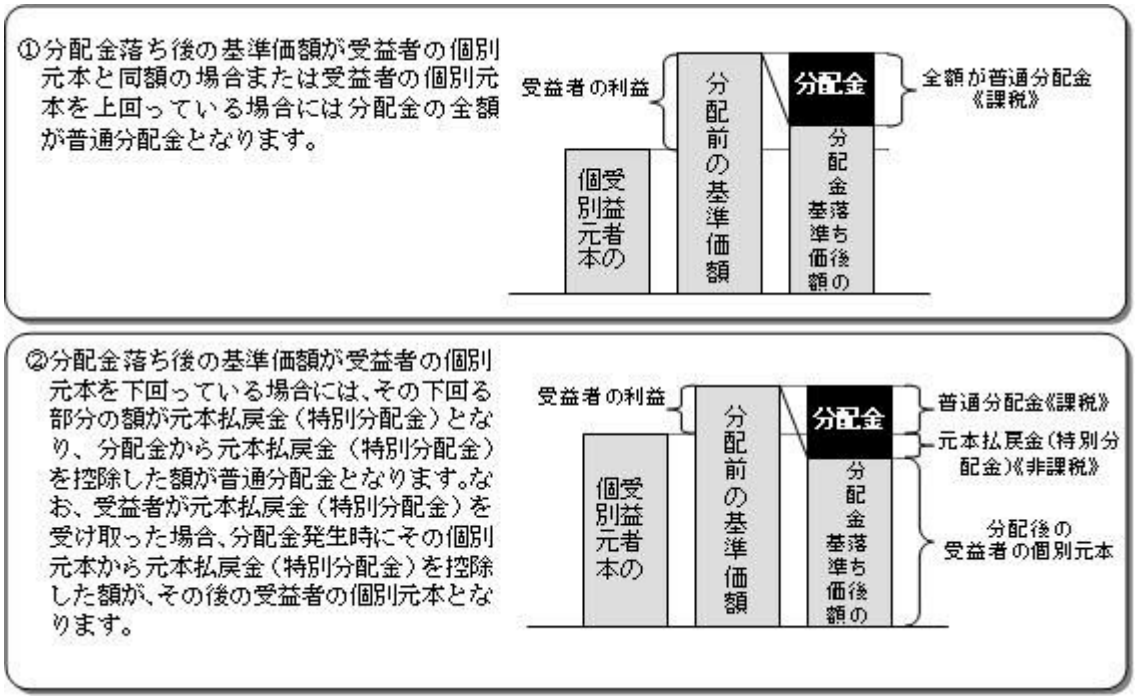

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 1 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
安定コース	0.68	0.67	0.01
分配コース	0.77	0.75	0.02
成長コース	0.85	0.83	0.02
配分変更コース	1.06	1.03	0.03

（2024年1月11日～2024年7月10日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は2025年1月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村世界６資産分散投信（安定コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	91,811,224,902	99.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	27,567,798	0.03
合計（純資産総額）		91,838,792,700	100.00

野村世界６資産分散投信（分配コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	138,555,256,529	99.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	41,666,546	0.03
合計（純資産総額）		138,596,923,075	100.00

野村世界６資産分散投信（成長コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	116,765,592,508	99.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	34,679,498	0.02
合計（純資産総額）		116,800,272,006	100.00

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	14,220,735,497	90.66
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,464,662,464	9.33
合計（純資産総額）		15,685,397,961	100.00

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	1,023,658,638,200	83.99
地方債証券	日本	59,476,326,782	4.88
特殊債券	日本	72,827,770,441	5.97
社債券	日本	55,574,699,700	4.55
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	7,232,038,488	0.59
合計（純資産総額）		1,218,769,473,611	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	464,713,267,752	47.08
	カナダ	19,059,811,425	1.93
	メキシコ	7,435,805,453	0.75
	ドイツ	44,641,656,584	4.52
	イタリア	85,421,393,588	8.65
	フランス	59,360,943,274	6.01
	オランダ	10,690,722,873	1.08
	スペイン	50,319,055,411	5.09
	ベルギー	14,186,462,836	1.43
	オーストリア	9,037,728,873	0.91
	フィンランド	4,199,263,636	0.42
	アイルランド	4,078,848,747	0.41
	ポルトガル	3,826,640,458	0.38
	イギリス	50,141,544,254	5.08
	スウェーデン	1,621,228,583	0.16
	ノルウェー	1,494,139,611	0.15
	デンマーク	2,137,775,442	0.21
	ポーランド	5,373,431,519	0.54
	オーストラリア	11,833,841,915	1.19
	ニュージーランド	2,644,441,896	0.26
	シンガポール	3,758,399,601	0.38
	マレーシア	5,012,992,281	0.50
	中国	111,098,929,280	11.25
	イスラエル	3,384,337,762	0.34
	小計	975,472,663,054	98.83
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	11,484,509,678	1.16
合計（純資産総額）		986,957,172,732	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	774,917,851,980	98.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	9,470,092,305	1.20
合計（純資産総額）		784,387,944,285	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	8,875,380,000	1.13

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	2,202,150,429,910	75.30
	カナダ	90,686,818,828	3.10
	ドイツ	67,689,316,815	2.31
	イタリア	20,144,835,807	0.68
	フランス	78,346,619,514	2.67
	オランダ	33,608,881,116	1.14
	スペイン	19,209,810,586	0.65
	ベルギー	5,041,915,337	0.17
	オーストリア	1,314,915,919	0.04
	ルクセンブルグ	438,058,619	0.01
	フィンランド	7,109,141,740	0.24
	アイルランド	1,995,503,804	0.06
	ポルトガル	1,086,850,538	0.03
	スイス	776,189,867	0.02
	ジャージー	205,753,105	0.00
	イギリス	104,528,216,834	3.57
	スイス	69,552,586,249	2.37
	スウェーデン	22,684,839,646	0.77
	ノルウェー	4,232,841,479	0.14
	デンマーク	19,143,727,456	0.65
	オーストラリア	48,682,566,649	1.66
	ニュージーランド	1,399,666,814	0.04
	香港	11,931,662,034	0.40
	シンガポール	8,703,905,710	0.29
	イスラエル	3,280,809,034	0.11
	小計	2,823,945,863,410	96.56
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	44,697,553,838	1.52
	カナダ	90,279,027	0.00
	フランス	976,962,831	0.03
	ベルギー	149,231,016	0.00
	イギリス	681,882,351	0.02
	オーストラリア	3,054,262,890	0.10
	香港	438,993,180	0.01
	シンガポール	657,030,863	0.02
	小計	50,746,195,996	1.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	49,652,923,845	1.69
合計（純資産総額）		2,924,344,983,251	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	38,571,098,892	1.31
	買建	カナダ	1,560,568,354	0.05
	買建	ドイツ	4,095,010,683	0.14
	買建	イギリス	1,804,423,967	0.06
	買建	スイス	1,194,537,684	0.04
	買建	オーストラリア	892,166,220	0.03

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	61,038,843,600	95.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	2,750,476,117	4.31
合計（純資産総額）		63,789,319,717	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,566,792,000	2.45

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	71,344,884,714	79.27
	カナダ	1,076,054,209	1.19
	ドイツ	27,390,771	0.03
	イタリア	7,952,252	0.00
	フランス	1,592,344,492	1.76
	オランダ	124,489,552	0.13
	スペイン	390,921,118	0.43
	ベルギー	770,553,934	0.85
	アイルランド	30,981,552	0.03
	シンガポール	33,736,537	0.03
	ガーンジー	72,763,350	0.08
	イギリス	3,626,326,839	4.02
	オーストラリア	6,424,657,969	7.13
	ニュージーランド	73,518,081	0.08
	香港	754,829,280	0.83
	シンガポール	2,557,539,057	2.84
	韓国	140,272,635	0.15
	イスラエル	121,819,300	0.13
	小計	89,171,035,642	99.08

現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	822,472,068	0.91
合計（純資産総額）		89,993,507,710	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	783,285,929	0.87

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村世界６資産分散投信（安定コース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	45,022,455,453	1.2217	55,003,933,827	1.2203	54,940,902,389	59.82
2	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	1,760,413,211	7.8221	13,770,128,178	7.8781	13,868,711,317	15.10
3	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	2,988,831,853	3.0540	9,127,892,480	3.0226	9,034,043,158	9.83
4	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,833,013,421	2.5089	4,598,847,372	2.6046	4,774,266,756	5.19
5	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	1,452,201,182	3.0950	4,494,562,659	3.1803	4,618,435,419	5.02
6	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,119,671,520	4.0754	4,563,109,313	4.0859	4,574,865,863	4.98

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	99.96
合　　計	99.96

野村世界６資産分散投信（分配コース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	22,675,020,005	3.0539	69,249,464,220	3.0226	68,537,515,467	49.45
2	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	22,769,023,262	1.2217	27,816,944,520	1.2203	27,785,039,086	20.04
3	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	2,670,855,704	7.8222	20,892,018,575	7.8781	21,041,268,321	15.18
4	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	2,781,010,632	2.5088	6,977,140,245	2.6046	7,243,420,292	5.22
5	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	2,203,276,490	3.0949	6,818,985,407	3.1803	7,007,080,221	5.05
6	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,698,752,574	4.0755	6,923,302,513	4.0859	6,940,933,142	5.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	99.96

合　　計	99.96

野村世界６資産分散投信（成長コース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	5,200,406,778	7.8222	40,678,922,965	7.8781	40,969,324,637	35.07
2	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	12,869,747,977	3.0951	39,834,302,549	3.1803	40,929,659,491	35.04
3	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	9,500,011,124	1.2218	11,607,127,670	1.2203	11,592,863,574	9.92
4	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	3,783,967,838	3.0538	11,555,686,096	3.0226	11,437,421,187	9.79
5	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	2,320,655,961	2.5091	5,822,915,527	2.6046	6,044,380,516	5.17
6	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,417,544,018	4.0756	5,777,371,206	4.0859	5,791,943,103	4.95

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.97
合　　計	99.97

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	1,174,496,253	3.0523	3,584,948,181	3.0226	3,550,032,374	22.63
2	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	2,612,838,367	1.2218	3,192,365,917	1.2203	3,188,446,659	20.32
3	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	779,013,618	3.0951	2,411,125,050	3.1803	2,477,497,009	15.79
4	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	564,669,078	4.0756	2,301,365,295	4.0859	2,307,181,385	14.70
5	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	269,503,401	7.8224	2,108,180,023	7.8781	2,123,174,743	13.53
6	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	220,534,181	2.5090	553,320,261	2.6046	574,403,327	3.66

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	90.66
合　　計	90.66

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	96.83	24,209,555,000	94.48	23,621,500,000	0.4	2033/6/20	1.93
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	97.66	23,440,755,000	95.59	22,943,280,000	0.5	2033/3/20	1.88

3	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６０回	20,000,000,000	99.70	19,940,050,000	99.62	19,925,000,000	0.3	2026/5/1	1.63
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	99.38	18,884,040,000	98.26	18,669,590,000	0.2	2028/3/20	1.53
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	98.53	16,751,290,000	0.4	2028/9/20	1.37
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	98.18	14,236,825,000	0.3	2028/9/20	1.16
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	97.80	13,693,080,000	96.44	13,502,440,000	0.1	2029/9/20	1.10
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４３回	13,000,000,000	99.61	12,950,530,000	99.27	12,905,100,000	0.1	2026/6/20	1.05
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	100.77	13,101,330,000	97.40	12,662,650,000	0.8	2033/9/20	1.03
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６０回	13,000,000,000	97.77	12,710,100,000	95.58	12,426,310,000	0.1	2030/9/20	1.01
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	98.96	12,370,500,000	0.6	2029/3/20	1.01
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６７回	13,600,000,000	89.66	12,193,764,000	86.62	11,780,728,000	0.5	2038/12/20	0.96
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	97.95	11,411,874,000	0.1	2028/3/20	0.93
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	99.46	11,439,035,000	99.14	11,401,215,000	0.005	2026/6/20	0.93
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	98.53	10,838,560,000	95.89	10,548,340,000	0.5	2032/12/20	0.86
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１８９回	10,500,000,000	102.05	10,716,083,000	99.57	10,455,480,000	1.9	2044/6/20	0.85
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６６回	11,500,000,000	91.88	10,567,045,000	89.48	10,290,200,000	0.7	2038/9/20	0.84
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１５３回	10,000,000,000	103.35	10,335,755,000	100.13	10,013,700,000	1.3	2035/6/20	0.82
19	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４５８回	10,000,000,000	99.82	9,982,650,000	99.60	9,960,000,000	0.2	2026/3/1	0.81
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.36	9,836,300,000	0.1	2027/9/20	0.80
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.36	9,836,300,000	0.1	2027/9/20	0.80
22	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	97.97	9,797,200,000	0.3	2028/12/20	0.80
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	96.87	9,687,000,000	0.8	2034/3/20	0.79
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	95.45	9,545,400,000	0.6	2033/12/20	0.78

25	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	9,500,000,000	100.27	9,526,090,000	98.27	9,336,030,000	1	2034/3/20	0.76
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６５回	9,500,000,000	96.56	9,173,295,000	94.23	8,952,705,000	0.1	2031/12/20	0.73
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	99.90	8,991,780,000	99.13	8,921,970,000	0.7	2029/9/20	0.73
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	99.99	8,999,520,000	98.68	8,882,010,000	0.6	2029/9/20	0.72
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	98.55	8,869,680,000	0.1	2027/6/20	0.72
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（３０年）第８３回	9,000,000,000	100.69	9,062,329,000	98.33	8,849,970,000	2.2	2054/6/20	0.72

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	83.99
地方債証券	4.88
特殊債券	5.97
社債券	4.55
合　　計	99.40

（参考）外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	483,800,000	2,139.00	10,348,491,728	2,156.86	10,434,890,210	1.85	2027/5/15	1.05
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,000,000	15,578.62	10,437,678,157	15,572.09	10,433,302,089	4.875	2026/5/31	1.05
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74,500,000	13,625.35	10,150,892,380	13,775.93	10,263,074,525	2.75	2032/8/15	1.03
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,450,000	14,572.69	9,975,010,187	14,612.33	10,002,143,258	1.25	2026/12/31	1.01
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	13,795.23	9,698,050,619	14,009.99	9,849,028,384	1.25	2028/5/31	0.99
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	13,760.48	9,205,767,086	13,814.84	9,242,134,076	1	2028/7/31	0.93
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60,700,000	14,471.66	8,784,301,159	14,860.26	9,020,182,470	2	2026/11/15	0.91
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,801.27	8,864,559,761	13,951.48	8,961,037,292	2.875	2032/5/15	0.90
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,802.17	8,709,174,877	14,183.12	8,949,553,534	0.5	2027/5/31	0.90
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,610.95	8,588,510,791	14,067.90	8,876,850,548	1.125	2028/2/29	0.89
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,600,000	14,792.84	8,668,609,924	14,779.13	8,660,571,166	1.625	2026/10/31	0.87
12	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	51,400,000	16,431.06	8,445,566,842	16,614.17	8,539,687,482	3.5	2029/5/31	0.86
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	57,150,000	15,140.35	8,652,711,937	14,865.09	8,495,400,991	4	2034/2/15	0.86
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY	58,950,000	13,754.82	8,108,468,578	13,973.20	8,237,201,471	1.25	2028/6/30	0.83

			N/B								
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,400,000	14,724.44	8,157,341,423	14,789.08	8,193,152,922	2.875	2028/5/15	0.83
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,100,000	14,533.28	8,007,842,562	14,838.30	8,175,905,849	0.5	2026/2/28	0.82
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	45,250,000	18,507.75	8,374,756,901	18,054.12	8,169,489,743	4.75	2035/4/25	0.82
18	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,550,000	18,057.09	8,044,433,742	17,782.32	7,922,023,738	5.5	2029/4/25	0.80
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,000,000	18,589.12	7,807,431,043	18,726.84	7,865,273,136	5.75	2033/2/1	0.79
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,100,000	12,486.46	7,629,229,137	12,750.12	7,790,327,521	0.625	2030/5/15	0.78
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,069.89	7,534,947,016	15,208.33	7,604,168,719	4	2030/2/28	0.77
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,950,000	15,186.12	7,737,330,522	14,779.13	7,529,967,592	3.875	2033/8/15	0.76
23	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	38,550,000	19,374.69	7,468,944,999	18,988.84	7,320,199,741	5.75	2032/10/25	0.74
24	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	44,600,000	16,092.65	7,177,325,529	16,180.32	7,216,424,504	3.2	2026/1/28	0.73
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,400,000	14,318.55	6,930,181,376	14,782.14	7,154,559,487	1.375	2026/8/31	0.72
26	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	37,250,000	19,073.21	7,104,773,854	19,110.10	7,118,512,697	5.75	2032/7/30	0.72
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	14,770.38	7,001,162,379	14,932.95	7,078,222,026	3.625	2030/3/31	0.71
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,100,000	14,402.62	6,927,661,024	14,440.71	6,945,982,586	3.5	2033/2/15	0.70
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,700,000	16,970.07	6,906,822,246	16,870.47	6,866,282,653	5.9	2026/7/30	0.69
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	52,450,000	13,129.36	6,886,349,475	13,075.57	6,858,139,479	1.875	2032/2/15	0.69

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.83
合　　計	98.83

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,351,800	3,354.82	34,728,433,355	2,973.50	30,781,077,300	3.92
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	12,302,900	1,594.24	19,613,894,624	1,978.50	24,341,287,650	3.10
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,717,500	2,385.24	16,022,849,700	3,440.00	23,108,200,000	2.94
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,064,600	3,013.27	15,261,044,594	3,946.00	19,984,911,600	2.54
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,561,900	7,288.13	11,383,335,775	10,930.00	17,071,567,000	2.17
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,001,000	3,030.63	12,125,556,780	3,868.00	15,475,868,000	1.97
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	194,800	69,697.36	13,577,046,995	67,250.00	13,100,300,000	1.67

8	日本	株式	任天堂	その他製品	1,229,400	7,890.26	9,700,287,336	10,230.00	12,576,762,000	1.60
9	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,588,700	3,080.06	7,973,358,400	4,307.00	11,149,530,900	1.42
10	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	412,100	34,124.98	14,062,904,264	26,205.00	10,799,080,500	1.37
11	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,385,000	7,259.27	10,054,092,144	7,183.00	9,948,455,000	1.26
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,872,500	5,137.74	9,620,419,502	5,160.00	9,662,100,000	1.23
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,807,900	3,325.92	12,664,783,553	2,489.50	9,479,767,050	1.20
14	日本	株式	三井物産	卸売業	3,027,200	3,858.53	11,680,542,386	3,086.00	9,341,939,200	1.19
15	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	963,400	7,966.55	7,674,975,550	9,411.00	9,066,557,400	1.15
16	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	58,094,200	161.04	9,356,035,324	152.70	8,870,984,340	1.13
17	日本	株式	信越化学工業	化学	1,734,600	5,805.70	10,070,567,220	4,877.00	8,459,644,200	1.07
18	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	380,500	18,219.05	6,932,349,527	20,975.00	7,980,987,500	1.01
19	日本	株式	三菱重工業	機械	3,439,400	1,341.13	4,612,690,286	2,296.00	7,896,862,400	1.00
20	日本	株式	第一三共	医薬品	1,843,200	5,344.09	9,850,235,525	4,277.00	7,883,366,400	1.00
21	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1,436,500	4,343.31	6,239,171,385	5,186.00	7,449,689,000	0.94
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,737,800	4,129.77	7,176,724,256	4,209.00	7,314,400,200	0.93
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,613,900	1,711.15	7,895,100,004	1,478.50	6,821,651,150	0.86
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,263,400	195.02	6,097,147,367	200.20	6,258,932,680	0.79
25	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	115,900	41,128.69	4,766,815,987	51,030.00	5,914,377,000	0.75
26	日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	2,276,000	2,046.85	4,658,647,346	2,469.50	5,620,582,000	0.71
27	日本	株式	富士通	電気機器	1,809,800	2,376.66	4,301,296,682	3,018.00	5,461,976,400	0.69
28	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	613,700	5,546.68	3,404,002,440	8,659.00	5,314,028,300	0.67
29	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,000,500	2,744.36	5,490,108,620	2,571.50	5,144,285,750	0.65
30	日本	株式	キヤノン	電気機器	971,300	4,410.45	4,283,871,458	5,018.00	4,873,983,400	0.62

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.23
		建設業	2.09
		食料品	2.91
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.89
		医薬品	4.20
		石油・石炭製品	0.52
		ゴム製品	0.58
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.82
		非鉄金属	0.82
		金属製品	0.49

		機械	5.54
		電気機器	17.58
		輸送用機器	7.48
		精密機器	2.41
		その他製品	2.81
		電気・ガス業	1.17
		陸運業	2.24
		海運業	0.63
		空運業	0.34
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.50
		卸売業	6.41
		小売業	4.52
		銀行業	8.97
		証券、商品先物取引業	0.94
		保険業	3.11
		その他金融業	1.14
		不動産業	1.82
		サービス業	5.12
合　　計			98.79

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,119,100	27,491.07	113,238,486,053	36,691.02	151,133,995,723	5.16
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	6,645,700	14,379.31	95,560,601,869	19,249.69	127,927,727,967	4.37
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,913,100	65,076.52	124,497,897,918	64,086.90	122,604,659,295	4.19
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,559,100	28,000.41	71,655,855,466	36,235.45	92,730,153,402	3.17
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	592,100	75,659.76	44,798,148,237	106,093.41	62,817,908,061	2.14
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,587,300	23,645.73	37,532,880,567	31,020.35	49,238,608,063	1.68
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	778,900	28,240.77	21,996,742,971	61,815.24	48,147,890,748	1.64
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,361,800	23,842.96	32,469,349,706	31,292.15	42,613,651,096	1.45

9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,202,070	21,060.42	25,316,104,846	33,304.37	40,034,188,614	1.36
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	770,800	31,134.08	23,998,152,059	41,422.75	31,928,662,560	1.09
11	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	218,900	121,274.32	26,546,949,234	127,131.40	27,829,065,408	0.95
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	359,000	65,325.74	23,451,940,873	72,945.01	26,187,258,770	0.89
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	452,600	43,415.21	19,649,726,712	52,977.21	23,977,485,925	0.81
14	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	250,170	77,200.02	19,313,131,309	84,252.37	21,077,416,679	0.72
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,203,689	17,878.76	21,520,478,407	16,920.89	20,367,495,302	0.69
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	223,500	74,288.55	16,603,491,799	87,408.92	19,535,894,581	0.66
17	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,197,800	9,503.18	11,382,915,416	15,234.51	18,247,907,457	0.62
18	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	120,040	115,124.60	13,819,558,146	151,188.51	18,148,669,257	0.62
19	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	116,300	95,091.11	11,059,097,232	150,297.45	17,479,593,807	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	269,100	58,974.67	15,870,084,976	64,011.23	17,225,423,338	0.58
21	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	636,600	25,141.71	16,005,216,679	25,853.12	16,458,100,203	0.56
22	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	652,146	24,379.00	15,898,669,086	23,607.71	15,395,676,319	0.52
23	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	259,040	45,999.51	11,915,713,180	53,057.51	13,744,018,712	0.46
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,892,000	5,892.37	11,148,370,875	7,214.96	13,650,722,483	0.46
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	478,500	28,084.89	13,438,622,867	27,125.62	12,979,613,716	0.44
26	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	108,260	141,837.09	15,355,283,960	113,326.41	12,268,717,363	0.41
27	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	282,900	29,219.06	8,266,073,268	42,984.49	12,160,314,484	0.41
28	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	450,400	19,728.46	8,885,699,831	26,311.78	11,850,827,243	0.40
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	470,700	24,275.48	11,426,470,285	24,140.49	11,362,932,220	0.38
30	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	872,700	18,883.00	16,479,201,504	12,973.51	11,321,984,795	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.40
		メディア	0.45
		娯楽	1.37
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.19
		石油・ガス・消耗燃料	3.66
		化学	1.51

		建設資材	0.32
		容器・包装	0.19
		金属・鉱業	1.08
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.06
		建設関連製品	0.60
		建設・土木	0.30
		電気設備	1.10
		コングロマリット	0.64
		機械	1.76
		商社・流通業	0.44
		商業サービス・用品	0.60
		航空貨物・物流サービス	0.36
		旅客航空輸送	0.04
		海上運輸	0.03
		陸上運輸	0.88
		運送インフラ	0.08
		自動車用部品	0.08
		自動車	2.08
		家庭用耐久財	0.26
		繊維・アパレル・贅沢品	0.97
		ホテル・レストラン・レジャー	1.94
		販売	0.06
		大規模小売り	3.57
		専門小売り	1.63
		生活必需品流通・小売り	1.84
		飲料	1.14
		食品	0.95
		タバコ	0.56
		家庭用品	0.91
		パーソナルケア用品	0.49
		ヘルスケア機器・用品	2.17
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.66
		バイオテクノロジー	1.51
		医薬品	4.17
		銀行	5.87
		金融サービス	3.30
		保険	2.95
		情報技術サービス	1.43
		ソフトウェア	8.52
		通信機器	0.74

		コンピュータ・周辺機器	5.47
		電子装置・機器・部品	0.49
		半導体・半導体製造装置	8.46
		各種電気通信サービス	0.89
		無線通信サービス	0.22
		電力	1.52
		ガス	0.07
		総合公益事業	0.66
		水道	0.07
		消費者金融	0.49
		資本市場	3.61
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.98
		専門サービス	0.93
		その他の業種	0.00
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.73
合　　計			98.30

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人　投資証券	36,034	116,974	4,215,062,376	123,500	4,450,199,000	6.97
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	31,728	104,137	3,304,089,194	109,400	3,471,043,200	5.44
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人　投資証券	32,033	91,109	2,918,514,457	94,500	3,027,118,500	4.74
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	19,775	141,234	2,792,919,554	149,500	2,956,362,500	4.63
5	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	17,283	151,233	2,613,767,370	155,100	2,680,593,300	4.20
6	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人　投資証券	20,751	131,420	2,727,110,115	127,200	2,639,527,200	4.13
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人　投資証券	10,762	246,341	2,651,127,653	236,900	2,549,517,800	3.99
8	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人　投資証券	34,037	67,624	2,301,743,615	67,800	2,307,708,600	3.61
9	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人　投資証券	9,213	245,638	2,263,070,725	244,300	2,250,735,900	3.52
10	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人　投資証券	12,309	158,673	1,953,116,050	172,400	2,122,071,600	3.32
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	13,719	140,927	1,933,386,704	150,400	2,063,337,600	3.23
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	12,143	160,066	1,943,691,880	142,900	1,735,234,700	2.72
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法	22,695	78,442	1,780,260,026	72,000	1,634,040,000	2.56

			人　投資証券						
14	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人　投資証券	18,563	79,252	1,471,157,660	79,400	1,473,902,200	2.31
15	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	4,225	328,964	1,389,876,744	342,000	1,444,950,000	2.26
16	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	13,466	106,791	1,438,060,264	102,100	1,374,878,600	2.15
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人　投資証券	11,311	123,787	1,400,156,792	116,000	1,312,076,000	2.05
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	2,133	635,447	1,355,410,562	584,000	1,245,672,000	1.95
19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人　投資証券	7,909	148,942	1,177,984,808	143,400	1,134,150,600	1.77
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	12,452	89,710	1,117,078,009	89,900	1,119,434,800	1.75
21	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	3,003	364,933	1,095,896,471	338,000	1,015,014,000	1.59
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人　投資証券	7,578	132,101	1,001,062,363	125,400	950,281,200	1.48
23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人　投資証券	11,461	88,601	1,015,456,977	81,000	928,341,000	1.45
24	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人　投資証券	7,264	129,622	941,580,455	125,600	912,358,400	1.43
25	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	3,128	314,120	982,569,612	271,600	849,564,800	1.33
26	日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	6,279	117,215	735,998,133	132,200	830,083,800	1.30
27	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人　投資証券	9,124	101,696	927,877,041	89,400	815,685,600	1.27
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人　投資証券	5,459	144,814	790,540,990	141,800	774,086,200	1.21
29	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人　投資証券	2,133	379,384	809,227,479	356,000	759,348,000	1.19
30	日本	投資証券	森トラストリート投資法人　投資証券	11,908	68,697	818,054,355	63,300	753,776,400	1.18

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	95.68
合　　計	95.68

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	368,550	17,091.74	6,299,162,819	18,631.97	6,866,816,045	7.63
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	38,400	119,096.33	4,573,299,316	142,404.53	5,468,334,179	6.07
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	235,430	16,407.89	3,862,910,034	21,184.70	4,987,515,663	5.54
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	122,090	23,719.43	2,895,906,044	27,147.24	3,314,407,716	3.68
5	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	124,120	23,063.48	2,862,640,360	25,362.03	3,147,936,268	3.49
6	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	348,500	8,281.24	2,886,013,606	8,388.63	2,923,440,204	3.24
7	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	62,750	42,949.14	2,695,058,600	46,027.86	2,888,248,309	3.20
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	761,100	3,410.52	2,595,750,762	3,445.56	2,622,421,653	2.91
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	84,440	23,054.26	1,946,702,365	23,891.86	2,017,429,106	2.24
10	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	419,900	4,415.73	1,854,167,100	4,608.19	1,934,979,485	2.15
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	56,500	30,797.79	1,740,075,606	33,956.06	1,918,517,865	2.13
12	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	116,890	13,586.32	1,588,105,305	15,751.85	1,841,234,915	2.04

13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	167,160	7,878.43	1,316,959,813	9,290.50	1,553,001,451	1.72
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	136,060	10,148.23	1,380,768,466	10,769.94	1,465,359,152	1.62
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	25,620	41,706.55	1,068,521,848	43,419.53	1,112,408,584	1.23
16	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	46,610	21,363.93	995,773,186	23,448.65	1,092,941,632	1.21
17	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	227,200	5,374.01	1,220,976,897	4,785.78	1,087,330,511	1.20
18	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	268,900	2,969.52	798,504,420	3,502.47	941,814,828	1.04
19	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	47,770	18,051.23	862,307,363	19,458.18	929,517,259	1.03
20	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	62,040	17,580.10	1,090,669,617	14,802.11	918,323,246	1.02
21	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	279,100	3,004.28	838,496,547	3,167.35	884,009,981	0.98
22	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	109,100	6,835.69	745,773,909	7,479.04	815,963,799	0.90
23	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	76,250	9,718.16	741,009,832	10,062.65	767,277,733	0.85
24	アメリカ	投資証券	UDR INC	119,900	6,173.58	740,212,507	6,398.03	767,124,385	0.85
25	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	87,100	8,689.53	756,858,571	8,597.11	748,808,986	0.83
26	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	540,100	1,705.51	921,146,593	1,382.85	746,878,182	0.82
27	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	42,260	16,618.28	702,288,802	17,481.47	738,767,176	0.82
28	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	2,077,000	310.77	645,472,566	352.80	732,768,923	0.81
29	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	64,720	9,611.51	622,057,022	11,112.78	719,219,303	0.79
30	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	279,000	2,744.44	765,701,366	2,569.71	716,950,541	0.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.08
合　　計	99.08

②【投資不動産物件】

野村世界６資産分散投信（安定コース）

該当事項はありません。

野村世界６資産分散投信（分配コース）

該当事項はありません。

野村世界６資産分散投信（成長コース）

該当事項はありません。

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村世界６資産分散投信（安定コース）

該当事項はありません。

野村世界６資産分散投信（分配コース）

該当事項はありません。

野村世界６資産分散投信（成長コース）

該当事項はありません。

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 03 月限)	買建	318	日本円	8,712,945,016	8,875,380,000	1.13

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率

											(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025年03月限)	買建	819	米ドル	246,809,187.5	38,114,742,821	249,764,287.5	38,571,098,892	1.31
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025年03月限)	買建	47	カナダドル	14,163,440	1,508,264,738	14,654,600	1,560,568,354	0.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50株価指数先物(2025年03月限)	買建	482	ユーロ	24,440,330	3,919,251,318	25,536,360	4,095,010,683	0.14
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025年03月限)	買建	44	豪ドル	9,145,750	876,803,056	9,306,000	892,166,220	0.03
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025年03月限)	買建	109	英ポンド	9,096,210	1,743,652,498	9,413,240	1,804,423,967	0.06
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2025年03月限)	買建	56	スイスフラン	6,686,760	1,134,007,631	7,043,680	1,194,537,684	0.04

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
REIT 指数先物取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2025年03月限)	買建	926	日本円	1,487,662,620	1,566,792,000	2.45

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2025年03月限)	買建	139	米ドル	5,086,590	785,522,091	5,072,110	783,285,929	0.87

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村世界６資産分散投信（安定コース）

2025年１月末日及び同日前１年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第19特定期間　(2015年 3月10日)	37,542	37,638	1.1756	1.1786
第20特定期間　(2015年 9月10日)	35,250	35,343	1.1454	1.1484
第21特定期間　(2016年 1月12日)	36,401	36,497	1.1399	1.1429

第22特定期間 (2016年 7月11日)	37,784	37,883	1.1501	1.1531
第23特定期間 (2017年 1月10日)	39,780	39,881	1.1792	1.1822
第24特定期間 (2017年 7月10日)	42,032	42,139	1.1780	1.1810
第25特定期間 (2018年 1月10日)	45,283	45,396	1.2051	1.2081
第26特定期間 (2018年 7月10日)	48,342	48,464	1.1969	1.1999
第27特定期間 (2019年 1月10日)	58,522	58,674	1.1578	1.1608
第28特定期間 (2019年 7月10日)	77,812	78,005	1.2123	1.2153
第29特定期間 (2020年 1月10日)	87,808	88,023	1.2289	1.2319
第30特定期間 (2020年 7月10日)	85,964	86,184	1.1755	1.1785
第31特定期間 (2021年 1月12日)	91,723	91,948	1.2208	1.2238
第32特定期間 (2021年 7月12日)	93,754	93,973	1.2851	1.2881
第33特定期間 (2022年 1月11日)	93,334	93,551	1.2909	1.2939
第34特定期間 (2022年 7月11日)	91,464	91,682	1.2565	1.2595
第35特定期間 (2023年 1月10日)	88,687	88,906	1.2117	1.2147
第36特定期間 (2023年 7月10日)	93,060	93,279	1.2785	1.2815
第37特定期間 (2024年 1月10日)	92,710	92,925	1.2949	1.2979
第38特定期間 (2024年 7月10日)	94,421	94,633	1.3347	1.3377
第39特定期間 (2025年 1月10日)	91,760	91,968	1.3204	1.3234
2024年 1月末日	92,990	—	1.2999	—
2月末日	93,840	—	1.3140	—
3月末日	94,511	—	1.3286	—
4月末日	93,907	—	1.3226	—
5月末日	92,993	—	1.3113	—
6月末日	94,350	—	1.3331	—
7月末日	92,918	—	1.3134	—
8月末日	92,810	—	1.3148	—
9月末日	92,722	—	1.3154	—
10月末日	93,820	—	1.3345	—
11月末日	92,630	—	1.3226	—
12月末日	92,753	—	1.3334	—
2025年 1月末日	91,838	—	1.3235	—

野村世界6資産分散投信（分配コース）

2025年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第19特定期間 (2015年 3月10日)	160,888	161,351	1.0430	1.0460
第20特定期間 (2015年 9月10日)	143,237	143,664	1.0073	1.0103
第21特定期間 (2016年 1月12日)	135,421	135,835	0.9824	0.9854

第 22 特定期間 (2016 年 7 月 11 日)	124,102	124,502	0.9298	0.9328
第 23 特定期間 (2017 年 1 月 10 日)	126,824	127,207	0.9939	0.9969
第 24 特定期間 (2017 年 7 月 10 日)	122,468	122,834	1.0031	1.0061
第 25 特定期間 (2018 年 1 月 10 日)	121,742	122,097	1.0308	1.0338
第 26 特定期間 (2018 年 7 月 10 日)	118,208	118,559	1.0099	1.0129
第 27 特定期間 (2019 年 1 月 10 日)	112,507	112,857	0.9633	0.9663
第 28 特定期間 (2019 年 7 月 10 日)	118,397	118,745	1.0185	1.0215
第 29 特定期間 (2020 年 1 月 10 日)	118,990	119,333	1.0409	1.0439
第 30 特定期間 (2020 年 7 月 10 日)	113,339	113,675	1.0113	1.0143
第 31 特定期間 (2021 年 1 月 12 日)	116,874	117,207	1.0542	1.0572
第 32 特定期間 (2021 年 7 月 12 日)	121,090	121,415	1.1207	1.1237
第 33 特定期間 (2022 年 1 月 11 日)	120,506	120,826	1.1292	1.1322
第 34 特定期間 (2022 年 7 月 11 日)	119,350	119,671	1.1159	1.1189
第 35 特定期間 (2023 年 1 月 10 日)	114,750	115,073	1.0677	1.0707
第 36 特定期間 (2023 年 7 月 10 日)	123,635	123,959	1.1468	1.1498
第 37 特定期間 (2024 年 1 月 10 日)	127,652	127,974	1.1897	1.1927
第 38 特定期間 (2024 年 7 月 10 日)	140,770	141,095	1.2983	1.3013
第 39 特定期間 (2025 年 1 月 10 日)	138,491	138,818	1.2699	1.2729
2024 年 1 月末日	129,932	—	1.2068	—
2 月末日	131,911	—	1.2245	—
3 月末日	134,036	—	1.2447	—
4 月末日	135,187	—	1.2541	—
5 月末日	135,551	—	1.2539	—
6 月末日	139,720	—	1.2906	—
7 月末日	136,078	—	1.2529	—
8 月末日	134,435	—	1.2356	—
9 月末日	134,652	—	1.2354	—
10 月末日	139,008	—	1.2766	—
11 月末日	137,130	—	1.2578	—
12 月末日	139,983	—	1.2846	—
2025 年 1 月末日	138,596	—	1.2682	—

野村世界６資産分散投信（成長コース）

2025 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 19 特定期間 (2015 年 3 月 10 日)	39,572	39,671	1.1974	1.2004
第 20 特定期間 (2015 年 9 月 10 日)	34,826	34,918	1.1355	1.1385
第 21 特定期間 (2016 年 1 月 12 日)	32,811	32,901	1.0926	1.0956

第22特定期間 (2016年 7月11日)	30,861	30,952	1.0229	1.0259
第23特定期間 (2017年 1月10日)	33,973	34,059	1.1873	1.1903
第24特定期間 (2017年 7月10日)	33,568	33,650	1.2270	1.2300
第25特定期間 (2018年 1月10日)	34,864	34,942	1.3464	1.3494
第26特定期間 (2018年 7月10日)	33,835	33,913	1.2942	1.2972
第27特定期間 (2019年 1月10日)	32,332	32,413	1.1844	1.1874
第28特定期間 (2019年 7月10日)	36,024	36,109	1.2806	1.2836
第29特定期間 (2020年 1月10日)	38,359	38,443	1.3723	1.3753
第30特定期間 (2020年 7月10日)	35,749	35,834	1.2552	1.2582
第31特定期間 (2021年 1月12日)	40,803	40,889	1.4352	1.4382
第32特定期間 (2021年 7月12日)	44,672	44,756	1.5960	1.5990
第33特定期間 (2022年 1月11日)	47,360	47,446	1.6545	1.6575
第34特定期間 (2022年 7月11日)	50,275	50,369	1.6153	1.6183
第35特定期間 (2023年 1月10日)	53,417	53,518	1.5767	1.5797
第36特定期間 (2023年 7月10日)	65,922	66,032	1.8076	1.8106
第37特定期間 (2024年 1月10日)	77,950	78,071	1.9355	1.9385
第38特定期間 (2024年 7月10日)	106,764	106,906	2.2635	2.2665
第39特定期間 (2025年 1月10日)	113,304	113,457	2.2217	2.2247
2024年 1月末日	84,198	—	1.9977	—
2月末日	89,786	—	2.0646	—
3月末日	94,150	—	2.1348	—
4月末日	95,966	—	2.1371	—
5月末日	98,539	—	2.1547	—
6月末日	104,003	—	2.2229	—
7月末日	103,907	—	2.1646	—
8月末日	103,783	—	2.1276	—
9月末日	104,507	—	2.1225	—
10月末日	109,504	—	2.2025	—
11月末日	109,987	—	2.1915	—
12月末日	114,394	—	2.2543	—
2025年 1月末日	116,800	—	2.2494	—

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

2025年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2016年 1月12日)	6,123	6,123	0.9877	0.9877
第2計算期間 (2016年 7月11日)	9,461	9,461	0.9657	0.9657
第3計算期間 (2017年 1月10日)	10,370	10,380	1.0321	1.0331

第 4 計算期間 (2017 年 7 月 10 日)	9,939	9,948	1.0466	1.0476
第 5 計算期間 (2018 年 1 月 10 日)	10,636	10,645	1.1225	1.1235
第 6 計算期間 (2018 年 7 月 10 日)	11,237	11,248	1.0908	1.0918
第 7 計算期間 (2019 年 1 月 10 日)	12,679	12,691	1.0449	1.0459
第 8 計算期間 (2019 年 7 月 10 日)	14,618	14,631	1.1228	1.1238
第 9 計算期間 (2020 年 1 月 10 日)	15,771	15,785	1.1738	1.1748
第 10 計算期間 (2020 年 7 月 10 日)	14,065	14,078	1.0245	1.0255
第 11 計算期間 (2021 年 1 月 12 日)	15,172	15,186	1.1129	1.1139
第 12 計算期間 (2021 年 7 月 12 日)	16,022	16,035	1.2540	1.2550
第 13 計算期間 (2022 年 1 月 11 日)	15,864	15,876	1.2801	1.2811
第 14 計算期間 (2022 年 7 月 11 日)	15,546	15,559	1.2498	1.2508
第 15 計算期間 (2023 年 1 月 10 日)	14,889	14,902	1.1939	1.1949
第 16 計算期間 (2023 年 7 月 10 日)	15,643	15,656	1.2863	1.2873
第 17 計算期間 (2024 年 1 月 10 日)	15,552	15,564	1.3463	1.3473
第 18 計算期間 (2024 年 7 月 10 日)	16,490	16,501	1.4790	1.4800
第 19 計算期間 (2025 年 1 月 10 日)	15,693	15,704	1.4520	1.4530
2024 年 1 月末日	15,665	—	1.3667	—
2 月末日	15,805	—	1.3876	—
3 月末日	16,131	—	1.4290	—
4 月末日	15,999	—	1.4285	—
5 月末日	15,995	—	1.4298	—
6 月末日	16,333	—	1.4634	—
7 月末日	16,022	—	1.4419	—
8 月末日	15,857	—	1.4295	—
9 月末日	15,842	—	1.4295	—
10 月末日	16,108	—	1.4621	—
11 月末日	15,876	—	1.4518	—
12 月末日	15,903	—	1.4689	—
2025 年 1 月末日	15,685	—	1.4591	—

②【分配の推移】

野村世界６資産分散投信（安定コース）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 19 特定期間	2014 年 9 月 11 日～2015 年 3 月 10 日	0.0090 円
第 20 特定期間	2015 年 3 月 11 日～2015 年 9 月 10 日	0.0090 円
第 21 特定期間	2015 年 9 月 11 日～2016 年 1 月 12 日	0.0060 円
第 22 特定期間	2016 年 1 月 13 日～2016 年 7 月 11 日	0.0090 円
第 23 特定期間	2016 年 7 月 12 日～2017 年 1 月 10 日	0.0090 円

第24特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	0.0090円
第25特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	0.0090円
第26特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	0.0090円
第27特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	0.0090円
第28特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	0.0090円
第29特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	0.0090円
第30特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	0.0090円
第31特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	0.0090円
第32特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	0.0090円
第33特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	0.0090円
第34特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	0.0090円
第35特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	0.0090円
第36特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	0.0090円
第37特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	0.0090円
第38特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	0.0090円
第39特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	0.0090円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村世界6資産分散投信（分配コース）

	計算期間	1口当たりの分配金
第19特定期間	2014年 9月11日～2015年 3月10日	0.0090円
第20特定期間	2015年 3月11日～2015年 9月10日	0.0090円
第21特定期間	2015年 9月11日～2016年 1月12日	0.0060円
第22特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	0.0090円
第23特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	0.0090円
第24特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	0.0090円
第25特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	0.0090円
第26特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	0.0090円
第27特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	0.0090円
第28特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	0.0090円
第29特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	0.0090円
第30特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	0.0090円
第31特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	0.0090円
第32特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	0.0090円
第33特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	0.0090円
第34特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	0.0090円
第35特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	0.0090円
第36特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	0.0090円
第37特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	0.0090円
第38特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	0.0090円
第39特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	0.0090円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村世界６資産分散投信（成長コース）

	計算期間	１口当たりの分配金
第19特定期間	2014年 9月11日～2015年 3月10日	0.0090円
第20特定期間	2015年 3月11日～2015年 9月10日	0.0090円
第21特定期間	2015年 9月11日～2016年 1月12日	0.0060円
第22特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	0.0090円
第23特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	0.0090円
第24特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	0.0090円
第25特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	0.0090円
第26特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	0.0090円
第27特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	0.0090円
第28特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	0.0090円
第29特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	0.0090円
第30特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	0.0090円
第31特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	0.0090円
第32特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	0.0090円
第33特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	0.0090円
第34特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	0.0090円
第35特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	0.0090円
第36特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	0.0090円
第37特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	0.0090円
第38特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	0.0090円
第39特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	0.0090円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

	計算期間	１口当たりの分配金
第1計算期間	2015年 9月28日～2016年 1月12日	0.0000円
第2計算期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	0.0000円
第3計算期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	0.0010円
第4計算期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	0.0010円
第5計算期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	0.0010円
第6計算期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	0.0010円
第7計算期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	0.0010円
第8計算期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	0.0010円
第9計算期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	0.0010円
第10計算期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	0.0010円
第11計算期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	0.0010円
第12計算期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	0.0010円

第13計算期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	0.0010円
第14計算期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	0.0010円
第15計算期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	0.0010円
第16計算期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	0.0010円
第17計算期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	0.0010円
第18計算期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	0.0010円
第19計算期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	0.0010円

③【収益率の推移】

野村世界６資産分散投信（安定コース）

	計算期間	収益率
第19特定期間	2014年 9月11日～2015年 3月10日	6.0%
第20特定期間	2015年 3月11日～2015年 9月10日	△1.8%
第21特定期間	2015年 9月11日～2016年 1月12日	0.0%
第22特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	1.7%
第23特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	3.3%
第24特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	0.7%
第25特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	3.1%
第26特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	0.1%
第27特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	△2.5%
第28特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	5.5%
第29特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	2.1%
第30特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	△3.6%
第31特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	4.6%
第32特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	6.0%
第33特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	1.2%
第34特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	△2.0%
第35特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	△2.8%
第36特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	6.3%
第37特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	2.0%
第38特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	3.8%
第39特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	△0.4%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界６資産分散投信（分配コース）

	計算期間	収益率
第19特定期間	2014年 9月11日～2015年 3月10日	9.1%
第20特定期間	2015年 3月11日～2015年 9月10日	△2.6%

第21特定期間	2015年 9月11日～2016年 1月12日	△1.9%
第22特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	△4.4%
第23特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	7.9%
第24特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	1.8%
第25特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	3.7%
第26特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	△1.2%
第27特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	△3.7%
第28特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	6.7%
第29特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	3.1%
第30特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	△2.0%
第31特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	5.1%
第32特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	7.2%
第33特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	1.6%
第34特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	△0.4%
第35特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	△3.5%
第36特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	8.3%
第37特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	4.5%
第38特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	9.9%
第39特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	△1.5%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界6資産分散投信（成長コース）

	計算期間	収益率
第19特定期間	2014年 9月11日～2015年 3月10日	13.9%
第20特定期間	2015年 3月11日～2015年 9月10日	△4.4%
第21特定期間	2015年 9月11日～2016年 1月12日	△3.2%
第22特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	△5.6%
第23特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	17.0%
第24特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	4.1%
第25特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	10.5%
第26特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	△3.2%
第27特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	△7.8%
第28特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	8.9%
第29特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	7.9%
第30特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	△7.9%
第31特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	15.1%
第32特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	11.8%
第33特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	4.2%

第34特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	△1.8%
第35特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	△1.8%
第36特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	15.2%
第37特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	7.6%
第38特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	17.4%
第39特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	△1.4%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2015年 9月28日～2016年 1月12日	△1.2%
第2計算期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	△2.2%
第3計算期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	7.0%
第4計算期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	1.5%
第5計算期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	7.3%
第6計算期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	△2.7%
第7計算期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	△4.1%
第8計算期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	7.6%
第9計算期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	4.6%
第10計算期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	△12.6%
第11計算期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	8.7%
第12計算期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	12.8%
第13計算期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	2.2%
第14計算期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	△2.3%
第15計算期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	△4.4%
第16計算期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	7.8%
第17計算期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	4.7%
第18計算期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	9.9%
第19計算期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	△1.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村世界６資産分散投信（安定コース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第19特定期間	2014年 9月11日～2015年 3月10日	2,490,871,475	4,777,346,311	31,934,376,576
第20特定期間	2015年 3月11日～2015年 9月10日	2,550,460,584	3,710,036,317	30,774,800,843

第21特定期間	2015年 9月11日～2016年 1月12日	2,799,356,062	1,640,437,837	31,933,719,068
第22特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	3,821,855,162	2,903,327,741	32,852,246,489
第23特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	4,034,840,672	3,151,626,683	33,735,460,478
第24特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	5,002,958,103	3,057,192,248	35,681,226,333
第25特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	4,318,102,769	2,421,329,441	37,577,999,661
第26特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	4,261,761,059	1,450,420,616	40,389,340,104
第27特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	11,645,798,161	1,489,445,537	50,545,692,728
第28特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	16,220,268,360	2,581,124,132	64,184,836,956
第29特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	9,715,840,532	2,449,680,875	71,450,996,613
第30特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	4,767,621,144	3,086,485,954	73,132,131,803
第31特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	4,574,770,988	2,574,076,690	75,132,826,101
第32特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	1,496,673,884	3,672,242,711	72,957,257,274
第33特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	1,594,793,974	2,252,351,252	72,299,699,996
第34特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	2,561,744,499	2,071,211,529	72,790,232,966
第35特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	2,313,117,802	1,908,880,117	73,194,470,651
第36特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	1,926,806,258	2,333,903,719	72,787,373,190
第37特定期間	2023年 7月11日～2024年 1月10日	2,230,192,960	3,418,459,469	71,599,106,681
第38特定期間	2024年 1月11日～2024年 7月10日	2,515,955,659	3,372,170,845	70,742,891,495
第39特定期間	2024年 7月11日～2025年 1月10日	1,990,350,310	3,239,238,390	69,494,003,415

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界６資産分散投信（分配コース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第19特定期間	2014年 9月11日～2015年 3月10日	2,865,836,090	19,665,608,021	154,258,922,296
第20特定期間	2015年 3月11日～2015年 9月10日	2,604,971,003	14,662,384,914	142,201,508,385
第21特定期間	2015年 9月11日～2016年 1月12日	1,662,405,039	6,023,189,784	137,840,723,640
第22特定期間	2016年 1月13日～2016年 7月11日	3,061,472,804	7,436,873,069	133,465,323,375
第23特定期間	2016年 7月12日～2017年 1月10日	3,739,731,284	9,595,954,907	127,609,099,752
第24特定期間	2017年 1月11日～2017年 7月10日	3,452,299,020	8,974,571,272	122,086,827,500
第25特定期間	2017年 7月11日～2018年 1月10日	3,404,286,836	7,386,485,615	118,104,628,721
第26特定期間	2018年 1月11日～2018年 7月10日	3,061,292,894	4,114,106,112	117,051,815,503
第27特定期間	2018年 7月11日～2019年 1月10日	3,761,330,493	4,023,778,974	116,789,367,022
第28特定期間	2019年 1月11日～2019年 7月10日	3,779,406,991	4,321,122,871	116,247,651,142
第29特定期間	2019年 7月11日～2020年 1月10日	2,606,301,236	4,534,631,492	114,319,320,886
第30特定期間	2020年 1月11日～2020年 7月10日	1,845,132,061	4,092,303,981	112,072,148,966
第31特定期間	2020年 7月11日～2021年 1月12日	2,266,786,377	3,473,594,802	110,865,340,541
第32特定期間	2021年 1月13日～2021年 7月12日	1,449,173,711	4,262,169,470	108,052,344,782
第33特定期間	2021年 7月13日～2022年 1月11日	1,575,151,084	2,911,767,205	106,715,728,661
第34特定期間	2022年 1月12日～2022年 7月11日	2,624,343,070	2,383,242,426	106,956,829,305
第35特定期間	2022年 7月12日～2023年 1月10日	2,722,999,956	2,201,966,066	107,477,863,195
第36特定期間	2023年 1月11日～2023年 7月10日	2,961,476,725	2,630,393,853	107,808,946,067

第 37 特定期間	2023 年 7 月 11 日～2024 年 1 月 10 日	3,154,146,408	3,665,884,109	107,297,208,366
第 38 特定期間	2024 年 1 月 11 日～2024 年 7 月 10 日	5,193,184,245	4,065,301,445	108,425,091,166
第 39 特定期間	2024 年 7 月 11 日～2025 年 1 月 10 日	3,806,142,113	3,177,381,812	109,053,851,467

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界６資産分散投信（成長コース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 19 特定期間	2014 年 9 月 11 日～2015 年 3 月 10 日	1,634,513,552	6,699,416,880	33,049,686,936
第 20 特定期間	2015 年 3 月 11 日～2015 年 9 月 10 日	1,793,206,836	4,171,373,667	30,671,520,105
第 21 特定期間	2015 年 9 月 11 日～2016 年 1 月 12 日	793,066,021	1,433,026,696	30,031,559,430
第 22 特定期間	2016 年 1 月 13 日～2016 年 7 月 11 日	1,755,396,641	1,615,935,403	30,171,020,668
第 23 特定期間	2016 年 7 月 12 日～2017 年 1 月 10 日	1,707,427,145	3,264,390,759	28,614,057,054
第 24 特定期間	2017 年 1 月 11 日～2017 年 7 月 10 日	2,046,080,069	3,302,234,296	27,357,902,827
第 25 特定期間	2017 年 7 月 11 日～2018 年 1 月 10 日	1,443,756,138	2,906,402,524	25,895,256,441
第 26 特定期間	2018 年 1 月 11 日～2018 年 7 月 10 日	1,436,922,581	1,188,944,112	26,143,234,910
第 27 特定期間	2018 年 7 月 11 日～2019 年 1 月 10 日	2,260,780,662	1,106,242,247	27,297,773,325
第 28 特定期間	2019 年 1 月 11 日～2019 年 7 月 10 日	2,019,189,932	1,185,211,411	28,131,751,846
第 29 特定期間	2019 年 7 月 11 日～2020 年 1 月 10 日	1,566,818,607	1,744,959,206	27,953,611,247
第 30 特定期間	2020 年 1 月 11 日～2020 年 7 月 10 日	1,981,926,680	1,453,545,051	28,481,992,876
第 31 特定期間	2020 年 7 月 11 日～2021 年 1 月 12 日	1,480,507,905	1,530,874,610	28,431,626,171
第 32 特定期間	2021 年 1 月 13 日～2021 年 7 月 12 日	1,263,665,122	1,704,310,721	27,990,980,572
第 33 特定期間	2021 年 7 月 13 日～2022 年 1 月 11 日	1,619,418,932	985,424,864	28,624,974,640
第 34 特定期間	2022 年 1 月 12 日～2022 年 7 月 11 日	3,398,463,474	897,976,745	31,125,461,369
第 35 特定期間	2022 年 7 月 12 日～2023 年 1 月 10 日	3,752,396,670	999,030,370	33,878,827,669
第 36 特定期間	2023 年 1 月 11 日～2023 年 7 月 10 日	4,409,521,489	1,818,122,703	36,470,226,455
第 37 特定期間	2023 年 7 月 11 日～2024 年 1 月 10 日	5,852,041,170	2,047,204,330	40,275,063,295
第 38 特定期間	2024 年 1 月 11 日～2024 年 7 月 10 日	9,238,292,421	2,345,030,497	47,168,325,219
第 39 特定期間	2024 年 7 月 11 日～2025 年 1 月 10 日	6,075,877,955	2,245,795,956	50,998,407,218

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 計算期間	2015 年 9 月 28 日～2016 年 1 月 12 日	6,267,389,624	67,722,166	6,199,667,458
第 2 計算期間	2016 年 1 月 13 日～2016 年 7 月 11 日	4,382,828,481	784,249,488	9,798,246,451
第 3 計算期間	2016 年 7 月 12 日～2017 年 1 月 10 日	1,739,779,545	1,490,214,597	10,047,811,399
第 4 計算期間	2017 年 1 月 11 日～2017 年 7 月 10 日	1,484,300,885	2,035,026,698	9,497,085,586
第 5 計算期間	2017 年 7 月 11 日～2018 年 1 月 10 日	1,567,707,415	1,589,104,024	9,475,688,977
第 6 計算期間	2018 年 1 月 11 日～2018 年 7 月 10 日	1,390,912,315	564,110,395	10,302,490,897
第 7 計算期間	2018 年 7 月 11 日～2019 年 1 月 10 日	2,366,529,314	534,350,970	12,134,669,241
第 8 計算期間	2019 年 1 月 11 日～2019 年 7 月 10 日	1,752,362,493	867,414,078	13,019,617,656

第 9 計算期間	2019 年 7 月 11 日～2020 年 1 月 10 日	1,517,913,925	1,101,264,743	13,436,266,838
第 10 計算期間	2020 年 1 月 11 日～2020 年 7 月 10 日	983,297,280	690,339,113	13,729,225,005
第 11 計算期間	2020 年 7 月 11 日～2021 年 1 月 12 日	392,622,303	488,421,915	13,633,425,393
第 12 計算期間	2021 年 1 月 13 日～2021 年 7 月 12 日	308,524,177	1,165,076,334	12,776,873,236
第 13 計算期間	2021 年 7 月 13 日～2022 年 1 月 11 日	310,733,949	694,606,352	12,393,000,833
第 14 計算期間	2022 年 1 月 12 日～2022 年 7 月 11 日	398,662,995	351,767,639	12,439,896,189
第 15 計算期間	2022 年 7 月 12 日～2023 年 1 月 10 日	348,397,408	316,915,668	12,471,377,929
第 16 計算期間	2023 年 1 月 11 日～2023 年 7 月 10 日	250,179,504	559,526,807	12,162,030,626
第 17 計算期間	2023 年 7 月 11 日～2024 年 1 月 10 日	162,910,715	772,959,239	11,551,982,102
第 18 計算期間	2024 年 1 月 11 日～2024 年 7 月 10 日	227,666,573	629,747,502	11,149,901,173
第 19 計算期間	2024 年 7 月 11 日～2025 年 1 月 10 日	170,153,522	511,609,193	10,808,445,502

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2025年1月31日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸）　純資産総額（右軸）

野村世界６資産分散投信（安定コース）

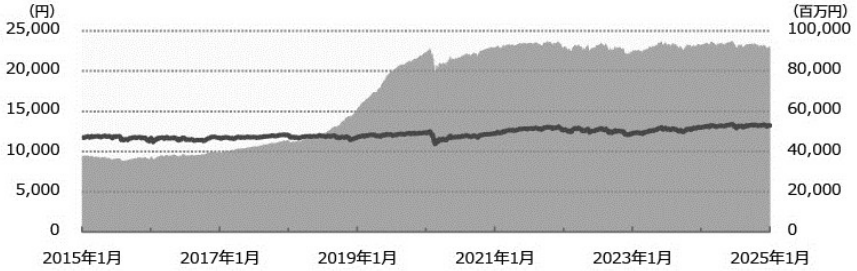

野村世界６資産分散投信（分配コース）

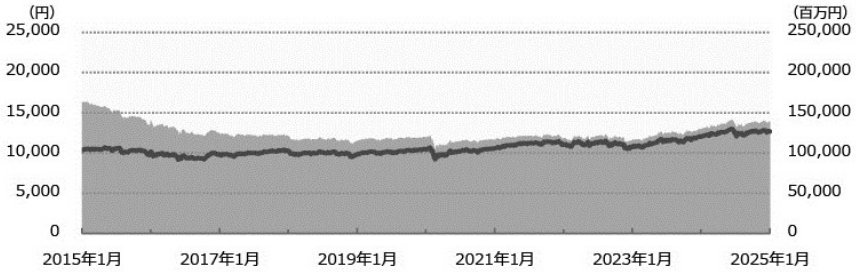

野村世界６資産分散投信（成長コース）

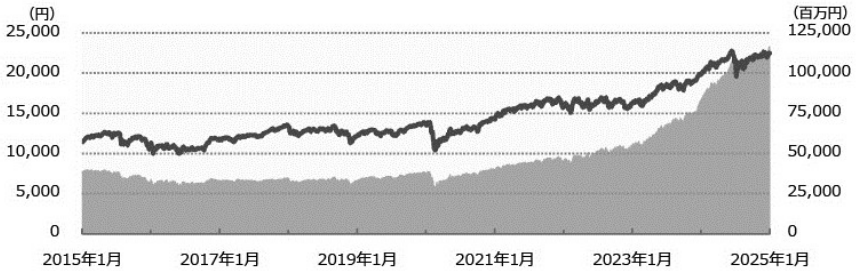

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）　（設定来）

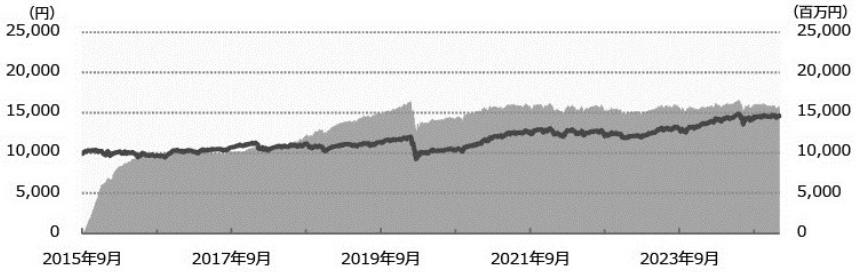

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

野村世界６資産分散投信（安定コース）

2025年1月	30　円
2024年11月	30　円
2024年9月	30　円
2024年7月	30　円
2024年5月	30　円
直近1年間累計	180　円
設定来累計	3,400　円

野村世界６資産分散投信（分配コース）

2025年1月	30　円
2024年11月	30　円
2024年9月	30　円
2024年7月	30　円
2024年5月	30　円
直近1年間累計	180　円
設定来累計	4,990　円

野村世界６資産分散投信（成長コース）

2025年1月	30　円
2024年11月	30　円
2024年9月	30　円
2024年7月	30　円
2024年5月	30　円
直近1年間累計	180　円
設定来累計	3,950　円

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

2025年1月	10　円
2024年7月	10　円
2024年1月	10　円
2023年7月	10　円
2023年1月	10　円
設定来累計	170　円

主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率（%）			
	野村世界6資産分散投信			
	安定コース	分配コース	成長コース	配分変更コース
国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド	59.8	20.0	9.9	20.3
外国債券マザーファンド	9.8	49.5	9.8	22.6
国内株式マザーファンド	5.0	5.1	35.0	15.8
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	15.1	15.2	35.1	13.5
J-REITインデックス　マザーファンド	5.2	5.2	5.2	3.7
海外REITインデックス　マザーファンド	5.0	5.0	5.0	14.7

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			野村世界6資産分散投信			
			安定コース	分配コース	成長コース	配分変更コース
1	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	国債証券	1.2	0.4	0.2	0.4
2	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	国債証券	1.1	0.4	0.2	0.4
3	国庫債券　利付（２年）第４６０回	国債証券	1.0	0.3	0.2	0.3
4	国庫債券　利付（５年）第１５７回	国債証券	0.9	0.3	0.2	0.3
5	国庫債券　利付（５年）第１６３回	国債証券	0.8	0.3	0.1	0.3

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			野村世界6資産分散投信			
			安定コース	分配コース	成長コース	配分変更コース
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.1	0.5	0.1	0.2
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.5	0.1	0.2
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.5	0.1	0.2
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.5	0.1	0.2
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.5	0.1	0.2

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）			
			野村世界6資産分散投信			
			安定コース	分配コース	成長コース	配分変更コース
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.2	0.2	1.4	0.6
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	0.2	0.2	1.1	0.5
3	ソニーグループ	電気機器	0.1	0.1	1.0	0.5
4	日立製作所	電気機器	0.1	0.1	0.9	0.4
5	リクルートホールディングス	サービス業	0.1	0.1	0.8	0.3

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）			
			野村世界6資産分散投信			
			安定コース	分配コース	成長コース	配分変更コース
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8	0.8	1.8	0.7
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.7	0.7	1.5	0.6
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.6	0.6	1.5	0.6
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.5	0.5	1.1	0.4
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.3	0.3	0.8	0.3

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			野村世界6資産分散投信			
			安定コース	分配コース	成長コース	配分変更コース
1	日本ビルファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.4	0.4	0.4	0.3
2	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.2
3	日本都市ファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2
4	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2
5	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2

・「海外REITインデックス　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			野村世界6資産分散投信			
			安定コース	分配コース	成長コース	配分変更コース
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.4	0.4	0.4	1.1
2	EQUINIX INC	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.9
3	WELLTOWER INC	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.8
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.5
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.5

年間収益率の推移（暦年ベース）

野村世界６資産分散投信（安定コース）

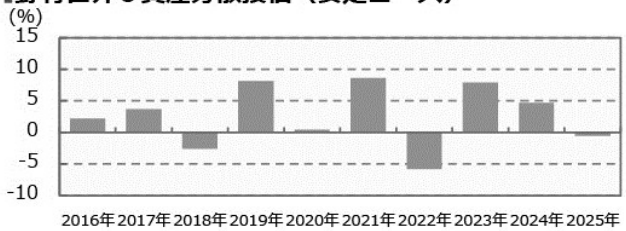

野村世界６資産分散投信（分配コース）

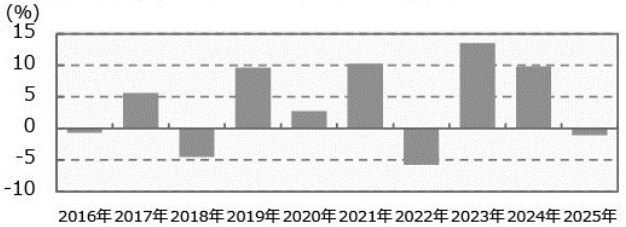

野村世界６資産分散投信（成長コース）

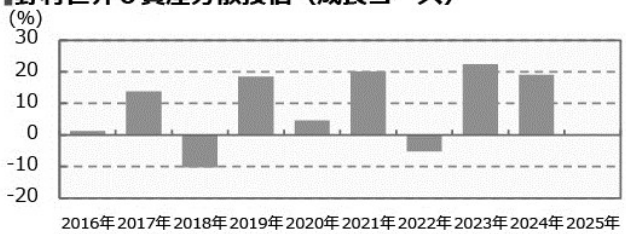

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

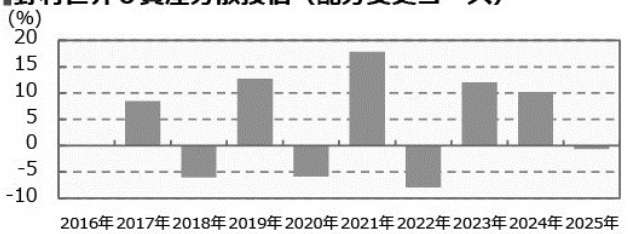

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・配分変更コースにベンチマークはありません。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後３時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)販売単位

１万円以上１円単位（当初元本１口＝1円）とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。

(4)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(6)スイッチング

各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。

また、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意ください。

(7)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止（配分変更コースのみ）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付

けを取り消す場合があります。

(9)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4)換金価額

解約申込み受付日の翌営業日の基準価額となります。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限※を設ける場合があります。

※受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

(6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（配分変更コースのみ)、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中

止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。
また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
REIT(不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2　残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。

「安定コース」「分配コース」「成長コース」　：2005 年 10 月 3 日設定

「配分変更コース」　：2015 年 9 月 28 日設定

（４）【計算期間】

「安定コース」「分配コース」「成長コース」

原則として、毎年 1 月 11 日から 3 月 10 日まで、3 月 11 日から 5 月 10 日まで、5 月 11 日から 7 月 10 日まで、7 月 11 日から 9 月 10 日まで、9 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 1 月 10 日までとします。

「配分変更コース」

原則として、毎年 1 月 11 日から 7 月 10 日までおよび 7 月 11 日から翌年 1 月 10 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

「安定コース」「分配コース」「成長コース」

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が各ファンドにつき 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

（ｉ）委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ⅱ）上記（ｉ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ⅲ）上記（ⅱ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

（ⅳ）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、

これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ｖ)上記(ⅱ)から(ⅳ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅱ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅶ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更(ⅳ)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(ⅷ)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年3月、9月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

2016年1月以降については、委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅲ)上記(ⅱ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(ⅰ)の信託約款の変更をしません。

(ｖ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ⅰ)から(ｖ)までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(ⅰ)または「(e)信託約款の変更」(ⅱ)に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

「配分変更コース」

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅱ)上記(ⅰ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅲ)上記(ⅰ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅳ)上記(ⅰ)から(ⅲ)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(ⅲ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅵ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の事項（上記(ⅰ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅲ)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅳ)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ⅵ)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ⅶ)上記(ⅰ)から(ⅵ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（e）公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（f）受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(ⅰ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ⅱ)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（g）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ｈ）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（ｉ）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜収益分配金再投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

「安定コース」「分配コース」「成長コース」

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜収益分配金再投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から５年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

野村世界６資産分散投信（安定コース）
野村世界６資産分散投信（分配コース）
野村世界６資産分散投信（成長コース）

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年7月11日から2025年1月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2024年7月11日から2025年1月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年3月４日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界６資産分散投信（安定コース）の２０２４年7月１１日から２０２５年１月１０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界６資産分散投信（安定コース）の２０２５年１月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村世界６資産分散投信（安定コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024年 7月10日現在)	当期 (2025年 1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	169,486,478	179,657,103
親投資信託受益証券	94,379,260,627	91,719,710,709
未収入金	258,949,414	249,373,321
未収利息	395	1,175
流動資産合計	94,807,696,914	92,148,742,308
資産合計	94,807,696,914	92,148,742,308
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	212,228,674	208,482,010
未払解約金	67,205,583	76,055,238
未払受託者報酬	8,605,738	8,366,703
未払委託者報酬	98,105,398	95,380,411
その他未払費用	344,206	334,647
流動負債合計	386,489,599	388,619,009
負債合計	386,489,599	388,619,009
純資産の部		
元本等		
元本	70,742,891,495	69,494,003,415
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,678,315,820	22,266,119,884
（分配準備積立金）	10,994,103,135	10,353,653,248
元本等合計	94,421,207,315	91,760,123,299
純資産合計	94,421,207,315	91,760,123,299
負債純資産合計	94,807,696,914	92,148,742,308

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2024年 1月11日 至　2024年 7月10日	当期 自　2024年 7月11日 至　2025年 1月10日
営業収益		
受取利息	29,254	128,728
有価証券売買等損益	3,796,713,731	△57,338,444
営業収益合計	3,796,742,985	△57,209,716
営業費用		
支払利息	2,211	-
受託者報酬	25,604,286	25,709,865
委託者報酬	291,888,832	293,092,394

その他費用	1,024,108	1,028,331
営業費用合計	318,519,437	319,830,590
営業利益又は営業損失（△）	3,478,223,548	△377,040,306
経常利益又は経常損失（△）	3,478,223,548	△377,040,306
当期純利益又は当期純損失（△）	3,478,223,548	△377,040,306
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	30,427,561	△1,358,560
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,111,219,202	23,678,315,820
剰余金増加額又は欠損金減少額	785,406,819	642,833,284
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	785,406,819	642,833,284
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,027,335,980	1,048,705,396
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,027,335,980	1,048,705,396
分配金	638,770,208	630,642,078
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,678,315,820	22,266,119,884

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年 7月11日から2025年 1月10日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2024年 7月10日現在	当期 2025年 1月10日現在
1.　特定期間の末日における受益権の総数 70,742,891,495口	1.　特定期間の末日における受益権の総数 69,494,003,415口
2.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.3347円 （10,000口当たり純資産額）（13,347円）	2.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.3204円 （10,000口当たり純資産額）（13,204円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2024年 1月11日
至 2024年 7月10日

1.分配金の計算過程

2024年 1月11日から2024年 3月11日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	193,687,209円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	711,626,961円
収益調整金額	C	19,490,471,146円
分配準備積立金額	D	8,439,172,418円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,834,957,734円
当ファンドの期末残存口数	F	71,276,013,347口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,045円

当期
自 2024年 7月11日
至 2025年 1月10日

1.分配金の計算過程

2024年 7月11日から2024年 9月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	117,711,991円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,573,151,524円
分配準備積立金額	D	10,855,045,885円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	30,545,909,400円
当ファンドの期末残存口数	F	70,518,435,914口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,331円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	213,828,040円

2024年 3月12日から2024年 5月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	247,953,461円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,072,942,603円
収益調整金額	C	19,467,374,386円
分配準備積立金額	D	9,005,638,925円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	29,793,909,375円
当ファンドの期末残存口数	F	70,904,498,139口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,201円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	212,713,494円

2024年 5月11日から2024年 7月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	229,496,050円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	992,089,703円
収益調整金額	C	19,530,053,392円
分配準備積立金額	D	9,984,746,056円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	30,736,385,201円
当ファンドの期末残存口数	F	70,742,891,495口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,344円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	212,228,674円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	211,555,307円

2024年 9月11日から2024年11月11日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	228,847,840円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,584,488,144円
分配準備積立金額	D	10,614,514,296円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	30,427,850,280円
当ファンドの期末残存口数	F	70,201,587,062口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,334円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	210,604,761円

2024年11月12日から2025年 1月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	136,336,507円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,487,713,186円
分配準備積立金額	D	10,425,798,751円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	30,049,848,444円
当ファンドの期末残存口数	F	69,494,003,415口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,324円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	208,482,010円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024年 1月11日 至 2024年 7月10日	当期 自 2024年 7月11日 至 2025年 1月10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2024年 7月 10日現在	当期 2025年 1月 10日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024年 1月 11日 至 2024年 7月 10日	当期 自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2024年 1月 11日 至 2024年 7月 10日		当期 自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日	
期首元本額	71,599,106,681円	期首元本額	70,742,891,495円
期中追加設定元本額	2,515,955,659円	期中追加設定元本額	1,990,350,310円
期中一部解約元本額	3,372,170,845円	期中一部解約元本額	3,239,238,390円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 1月 11日 至 2024年 7月 10日	当期 自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,290,711,985	△459,963,701
合計	1,290,711,985	△459,963,701

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年1月10日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	1,454,713,983	4,502,485,248	
		外国債券マザーファンド	2,994,222,320	9,144,953,809	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	1,763,078,566	13,791,505,774	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	45,099,647,545	55,102,749,370	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,836,300,347	4,607,277,570	
		海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,121,488,600	4,570,738,938	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：100.0%	54,269,451,361	91,719,710,709 100.0%	
合計				91,719,710,709	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年3月４日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界６資産分散投信（分配コース）の２０２４年7月１１日から２０２５年１月１０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界６資産分散投信（分配コース）の２０２５年１月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村世界６資産分散投信（分配コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024年 7月10日現在)	当期 (2025年 1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	277,572,524	291,224,509
親投資信託受益証券	140,701,290,540	138,428,321,357
未収入金	360,441,619	341,765,115
未収利息	648	1,905
流動資産合計	141,339,305,331	139,061,312,886
資産合計	141,339,305,331	139,061,312,886
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	325,275,273	327,161,554
未払解約金	69,190,099	69,774,957
未払受託者報酬	12,596,140	12,502,056
未払委託者報酬	161,230,565	160,026,265
その他未払費用	503,823	500,060
流動負債合計	568,795,900	569,964,892
負債合計	568,795,900	569,964,892
純資産の部		
元本等		
元本	108,425,091,166	109,053,851,467
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	32,345,418,265	29,437,496,527
（分配準備積立金）	32,291,138,300	31,650,931,251
元本等合計	140,770,509,431	138,491,347,994
純資産合計	140,770,509,431	138,491,347,994
負債純資産合計	141,339,305,331	139,061,312,886

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2024年 1月11日 至　2024年 7月10日	当期 自　2024年 7月11日 至　2025年 1月10日
営業収益		
受取利息	46,942	206,612
有価証券売買等損益	13,195,130,229	△1,561,215,665
営業収益合計	13,195,177,171	△1,561,009,053
営業費用		
支払利息	3,264	－
受託者報酬	36,566,564	37,865,140
委託者報酬	468,051,939	484,673,729

その他費用	1,462,598	1,514,537
営業費用合計	506,084,365	524,053,406
営業利益又は営業損失（△）	12,689,092,806	△2,085,062,459
経常利益又は経常損失（△）	12,689,092,806	△2,085,062,459
当期純利益又は当期純損失（△）	12,689,092,806	△2,085,062,459
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	81,545,744	△11,585,966
期首剰余金又は期首欠損金（△）	20,355,684,284	32,345,418,265
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,218,927,206	984,660,917
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,218,927,206	984,660,917
剰余金減少額又は欠損金増加額	864,845,322	838,735,620
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	864,845,322	838,735,620
分配金	971,894,965	980,370,542
期末剰余金又は期末欠損金（△）	32,345,418,265	29,437,496,527

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年 7月11日から2025年 1月10日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2024年 7月10日現在	当期 2025年 1月10日現在
１．　特定期間の末日における受益権の総数 108,425,091,166口	１．　特定期間の末日における受益権の総数 109,053,851,467口
２．　特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.2983円 （10,000口当たり純資産額）（12,983円）	２．　特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額　1.2699円 （10,000口当たり純資産額）（12,699円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2024年 1月11日
至 2024年 7月10日

１.分配金の計算過程

2024年 1月11日から2024年 3月11日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	489,081,463円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,379,304,431円
収益調整金額	C	7,638,187,756円
分配準備積立金額	D	21,170,823,645円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,677,397,295円
当ファンドの期末残存口数	F	107,692,871,200口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,941円

当期
自 2024年 7月11日
至 2025年 1月10日

１.分配金の計算過程

2024年 7月11日から2024年 9月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	355,689,377円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	8,848,229,643円
分配準備積立金額	D	32,006,657,689円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,210,576,709円
当ファンドの期末残存口数	F	108,861,721,759口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,785円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	323,078,613円

2024年 3月12日から2024年 5月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	576,718,080円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,065,946,562円
収益調整金額	C	7,943,967,185円
分配準備積立金額	D	23,458,609,695円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,045,241,522円
当ファンドの期末残存口数	F	107,847,026,585口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,342円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	323,541,079円

2024年 5月11日から2024年 7月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	554,178,272円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,542,318,254円
収益調整金額	C	8,396,716,909円
分配準備積立金額	D	27,519,917,047円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,013,130,482円
当ファンドの期末残存口数	F	108,425,091,166口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,782円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	325,275,273円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	326,585,165円

2024年 9月11日から2024年11月11日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	531,358,122円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	9,156,329,092円
分配準備積立金額	D	31,735,085,444円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,422,772,658円
当ファンドの期末残存口数	F	108,874,607,899口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,804円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	326,623,823円

2024年11月12日から2025年 1月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	384,809,859円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	9,573,276,849円
分配準備積立金額	D	31,593,282,946円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,551,369,654円
当ファンドの期末残存口数	F	109,053,851,467口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,810円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	327,161,554円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024年 1月11日 至 2024年 7月10日	当期 自 2024年 7月11日 至 2025年 1月10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2024年 7月 10日現在	当期 2025年 1月 10日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024年 1月 11日 至 2024年 7月 10日	当期 自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2024年 1月 11日 至 2024年 7月 10日		当期 自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日	
期首元本額	107,297,208,366円	期首元本額	108,425,091,166円
期中追加設定元本額	5,193,184,245円	期中追加設定元本額	3,806,142,113円
期中一部解約元本額	4,065,301,445円	期中一部解約元本額	3,177,381,812円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 1月 11日 至 2024年 7月 10日	当期 自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,227,787,351	312,291,625
合計	5,227,787,351	312,291,625

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年1月10日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	2,199,258,186	6,806,924,011	
		外国債券マザーファンド	22,633,541,961	69,127,363,857	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	2,665,447,516	20,850,196,649	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	22,727,431,005	27,768,375,201	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	2,776,147,038	6,965,352,918	
		海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,695,482,560	6,910,108,721	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：100.0%	54,697,308,266	138,428,321,357 100.0%	
合計				138,428,321,357	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年3月４日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界６資産分散投信（成長コース）の２０２４年7月１１日から２０２５年１月１０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界６資産分散投信（成長コース）の２０２５年１月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村世界６資産分散投信（成長コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024年 7月10日現在)	当期 (2025年 1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	335,692,412	408,502,878
親投資信託受益証券	106,725,700,405	113,262,014,195
未収入金	52,834,721	49,253,891
未収利息	784	2,672
流動資産合計	107,114,228,322	113,719,773,636
資産合計	107,114,228,322	113,719,773,636
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	141,504,975	152,995,221
未払解約金	67,361,181	108,201,322
未払受託者報酬	9,207,233	10,100,968
未払委託者報酬	130,742,722	143,433,742
その他未払費用	552,414	606,038
流動負債合計	349,368,525	415,337,291
負債合計	349,368,525	415,337,291
純資産の部		
元本等		
元本	47,168,325,219	50,998,407,218
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	59,596,534,578	62,306,029,127
（分配準備積立金）	34,944,506,154	33,738,945,098
元本等合計	106,764,859,797	113,304,436,345
純資産合計	106,764,859,797	113,304,436,345
負債純資産合計	107,114,228,322	113,719,773,636

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2024年 1月11日 至　2024年 7月10日	当期 自　2024年 7月11日 至　2025年 1月10日
営業収益		
受取利息	42,726	216,003
有価証券売買等損益	15,306,311,516	△876,135,557
営業収益合計	15,306,354,242	△875,919,554
営業費用		
支払利息	3,017	－
受託者報酬	25,471,358	29,582,887
委託者報酬	361,693,178	420,076,988

その他費用	1,528,223	1,774,910
営業費用合計	388,695,776	451,434,785
営業利益又は営業損失（△）	14,917,658,466	△1,327,354,339
経常利益又は経常損失（△）	14,917,658,466	△1,327,354,339
当期純利益又は当期純損失（△）	14,917,658,466	△1,327,354,339
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	144,734,600	△38,492,371
期首剰余金又は期首欠損金（△）	37,675,665,949	59,596,534,578
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,955,211,232	7,120,944,018
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,955,211,232	7,120,944,018
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,399,422,826	2,673,304,620
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,399,422,826	2,673,304,620
分配金	407,843,643	449,282,881
期末剰余金又は期末欠損金（△）	59,596,534,578	62,306,029,127

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年 7月11日から2025年 1月10日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2024年 7月10日現在	当期 2025年 1月10日現在
1.　特定期間の末日における受益権の総数 47,168,325,219口	1.　特定期間の末日における受益権の総数 50,998,407,218口
2.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　2.2635円 （10,000口当たり純資産額）（22,635円）	2.　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　2.2217円 （10,000口当たり純資産額）（22,217円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2024年 1月11日
至 2024年 7月10日

1.分配金の計算過程

2024年 1月11日から2024年 3月11日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	191,180,673円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,624,838,809円
収益調整金額	C	28,349,760,063円
分配準備積立金額	D	21,383,863,646円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,549,643,191円
当ファンドの期末残存口数	F	43,740,616,043口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,471円

当期
自 2024年 7月11日
至 2025年 1月10日

1.分配金の計算過程

2024年 7月11日から2024年 9月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	97,589,615円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	36,658,909,131円
分配準備積立金額	D	34,448,044,652円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,204,543,398円
当ファンドの期末残存口数	F	48,907,071,548口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,559円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	131,221,848円

2024年 3月12日から2024年 5月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	525,927,360円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,623,862,161円
収益調整金額	C	30,426,840,657円
分配準備積立金額	D	25,619,662,509円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	60,196,292,687円
当ファンドの期末残存口数	F	45,038,940,270口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	13,365円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	135,116,820円

2024年 5月11日から2024年 7月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	328,723,483円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,478,391,380円
収益調整金額	C	33,629,550,708円
分配準備積立金額	D	29,278,896,266円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,715,561,837円
当ファンドの期末残存口数	F	47,168,325,219口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,568円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	141,504,975円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	146,721,214円

2024年 9月11日から2024年11月11日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	532,406,253円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	38,481,767,729円
分配準備積立金額	D	33,961,427,923円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	72,975,601,905円
当ファンドの期末残存口数	F	49,855,482,039口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,637円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	149,566,446円

2024年11月12日から2025年 1月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	172,880,509円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	40,781,528,764円
分配準備積立金額	D	33,719,059,810円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	74,673,469,083円
当ファンドの期末残存口数	F	50,998,407,218口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,642円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	152,995,221円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024年 1月11日 至 2024年 7月10日	当期 自 2024年 7月11日 至 2025年 1月10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2024年 7月 10日現在	当期 2025年 1月 10日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024年 1月 11日 至 2024年 7月 10日	当期 自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2024年 1月 11日 至 2024年 7月 10日		当期 自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日	
期首元本額	40,275,063,295円	期首元本額	47,168,325,219円
期中追加設定元本額	9,238,292,421円	期中追加設定元本額	6,075,877,955円
期中一部解約元本額	2,345,030,497円	期中一部解約元本額	2,245,795,956円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 1月 11日 至 2024年 7月 10日	当期 自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,897,770,555	211,086,840
合計	5,897,770,555	211,086,840

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年1月10日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	12,645,752,144	39,139,867,460	
		外国債券マザーファンド	3,718,370,489	11,356,647,147	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	5,108,778,236	39,962,906,873	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	9,334,486,930	11,404,876,131	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	2,280,411,226	5,721,551,766	
		海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,392,718,819	5,676,164,818	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：100.0%	34,480,517,844	113,262,014,195 100.0%	
合計				113,262,014,195	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年3月４日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界６資産分散投信（配分変更コース）の２０２４年７月１１日から２０２５年１月１０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界６資産分散投信（配分変更コース）の２０２５年１月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村世界６資産分散投信（配分変更コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 (2024年 7月10日現在)	第19期 (2025年 1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,115,976,566	1,211,411,619
親投資信託受益証券	15,469,674,864	14,587,793,781
未収利息	2,606	7,925
流動資産合計	16,585,654,036	15,799,213,325
資産合計	16,585,654,036	15,799,213,325
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,149,901	10,808,445
未払解約金	900,417	10,930,222
未払受託者報酬	4,354,352	4,401,779
未払委託者報酬	78,378,314	79,231,916
その他未払費用	261,207	264,044
流動負債合計	95,044,191	105,636,406
負債合計	95,044,191	105,636,406
純資産の部		
元本等		
元本	11,149,901,173	10,808,445,502
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,340,708,672	4,885,131,417
（分配準備積立金）	4,312,402,030	4,204,694,332
元本等合計	16,490,609,845	15,693,576,919
純資産合計	16,490,609,845	15,693,576,919
負債純資産合計	16,585,654,036	15,799,213,325

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 自　2024年 1月11日 至　2024年 7月10日	第19期 自　2024年 7月11日 至　2025年 1月10日
営業収益		
受取利息	193,676	1,233,718
有価証券売買等損益	1,593,651,426	△208,452,440
営業収益合計	1,593,845,102	△207,218,722
営業費用		
支払利息	10,032	－
受託者報酬	4,354,352	4,401,779
委託者報酬	78,378,314	79,231,916
その他費用	261,207	264,044

営業費用合計	83,003,905	83,897,739
営業利益又は営業損失（△）	1,510,841,197	△291,116,461
経常利益又は経常損失（△）	1,510,841,197	△291,116,461
当期純利益又は当期純損失（△）	1,510,841,197	△291,116,461
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	33,152,811	△15,621,372
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,000,579,797	5,340,708,672
剰余金増加額又は欠損金減少額	91,870,358	75,603,118
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	91,870,358	75,603,118
剰余金減少額又は欠損金増加額	218,279,968	244,876,839
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	218,279,968	244,876,839
分配金	11,149,901	10,808,445
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,340,708,672	4,885,131,417

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024 年 7 月 11 日から 2025 年 1 月 10 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第 18 期 2024 年 7 月 10 日現在	第 19 期 2025 年 1 月 10 日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数 11,149,901,173 口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 10,808,445,502 口
２． 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.4790 円 （10,000 口当たり純資産額）（14,790 円）	２． 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.4520 円 （10,000 口当たり純資産額）（14,520 円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期
自 2024 年 1 月 11 日
至 2024 年 7 月 10 日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	191,719,657 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,285,968,729 円
収益調整金額	C	1,219,186,395 円
分配準備積立金額	D	2,845,863,545 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,542,738,326 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,149,901,173 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,971 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,149,901 円

第 19 期
自 2024 年 7 月 11 日
至 2025 年 1 月 10 日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	99,265,993 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1,246,265,074 円
分配準備積立金額	D	4,116,236,784 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,461,767,851 円
当ファンドの期末残存口数	F	10,808,445,502 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,053 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	10,808,445 円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第18期 自 2024年 1月11日 至 2024年 7月10日	第19期 自 2024年 7月11日 至 2025年 1月10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第18期 2024年 7月10日現在	第19期 2025年 1月10日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 自 2024年 1月11日 至 2024年 7月10日	第19期 自 2024年 7月11日 至 2025年 1月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第18期 自 2024年 1月11日	第19期 自 2024年 7月11日

至 2024年 7月10日		至 2025年 1月10日	
期首元本額	11,551,982,102円	期首元本額	11,149,901,173円
期中追加設定元本額	227,666,573円	期中追加設定元本額	170,153,522円
期中一部解約元本額	629,747,502円	期中一部解約元本額	511,609,193円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第18期 自 2024年 1月11日 至 2024年 7月10日	第19期 自 2024年 7月11日 至 2025年 1月10日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,415,063,099	△132,987,778
合計	1,415,063,099	△132,987,778

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2025年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年1月10日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	946,457,215	2,929,379,726	
		外国債券マザーファンド	1,020,770,889	3,117,638,449	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	267,889,815	2,095,541,288	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	2,753,182,112	3,363,837,904	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	308,329,742	773,599,322	
		海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	566,247,201	2,307,797,092	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：93.0%	5,862,876,974	14,587,793,781 100.0%	
合計				14,587,793,781	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「野村世界６資産分散投信(安定コース)」、「野村世界６資産分散投信(分配コース)」、「野村世界６資産分散投信(成長コース)」および「野村世界６資産分散投信（配分変更コース)」は「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックスマザーファンド」および「海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産

の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 1月 10日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,988,570,854
国債証券	1,021,143,953,900
地方債証券	59,637,712,711
特殊債券	72,340,471,372
社債券	55,107,412,500
未収利息	2,064,057,597
前払費用	118,021,046
流動資産合計	1,216,400,199,980
資産合計	1,216,400,199,980
負債の部	
流動負債	
未払金	4,729,374,000
未払解約金	618,180,554
流動負債合計	5,347,554,554
負債合計	5,347,554,554
純資産の部	
元本等	
元本	991,228,069,052
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	219,824,576,374
元本等合計	1,211,052,645,426
純資産合計	1,211,052,645,426
負債純資産合計	1,216,400,199,980

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 1月 10日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2218円

（10,000口当たり純資産額）	（12,218円）

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 7月 11日
至 2025年 1月 10日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 1月 10日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 1月 10日現在

期首	2024年 7月 11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	941,419,822,792円
同期中における追加設定元本額	124,665,285,322円
同期中における一部解約元本額	74,857,039,062円
期末元本額	991,228,069,052円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	304,138,142円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	45,099,647,545円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,727,431,005円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	9,334,486,930円
野村資産設計ファンド２０１５	329,412,706円
野村資産設計ファンド２０２０	370,183,731円
野村資産設計ファンド２０２５	454,818,795円
野村資産設計ファンド２０３０	429,337,247円
野村資産設計ファンド２０３５	277,212,447円
野村資産設計ファンド２０４０	321,318,495円
野村日本債券インデックスファンド	529,107,270円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	125,522,593,849円
のむラップ・ファンド（保守型）	27,291,147,866円
のむラップ・ファンド（普通型）	106,226,375,015円
のむラップ・ファンド（積極型）	13,378,305,868円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	4,693,320,861円

野村資産設計ファンド２０４５	52,843,079 円
野村円債投資インデックスファンド	405,967,028 円
野村インデックスファンド・国内債券	2,287,155,149 円
マイ・ロード	48,912,262,163 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,402,030,363 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	26,167,704,252 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	2,753,182,112 円
野村資産設計ファンド２０５０	39,026,415 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	28,498,047 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	17,457,859 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	8,528,879 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	5,507,976 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	5,381,033,042 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,999,104,605 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	39,082,076 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	18,955,415 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	105,554,196 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	33,806,026 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	27,147,928 円
野村６資産均等バランス	13,854,939,113 円
世界６資産分散ファンド	265,019,841 円
野村資産設計ファンド２０６０	24,064,370 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	177,418,021,967 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	24,480,526,021 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	420,859,970 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	94,558,232 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,163,843,600 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	340,202,874 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	9,231,366 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	7,371,541 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	464,684 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,148,027,089 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	10,706,925 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	36,448,951 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	425,758,147 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	288,073,559 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,164,310,512 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	80,036,224 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,438,321,260 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	541,126,364 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	11,656,762 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	47,711,496,615 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	74,881,493,246 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	35,199,455,956 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	50,118,901,677 円
マイバランスＤＣ３０	22,042,051,916 円
マイバランスＤＣ５０	20,511,356,021 円
マイバランスＤＣ７０	8,798,994,440 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,231,687,107 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	4,336,112,696 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	12,757,652,724 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	5,884,173,033 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	543,187,479 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	94,830,305 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	138,013,189 円

野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	401,623,399 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	176,140,345 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	62,146,110 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	5,324,291,028 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,457,970,988 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,190,475,307 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,373,323,494 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	37,038,936 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	558,829,495 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	924,883,182 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	7,499,592,706 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	544,706,822 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	12,368,486 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 1 月 10 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 1 月 10 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第４５７回	4,000,000,000	3,985,360,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５８回	10,000,000,000	9,969,100,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５９回	2,500,000,000	2,490,800,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６０回	20,000,000,000	19,939,600,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６１回	6,000,000,000	5,986,860,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６２回	7,000,000,000	6,981,730,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６３回	2,000,000,000	1,993,860,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４７回	5,600,000,000	5,568,136,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	11,409,380,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４９回	4,100,000,000	4,059,000,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５０回	6,300,000,000	6,226,605,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５１回	1,500,000,000	1,479,855,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５２回	2,000,000,000	1,977,220,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	8,863,200,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	9,853,700,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５５回	6,000,000,000	5,935,320,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５６回	3,000,000,000	2,959,020,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	18,707,400,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５８回	6,500,000,000	6,379,685,000	

		国庫債券　利付（５年）第１６０回	2,500,000,000	2,456,875,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６１回	6,000,000,000	5,916,600,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	14,273,800,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	16,795,660,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６４回	5,000,000,000	4,893,100,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	9,824,300,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６６回	4,000,000,000	3,945,000,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６７回	9,000,000,000	8,861,580,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	12,408,875,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６９回	3,000,000,000	2,966,010,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７０回	2,500,000,000	2,478,600,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７２回	3,000,000,000	2,961,480,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	8,910,720,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	8,951,220,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１回	1,860,000,000	1,966,912,800	
		国庫債券　利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,745,495,000	
		国庫債券　利付（４０年）第３回	900,000,000	908,829,000	
		国庫債券　利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,631,352,900	
		国庫債券　利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,237,873,000	
		国庫債券　利付（４０年）第６回	2,000,000,000	1,847,420,000	
		国庫債券　利付（４０年）第７回	2,500,000,000	2,190,275,000	
		国庫債券　利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,205,805,000	
		国庫債券　利付（４０年）第９回	3,500,000,000	2,014,530,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	1,899,812,900	
		国庫債券　利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,125,740,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１３回	4,000,000,000	2,194,520,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１４回	2,960,000,000	1,716,356,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,544,760,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１６回	7,500,000,000	5,198,625,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１７回	6,500,000,000	5,853,380,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	500,000,000	490,935,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	6,000,000,000	5,921,700,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	3,000,000,000	2,891,820,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	9,500,000,000	9,373,840,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４２回	4,550,000,000	4,529,206,500	

		国庫債券　利付（１０年）第３４３回	13,000,000,000	12,915,110,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	6,346,176,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,445,880,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４６回	5,000,000,000	4,943,050,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	8,883,630,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,853,700,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,409,085,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,434,358,500	
		国庫債券　利付（１０年）第３５１回	1,000,000,000	979,400,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５２回	1,000,000,000	977,050,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,823,600,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５４回	8,000,000,000	7,778,240,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５５回	2,500,000,000	2,424,600,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	13,545,420,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５７回	4,000,000,000	3,860,720,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５９回	3,500,000,000	3,363,745,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６０回	13,000,000,000	12,464,660,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６１回	5,500,000,000	5,261,080,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６２回	6,400,000,000	6,105,664,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６４回	6,000,000,000	5,688,480,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６５回	9,500,000,000	8,977,690,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６６回	9,000,000,000	8,537,760,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６７回	8,500,000,000	8,035,220,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６８回	8,000,000,000	7,538,000,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	10,580,240,000	

		国庫債券　利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	23,014,320,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	23,704,750,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	12,716,080,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,585,500,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	9,725,500,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７５回	5,500,000,000	5,478,880,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７６回	4,500,000,000	4,388,580,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,182,000,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２回	500,000,000	539,210,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３回	160,000,000	172,257,600	
		国庫債券　利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,563,408,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５回	150,000,000	162,240,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６回	900,000,000	988,686,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７回	600,000,000	656,964,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８回	100,000,000	106,057,000	
		国庫債券　利付（３０年）第９回	265,000,000	272,989,750	
		国庫債券　利付（３０年）第１０回	250,000,000	251,412,500	
		国庫債券　利付（３０年）第１１回	660,000,000	694,834,800	
		国庫債券　利付（３０年）第１２回	720,000,000	781,704,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,174,071,700	
		国庫債券　利付（３０年）第１４回	800,000,000	889,288,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,121,050,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,586,257,450	
		国庫債券　利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,668,615,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,427,194,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,709,634,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２０回	770,000,000	864,363,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２１回	300,000,000	330,771,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２２回	600,000,000	673,884,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２３回	840,000,000	943,118,400	
		国庫債券　利付（３０年）第２４回	700,000,000	785,988,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２５回	500,000,000	550,225,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２６回	850,000,000	944,324,500	

		国庫債券　利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,289,012,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,119,880,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,213,120,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,729,025,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,827,789,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,341,920,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,499,960,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	4,794,570,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,377,303,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,603,635,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,324,610,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,586,944,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,406,720,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,282,073,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	1,937,560,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	2,897,310,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	962,730,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４４回	2,000,000,000	1,922,040,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４５回	3,500,000,000	3,239,040,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４６回	2,800,000,000	2,583,868,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,593,274,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４８回	1,000,000,000	901,010,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４９回	2,000,000,000	1,796,420,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	1,902,192,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５２回	500,000,000	366,345,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,268,523,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,322,566,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,161,915,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５６回	1,700,000,000	1,311,091,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,535,760,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	2,295,360,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	2,230,110,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６０回	1,650,000,000	1,283,056,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６１回	2,000,000,000	1,474,200,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６２回	3,000,000,000	2,089,530,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６３回	3,500,000,000	2,360,155,000	

		国庫債券　利付（３０年）第６４回	4,000,000,000	2,681,000,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,531,598,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６６回	5,500,000,000	3,639,350,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,435,860,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	2,385,571,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６９回	2,700,000,000	1,909,845,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７０回	2,610,000,000	1,836,135,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７１回	2,700,000,000	1,888,974,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７２回	2,500,000,000	1,740,725,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	2,425,500,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	2,999,880,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７５回	3,000,000,000	2,424,060,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,476,320,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,592,150,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	2,296,504,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７９回	1,500,000,000	1,166,235,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	3,151,260,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８１回	5,600,000,000	4,794,048,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８２回	3,500,000,000	3,139,605,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８３回	9,000,000,000	8,818,830,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８４回	4,500,000,000	4,310,820,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８５回	400,000,000	407,564,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８６回	1,700,000,000	1,736,142,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８７回	500,000,000	510,040,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,127,225,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８９回	470,000,000	480,969,800	
		国庫債券　利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,540,095,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９１回	250,000,000	257,097,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９２回	650,000,000	668,551,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,368,195,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,817,660,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,559,955,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,552,770,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,561,695,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,350,037,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,145,551,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１００回	820,000,000	858,900,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１０１回	750,000,000	790,252,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,585,680,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０３回	600,000,000	632,262,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０４回	400,000,000	418,828,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	1,994,411,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０６回	400,000,000	421,308,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０７回	800,000,000	841,560,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,044,310,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０９回	900,000,000	941,544,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,741,076,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１１回	500,000,000	530,515,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１２回	500,000,000	528,375,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１３回	500,000,000	529,450,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,066,160,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,176,274,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,490,118,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,167,782,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１９回	800,000,000	840,976,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２０回	800,000,000	832,432,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	2,011,397,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２２回	900,000,000	947,628,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,144,180,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,493,016,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,944,342,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,136,260,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,274,700,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	2,977,408,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,374,035,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,327,732,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３１回	800,000,000	841,400,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,367,847,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	2,011,568,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	2,012,575,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３５回	700,000,000	736,764,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３６回	700,000,000	731,801,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,052,410,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３８回	800,000,000	830,536,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,045,470,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,158,820,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,737,748,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,007,693,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,403,408,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,348,113,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,474,174,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,736,475,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,737,600,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	4,960,032,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,489,069,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,624,631,700	

		国庫債券　利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	5,002,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５２回	4,150,000,000	4,142,447,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５３回	10,000,000,000	10,055,400,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５４回	4,820,000,000	4,788,236,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１５５回	3,950,000,000	3,832,882,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５６回	6,000,000,000	5,433,180,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５７回	3,500,000,000	3,080,070,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５８回	1,970,000,000	1,787,499,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１５９回	3,510,000,000	3,208,140,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６０回	8,000,000,000	7,371,280,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６１回	3,000,000,000	2,718,540,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６２回	4,000,000,000	3,606,800,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６３回	5,500,000,000	4,937,130,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６４回	3,500,000,000	3,086,020,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６５回	4,000,000,000	3,509,680,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６６回	7,500,000,000	6,730,950,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６７回	12,000,000,000	10,419,000,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６８回	2,000,000,000	1,701,980,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７０回	2,000,000,000	1,656,400,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７１回	900,000,000	741,123,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７２回	4,500,000,000	3,742,245,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７３回	7,000,000,000	5,788,580,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７４回	6,970,000,000	5,731,012,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１７５回	7,800,000,000	6,484,296,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,630,535,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１７７回	7,570,000,000	6,117,544,100	
		国庫債券　利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,685,030,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１７９回	9,000,000,000	7,320,240,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,545,215,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	4,319,850,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,562,280,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８３回	6,400,000,000	5,968,000,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８４回	2,500,000,000	2,210,350,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,761,160,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８６回	8,000,000,000	7,517,280,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８７回	3,000,000,000	2,717,220,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８８回	6,000,000,000	5,698,920,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８９回	10,500,000,000	10,448,025,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９０回	2,500,000,000	2,441,450,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第２回	100,000,000	99,339,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第３回	100,000,000	99,558,000	
		メキシコ合衆国　第６回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,352,000	
		メキシコ合衆国　第７回円貨社債（２０２４）	200,000,000	197,556,000	
		ポーランド共和国　第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,391,000	
		ポーランド共和国　第１７回円貨債券（２０２３）	100,000,000	98,552,000	
		ポーランド共和国　第１９回円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,845,000	
		ポーランド共和国　第２１回円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,273,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第１回	100,000,000	97,858,000	
	小計	銘柄数：282 組入時価比率：84.3%	1,081,770,000,000	1,021,143,953,900 84.5%	
	合計			1,021,143,953,900	

地方債証券	日本円	東京都　公募第７６０回	100,000,000	98,899,000	
		東京都　公募第７６１回	100,000,000	98,949,000	
		東京都　公募第７６９回	500,000,000	493,595,000	
		東京都　公募第７７８回	100,000,000	98,029,000	
		東京都　公募第７８４回	200,000,000	195,770,000	
		東京都　公募第７９４回	100,000,000	96,367,000	
		東京都　公募第８００回	100,000,000	95,939,000	
		東京都　公募第８１３回	200,000,000	191,058,000	
		東京都　公募第８２２回	130,000,000	122,349,500	
		東京都　公募第８３０回	400,000,000	377,432,000	
		東京都　公募第８４３回	500,000,000	486,370,000	
		東京都　公募第８５０回	100,000,000	97,620,000	
		東京都　公募（３０年）第７回	100,000,000	110,690,000	
		東京都　公募第１０回	200,000,000	215,338,000	
		東京都　公募（３０年）第１３回	100,000,000	100,559,000	
		東京都　公募（３０年）第５回	300,000,000	205,716,000	
		東京都　公募（２０年）第１１回	100,000,000	103,217,000	
		東京都　公募（２０年）第１３回	100,000,000	104,001,000	
		東京都　公募（２０年）第１５回	100,000,000	105,381,000	
		東京都　公募（２０年）第１６回	200,000,000	208,938,000	
		東京都　公募（２０年）第１７回	200,000,000	209,548,000	
		東京都　公募（２０年）第２０回	280,000,000	295,271,200	
		東京都　公募第２３回	100,000,000	106,708,000	
		東京都　公募（２０年）第２６回	100,000,000	104,800,000	
		東京都　公募（２０年）第２８回	100,000,000	103,651,000	
		東京都　公募（２０年）第２９回	200,000,000	206,644,000	
		東京都　公募（２０年）第３０回	100,000,000	102,309,000	
		東京都　公募（２０年）第３２回	100,000,000	99,382,000	
		北海道　公募（２０年）平成２８年度第３回	100,000,000	88,649,000	
		北海道　公募平成２９年度第５回	200,000,000	197,260,000	
		北海道　公募平成２９年度第７回	100,000,000	98,589,000	
		北海道　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,475,000	
		北海道　公募平成２９年度第１１回	100,000,000	89,107,000	
		北海道　公募平成３０年度第１５回	215,520,000	201,515,510	
		北海道　公募平成３０年度第１８回	200,000,000	194,102,000	

		北海道　公募令和２年度第４回	300,000,000	287,706,000	
		北海道　公募令和４年度第５回	100,000,000	94,292,000	
		北海道　公募令和５年度第２回	100,000,000	98,123,000	
		北海道　公募令和５年度第８回	100,000,000	97,645,000	
		北海道　公募令和５年度第１０回	300,000,000	291,522,000	
		宮城県　公募第３２回２号	100,000,000	98,983,000	
		神奈川県　公募第２３１回	200,000,000	196,804,000	
		神奈川県　公募第２４３回	200,000,000	191,832,000	
		神奈川県　公募第２４７回	339,150,000	324,502,111	
		神奈川県　公募第２５４回	180,000,000	169,687,800	
		神奈川県　公募第２５８回	100,000,000	94,461,000	
		神奈川県　公募（３０年）第３回	100,000,000	112,322,000	
		神奈川県　公募第７回	300,000,000	309,687,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	106,204,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	105,517,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１７回	200,000,000	212,366,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	104,529,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２１回	200,000,000	209,486,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２６回	200,000,000	204,092,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	101,103,000	
		神奈川県　公募（２０年）第３２回	100,000,000	86,675,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	81,962,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４６回	100,000,000	79,654,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４８回	100,000,000	81,027,000	
		大阪府　公募第４１７回	102,000,000	100,960,620	
		大阪府　公募第４２３回	100,000,000	98,526,000	
		大阪府　公募第４２９回	179,000,000	175,731,460	
		大阪府　公募第４５１回	130,000,000	124,597,200	
		大阪府　公募第４５２回	100,000,000	95,751,000	
		大阪府　公募第４５８回	140,000,000	133,655,200	
		大阪府　公募第４６７回	140,000,000	133,049,000	
		大阪府　公募第４６９回	150,000,000	141,930,000	
		大阪府　公募第４７９回	200,000,000	189,066,000	
		大阪府　公募第４８１回	100,000,000	94,915,000	
		大阪府　公募第４８９回	176,000,000	169,032,160	
		大阪府　公募第４９２回	156,000,000	153,151,440	

		大阪府　公募（２０年）第１回	100,000,000	105,885,000	
		大阪府　公募（２０年）第２回	100,000,000	106,208,000	
		大阪府　公募第５回	100,000,000	106,413,000	
		大阪府　公募第８回	100,000,000	105,398,000	
		大阪府　公募（２０年）第１２回	230,000,000	233,636,300	
		大阪府　公募（２０年）第１９回	100,000,000	81,927,000	
		大阪府　公募（２０年）第２０回	200,000,000	161,768,000	
		大阪府　公募（５年）第１８４回	400,000,000	396,072,000	
		大阪府　公募（５年）第１８７回	144,000,000	142,266,240	
		大阪府　公募（５年）第１９０回	200,000,000	197,224,000	
		京都府　公募（２０年）平成２０年度第２回	200,000,000	210,340,000	
		京都府　公募平成２６年度第５回	100,000,000	101,753,000	
		京都府　公募（２０年）平成２７年度第５回	200,000,000	197,396,000	
		京都府　公募（１５年）平成２７年度第８回	100,000,000	99,048,000	
		京都府　公募（１５年）平成２８年度第２回	200,000,000	190,698,000	
		京都府　公募（２０年）平成２８年度第５回	200,000,000	176,028,000	
		京都府　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,667,000	
		京都府　公募令和元年度第５回	100,000,000	80,645,000	
		京都府　公募令和３年度第５回	100,000,000	79,178,000	
		兵庫県　公募平成２９年度第２２回	100,000,000	98,238,000	
		兵庫県　公募令和３年度第５回	100,000,000	94,313,000	
		兵庫県　公募（１０年）令和５年度第２回	100,000,000	96,534,000	
		兵庫県　公募（３０年）第２回	200,000,000	215,912,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１回	300,000,000	304,503,000	
		兵庫県　公募（１５年）第３回	200,000,000	203,034,000	
		兵庫県　公募（１５年）第８回	500,000,000	504,310,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１１回	100,000,000	98,873,000	
		兵庫県　公募第２回	100,000,000	104,291,000	
		兵庫県　公募第９回	100,000,000	106,336,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１１回	200,000,000	209,750,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	104,658,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１９回	100,000,000	103,189,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２１回	100,000,000	102,680,000	

		兵庫県　公募（２０年）第２２回	100,000,000	101,161,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４１回	100,000,000	81,654,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	83,501,000	
		静岡県　公募平成２７年度第１１回	115,400,000	114,732,988	
		静岡県　公募平成２８年度第２回	300,000,000	298,161,000	
		静岡県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,784,000	
		静岡県　公募（３１年）第１回	174,000,000	168,412,860	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第２回	100,000,000	99,304,000	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第５回	300,000,000	297,153,000	
		静岡県　公募（１５年）第２回	300,000,000	304,851,000	
		静岡県　公募（１５年）第５回	200,000,000	201,802,000	
		静岡県　公募（１５年）第９回	100,000,000	98,835,000	
		静岡県　公募（３０年）第１５回	100,000,000	68,434,000	
		静岡県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	104,994,000	
		静岡県　公募（２０年）第１４回	200,000,000	209,546,000	
		静岡県　公募（２０年）第１８回	200,000,000	203,958,000	
		静岡県　公募（２０年）第２３回	100,000,000	89,887,000	
		静岡県　公募（２０年）第２９回	200,000,000	164,256,000	
		静岡県　公募（２０年）第３０回	200,000,000	163,436,000	
		愛知県　公募（２０年）平成１９年度第２回	100,000,000	104,020,000	
		愛知県　公募平成２０年度第８回	100,000,000	104,583,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２２年度第８回	200,000,000	210,426,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２３年度第１３回	100,000,000	101,488,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	104,424,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	406,280,000	
		愛知県　公募平成２４年度第１７回	100,000,000	105,497,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	121,004,400	
		愛知県　公募（２０年）平成２５年度第１７回	400,000,000	414,024,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２６年度第４回	100,000,000	102,701,000	
		愛知県　公募平成２６年度第８回	100,000,000	96,512,000	
		愛知県　公募平成２６年度第１３回	200,000,000	201,358,000	

		愛知県　公募（１５年）平成２７年度第２回	300,000,000	297,048,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２７年度第８回	100,000,000	91,559,000	
		愛知県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,563,000	
		愛知県　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,410,000	
		愛知県　公募平成３０年度第７回	200,000,000	195,500,000	
		愛知県　公募令和２年度第１３回	200,000,000	162,936,000	
		愛知県　公募令和３年度第１０回	200,000,000	197,532,000	
		広島県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,390,000	
		広島県　公募平成２９年度第４回	211,300,000	208,041,754	
		広島県　公募令和２年度第２回	100,000,000	95,826,000	
		広島県　公募令和２年度第７回	300,000,000	286,428,000	
		広島県　公募令和５年度第４回	140,000,000	137,547,200	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第１回	100,000,000	80,804,000	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第２回	100,000,000	81,944,000	
		広島県　公募（２０年）令和３年度第２回	100,000,000	79,398,000	
		埼玉県　公募平成２７年度第９回	100,000,000	99,601,000	
		埼玉県　公募平成２８年度第５回	100,000,000	99,029,000	
		埼玉県　公募平成３０年度第４回	200,000,000	195,866,000	
		埼玉県　公募令和元年度第４回	100,000,000	96,389,000	
		埼玉県　公募令和２年度第４回	300,000,000	287,448,000	
		埼玉県　公募令和３年度第３回	100,000,000	94,827,000	
		埼玉県　公募令和５年度第４回	100,000,000	96,657,000	
		埼玉県　公募（１５年）第１回	200,000,000	200,282,000	
		埼玉県　公募（１５年）第２回	200,000,000	199,276,000	
		埼玉県　公募（１５年）第３回	100,000,000	95,894,000	
		埼玉県　公募（２５年）第２回	200,000,000	165,912,000	
		埼玉県　公募（３０年）第９回	200,000,000	151,076,000	
		埼玉県　公募（３０年）第１１回	100,000,000	67,093,000	
		埼玉県　公募（１５年）第７回	200,000,000	179,900,000	
		埼玉県　公募（１５年）第８回	200,000,000	178,058,000	
		埼玉県　公募（２０年）第６回	100,000,000	105,170,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	103,671,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１６回	200,000,000	197,138,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１９回	200,000,000	179,128,000	

		埼玉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	90,045,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２６回	100,000,000	81,404,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	81,150,000	
		福岡県　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,688,000	
		福岡県　公募平成２３年度第１回	100,000,000	101,439,000	
		福岡県　公募（１５年）平成２７年度第１回	200,000,000	198,046,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第１回	300,000,000	273,618,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第２回	200,000,000	180,894,000	
		福岡県　公募（３０年）平成１９年度第１回	100,000,000	112,399,000	
		福岡県　公募（３０年）平成２６年度第１回	100,000,000	96,693,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）平成２９年度第２回	100,000,000	77,496,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）令和元年度第３回	100,000,000	66,363,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第１回	300,000,000	315,204,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	104,621,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第１回	300,000,000	313,524,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第２回	300,000,000	320,421,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２４年度第２回	100,000,000	104,047,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２６年度第１回	100,000,000	102,666,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２９年度第１回	100,000,000	90,019,000	
		福岡県　公募（２０年・定時償還）令和３年度第１回	200,000,000	159,762,000	
		千葉県　公募平成２８年度第４回	200,000,000	197,908,000	
		千葉県　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,395,000	
		千葉県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,127,000	
		千葉県　公募令和元年度第６回	300,000,000	288,345,000	
		千葉県　公募令和３年度第２回	200,000,000	198,260,000	
		千葉県　公募令和４年度第４回	100,000,000	94,738,000	
		千葉県　公募令和５年度第９回	200,000,000	192,934,000	
		千葉県　公募令和６年度第４回	172,010,000	170,613,278	
		千葉県　公募（２０年）第８回	100,000,000	106,390,000	

		千葉県　公募（２０年）第１３回	200,000,000	209,054,000	
		千葉県　公募（２０年）第１６回	300,000,000	308,619,000	
		千葉県　公募（２０年）第１７回	100,000,000	101,109,000	
		千葉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	89,590,000	
		千葉県　公募（２０年）第２５回	100,000,000	88,558,000	
		千葉県　公募（２０年）第２８回	300,000,000	242,442,000	
		新潟県　公募平成３０年度第２回	200,000,000	195,512,000	
		新潟県　公募令和２年度第１回	100,000,000	81,731,000	
		新潟県　公募令和２年度第２回	120,000,000	114,390,000	
		長野県　公募令和３年度第１回	300,000,000	285,735,000	
		長野県　公募令和３年度第５回	100,000,000	98,612,000	
		茨城県　公募令和３年度第３回	200,000,000	197,778,000	
		茨城県　公募令和５年度第１回	100,000,000	96,272,000	
		茨城県　公募令和５年度第２回	200,000,000	196,634,000	
		群馬県　公募第２２回	100,000,000	95,586,000	
		群馬県　公募（５年）第１３回	300,000,000	296,709,000	
		群馬県　公募（２０年）第３回	100,000,000	104,409,000	
		群馬県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	81,814,000	
		大分県　公募令和５年度第１回	100,000,000	97,645,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５６回	200,000,000	198,792,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５７回	300,000,000	297,894,000	
		共同発行市場地方債　公募第１６１回	300,000,000	296,931,000	
		共同発行市場地方債　公募第１７２回	600,000,000	592,170,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８４回	100,000,000	97,744,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８６回	400,000,000	391,456,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８８回	300,000,000	293,346,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９０回	610,000,000	592,974,900	
		共同発行市場地方債　公募第１９１回	100,000,000	97,039,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９４回	300,000,000	290,088,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９６回	400,000,000	385,260,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９７回	300,000,000	288,687,000	

		共同発行市場地方債　公募第１９８回	110,000,000	105,679,200	
		共同発行市場地方債　公募第２００回	100,000,000	95,996,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０４回	200,000,000	191,066,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０５回	100,000,000	95,894,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０６回	300,000,000	287,376,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１３回	300,000,000	285,564,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１５回	400,000,000	380,476,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２８回	300,000,000	282,420,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２９回	250,000,000	236,807,500	
		共同発行市場地方債　公募第２３４回	300,000,000	284,109,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３９回	100,000,000	97,064,000	
		共同発行市場地方債　公募第２４８回	100,000,000	98,015,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５６回	500,000,000	495,940,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５７回	500,000,000	486,185,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５８回	200,000,000	195,468,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５９回	215,400,000	210,318,714	
		堺市　公募平成２２年度第１回	100,000,000	105,783,000	
		堺市　公募平成２６年度第１回	100,000,000	93,782,000	
		堺市　公募第３回	100,000,000	93,976,000	
		堺市　公募令和５年度第２回	200,000,000	194,648,000	
		長崎県　公募令和元年度第３回	100,000,000	96,367,000	
		長崎県　公募令和４年度第３回	100,000,000	94,970,000	
		島根県　公募（３０年）平成２９年度第１回	100,000,000	77,835,000	
		佐賀県　公募平成２８年度第１回	100,000,000	98,807,000	
		福島県　公募令和３年度第２回	300,000,000	295,683,000	
		熊本県　公募平成２８年度第２回	132,000,000	130,476,720	
		熊本市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,363,000	
		新潟市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,367,000	

		新潟市　公募令和５年度第１回	200,000,000	194,354,000	
		奈良県　公募令和３年度第２回	100,000,000	81,057,000	
		静岡市　公募令和５年度第１回	100,000,000	98,248,000	
		大阪市　公募令和２年度第２回	300,000,000	287,388,000	
		大阪市　公募令和３年度第２回	300,000,000	284,871,000	
		大阪市　公募（１５年）第１回	100,000,000	101,618,000	
		大阪市　公募（１５年）第２回	200,000,000	203,334,000	
		大阪市　公募（２０年）第１回	300,000,000	312,978,000	
		大阪市　公募（２０年）第５回	100,000,000	105,923,000	
		大阪市　公募（２０年）第６回	100,000,000	105,232,000	
		大阪市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	209,314,000	
		大阪市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	98,123,000	
		大阪市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	89,422,000	
		名古屋市　公募第５０１回	200,000,000	196,906,000	
		名古屋市　公募第５０３回	100,000,000	98,142,000	
		名古屋市　公募第５０４回	200,000,000	195,888,000	
		名古屋市　公募第５１１回	200,000,000	191,306,000	
		名古屋市　公募第５１２回	300,000,000	287,511,000	
		名古屋市　公募（１５年）第２回	100,000,000	99,955,000	
		名古屋市　公募（５年）第３０回	200,000,000	197,252,000	
		名古屋市　公募（３０年）第１３回	100,000,000	78,522,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１５回	100,000,000	104,515,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	197,312,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	97,504,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	88,452,000	
		名古屋市　公募（２０年）第２１回	100,000,000	87,685,000	
		京都市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,611,000	
		京都市　公募平成２９年度第４回	101,280,000	99,614,956	
		京都市　公募平成３０年度第１回	101,090,000	98,991,371	
		京都市　公募（２０年）第５回	200,000,000	206,304,000	
		京都市　公募（２０年）第６回	100,000,000	104,317,000	
		京都市　公募（２０年）第１３回	100,000,000	100,602,000	
		京都市　公募（２０年）第１５回	200,000,000	177,934,000	
		京都市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	81,348,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２０年度第２４回	100,000,000	104,736,000	

		神戸市　公募（２０年）平成２５年度第３回	100,000,000	105,391,000	
		神戸市　公募平成２５年度第１２回	100,000,000	102,670,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２６年度第３回	200,000,000	204,028,000	
		神戸市　公募平成２８年度第１回	200,000,000	198,642,000	
		神戸市　公募平成３０年度第２回	200,000,000	151,076,000	
		神戸市　公募令和元年度第６回	100,000,000	80,461,000	
		神戸市　公募令和３年度第６回	100,000,000	68,400,000	
		横浜市　公募平成２８年度第５回	300,000,000	296,892,000	
		横浜市　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,653,000	
		横浜市　公募２０１９年度第３回	200,000,000	192,010,000	
		横浜市　公募（３０年）第２回	200,000,000	222,132,000	
		横浜市　公募（２０年）第１１回	100,000,000	102,847,000	
		横浜市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	105,686,000	
		横浜市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	105,085,000	
		横浜市　公募（２０年）第３０回	100,000,000	100,832,000	
		横浜市　公募（２０年）第３２回	100,000,000	97,618,000	
		横浜市　公募（２０年）第３５回	100,000,000	88,862,000	
		横浜市　公募（２０年）第４０回	200,000,000	175,394,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２３年度第３回	100,000,000	106,003,000	
		札幌市　公募（１５年）平成２３年度第９回	200,000,000	203,170,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１回	100,000,000	105,154,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１１回	200,000,000	210,464,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２８年度第４回	100,000,000	88,748,000	
		札幌市　公募（３０年）令和元年度第９回	100,000,000	66,373,000	
		札幌市　公募（２０年）令和２年度第５回	100,000,000	81,563,000	
		札幌市　公募（５年）令和３年度第８回	100,000,000	94,177,000	
		札幌市　公募（５年）令和４年度第４回	100,000,000	95,280,000	
		札幌市　公募（２０年）第６回	200,000,000	211,762,000	
		川崎市　公募第９５回	160,000,000	153,580,800	
		川崎市　公募（２０年）第１４回	200,000,000	210,322,000	
		川崎市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	103,110,000	

		川崎市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	102,779,000	
		川崎市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	100,792,000	
		川崎市　公募（２０年）第２０回	100,000,000	98,182,000	
		川崎市　公募（２０年）第２２回	100,000,000	89,116,000	
		川崎市　公募（２０年）第２４回	100,000,000	90,824,000	
		川崎市　公募（３０年）第１１回	100,000,000	75,017,000	
		川崎市　公募（５年）第６２回	200,000,000	197,912,000	
		川崎市　公募（５年）第６６回	230,000,000	226,276,300	
		川崎市　公募（５年）第６７回	100,000,000	98,476,000	
		北九州市　公募（１０年）令和２年度第２回	200,000,000	190,380,000	
		北九州市　公募（１０年）令和５年度第２回	200,000,000	194,356,000	
		北九州市　公募（２０年）第３回	200,000,000	208,404,000	
		北九州市　公募（２０年）第１４回	100,000,000	104,754,000	
		北九州市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	102,486,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２１年度第３回	200,000,000	211,346,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	105,684,000	
		福岡市　公募平成２６年度第２回	100,000,000	102,156,000	
		福岡市　公募（５年）２０１９年度第１１回	100,000,000	65,089,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２０年度第７回	200,000,000	163,308,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第４回	200,000,000	158,422,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	79,925,000	
		広島市　公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	233,921,830	
		広島市　公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	94,559,000	
		広島市　公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	97,177,000	
		さいたま市　公募第２１回	320,100,000	311,063,577	
		相模原市　公募令和５年度第１回	100,000,000	97,710,000	
		三重県　公募平成２８年度第１回	155,000,000	153,338,400	
		三重県　公募令和５年度第３回	200,000,000	194,354,000	
		福井県　公募平成２７年度第４回	200,000,000	198,600,000	
		福井県　公募令和元年度第３回	200,000,000	191,954,000	
		福井県　公募令和４年度第５回	100,000,000	94,730,000	

		徳島県　公募平成２９年度第２回	200,000,000	196,726,000	
		徳島県　公募平成３０年度第２回	300,000,000	293,274,000	
		山梨県　公募令和元年度第１回	100,000,000	95,975,000	
		岡山県　公募平成２８年度第２回	168,900,000	166,944,138	
		岡山県　公募令和２年度第３回	300,000,000	286,527,000	
		岡山県　公募令和３年度第１回	100,000,000	94,279,000	
		秋田県　公募令和３年度第１回	116,600,000	110,040,084	
		神奈川県住宅供給公社債券　第４回	100,000,000	97,822,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第１９回	100,000,000	79,735,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２２回	100,000,000	80,041,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２７回	100,000,000	87,046,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第９６回	100,000,000	105,146,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１０２回	300,000,000	317,682,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１２８回	100,000,000	96,101,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１４８回	100,000,000	88,274,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１１７回	100,000,000	104,843,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１３６回	100,000,000	98,760,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１４５回	100,000,000	88,373,000	
		東京都住宅供給公社債券　第１９回	300,000,000	304,266,000	
		東京都住宅供給公社債券　第２３回	100,000,000	97,415,000	
	小計	銘柄数：374 組入時価比率：4.9%	61,555,750,000	59,637,712,711 4.9%	
	合計			59,637,712,711	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券　政府保証第５回	117,000,000	115,594,830	
		新関西国際空港社債　財投機関債第６回	300,000,000	305,292,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第９回	100,000,000	100,975,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１２回	100,000,000	100,164,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１４回	100,000,000	98,804,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第２８回	100,000,000	94,675,000	

		第２回国立大学法人東京大学	100,000,000	56,114,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第４７回	100,000,000	100,299,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第６６回	400,000,000	397,084,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第７８回	200,000,000	197,494,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８２回	100,000,000	98,698,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８６回	300,000,000	295,335,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第９６回	200,000,000	195,374,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０１回	300,000,000	293,580,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０９回	200,000,000	116,438,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３７回	400,000,000	397,080,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３８回	400,000,000	379,412,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１５７回	200,000,000	125,606,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第３７回	400,000,000	395,472,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４１回	333,000,000	327,525,480	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４２回	420,000,000	413,015,400	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第５５回	300,000,000	290,958,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第６２回	200,000,000	190,898,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１回	400,000,000	453,860,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４回	100,000,000	111,309,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８回	300,000,000	306,390,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７回	100,000,000	102,666,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３回	500,000,000	519,920,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６回	100,000,000	111,974,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３３回	200,000,000	222,314,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３９回	300,000,000	316,113,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４３回	300,000,000	256,020,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４６回	400,000,000	429,360,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４７回	100,000,000	106,150,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第５５回	100,000,000	106,039,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８９回	100,000,000	104,061,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第９５回	200,000,000	209,028,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０３回	350,000,000	363,496,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０５回	600,000,000	630,678,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１２６回	100,000,000	100,333,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４５回	300,000,000	270,885,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４９回	100,000,000	91,217,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５１回	100,000,000	98,300,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５２回	100,000,000	91,588,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	98,857,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５７回	100,000,000	99,213,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６０回	200,000,000	196,912,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６３回	100,000,000	97,604,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６４回	100,000,000	97,114,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７３回	200,000,000	116,990,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１８８回	100,000,000	88,525,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１９８回	100,000,000	66,286,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２０４回	200,000,000	128,978,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３０回	100,000,000	54,112,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６０回	200,000,000	134,240,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９０回	100,000,000	105,643,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９２回	200,000,000	211,450,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９７回	200,000,000	211,712,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９９回	200,000,000	212,868,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１０６回	200,000,000	212,364,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１１回	100,000,000	105,789,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１４回	200,000,000	210,644,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２３回	100,000,000	104,204,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２７回	300,000,000	318,792,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１４６回	100,000,000	105,342,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６４回	100,000,000	104,468,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６５回	100,000,000	99,057,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６７回	100,000,000	104,443,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６９回	300,000,000	312,600,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７２回	300,000,000	300,603,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７６回	200,000,000	208,512,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８１回	100,000,000	104,335,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８３回	100,000,000	104,875,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１４回	100,000,000	102,369,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１６回	100,000,000	102,367,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１７回	100,000,000	95,684,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２４回	100,000,000	95,237,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２６回	100,000,000	101,290,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２８回	100,000,000	101,264,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３３回	100,000,000	100,393,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３７回	100,000,000	97,058,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３９回	500,000,000	493,485,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４５回	500,000,000	489,715,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４６回	200,000,000	197,576,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５５回	100,000,000	98,738,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５９回	100,000,000	97,750,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７１回	151,000,000	149,992,830	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７８回	100,000,000	87,882,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９６回	200,000,000	179,536,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９７回	100,000,000	98,845,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３０６回	403,000,000	398,151,910	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１４回	300,000,000	269,778,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１５回	100,000,000	98,604,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２１回	600,000,000	591,294,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２４回	100,000,000	98,330,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３５回	100,000,000	76,172,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３９回	500,000,000	491,420,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３４２回	131,000,000	128,466,460	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５０回	100,000,000	74,460,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５１回	100,000,000	97,855,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５４回	200,000,000	195,426,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５７回	100,000,000	97,916,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５８回	300,000,000	264,582,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３７７回	200,000,000	118,954,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８８回	100,000,000	65,347,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９１回	113,000,000	108,500,340	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９８回	100,000,000	65,779,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０２回	200,000,000	102,608,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０３回	202,000,000	192,756,480	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４１５回	300,000,000	241,635,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３６回	500,000,000	449,625,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４４９回	500,000,000	490,905,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４５３回	200,000,000	195,082,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４６３回	500,000,000	466,245,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７３回	200,000,000	194,590,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７５回	200,000,000	190,232,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７９回	500,000,000	489,510,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第９回	100,000,000	112,185,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第２８回	500,000,000	565,190,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第３３回	100,000,000	113,790,000	
		公営企業債券　３０年第４回財投機関債	400,000,000	458,052,000	
		地方公営企業等金融機構債券（２０年）　第１回	100,000,000	104,538,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１回	300,000,000	317,379,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第４回	100,000,000	105,549,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６回	100,000,000	102,533,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第６回	300,000,000	319,167,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第７回	400,000,000	425,024,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１０回	300,000,000	312,372,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１９回	200,000,000	210,188,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２０回	100,000,000	104,859,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ９６回	300,000,000	304,779,000	

		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２２回	100,000,000	101,510,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２４回	100,000,000	101,513,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２４回	200,000,000	208,274,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４３回	300,000,000	304,359,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４７回	100,000,000	101,131,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６０回	100,000,000	100,680,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２９回	100,000,000	104,244,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３２回	100,000,000	103,294,000	
		地方公共団体金融機構債券（１５年）　第２回	200,000,000	202,042,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３７回	200,000,000	204,218,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３８回	300,000,000	304,761,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４０回	300,000,000	301,392,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４３回	300,000,000	303,441,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４８回	100,000,000	100,029,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３９回	200,000,000	201,804,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４０回	100,000,000	100,439,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４３回	100,000,000	97,889,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４４回	200,000,000	197,854,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ３０８回	200,000,000	191,680,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８３回	116,000,000	115,182,200	
		地方公共団体金融機構債券　第８４回	100,000,000	99,186,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８５回	100,000,000	99,128,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５２回	100,000,000	87,283,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５３回	200,000,000	171,962,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９１回	300,000,000	296,604,000	

		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５８回	100,000,000	90,598,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９５回	137,000,000	135,290,240	
		地方公共団体金融機構債券　第９５回	200,000,000	197,382,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９７回	300,000,000	295,884,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９８回	122,000,000	120,343,240	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１００回	108,000,000	106,221,240	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	400,000,000	393,788,000	
		地方公共団体金融機構債券　第６回	200,000,000	148,774,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１０８回	157,000,000	153,767,370	
		地方公共団体金融機構債券　第６７回	100,000,000	86,655,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１０回	100,000,000	97,687,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１３回	110,000,000	107,632,800	
		地方公共団体金融機構債券　第１回	200,000,000	120,062,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１９回	116,000,000	112,115,160	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２０回	103,000,000	99,139,560	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２１回	100,000,000	95,959,000	
		地方公共団体金融機構債券　２回	100,000,000	53,620,000	
		地方公共団体金融機構債券　１２回	200,000,000	137,120,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１４回	100,000,000	67,460,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１５２回	100,000,000	94,042,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１６６回	200,000,000	193,352,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１７１回	100,000,000	96,551,000	
		公営企業債券（２０年）　第１９回財投機関債	100,000,000	103,093,000	
		公営企業債券（２０年）　第２０回財投機関債	100,000,000	103,213,000	
		公営企業債券（２０年）　第２３回財投機関債	200,000,000	207,996,000	
		公営企業債券（２０年）　第２４回財投機関債	100,000,000	104,691,000	

		公営企業債券（２０年）　第２５回財投機関債	100,000,000	105,573,000	
		首都高速道路　第２８回	200,000,000	197,584,000	
		首都高速道路　第３３回	300,000,000	295,194,000	
		阪神高速道路　第２５回	100,000,000	99,258,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第４７回	100,000,000	98,340,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第５５回	108,000,000	104,738,400	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第６３回	270,000,000	256,572,900	
		都市再生債券　財投機関債第９３回	100,000,000	100,689,000	
		都市再生債券　財投機関債第９７回	100,000,000	100,254,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０１回	100,000,000	99,816,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０９回	100,000,000	99,528,000	
		都市再生債券　財投機関債第１１３回	300,000,000	297,276,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２１回	200,000,000	193,476,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２７回	200,000,000	197,732,000	
		都市再生債券　財投機関債第１４１回	100,000,000	87,908,000	
		都市再生債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	59,198,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６６回	100,000,000	56,883,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６９回	100,000,000	58,169,000	
		都市再生債券　財投機関債第１７０回	100,000,000	80,083,000	
		都市再生債券　財投機関債第１９１回	100,000,000	77,578,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第１７回	400,000,000	398,176,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２０回	113,600,000	111,407,520	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２２回	200,000,000	160,498,000	
		福祉医療機構債券　第５０回財投機関債	300,000,000	295,839,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３回	400,000,000	412,812,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第６回	200,000,000	208,030,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債	100,000,000	105,810,000	

		第４９回			
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第５９回	100,000,000	105,197,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７５回	100,000,000	106,249,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７７回	900,000,000	913,257,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７８回	100,000,000	106,223,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８１回	100,000,000	105,467,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８５回	200,000,000	209,872,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９０回	200,000,000	203,168,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９４回	100,000,000	105,254,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１１回	100,000,000	101,479,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１２回	100,000,000	104,258,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１５回	100,000,000	104,815,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１９回	100,000,000	101,664,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２０回	100,000,000	105,013,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２３回	300,000,000	314,136,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２８回	100,000,000	103,990,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３２回	200,000,000	201,560,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３４回	100,000,000	101,488,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３７回	200,000,000	203,014,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１４３回	100,000,000	101,112,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１６２回	100,000,000	98,848,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１８８回	300,000,000	297,537,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９５回	100,000,000	88,269,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９８回	300,000,000	296,478,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０３回	100,000,000	98,828,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債	200,000,000	197,338,000	

		第２０８回			
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２１３回	100,000,000	98,663,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２２回	200,000,000	196,600,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２３回	100,000,000	94,272,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２７回	100,000,000	98,301,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２４４回	130,000,000	127,214,100	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２７７回	100,000,000	67,260,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３０６回	200,000,000	177,550,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２７回	200,000,000	193,110,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２９回	200,000,000	192,460,000	
		成田国際空港　第１９回	100,000,000	99,558,000	
		成田国際空港　第３９回	300,000,000	266,646,000	
		商工債券　利付第８５２回い号	100,000,000	99,107,000	
		商工債券　利付第８５４回い号	400,000,000	395,460,000	
		商工債券　利付第８５６回い号	200,000,000	197,442,000	
		商工債券　利付第８６２回い号	100,000,000	98,442,000	
		商工債券　利付第８６８回い号	100,000,000	98,198,000	
		商工債券　利付第８７１回い号	100,000,000	98,242,000	
		商工債券　利付第８７２回い号	100,000,000	98,358,000	
		商工債券　利付第８７６回い号	400,000,000	392,376,000	
		商工債券　利付第８７８回い号	200,000,000	195,754,000	
		商工債券　利付第８７９回い号	400,000,000	391,932,000	
		商工債券　利付第８８３回い号	200,000,000	196,546,000	
		商工債券　利付第８８５回い号	300,000,000	294,660,000	
		しんきん中金債券　利付第３７７回	100,000,000	99,166,000	
		しんきん中金債券　利付第３７９回	400,000,000	395,980,000	
		しんきん中金債券　利付第３８０回	100,000,000	98,910,000	
		しんきん中金債券　利付第３８７回	100,000,000	98,505,000	
		しんきん中金債券　利付第４００回	100,000,000	98,469,000	
		しんきん中金債券　利付第４０１回	300,000,000	295,008,000	
		しんきん中金債券　利付第４０２回	100,000,000	98,085,000	
		しんきん中金債券　利付第４０３回	100,000,000	97,886,000	

		しんきん中金債券　利付第４０７回	300,000,000	294,912,000	
		しんきん中金債券　利付第４１２回	100,000,000	98,198,000	
		商工債券　利付（３年）第２８９回	100,000,000	98,989,000	
		商工債券　利付（１０年）第３６回	100,000,000	94,258,000	
		商工債券　利付（１０年）第４１回	300,000,000	280,668,000	
		商工債券　利付（１０年）第４６回	100,000,000	95,237,000	
		アンデス開発公社　第２１回円貨社債（２０２３）	100,000,000	98,700,000	
		国際協力機構債券　第６回財投機関債	200,000,000	212,292,000	
		国際協力機構債券　第１５回財投機関債	100,000,000	104,167,000	
		国際協力機構債券　第２５回財投機関債	100,000,000	101,806,000	
		国際協力機構債券　第３２回財投機関債	100,000,000	97,743,000	
		国際協力機構債券　第３５回財投機関債	100,000,000	99,087,000	
		国際協力機構債券　第４０回財投機関債	100,000,000	98,625,000	
		国際協力機構債券　第５１回財投機関債	100,000,000	66,679,000	
		国際協力機構債券　第５４回財投機関債	100,000,000	81,158,000	
		国際協力機構債券　第６８回財投機関債	100,000,000	94,754,000	
		東日本高速道路　第５７回	100,000,000	99,116,000	
		東日本高速道路　第６１回	200,000,000	192,504,000	
		東日本高速道路　第６４回	100,000,000	95,883,000	
		東日本高速道路　第６９回	100,000,000	95,842,000	
		東日本高速道路　第８３回	200,000,000	198,060,000	
		東日本高速道路　第８６回	400,000,000	394,348,000	
		東日本高速道路　第８９回	130,000,000	128,163,100	
		東日本高速道路　第９５回	850,000,000	838,321,000	
		中日本高速道路　第８９回	100,000,000	99,084,000	
		中日本高速道路　第９０回	300,000,000	296,820,000	
		中日本高速道路　第９１回	200,000,000	197,588,000	
		中日本高速道路　第９３回	200,000,000	197,122,000	
		中日本高速道路　第９６回	200,000,000	197,684,000	
		中日本高速道路　第９７回	200,000,000	198,686,000	
		中日本高速道路　第９８回	300,000,000	296,757,000	

		中日本高速道路　第１０１回	500,000,000	491,745,000	
		西日本高速道路　第２９回	200,000,000	199,280,000	
		西日本高速道路　第３０回	300,000,000	297,810,000	
		西日本高速道路　第３４回	300,000,000	297,186,000	
		西日本高速道路　第６１回	300,000,000	297,048,000	
		西日本高速道路　第６２回	1,100,000,000	1,086,712,000	
		西日本高速道路　第６４回	200,000,000	197,584,000	
		西日本高速道路　第６９回	200,000,000	197,228,000	
		西日本高速道路　第７７回	200,000,000	196,698,000	
		西日本高速道路　第８８回	100,000,000	98,629,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第６９回	200,000,000	201,966,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第９０回	300,000,000	284,247,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第１３５回	300,000,000	286,695,000	
		貸付債権担保第２５回住宅金融支援機構債券	13,341,000	13,672,523	
		貸付債権担保第２８回住宅金融支援機構債券	46,428,000	47,551,093	
		貸付債権担保第４２回住宅金融支援機構債券	41,440,000	42,013,529	
		貸付債権担保第４５回住宅金融支援機構債券	48,651,000	49,756,350	
		貸付債権担保第５２回住宅金融支援機構債券	35,676,000	36,235,042	
		貸付債権担保第２４回住宅金融支援機構債券	23,726,000	24,157,338	
		貸付債権担保第４８回住宅金融支援機構債券	44,757,000	45,800,285	
		貸付債権担保第４０回住宅金融支援機構債券	52,155,000	52,735,485	
		貸付債権担保第６２回住宅金融支援機構債券	79,173,000	79,321,845	
		貸付債権担保第６０回住宅金融支援機構債券	68,928,000	69,560,759	
		貸付債権担保第６１回住宅金融支援機構債券	46,462,000	46,726,833	
		貸付債権担保第５１回住宅金融支援機構債券	16,648,000	16,963,979	
		貸付債権担保第４３回住宅金融支援機構債券	40,746,000	41,553,178	
		貸付債権担保第７９回住宅金融支援機構債券	27,192,000	27,027,488	
		貸付債権担保第８１回住宅金融支援機構債券	60,402,000	59,919,388	

		貸付債権担保第７２回住宅金融支援機構債券	129,465,000	128,909,595	
		貸付債権担保第７０回住宅金融支援機構債券	81,600,000	81,848,880	
		貸付債権担保第３３回住宅金融支援機構債券	16,950,000	17,365,444	
		貸付債権担保第３４回住宅金融支援機構債券	17,437,000	17,862,637	
		貸付債権担保第３５回住宅金融支援機構債券	16,524,000	16,949,162	
		貸付債権担保第４６回住宅金融支援機構債券	15,734,000	16,104,535	
		貸付債権担保第５５回住宅金融支援機構債券	44,568,000	45,143,818	
		貸付債権担保第５６回住宅金融支援機構債券	63,873,000	64,719,955	
		貸付債権担保第５７回住宅金融支援機構債券	21,406,000	21,706,326	
		貸付債権担保第７６回住宅金融支援機構債券	51,258,000	51,357,440	
		貸付債権担保第２３回住宅金融支援機構債券	49,388,000	50,374,772	
		貸付債権担保第３２回住宅金融支援機構債券	48,354,000	49,360,246	
		貸付債権担保第３８回住宅金融支援機構債券	53,598,000	54,611,538	
		貸付債権担保第３９回住宅金融支援機構債券	85,880,000	87,253,221	
		貸付債権担保第５０回住宅金融支援機構債券	157,380,000	160,389,105	
		貸付債権担保第５８回住宅金融支援機構債券	47,720,000	48,302,184	
		貸付債権担保第６４回住宅金融支援機構債券	85,560,000	85,490,696	
		貸付債権担保第７１回住宅金融支援機構債券	77,010,000	76,658,834	
		貸付債権担保第７３回住宅金融支援機構債券	61,688,000	61,837,284	
		貸付債権担保第７５回住宅金融支援機構債券	50,678,000	50,890,340	
		貸付債権担保第８３回住宅金融支援機構債券	130,316,000	128,752,208	
		貸付債権担保第８４回住宅金融支援機構債券	221,137,000	218,352,885	
		貸付債権担保第８８回住宅金融支援機構債券	34,619,000	33,915,195	
		貸付債権担保第８９回住宅金融支援機構債券	35,342,000	34,641,168	
		貸付債権担保第９０回住宅金融支援機構債券	36,686,000	35,808,104	

		貸付債権担保第９２回住宅金融支援機構債券	77,938,000	75,252,256	
		貸付債権担保第９３回住宅金融支援機構債券	83,954,000	80,105,548	
		貸付債権担保第９４回住宅金融支援機構債券	44,293,000	42,788,809	
		貸付債権担保第９６回住宅金融支援機構債券	47,081,000	45,204,822	
		貸付債権担保第９７回住宅金融支援機構債券	139,302,000	134,455,683	
		貸付債権担保第９８回住宅金融支援機構債券	145,938,000	141,146,855	
		貸付債権担保第９９回住宅金融支援機構債券	98,490,000	95,006,408	
		貸付債権担保第１００回住宅金融支援機構債券	48,061,000	46,256,790	
		貸付債権担保第１０１回住宅金融支援機構債券	48,933,000	47,244,322	
		貸付債権担保第１０７回住宅金融支援機構債券	224,640,000	209,440,857	
		貸付債権担保第１０８回住宅金融支援機構債券	289,250,000	267,417,410	
		貸付債権担保第１１２回住宅金融支援機構債券	253,532,000	234,106,378	
		貸付債権担保第１１３回住宅金融支援機構債券	316,010,000	292,625,260	
		貸付債権担保第１１５回住宅金融支援機構債券	189,135,000	175,019,854	
		貸付債権担保第１１６回住宅金融支援機構債券	126,848,000	117,860,819	
		貸付債権担保第１１７回住宅金融支援機構債券	127,630,000	118,208,353	
		貸付債権担保第１１８回住宅金融支援機構債券	63,349,000	58,780,903	
		貸付債権担保第１１９回住宅金融支援機構債券	127,740,000	118,360,051	
		貸付債権担保第１２０回住宅金融支援機構債券	63,858,000	58,822,796	
		貸付債権担保第１２１回住宅金融支援機構債券	64,561,000	59,525,887	
		貸付債権担保第１２３回住宅金融支援機構債券	65,936,000	60,820,685	
		貸付債権担保第１２５回住宅金融支援機構債券	260,800,000	239,756,048	
		貸付債権担保第１２６回住宅金融支援機構債券	198,801,000	182,658,358	
		貸付債権担保第１２８回住宅金融支援機構債券	132,228,000	121,427,616	
		貸付債権担保第１２９回住宅金融支援機構債券	136,294,000	125,252,823	

		貸付債権担保第１３４回住宅金融支援機構債券	138,060,000	125,833,406	
		貸付債権担保第１３５回住宅金融支援機構債券	68,797,000	62,689,890	
		貸付債権担保第１３６回住宅金融支援機構債券	69,759,000	63,785,536	
		貸付債権担保第１４０回住宅金融支援機構債券	69,427,000	63,113,308	
		貸付債権担保第１４２回住宅金融支援機構債券	216,129,000	195,272,551	
		貸付債権担保第１４４回住宅金融支援機構債券	214,188,000	193,476,020	
		貸付債権担保第１４５回住宅金融支援機構債券	219,573,000	197,732,073	
		貸付債権担保第１５０回住宅金融支援機構債券	381,975,000	340,248,051	
		貸付債権担保第１５１回住宅金融支援機構債券	233,409,000	208,515,930	
		貸付債権担保第１５２回住宅金融支援機構債券	154,828,000	139,212,047	
		貸付債権担保第１５４回住宅金融支援機構債券	156,532,000	140,201,016	
		貸付債権担保第１５８回住宅金融支援機構債券	156,870,000	140,928,870	
		貸付債権担保第１６２回住宅金融支援機構債券	242,349,000	217,534,885	
		貸付債権担保第１６４回住宅金融支援機構債券	247,860,000	221,648,805	
		貸付債権担保第１６５回住宅金融支援機構債券	163,874,000	147,027,752	
		貸付債権担保第１６６回住宅金融支援機構債券	246,936,000	222,531,315	
		貸付債権担保第１６７回住宅金融支援機構債券	164,064,000	147,719,944	
		貸付債権担保第１６８回住宅金融支援機構債券	163,920,000	147,419,812	
		貸付債権担保第１６９回住宅金融支援機構債券	251,229,000	225,538,322	
		貸付債権担保第１７０回住宅金融支援機構債券	415,750,000	373,131,467	
		貸付債権担保第１７４回住宅金融支援機構債券	256,422,000	230,264,391	
		貸付債権担保第１７５回住宅金融支援機構債券	259,359,000	232,310,449	
		貸付債権担保第１７６回住宅金融支援機構債券	258,531,000	230,795,794	
		貸付債権担保第１７７回住宅金融支援機構債券	172,398,000	155,016,833	
		貸付債権担保第１７８回住宅金融支援機構債券	257,949,000	233,918,471	

		貸付債権担保第１７９回住宅金融支援機構債券	259,947,000	234,882,910	
		貸付債権担保第１８０回住宅金融支援機構債券	173,486,000	157,638,053	
		貸付債権担保第１８３回住宅金融支援機構債券	527,778,000	479,285,757	
		貸付債権担保第１８５回住宅金融支援機構債券	267,441,000	243,871,424	
		貸付債権担保第１８６回住宅金融支援機構債券	180,372,000	167,013,649	
		貸付債権担保第１９５回住宅金融支援機構債券	186,622,000	176,678,779	
		貸付債権担保第１９７回住宅金融支援機構債券	283,092,000	271,589,972	
		貸付債権担保第１９８回住宅金融支援機構債券	187,992,000	182,168,007	
		貸付債権担保第１９９回住宅金融支援機構債券	376,208,000	362,412,452	
		貸付債権担保第２００回住宅金融支援機構債券	473,645,000	454,377,121	
		貸付債権担保第２０２回住宅金融支援機構債券	286,698,000	276,351,069	
		貸付債権担保第２０３回住宅金融支援機構債券	480,375,000	464,695,560	
		貸付債権担保第２０５回住宅金融支援機構債券	193,084,000	189,849,843	
	小計	銘柄数：412 組入時価比率：6.0%	74,902,026,000	72,340,471,372 6.0%	
	合計			72,340,471,372	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第３１回円貨社債	100,000,000	95,267,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４１回円貨社債	100,000,000	99,423,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４２回円貨社債	300,000,000	298,452,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４６回円貨社債	100,000,000	97,082,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第１４回円貨社債	100,000,000	99,062,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第２５回非上位円貨社債	200,000,000	196,680,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３６回円貨社債	100,000,000	99,481,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３７回円貨社債	100,000,000	99,162,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１６回円貨社債（２０１８	100,000,000	97,153,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１８回円貨社債（２０２２	100,000,000	99,149,000	

		クレディ・アグリコル・エス・エー第２２回円貨社債（２０２４	200,000,000	198,356,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２６回円貨社債（２０２４	100,000,000	98,384,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２７回円貨社債（２０２５	100,000,000	99,960,000	
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング　第４回円貨社債	100,000,000	99,260,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー　第３回円	100,000,000	99,771,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー　第７回円貨社債	100,000,000	97,463,000	
		フランス電力　第４回円貨社債（２０１７）	100,000,000	99,651,000	
		フランス電力　第１１回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,197,000	
		ビー・エヌ・ピー・パリバ　第８回円貨社債	200,000,000	197,282,000	
		ＩＮＰＥＸ　第１回社債間限定同順位特約付	500,000,000	495,970,000	
		清水建設　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,497,000	
		長谷工コーポレーション　第１４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,406,000	
		鹿島建設　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,710,000	
		戸田建設　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,393,000	
		五洋建設　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,627,000	
		大和ハウス工業　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,566,000	
		大和ハウス工業　第１４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,581,000	
		大和ハウス工業　第２５回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	282,459,000	
		大和ハウス工業　第２６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,692,000	
		森永乳業　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,305,000	
		明治ホールディングス　第１０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,182,000	
		博報堂ＤＹホールディング　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,519,000	
		アサヒグループホールディングス第１６回特定社債間限定同順位	300,000,000	297,771,000	
		アサヒグループホールディングス第２３回特定社債間限定同順位	100,000,000	96,909,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,775,000	

		コカ・コーラボトラーズジャパン第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,868,000	
		味の素　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,282,000	
		味の素　第３３回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,845,000	
		日本たばこ産業　第１３回	100,000,000	97,502,000	
		ヒューリック　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,503,000	
		三越伊勢丹ホールディングス　第６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,279,000	
		野村不動産ホールディングス　第１５回	100,000,000	94,362,000	
		森ヒルズリート投資法人　第１７回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	197,686,000	
		森ビル　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,002,000	
		東急不動産ホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,272,000	
		東急不動産ホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,572,000	
		東急不動産ホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,964,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１５回社債間限定同順位特約	200,000,000	194,926,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１７回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,851,000	
		東レ　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,637,000	
		東レ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,723,000	
		旭化成　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,759,000	
		旭化成　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,468,000	
		日本土地建物　第４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,554,000	
		王子ホールディングス　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,222,000	
		王子ホールディングス　第４２回社債間限定同順位特約付	600,000,000	594,720,000	
		日本製紙　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,911,000	
		レゾナックホールディングス　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,571,000	
		レゾナックホールディングス　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,998,000	
		住友化学　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,577,000	

		住友化学　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,835,000	
		住友化学　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,267,000	
		住友化学　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,979,000	
		住友化学　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	71,332,000	
		イビデン　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,686,000	
		日本酸素ホールディングス　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,357,000	
		日本酸素ホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,210,000	
		三菱瓦斯化学　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,403,000	
		三井化学　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,833,000	
		三井化学　第５８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,368,000	
		ＪＳＲ　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,259,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,218,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,982,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,256,000	
		ダイセル　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,349,000	
		ＵＢＥ株式会社　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,257,000	
		電通　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,583,000	
		電通　第６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,849,000	
		武田薬品工業　第１６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	280,539,000	
		アステラス製薬　第３回無担保社債間限定	100,000,000	99,165,000	
		アステラス製薬　第４回無担保社債間限定	100,000,000	98,284,000	
		テルモ　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,248,000	
		大塚ホールディングス　第４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,916,000	
		ＤＩＣ　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,762,000	
		オリエンタルランド　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,936,000	

		オリエンタルランド　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,761,000	
		ヤフー　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,314,000	
		ＬＩＮＥヤフー　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,590,000	
		楽天　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,599,000	
		富士フイルムホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,318,000	
		富士フイルムホールディングス　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,917,000	
		富士フイルムホールディングス　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,096,000	
		コニカミノルタホールディングス第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,409,000	
		出光興産　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,655,000	
		ＪＸホールディングス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,076,000	
		コスモエネルギーホールディングス第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,023,000	
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,285,000	
		ブリヂストン　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,574,000	
		住友理工　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,990,000	
		ＡＧＣ　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,269,000	
		ＡＧＣ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,827,000	
		太平洋セメント　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,348,000	
		日本碍子　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,199,000	
		新日鐵住金　第９回社債間限定同順位特約付	300,000,000	292,716,000	
		神戸製鋼所　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,007,000	
		ジェイ　エフ　イー　ホールディングス　第２８回社債間限定同順	100,000,000	99,196,000	
		三井金属鉱業　第２４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,572,000	
		三菱マテリアル　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,220,000	
		住友金属鉱山　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,312,000	
		住友金属鉱山　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,697,000	

		住友電気工業　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,280,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,005,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,329,000	
		ＹＫＫ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,918,000	
		小松製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,367,000	
		住友重機械工業　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,014,000	
		日立建機　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,804,000	
		荏原製作所　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,665,000	
		ダイキン工業　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,142,000	
		ダイキン工業　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,828,000	
		タダノ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,760,000	
		セガサミーホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,222,000	
		日本精工　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,435,000	
		日本精工　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,958,000	
		ジェイテクト　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,387,000	
		日立製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,422,000	
		日立製作所　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,200,000	
		富士電機　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,941,000	
		日本電気　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,784,000	
		セイコーエプソン　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,983,000	
		パナソニック　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,398,000	
		パナソニック　第２２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,634,000	
		パナソニック　第２３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,180,000	
		パナソニック　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,573,000	
		パナソニック　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,264,000	

		ソニー　第３９回	100,000,000	98,936,000	
		ソニー　第４０回	100,000,000	98,256,000	
		ソニー　第４１回	100,000,000	96,365,000	
		ＴＤＫ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,394,000	
		東海理化電機製作所　第１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,288,000	
		三菱重工業　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,397,000	
		三菱重工業　第３８回社債間限定同順位特約付（第２回グリーンボ	300,000,000	296,172,000	
		ＩＨＩ　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,906,000	
		ＪＡ三井リース　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,525,000	
		ＪＡ三井リース　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,682,000	
		いすゞ自動車　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,791,000	
		いすゞ自動車　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,635,000	
		トヨタ自動車　第２６回社債間限定同順位特約付	700,000,000	694,330,000	
		トヨタ自動車　第２７回社債間限定同順位特約付	300,000,000	283,545,000	
		ＳＵＢＡＲＵ　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,106,000	
		楽天カード　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,827,000	
		良品計画　第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,811,000	
		トプコン　第６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,442,000	
		オリンパス　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,689,000	
		凸版印刷　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,468,000	
		大日本印刷　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,365,000	
		大日本印刷　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,546,000	
		アシックス　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,605,000	
		伊藤忠商事　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,165,000	
		丸紅　第１１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,424,000	
		丸紅　第１１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,373,000	

		丸紅　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,388,000	
		豊田通商　第１９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,274,000	
		三井物産　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,312,000	
		三井物産　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,393,000	
		三井物産　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,463,000	
		日本紙パルプ商事　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,959,000	
		住友商事　第４９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,532,000	
		住友商事　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,376,000	
		住友商事　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,775,000	
		三菱商事　第８０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	101,684,000	
		三菱商事　第８３回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	96,517,000	
		丸井グループ　第４３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,797,000	
		クレディセゾン　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,420,000	
		クレディセゾン　第７６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,948,000	
		クレディセゾン　第９９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,852,000	
		クレディセゾン　第１０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,574,000	
		クレディセゾン　第１０３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,586,000	
		イオン　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,182,000	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　第７回劣後特約付	100,000,000	98,931,000	
		みずほコーポレート銀行　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,650,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２３回劣後特約付	100,000,000	106,318,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２４回劣後特約付	100,000,000	103,374,000	
		三井住友フィナンシャルグループ第４回劣後特約付	100,000,000	98,619,000	
		三井住友信託銀行　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,557,000	
		セブン銀行　第１２回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,399,000	

		みずほ銀行　第７回劣後特約付	100,000,000	102,799,000	
		芙蓉総合リース　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,007,000	
		芙蓉総合リース　第４０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,217,000	
		芙蓉総合リース　第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,638,000	
		みずほリース　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,680,000	
		みずほリース　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,909,000	
		みずほリース　第７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,790,000	
		みずほリース　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,927,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,766,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１７回日本電信電話保証付	200,000,000	196,040,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１８回日本電信電話保証付	800,000,000	764,944,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	291,735,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,150,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,835,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,438,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,277,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,140,000	
		日産フィナンシャルサービス　第５６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,710,000	
		東京センチュリー　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,260,000	
		東京センチュリー　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,432,000	
		東京センチュリー　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,987,000	
		ホンダファイナンス　第６９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,850,000	
		ホンダファイナンス　第８３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,135,000	
		ホンダファイナンス　第８７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,150,000	
		ＳＢＩホールディングス　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,208,000	

		ＳＢＩホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,128,000	
		トヨタファイナンス　第８１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,178,000	
		トヨタファイナンス　第９６回社債間限定同順位特約付	800,000,000	793,104,000	
		リコーリース　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,278,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,822,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第２１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,074,000	
		アコム　第７８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,979,000	
		オリエントコーポレーション　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,144,000	
		オリエントコーポレーション　第３２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	185,566,000	
		日立キャピタル　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,154,000	
		日立キャピタル　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,735,000	
		オリックス　第１８９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,927,000	
		オリックス　第２０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,842,000	
		オリックス　第２２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,565,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,806,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,154,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,004,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５２回社債間限定同順位特約付	400,000,000	393,840,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,265,000	
		三菱ＵＦＪリース　第７６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	287,202,000	
		大和証券グループ本社　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,016,000	
		大和証券グループ本社　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,786,000	
		三井住友海上火災保険　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,602,000	
		ＮＥＣキャピタルソリューション　第１９回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,784,000	
		三井不動産　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,689,000	

		三井不動産　第７１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,124,000	
		三井不動産　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,386,000	
		三井不動産　第８３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	285,309,000	
		三井不動産　第８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,679,000	
		三菱地所　第９３回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	210,414,000	
		三菱地所　第１２０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,379,000	
		三菱地所　第１２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	50,079,000	
		三菱地所　第１２９回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,931,000	
		三菱地所　第１３５回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	93,966,000	
		東京建物　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,826,000	
		東京建物　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,956,000	
		ダイビル　第１９回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,072,000	
		京阪神ビルディング　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,855,000	
		住友不動産　第１０９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,498,000	
		イオンモール　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,465,000	
		イオンモール　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,687,000	
		イオンモール　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,864,000	
		エヌ・ティ・ティ都市開発　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,808,000	
		日本ビルファンド投資法人　第１７回	100,000,000	85,028,000	
		日本プライムリアルティ投資法人第２７回特定投資法人債間限定	100,000,000	92,325,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人第９回	100,000,000	98,751,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人　第７回特定投資法人債間限	100,000,000	105,121,000	
		東京急行電鉄　第８２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,271,000	
		東京急行電鉄　第８３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,086,000	
		東京急行電鉄　第８５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,472,000	

		小田急電鉄　第６８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,452,000	
		小田急電鉄　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,260,000	
		京王電鉄　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,197,000	
		京成電鉄　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,877,000	
		東日本旅客鉄道　第４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,730,000	
		東日本旅客鉄道　第５７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	210,426,000	
		東日本旅客鉄道　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,303,000	
		東日本旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,513,000	
		東日本旅客鉄道　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,356,000	
		東日本旅客鉄道　第１０６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,999,000	
		東日本旅客鉄道　第１０７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,356,000	
		東日本旅客鉄道　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,658,000	
		東日本旅客鉄道　第１３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	73,599,000	
		東日本旅客鉄道　第１３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	66,137,000	
		東日本旅客鉄道　第１３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	60,249,000	
		東日本旅客鉄道　第１４２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	83,972,000	
		東日本旅客鉄道　第１４４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	129,078,000	
		東日本旅客鉄道　第１４５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	108,690,000	
		東日本旅客鉄道　第１４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,663,000	
		東日本旅客鉄道　第１５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	45,851,000	
		東日本旅客鉄道　第１５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,248,000	
		東日本旅客鉄道　第１６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,512,000	
		東日本旅客鉄道　第１６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,218,000	
		東日本旅客鉄道　第１６７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	114,088,000	
		東日本旅客鉄道　第１９２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	72,845,000	

		西日本旅客鉄道　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,070,000	
		西日本旅客鉄道　第１５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	311,649,000	
		西日本旅客鉄道　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	66,598,000	
		西日本旅客鉄道　第６０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,056,000	
		西日本旅客鉄道　第６５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,380,000	
		西日本旅客鉄道　第６６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	163,740,000	
		西日本旅客鉄道　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	56,644,000	
		東海旅客鉄道　第５１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	211,264,000	
		東海旅客鉄道　第７０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,239,000	
		東海旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	285,993,000	
		東海旅客鉄道　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,093,000	
		東京地下鉄　第２２回	100,000,000	98,396,000	
		東京地下鉄　第２３回	100,000,000	88,096,000	
		東京地下鉄　第２４回	100,000,000	75,931,000	
		東京地下鉄　第２７回	100,000,000	75,665,000	
		東京地下鉄　第３４回	100,000,000	62,735,000	
		東京地下鉄　第４４回	100,000,000	47,996,000	
		東京地下鉄　第４９回	100,000,000	80,331,000	
		東京地下鉄　第５６回	100,000,000	69,797,000	
		西武ホールディングス　第１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,856,000	
		西日本鉄道　第４５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,914,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４７回	400,000,000	402,280,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４９回	100,000,000	89,682,000	
		名古屋鉄道　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,881,000	
		名古屋鉄道　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,822,000	
		日本通運　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,053,000	
		日本通運　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,085,000	
		日立物流　第４回社債間限定同順位	100,000,000	98,692,000	

		特約付			
		日本郵船　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,270,000	
		横浜高速鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,829,000	
		九州旅客鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	139,768,000	
		九州旅客鉄道　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,984,000	
		日本航空　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,785,000	
		日本航空　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,161,000	
		ＡＮＡホールディングス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,163,000	
		ＫＤＤＩ　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,446,000	
		ＫＤＤＩ　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,360,000	
		ＫＤＤＩ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,220,000	
		ＫＤＤＩ　第３６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,720,000	
		ＫＤＤＩ　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,817,000	
		ソフトバンク　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,002,000	
		ソフトバンク　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,856,000	
		ソフトバンク　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,506,000	
		ソフトバンク　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,914,000	
		ソフトバンク　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,881,000	
		東京電力　第５４８回	100,000,000	101,099,000	
		東京電力　第５６０回	100,000,000	99,885,000	
		中部電力　第５２４回	100,000,000	98,781,000	
		中部電力　第５３０回	200,000,000	192,978,000	
		中部電力　第５５９回	100,000,000	86,886,000	
		中部電力　第５６０回	100,000,000	84,704,000	
		関西電力　第５０９回	100,000,000	98,898,000	
		関西電力　第５１１回	300,000,000	295,716,000	
		関西電力　第５２０回	100,000,000	84,680,000	
		関西電力　第５２２回	200,000,000	195,844,000	
		関西電力　第５３６回	100,000,000	95,228,000	

		関西電力　第５５６回	100,000,000	94,953,000	
		関西電力　第５５７回	100,000,000	86,146,000	
		関西電力　第５６２回	100,000,000	96,188,000	
		中国電力　第３９４回	100,000,000	87,416,000	
		中国電力　第４００回	100,000,000	98,364,000	
		中国電力　第４０６回	100,000,000	85,210,000	
		中国電力　第４１６回	100,000,000	96,770,000	
		中国電力　第４２２回	600,000,000	573,198,000	
		中国電力　第４２５回	100,000,000	95,432,000	
		中国電力　第４４８回	100,000,000	95,333,000	
		中国電力　第４５２回	100,000,000	85,587,000	
		北陸電力　第３０７回	100,000,000	100,306,000	
		北陸電力　第３１２回	100,000,000	99,048,000	
		北陸電力　第３２２回	100,000,000	98,644,000	
		北陸電力　第３２６回	200,000,000	169,794,000	
		北陸電力　第３３０回	100,000,000	96,707,000	
		北陸電力　第３３９回	100,000,000	87,645,000	
		東北電力　第４８４回	100,000,000	88,817,000	
		東北電力　第４９１回	100,000,000	98,928,000	
		東北電力　第５０８回	100,000,000	97,298,000	
		東北電力　第５２１回	300,000,000	287,922,000	
		東北電力　第５２９回	200,000,000	198,166,000	
		東北電力　第５３４回	100,000,000	82,231,000	
		東北電力　第５６０回	200,000,000	189,454,000	
		東北電力　第５６３回	200,000,000	192,260,000	
		東北電力　第５６６回	100,000,000	99,624,000	
		四国電力　第２９３回	100,000,000	88,131,000	
		四国電力　第３２１回	100,000,000	70,110,000	
		四国電力　第３２８回	100,000,000	95,982,000	
		九州電力　第４４９回	200,000,000	197,720,000	
		九州電力　第４５１回	100,000,000	98,852,000	
		九州電力　第４７６回	100,000,000	97,102,000	
		九州電力　第４７８回	100,000,000	85,187,000	
		九州電力　第４８１回	300,000,000	289,056,000	
		九州電力　第４８４回	200,000,000	192,192,000	
		九州電力　第４９３回	300,000,000	297,069,000	

		九州電力　第５２７回	100,000,000	98,327,000	
		北海道電力　第３２３回	300,000,000	301,563,000	
		北海道電力　第３２５回	130,000,000	129,889,500	
		北海道電力　第３３８回	100,000,000	88,685,000	
		北海道電力　第３４１回	100,000,000	89,381,000	
		北海道電力　第３５０回	100,000,000	85,236,000	
		北海道電力　第３８５回	100,000,000	96,113,000	
		電源開発　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,692,000	
		電源開発　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,355,000	
		電源開発　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,948,000	
		電源開発　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,763,000	
		電源開発　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,248,000	
		電源開発　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,320,000	
		電源開発　第７３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	187,950,000	
		電源開発　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,488,000	
		東京電力パワーグリッド　第６回	100,000,000	99,318,000	
		東京電力パワーグリッド　第１１回	300,000,000	296,502,000	
		東京電力パワーグリッド　第１５回	300,000,000	290,394,000	
		東京電力パワーグリッド　第２８回	100,000,000	98,601,000	
		東京電力パワーグリッド　第３２回	300,000,000	281,700,000	
		東京電力パワーグリッド　第３５回	100,000,000	98,668,000	
		東京電力パワーグリッド　第３６回	100,000,000	94,541,000	
		東京電力パワーグリッド　第４０回	400,000,000	374,052,000	
		東京電力パワーグリッド　第４５回	300,000,000	286,413,000	
		東京電力パワーグリッド　第４８回	300,000,000	259,686,000	
		東京電力パワーグリッド　第５０回	100,000,000	94,858,000	
		東京電力パワーグリッド　第５１回	200,000,000	175,396,000	
		東京電力パワーグリッド　第５４回	100,000,000	96,314,000	
		東京電力パワーグリッド　第７２回	100,000,000	97,309,000	
		東京電力パワーグリッド　第７３回	100,000,000	96,001,000	
		東京電力パワーグリッド　第７６回	200,000,000	200,860,000	
		ＪＥＲＡ　第３回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,494,000	

		ＪＥＲＡ　第１７回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,686,000	
		東京電力リニューアブルパワー第５回社債間限定同順位特約付グリ	400,000,000	385,856,000	
		東京瓦斯　第２８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	206,750,000	
		東京瓦斯　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,227,000	
		東京瓦斯　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,992,000	
		東京瓦斯　第５４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	49,415,000	
		東京瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,166,000	
		東京瓦斯　第５７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	55,005,000	
		東京瓦斯　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	66,900,000	
		大阪瓦斯　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	66,172,000	
		大阪瓦斯　第４３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	133,340,000	
		大阪瓦斯　第５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,635,000	
		大阪瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,453,000	
		東邦瓦斯　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,637,000	
		北海道瓦斯　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,287,000	
		広島ガス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,311,000	
		西部ガスホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,573,000	
		ファーストリテイリング　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,936,000	
		ファーストリテイリング　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,638,000	
	小計	銘柄数：429 組入時価比率：4.6%	58,230,000,000	55,107,412,500 4.6%	
	合計			55,107,412,500	
合計				1,208,229,550,483	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 1月10日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	1,181,579,460
コール・ローン	1,300,862,174
国債証券	982,630,234,961
派生商品評価勘定	613,909
未収入金	362,647,038
未収利息	8,881,253,237
前払費用	1,620,238,371
その他未収収益	20,880,970
流動資産合計	995,998,310,120
資産合計	995,998,310,120
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,839,166
未払金	2,239,175,259
未払解約金	361,439,868
その他未払費用	12,334,734
流動負債合計	2,614,789,027
負債合計	2,614,789,027
純資産の部	
元本等	
元本	325,251,594,056
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	668,131,927,037
元本等合計	993,383,521,093
純資産合計	993,383,521,093
負債純資産合計	995,998,310,120

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 1月 10日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	3.0542円
(10,000口当たり純資産額)	(30,542円)
２．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	233,130,090,994円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
３．　自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	245,635,419,218円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 1月 10日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 　貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 　国債証券 　　（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 　派生商品評価勘定 　　デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 　　これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 1月 10日現在	
期首	2024年 7月 11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	305,433,525,485円
同期中における追加設定元本額	37,175,528,619円
同期中における一部解約元本額	17,357,460,048円

期末元本額	325,251,594,056 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	65,991,512 円
バランスセレクト５０	70,684,777 円
バランスセレクト７０	81,017,090 円
野村外国債券インデックスファンド	224,319,721 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	2,994,222,320 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,633,541,961 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	3,718,370,489 円
野村資産設計ファンド２０１５	16,181,715 円
野村資産設計ファンド２０２０	18,186,950 円
野村資産設計ファンド２０２５	26,059,708 円
野村資産設計ファンド２０３０	44,141,208 円
野村資産設計ファンド２０３５	37,143,581 円
野村資産設計ファンド２０４０	59,199,052 円
野村外国債券インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	81,026,671,143 円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,624,397,702 円
のむラップ・ファンド（普通型）	43,952,586,285 円
のむラップ・ファンド（積極型）	18,308,345,903 円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	302,893,746 円
野村資産設計ファンド２０４５	12,296,929 円
野村インデックスファンド・外国債券	1,132,222,176 円
マイ・ロード	5,762,632,407 円
ネクストコア	44,858,890 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	383,155,760 円
野村外国債券インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,367,138,266 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	1,020,770,889 円
野村資産設計ファンド２０５０	11,579,142 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	2,799,744 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,335,009 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	1,956,315 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	1,634,244 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,500,891,045 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,779,132,211 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,959,118 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,578,566 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	6,480,255 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,901,367 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	7,261,770 円
野村６資産均等バランス	5,519,302,877 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	9,767,286,367 円
世界６資産分散ファンド	105,584,045 円
野村資産設計ファンド２０６０	7,094,551 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国債券・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	15,887,711,555 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	6,055,638,884 円
野村外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	5,278,607 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	670,481,809 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	150,642,650 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	649,059,947 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	225,864,965 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,002,783 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,403,915 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	185,075 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,089,678,013 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,396,546 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,443,857 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	148,375,322 円

野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	114,767,638 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,855,200,794 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	31,845,937 円
ノムラ外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	679,121,726 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,369,186,718 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	3,482,007 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,051,643,193 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,721,598 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	8,428,083 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,233,910 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	650,319,580 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,238,744,122 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	7,604,564,971 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,120,292,057 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	28,456,641,552 円
マイバランスＤＣ３０	2,417,970,568 円
マイバランスＤＣ５０	2,075,565,399 円
マイバランスＤＣ７０	1,756,146,926 円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	12,168,833,248 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	2,799,178,807 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	335,056,816 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	602,396,580 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,372,992,738 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	600,141,793 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	36,062,898 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	94,438,555 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	54,977,185 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	41,298,636 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	32,451,350 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	18,438,764 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	553,900,615 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	288,331,790 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	198,932,493 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	273,530,107 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	10,918,212 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	111,304,179 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	73,685,020 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	373,430,546 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	216,982,726 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	2,463,485 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 1 月 10 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 1 月 10 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	41,350,000.00	42,181,842.08	
		US TREASURY BOND	19,050,000.00	19,983,150.91	

		US TREASURY BOND	21,850,000.00	22,498,243.61	
		US TREASURY BOND	100,000.00	96,148.43	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,293,937.50	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,650,875.00	
		US TREASURY BOND	100,000.00	97,289.06	
		US TREASURY N/B	170,000.00	167,452.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,360.69	
		US TREASURY N/B	18,430,000.00	17,702,908.85	
		US TREASURY N/B	39,200,000.00	38,110,514.40	
		US TREASURY N/B	200,000.00	199,488.28	
		US TREASURY N/B	19,400,000.00	19,030,187.50	
		US TREASURY N/B	55,100,000.00	52,835,731.62	
		US TREASURY N/B	200,000.00	200,875.00	
		US TREASURY N/B	28,100,000.00	27,439,759.59	
		US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,642,656.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,378.90	
		US TREASURY N/B	27,100,000.00	26,460,079.57	
		US TREASURY N/B	30,980,000.00	29,614,336.54	
		US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,665,507.64	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,195.31	
		US TREASURY N/B	300,000.00	291,492.18	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,050,437.44	
		US TREASURY N/B	67,000,000.00	67,552,220.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,835.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,667.96	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,047,663.98	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,005,390.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,361.32	
		US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,981,667.62	
		US TREASURY N/B	12,200,000.00	11,539,960.48	
		US TREASURY N/B	44,830,000.00	42,943,109.78	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,193.35	
		US TREASURY N/B	48,400,000.00	46,215,378.88	
		US TREASURY N/B	20,360,000.00	19,243,777.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,578.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,699.21	

		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,038,748.04	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,597.65	
		US TREASURY N/B	58,600,000.00	55,941,253.54	
		US TREASURY N/B	41,700,000.00	39,444,776.43	
		US TREASURY N/B	60,700,000.00	58,279,107.97	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,107,089.83	
		US TREASURY N/B	7,750,000.00	7,382,631.40	
		US TREASURY N/B	44,270,000.00	41,873,191.20	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,102,105.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,320.31	
		US TREASURY N/B	68,450,000.00	64,584,977.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,480.46	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,589.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,984.37	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,096,562.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,652.34	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,046,654.29	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,921.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,359.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,287.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,441.40	
		US TREASURY N/B	43,700,000.00	40,103,284.61	
		US TREASURY N/B	350,000.00	338,372.05	
		US TREASURY N/B	13,200,000.00	12,639,514.80	
		US TREASURY N/B	63,100,000.00	57,716,781.25	
		US TREASURY N/B	500,000.00	481,318.35	
		US TREASURY N/B	300,000.00	273,562.50	
		US TREASURY N/B	300,000.00	292,828.11	
		US TREASURY N/B	32,400,000.00	29,347,310.88	
		US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,760,882.13	
		US TREASURY N/B	50,000.00	45,298.82	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,058.59	
		US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,627,909.22	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,546.87	
		US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,313,786.98	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,527.34	

		US TREASURY N/B	41,300,000.00	37,190,972.14	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,785.15	
		US TREASURY N/B	500,000.00	448,828.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,753.90	
		US TREASURY N/B	21,200,000.00	19,041,905.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,617.18	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,526,187.36	
		US TREASURY N/B	63,100,000.00	57,196,698.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,986.32	
		US TREASURY N/B	25,750,000.00	23,372,147.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,830.07	
		US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,147,597.85	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,353.51	
		US TREASURY N/B	55,400,000.00	52,861,549.84	
		US TREASURY N/B	70,300,000.00	63,438,881.69	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,673.82	
		US TREASURY N/B	58,950,000.00	53,069,967.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,812.50	
		US TREASURY N/B	66,900,000.00	59,510,941.83	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,152.34	
		US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,219,019.80	
		US TREASURY N/B	46,900,000.00	41,784,968.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,910.15	
		US TREASURY N/B	17,900,000.00	15,980,643.86	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,753.90	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	13,958,951.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,621.09	
		US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,147,157.53	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,681.64	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,194,093.54	
		US TREASURY N/B	17,000,000.00	15,132,986.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,566.40	
		US TREASURY N/B	200,000.00	180,296.86	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,445.31	
		US TREASURY N/B	8,350,000.00	7,793,876.64	
		US TREASURY N/B	24,400,000.00	22,063,890.32	

		US TREASURY N/B	100,000.00	99,339.84	
		US TREASURY N/B	40,750,000.00	37,548,895.97	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,824.21	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,972,482.33	
		US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,585,740.02	
		US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,089,006.68	
		US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,616,562.40	
		US TREASURY N/B	13,600,000.00	12,590,624.32	
		US TREASURY N/B	13,000,000.00	12,765,390.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,560.54	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,738,591.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,546.87	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,839,062.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,039.06	
		US TREASURY N/B	50,000.00	44,232.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,460.93	
		US TREASURY N/B	9,150,000.00	8,911,956.34	
		US TREASURY N/B	100,000.00	81,562.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,658.20	
		US TREASURY N/B	16,750,000.00	14,504,779.75	
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	48,931,640.00	
		US TREASURY N/B	47,400,000.00	45,532,695.96	
		US TREASURY N/B	40,600,000.00	38,734,937.50	
		US TREASURY N/B	36,900,000.00	39,965,150.16	
		US TREASURY N/B	57,950,000.00	47,403,552.01	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,480.46	
		US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,677,265.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,566.40	
		US TREASURY N/B	42,030,000.00	34,029,522.25	
		US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,377,372.80	
		US TREASURY N/B	6,750,000.00	6,789,023.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,824.21	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,250.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,972.65	
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,345,742.05	
		US TREASURY N/B	100,000.00	104,515.62	

		US TREASURY N/B	100,000.00	82,214.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,458.98	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,007,750.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,011.71	
		US TREASURY N/B	14,950,000.00	15,008,397.69	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	3,413,156.04	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	813,320.30	
		US TREASURY N/B	60,900,000.00	50,970,443.79	
		US TREASURY N/B	64,230,000.00	57,375,451.47	
		US TREASURY N/B	74,500,000.00	65,688,043.15	
		US TREASURY N/B	15,200,000.00	14,728,561.36	
		US TREASURY N/B	48,100,000.00	44,449,282.15	
		US TREASURY N/B	37,850,000.00	34,541,081.08	
		US TREASURY N/B	47,500,000.00	44,887,500.00	
		US TREASURY N/B	30,000,000.00	29,651,952.00	
		US TREASURY N/B	57,150,000.00	54,312,588.22	
		US TREASURY N/B	17,600,000.00	17,198,500.00	
		US TREASURY N/B	13,150,000.00	12,696,940.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,945.31	
		US TREASURY N/B	150,000.00	153,717.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,335.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	86,558.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,699.21	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,093.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,617.18	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,121.09	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,312.50	
		US TREASURY N/B	200,000.00	118,648.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,738.28	
		US TREASURY N/B	600,000.00	352,195.26	
		US TREASURY N/B	400,000.00	370,781.24	
		US TREASURY N/B	5,050,000.00	3,078,132.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,132.81	
		US TREASURY N/B	200,000.00	132,046.86	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,867.18	
		US TREASURY N/B	20,600,000.00	14,400,687.50	

		US TREASURY N/B	26,300,000.00	16,779,605.14	
		US TREASURY N/B	400,000.00	317,031.24	
		US TREASURY N/B	57,850,000.00	38,291,724.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	78,972.65	
		US TREASURY N/B	32,050,000.00	22,481,321.86	
		US TREASURY N/B	100,000.00	77,199.21	
		US TREASURY N/B	500,000.00	400,546.85	
		US TREASURY N/B	200,000.00	147,882.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	81,324.21	
		US TREASURY N/B	100,000.00	73,613.28	
		US TREASURY N/B	290,000.00	225,633.57	
		US TREASURY N/B	100,000.00	86,953.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	86,746.09	
		US TREASURY N/B	100,000.00	83,464.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,730.46	
		US TREASURY N/B	40,100,000.00	33,304,926.68	
		US TREASURY N/B	8,600,000.00	6,862,194.56	
		US TREASURY N/B	40,450,000.00	30,931,609.37	
		US TREASURY N/B	34,100,000.00	25,475,097.23	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	23,820,611.10	
		US TREASURY N/B	25,400,000.00	18,887,279.98	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,324,906.16	
		US TREASURY N/B	45,700,000.00	30,715,395.01	
		US TREASURY N/B	26,700,000.00	17,876,483.04	
		US TREASURY N/B	51,650,000.00	32,765,468.75	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,004,500.00	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,099,882.20	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,453,593.60	
		US TREASURY N/B	11,400,000.00	7,880,250.00	
		US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,341,339.45	
		US TREASURY N/B	100,000.00	72,101.56	
		US TREASURY N/B	25,650,000.00	18,889,821.94	
		US TREASURY N/B	500,000.00	358,867.15	
		US TREASURY N/B	46,200,000.00	35,492,785.02	
		US TREASURY N/B	100,000.00	71,480.46	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,854,464.69	

		US TREASURY N/B	14,650,000.00	8,893,007.08	
		US TREASURY N/B	300,000.00	186,796.86	
		US TREASURY N/B	51,100,000.00	29,031,187.50	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	3,235,995.70	
		US TREASURY N/B	200,000.00	95,171.86	
		US TREASURY N/B	32,600,000.00	16,608,171.06	
		US TREASURY N/B	36,300,000.00	19,733,870.64	
		US TREASURY N/B	150,000.00	92,261.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	55,835.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	53,875.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	59,261.71	
		US TREASURY N/B	12,850,000.00	8,789,700.69	
		US TREASURY N/B	100,000.00	70,203.12	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,453,710.90	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,035,828.04	
		US TREASURY N/B	6,000,000.00	5,706,562.20	
		US TREASURY N/B	43,450,000.00	38,819,859.37	
	小計	銘柄数：235 組入時価比率：47.3%	3,381,190,000.00	2,968,178,795.56 (469,506,521,881) 47.8%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	27,130,000.00	27,557,313.77	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,522,099.84	
		CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	650,314.66	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	101,316.54	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	294,413.07	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,301,676.65	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,047,793.49	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,389,251.38	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,285,036.81	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,118,264.07	
		CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	242,449.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,660,329.94	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,608,263.27	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,148.64	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,950,000.00	5,047,623.90	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,466.99	

		CANADIAN GOVERNMENT	7,600,000.00	6,906,921.04	
		CANADIAN GOVERNMENT	8,750,000.00	7,524,346.37	
		CANADIAN GOVERNMENT	13,600,000.00	12,295,002.48	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	89,523.91	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	4,688,636.55	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,316,649.35	
		CANADIAN GOVERNMENT	21,350,000.00	25,139,108.33	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,250,000.00	3,297,827.32	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,824,141.19	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,050,000.00	2,195,140.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	7,750,000.00	7,795,880.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,592,376.30	
		CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	10,864,086.30	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,750,000.00	1,894,564.37	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,955,233.44	
	小計	銘柄数：31 組入時価比率：1.9%	178,630,000.00	175,399,199.47 (19,267,602,061) 2.0%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	131,600,000.00	126,164,801.56	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	28,100,000.00	27,013,373.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	103,200,000.00	95,100,791.76	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	102,200,000.00	97,666,111.62	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	36,000,000.00	34,397,280.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	80,451,291.93	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	145,101,008.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	58,574,350.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	333,720.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	31,802,980.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	50,677,613.01	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	89,500,000.00	77,440,653.65	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	70,935,424.95	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	85,621,904.40	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.8%	1,093,700,000.00	981,281,304.38 (7,576,963,591) 0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	98,140.72	

		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,549.90	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	92,913.12	
		BELGIUM KINGDOM	2,600,000.00	2,605,522.40	
		BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,790,600.00	
		BELGIUM KINGDOM	13,550,000.00	14,484,405.29	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	87,440.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,902,822.09	
		BELGIUM KINGDOM	4,800,000.00	3,900,646.56	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	84,391.37	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	127,400.00	
		BELGIUM KINGDOM	9,050,000.00	9,893,940.55	
		BELGIUM KINGDOM	3,100,000.00	3,172,937.73	
		BELGIUM KINGDOM	3,300,000.00	3,048,243.33	
		BELGIUM KINGDOM	5,950,000.00	5,674,249.63	
		BELGIUM KINGDOM	2,250,000.00	1,548,972.67	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	15,030,000.00	16,407,923.34	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	13,850,000.00	16,023,189.65	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,590.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	27,950,000.00	28,109,622.45	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,700,000.00	42,871,328.72	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,218.88	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,100,000.00	5,810,250.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,010.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,600,000.00	11,607,117.76	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,870.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,245.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,250,000.00	8,577,525.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,436.45	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,140.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	545,850.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,204.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	51,400,000.00	53,111,491.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,900,000.00	1,747,145.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,750,000.00	1,745,712.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,042.77	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,850.27	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,750,000.00	10,880,170.67	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,884.36	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	100,520.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,611.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,450,000.00	20,077,626.21	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	87,545.62	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	591,697.44	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	7,897,167.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,050,000.00	15,089,972.08	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	12,039,564.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,400,000.00	1,352,885.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,300,000.00	3,974,850.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	88,110.68	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	335,565.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,050,000.00	12,321,841.97	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,900,000.00	7,158,945.24	
		BUNDESOBLIGATION	200,000.00	194,730.00	
		BUNDESOBLIGATION	100,000.00	96,325.00	
		BUNDESOBLIGATION	10,450,000.00	10,509,565.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	98,160.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,175.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,850,000.00	10,861,595.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,975.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,135.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,480.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,005.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,490.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	31,620,000.00	37,365,354.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,300,000.00	2,306,210.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34,650,000.00	40,665,240.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000.00	1,695,000.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,000,000.00	19,800,000.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	22,450,000.00	26,670,330.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27,450,000.00	31,187,592.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	29,570,000.00	34,837,762.43	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,750,000.00	17,177,407.50	

		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,230,000.00	16,229,922.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,002.55	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,100,000.00	2,010,015.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	74,225.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,400,000.00	1,206,360.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,700,000.00	20,846,555.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,000,000.00	3,781,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	619,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	14,100,000.00	14,243,820.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	44,600,000.00	44,916,660.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,030.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,260.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,130.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	23,100,000.00	23,469,010.95	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,900.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,500,000.00	5,474,150.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12,600,000.00	12,704,958.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17,350,000.00	17,719,555.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	108,370.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	13,950,000.00	14,227,605.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	37,000,000.00	37,281,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,950,000.00	2,858,550.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	198,480.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	197,540.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,600,000.00	5,603,360.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,970.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	196,240.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26,150,000.00	26,678,230.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	18,950,000.00	19,582,930.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12,500,000.00	13,356,250.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,150.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	11,400,000.00	11,923,260.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,850,000.00	11,024,685.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,410.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	165,735.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	16,500,000.00	17,130,300.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,470.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	25,000,000.00	25,717,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,800,000.00	11,266,560.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,010.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	22,050,000.00	22,380,750.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	116,210.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	202,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,300,000.00	5,244,350.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	134,565.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	84,590.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,950.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	42,000,000.00	48,795,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,790.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,500,000.00	4,781,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	14,700,000.00	15,432,060.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	3,058,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	32,450,000.00	36,152,545.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000.00	7,105,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,720.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,060.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,560.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,590.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,900,000.00	9,922,610.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	180,260.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	11,450,000.00	12,756,445.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	296,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,293,060.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,400,000.00	10,215,920.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	394,425.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	358,160.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,150.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	16,350,000.00	16,302,585.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,200,000.00	7,583,512.32	
		FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,336,114.21	

		FINNISH GOVERNMENT	3,700,000.00	3,446,550.00	
		FINNISH GOVERNMENT	1,650,000.00	1,669,699.35	
		FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,181,337.20	
		FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,119,417.39	
		FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,041,928.50	
		FINNISH GOVERNMENT	1,950,000.00	1,770,990.00	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,706,525.20	
		FINNISH GOVERNMENT	3,500,000.00	2,527,511.70	
		FINNISH GOVERNMENT	5,200,000.00	4,969,976.96	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	369,071.56	
		FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	939,700.00	
		FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	295,920.00	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	195,020.00	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	500,677.50	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,087.22	
		FRANCE (GOVT OF)	5,800,000.00	5,507,943.89	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	144,935.43	
		FRANCE (GOVT OF)	17,000,000.00	16,972,002.70	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,438.73	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,917.75	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,280.00	
		FRANCE (GOVT OF)	4,410,000.00	4,401,559.26	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	90,614.15	
		FRANCE (GOVT OF)	8,400,000.00	7,322,523.60	
		FRANCE (GOVT OF)	33,350,000.00	33,069,439.79	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	97,975.05	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	146,445.00	
		FRANCE (GOVT OF)	5,200,000.00	5,276,805.04	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	83,472.62	
		FRANCE (GOVT OF)	2,450,000.00	2,372,016.50	
		FRANCE (GOVT OF)	15,600,000.00	12,344,280.00	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	399,900.00	
		FRANCE (GOVT OF)	3,900,000.00	3,259,912.50	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	560,802.50	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	72,411.30	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	125,394.90	

		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	48,581.80	
		FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	10,129,544.40	
		FRANCE (GOVT OF)	19,850,000.00	17,668,485.00	
		FRANCE (GOVT OF)	750,000.00	438,750.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	97,417.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	101,360.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	20,750,000.00	20,854,787.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,550,000.00	49,342,043.02	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	350,000.00	319,678.69	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	40,050,000.00	47,139,170.40	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	45,250,000.00	50,513,330.67	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	21,000,000.00	21,923,811.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	29,200,000.00	32,098,926.35	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	92,902.62	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	22,800,000.00	23,167,855.20	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	407,293.28	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	3,450,000.00	2,894,669.02	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,670,940.71	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	191,216.94	
		IRISH GOVERNMENT	150,000.00	102,630.45	
		IRISH TSY 0.4% 2035	2,850,000.00	2,230,691.29	
		IRISH TSY 1.10% 2029	1,600,000.00	1,514,524.48	
		IRISH TSY 1.3% 2033	5,000,000.00	4,487,150.00	
		IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	93,208.00	
		IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,696,803.15	
		IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	98,348.15	
		IRISH TSY 2.4% 2030	5,450,000.00	5,426,093.57	
		IRISH TSY 2% 2045	2,550,000.00	2,139,362.02	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	97,196.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,680.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	19,130,000.00	20,918,655.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	94,600.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,100,000.00	1,909,950.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	90,795.77	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000.00	2,620,839.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	5,005,005.99	

		NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	247,213.15	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,300,000.00	3,234,330.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	10,900,000.00	12,139,068.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	10,900,000.00	7,490,270.72	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	354,597.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	331,842.45	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	7,800,000.00	7,604,580.36	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,200,000.00	4,305,600.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	11,000,000.00	10,191,568.20	
		OBRIGACOES DO TESOURO	9,850,000.00	9,752,757.84	
		OBRIGACOES DO TESOURO	3,200,000.00	3,195,520.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,650,000.00	3,343,350.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	655,562.40	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	12,050,000.00	11,099,857.50	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,150,000.00	4,506,250.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	7,284,200.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,757,000.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,200,000.00	5,207,280.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	10,350,000.00	9,895,635.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,750,000.00	5,254,438.12	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,800,000.00	3,752,671.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,850,000.00	2,785,590.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,150,000.00	1,283,630.00	
		SPANISH GOVERNMENT	37,250,000.00	44,204,575.00	
		SPANISH GOVERNMENT	17,700,000.00	19,149,182.18	
	小計	銘柄数：242 組入時価比率：28.9%	1,705,690,000.00	1,763,231,319.66 (287,142,220,406) 29.2%	
	英ポンド	UK TREASURY	300,000.00	287,553.12	
		UK TREASURY	100,000.00	93,421.33	
		UK TREASURY	150,000.00	139,137.00	
		UK TREASURY	100,000.00	99,862.27	
		UK TREASURY	190,000.00	168,020.80	
		UK TREASURY	200,000.00	181,485.54	
		UK TREASURY	100,000.00	105,987.05	
		UK TREASURY	100,000.00	85,756.30	

		UK TREASURY	200,000.00	170,384.00	
		UK TREASURY	500,000.00	398,122.35	
		UK TREASURY	500,000.00	507,200.00	
		UK TREASURY	100,000.00	76,220.16	
		UK TREASURY	160,000.00	156,653.63	
		UK TREASURY	100,000.00	73,282.74	
		UK TREASURY	80,000.00	78,294.36	
		UK TREASURY	1,080,000.00	1,020,056.00	
		UK TREASURY	100,000.00	70,090.00	
		UK TREASURY	21,550,000.00	18,972,969.11	
		UK TREASURY	20,940,000.00	20,306,615.25	
		UK TREASURY	20,200,000.00	18,434,520.00	
		UK TREASURY	500,000.00	450,955.70	
		UK TREASURY	320,000.00	292,896.00	
		UK TREASURY	20,490,000.00	15,963,832.76	
		UK TREASURY	11,250,000.00	9,687,375.00	
		UK TREASURY	100,000.00	50,580.26	
		UK TREASURY	100,000.00	52,319.85	
		UK TREASURY	100,000.00	85,033.86	
		UK TREASURY	550,000.00	235,950.00	
		UK TREASURY	100,000.00	77,080.11	
		UK TREASURY	600,000.00	267,180.00	
		UK TREASURY	9,450,000.00	7,227,671.85	
		UK TREASURY	550,000.00	250,470.00	
		UK TREASURY	100,000.00	45,973.36	
		UK TREASURY	100,000.00	79,460.00	
		UK TREASURY	19,250,000.00	15,163,740.90	
		UK TREASURY	100,000.00	54,380.00	
		UK TREASURY	1,650,000.00	1,163,145.39	
		UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	13,335.00	
		UK TSY 0 5/8% 2050	950,000.00	340,005.00	
		UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	75,733.82	
		UNITED KINGDOM GILT	16,950,000.00	16,823,263.15	
		UNITED KINGDOM GILT	17,170,000.00	16,904,467.66	
		UNITED KINGDOM GILT	8,950,000.00	8,914,529.36	
		UNITED KINGDOM GILT	14,090,000.00	14,093,240.70	

		UNITED KINGDOM GILT	29,550,000.00	29,091,088.50	
		UNITED KINGDOM GILT	13,700,000.00	13,217,664.10	
		UNITED KINGDOM GILT	3,950,000.00	3,905,144.19	
		UNITED KINGDOM GILT	4,350,000.00	4,006,966.39	
		UNITED KINGDOM GILT	11,300,000.00	10,593,822.32	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	62,477.56	
		UNITED KINGDOM GILT	26,550,000.00	22,681,665.00	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	170,000.00	142,188.00	
	小計	銘柄数：52 組入時価比率：5.0%	280,030,000.00	253,439,266.80 (49,314,212,533) 5.0%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	19,000,000.00	18,670,255.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	26,200,000.00	25,129,075.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	20,000,000.00	18,761,500.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	16,300,000.00	14,329,248.50	
		SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,499,968.50	
		SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,731,000.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	16,446,500.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	118,800,000.00	115,567,547.00 (1,637,592,140) 0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,508,248.80	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,500,000.00	9,093,400.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,875,480.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,506,460.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,626,089.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	3,974,343.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	34,835,520.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,123,351.75	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,131,741.00	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.2%	119,400,000.00	108,674,634.05 (1,508,403,920) 0.2%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	9,200,000.00	9,256,535.84	
		KINGDOM OF DENMARK	4,900,000.00	4,710,954.57	
		KINGDOM OF DENMARK	18,550,000.00	17,108,665.00	

		KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,738,800.00	
		KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	54,386,397.00	
		KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,213,442.25	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.2%	93,350,000.00	99,414,794.66 (2,170,224,967) 0.2%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,412,325.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,100,000.00	17,410,552.90	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,102,327.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,614,275.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	47,032,965.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	6,400,000.00	6,810,967.68	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	11,779,911.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	14,100,000.00	12,474,086.70	
		POLAND GOVERNMENT BOND	22,400,000.00	17,632,630.40	
		POLAND GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	3,585,512.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,368,256.25	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,042,608.04	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.5%	152,300,000.00	140,266,417.67 (5,358,626,007) 0.5%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,830,000.00	16,896,141.90	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,587,960.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,648,750.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,000,000.00	4,847,650.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,820,637.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,527,590.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,450,000.00	2,301,775.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	21,300,000.00	19,704,843.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,750,000.00	5,643,337.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,850,000.00	3,268,342.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	882,750.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	485,274.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,566,335.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,400,000.00	22,593,760.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	268,842.00	

		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,645.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,900,000.00	4,516,428.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	2,732,736.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,550,000.00	9,720,242.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,898,775.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,885,722.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,090,000.00	4,452,399.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,230,010.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,250,000.00	1,189,250.00	
	小計	銘柄数：24 組入時価比率：1.2%	134,270,000.00	121,764,195.40 (11,924,367,655) 1.2%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	750,000.00	715,725.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,157,040.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,051,140.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,479,410.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,269,760.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,850,000.00	1,576,484.90	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	255,480.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,394,725.13	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,955,928.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,209,020.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,643,200.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	641,100.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	33,950,000.00	30,349,013.03 (2,685,584,163) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	723,450.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	2,670,000.00	2,642,499.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	486,047.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,114,640.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	350,000.00	350,035.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	198,420.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,450,601.75	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,604,390.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	367,800.00	

		SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,043,970.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	3,874,764.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	827,475.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	2,929,215.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,139,485.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.4%	33,930,000.00	32,752,792.25 (3,784,912,672) 0.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,400,949.92	
		MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	106,151.08	
		MALAYSIA GOVERNMENT	5,900,000.00	5,907,203.90	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,506,673.44	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	8,905,873.68	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,083,083.30	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,000,000.00	10,130,888.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,644,202.78	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,813,033.44	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,239,755.64	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	518,082.75	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,780,000.00	3,824,751.79	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	15,991,564.82	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,248,552.32	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,535,433.22	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,215,489.72	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,728,133.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,097,717.30	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	388,900.12	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,947,899.76	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,439,147.30	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,954,231.53	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	314,059.23	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：0.5%	137,430,000.00	142,941,778.04 (5,027,119,391) 0.5%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	61,000,000.00	61,860,478.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	132,300,000.00	133,672,612.50	

		CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,530,849.65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	92,000,000.00	92,716,321.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	91,689,787.55	
		CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	96,461,955.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	91,597,254.54	
		CHINA GOVERNMENT BOND	178,000,000.00	181,840,083.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,761,422.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,652,913.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	87,157,609.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	483,800,000.00	491,017,763.82	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,587,837.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24,400,000.00	24,631,182.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	17,011,404.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	97,668,742.23	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	65,593,773.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	113,359,064.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,396,976.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	73,915,968.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	102,248,756.91	
		CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	115,430,737.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	57,250,126.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	135,000,000.00	138,722,490.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	78,250,671.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	212,722,317.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	89,455,842.24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	61,600,000.00	62,464,328.08	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	52,413,930.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,970,321.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	165,275,120.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	151,632,337.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	150,160,729.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	26,014,689.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	146,970,583.65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	122,600,000.00	125,060,398.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,765,334.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,592,714.00	

		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	34,067,127.15	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	68,303,706.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	53,742,240.24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	77,074,811.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	82,104,183.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	92,002,232.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	98,991,696.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	156,266,559.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	163,300,000.00	172,635,746.69	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,469,729.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	21,900,000.00	22,762,400.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	20,359,131.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	47,615,598.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	112,569,983.54	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	82,323,623.66	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	86,991,937.76	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,200,000.00	192,583,572.28	
	小計	銘柄数：55 組入時価比率：11.3%	4,921,500,000.00	5,208,389,707.38 (112,336,111,725) 11.4%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,238,512.80	
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,718,676.25	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,763,418.00	
		ISRAEL FIXED BOND	6,850,000.00	6,761,090.42	
		ISRAEL FIXED BOND	8,400,000.00	7,825,543.32	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,470,651.30	
		ISRAEL FIXED BOND	9,300,000.00	7,896,553.74	
		ISRAEL FIXED BOND	12,000,000.00	9,729,813.60	
		ISRAEL FIXED BOND	4,400,000.00	4,231,335.24	
		ISRAEL FIXED BOND	7,500,000.00	5,359,458.75	
		ISRAEL FIXED BOND	11,300,000.00	12,388,344.81	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,914,079.44	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	84,950,000.00	78,297,477.67 (3,389,771,849) 0.3%	
合計				982,630,234,961	

		(982,630,234,961)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有価証券の明細(2025年 1月 10日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	3,292,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	13,005,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	17,500,000	
		US TREASURY N/B	127,000	
		US TREASURY N/B	29,665,000	
		US TREASURY N/B	38,845,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	23,981,000	
		US TREASURY N/B	10,951,000	
		US TREASURY BOND	10,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY N/B	8,695,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	24,500,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	42,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	35,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	2,720,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	26,000,000	
		US TREASURY N/B	27,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	3,570,000	
		US TREASURY N/B	13,900,000	
		US TREASURY N/B	13,000,000	

		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	4,400,000	
		US TREASURY N/B	2,700,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	39,000,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	1,317,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	48,595,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	19,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	2,400,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	36,635,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	13,600,000	
		US TREASURY N/B	14,500,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	12,920,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	3,570,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	26,000,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	800,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	15,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	

		SWEDISH GOVERNMENT	12,500,000	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	8,000,000	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,368,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	48,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	12,800,000	
		FRANCE (GOVT OF)	3,200,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,200,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,042,500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	6,000,000	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,000,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,500,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 1月 10日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	838,887,131	－	837,661,874	△1,225,257
米ドル	380,345,519	－	380,875,426	529,907
ユーロ	268,077,862	－	267,150,041	△927,821
英ポンド	67,614,458	－	66,706,434	△908,024
人民元	122,849,292	－	122,929,973	80,681
合計	838,887,131	－	837,661,874	△1,225,257

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2025年 1月 10日現在）

資産の部

流動資産	
コール・ローン	23,869,954,976
株式	751,720,402,070
派生商品評価勘定	463,070
未収入金	1,384,406,850
未収配当金	992,504,292
未収利息	156,161
その他未収収益	48,871,079
差入委託証拠金	409,772,289
流動資産合計	778,426,530,787
資産合計	778,426,530,787
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	74,921,724
未払解約金	360,255,186
未払利息	1,069,740
有価証券貸借取引受入金	17,511,336,491
流動負債合計	17,947,583,141
負債合計	17,947,583,141
純資産の部	
元本等	
元本	245,704,994,664
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	514,773,952,982
元本等合計	760,478,947,646
純資産合計	760,478,947,646
負債純資産合計	778,426,530,787

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 1月 10日現在	
１． 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	3.0951円
(10,000口当たり純資産額)	(30,951円)
２． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	16,415,426,290円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 1月 10日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 1月 10日現在	
期首	2024年 7月 11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	233,300,567,644円
同期中における追加設定元本額	25,729,098,413円
同期中における一部解約元本額	13,324,671,393円
期末元本額	245,704,994,664円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	87,732,450円
バランスセレクト５０	208,103,266円
バランスセレクト７０	357,348,387円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,454,713,983円

野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,199,258,186 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	12,645,752,144 円
野村資産設計ファンド２０１５	21,251,073 円
野村資産設計ファンド２０２０	23,880,932 円
野村資産設計ファンド２０２５	33,975,126 円
野村資産設計ファンド２０３０	61,838,020 円
野村資産設計ファンド２０３５	66,655,716 円
野村資産設計ファンド２０４０	119,189,654 円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	20,484,734,935 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,450,568,868 円
のむラップ・ファンド（普通型）	16,224,461,423 円
のむラップ・ファンド（積極型）	11,260,516,327 円
野村資産設計ファンド２０４５	27,990,153 円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,315,866,612 円
マイ・ロード	1,754,448,229 円
ネクストコア	8,702,113 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	814,018,642 円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,847,514,823 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	946,457,215 円
野村資産設計ファンド２０５０	31,774,231 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	5,515,544 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	4,311,729 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	4,044,606 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	3,949,307 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	466,593,114 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,500,942,509 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,510,841 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,102,942 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	18,739,307 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	10,057,318 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	34,065,292 円
野村６資産均等バランス	5,362,791,209 円
世界６資産分散ファンド	102,582,185 円
野村資産設計ファンド２０６０	32,601,176 円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	760,061,068 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	4,071,949,022 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	135,758,010 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	91,505,864 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	180,194,015 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	87,787,447 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	973,943 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	3,210,112 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	449,684 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,218,549,459 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,216,779 円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	18,468,194 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,054,446 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	61,801,873 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	111,503,329 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,154,658,213 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	15,495,381 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	128,472,211 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	5,074,874,879 円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	18,169,378 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	1,128,035 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	117,937,378 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,801,617 円

バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	24,679,119 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	35,951,964 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	83,623,378 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,797,839,453 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	22,058,151,147 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	31,010,676,157 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,783,571,662 円
マイバランスＤＣ３０	3,129,874,019 円
マイバランスＤＣ５０	6,021,443,987 円
マイバランスＤＣ７０	7,676,291,378 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,152,435,792 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	525,532,988 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	38,243,614 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,323,431,162 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,964,108,153 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	1,976,764,549 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	17,520,802 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	9,176,418 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	186,970,286 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	57,843,742 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	65,337,324 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	50,597,758 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,237,434,604 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,038,950,459 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	825,913,190 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,196,029,982 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	50,177,159 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	486,684,502 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	171,836,392 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	217,713,156 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	210,838,546 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	10,771,898 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 1 月 10 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,400	3,960.00	45,144,000	
		ニッスイ	271,700	861.90	234,178,230	貸付有価証券 1,600 株（1,600 株）
		マルハニチロ	40,300	2,933.00	118,199,900	
		雪国まいたけ	23,100	1,079.00	24,924,900	貸付有価証券 600 株（600 株）
		カネコ種苗	7,700	1,375.00	10,587,500	
		サカタのタネ	30,300	3,405.00	103,171,500	貸付有価証券 1,000 株（200 株）
		ホクト	24,200	1,806.00	43,705,200	貸付有価証券 200 株（100 株）

ホクリヨウ	500	1,256.00	628,000	貸付有価証券 200株（200株）
住石ホールディングス	34,100	746.00	25,438,600	貸付有価証券 16,100株（400株）
日鉄鉱業	10,900	4,500.00	49,050,000	
ＩＮＰＥＸ	821,300	1,950.00	1,601,535,000	貸付有価証券 1,100株
石油資源開発	149,000	1,137.00	169,413,000	貸付有価証券 2,600株
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	12,300	3,590.00	44,157,000	貸付有価証券 5,500株（1,800株）
ショーボンドホールディングス	35,700	4,993.00	178,250,100	
ミライト・ワン	88,900	2,223.50	197,669,150	貸付有価証券 3,000株（2,800株）
タマホーム	17,100	3,465.00	59,251,500	貸付有価証券 5,500株（2,300株）
サンヨーホームズ	500	732.00	366,000	貸付有価証券 100株
日本アクア	1,500	731.00	1,096,500	貸付有価証券 700株（600株）
ファーストコーポレーション	900	835.00	751,500	
ベステラ	700	1,014.00	709,800	貸付有価証券 300株（100株）
キャンディル	500	578.00	289,000	貸付有価証券 200株
ダイセキ環境ソリューション	700	1,337.00	935,900	貸付有価証券 300株（300株）
第一カッター興業	7,800	1,352.00	10,545,600	
安藤・間	157,400	1,153.00	181,482,200	貸付有価証券 1,700株
東急建設	85,100	717.00	61,016,700	貸付有価証券 300株
コムシスホールディングス	96,400	3,223.00	310,697,200	貸付有価証券 100株（100株）
ビーアールホールディングス	39,800	336.00	13,372,800	貸付有価証券 400株（400株）
高松コンストラクショングループ	20,200	2,739.00	55,327,800	貸付有価証券 200株（200株）
東建コーポレーション	6,800	11,710.00	79,628,000	
ソネック	300	843.00	252,900	貸付有価証券 100株
ヤマウラ	13,800	1,212.00	16,725,600	貸付有価証券 5,000株
オリエンタル白石	100,600	379.00	38,127,400	貸付有価証券 1,000株
大成建設	172,600	6,451.00	1,113,442,600	貸付有価証券 900株（900株）

大林組	627,500	2,020.00	1,267,550,000	
清水建設	519,400	1,265.00	657,041,000	貸付有価証券 100株
長谷工コーポレーション	174,400	1,988.00	346,707,200	
松井建設	17,700	833.00	14,744,100	
錢高組	300	4,050.00	1,215,000	
鹿島建設	421,500	2,700.00	1,138,050,000	貸付有価証券 200株
不動テトラ	12,000	2,155.00	25,860,000	貸付有価証券 100株
大末建設	900	1,640.00	1,476,000	
鉄建建設	12,500	2,407.00	30,087,500	
西松建設	30,300	5,059.00	153,287,700	
三井住友建設	153,300	407.00	62,393,100	貸付有価証券 1,800株
大豊建設	5,200	3,325.00	17,290,000	貸付有価証券 1,600株
佐田建設	1,300	978.00	1,271,400	貸付有価証券 400株（400株）
ナカノフドー建設	1,800	680.00	1,224,000	
奥村組	33,600	3,925.00	131,880,000	貸付有価証券 300株
東鉄工業	20,900	3,175.00	66,357,500	
イチケン	600	2,591.00	1,554,600	
富士ピー・エス	900	401.00	360,900	貸付有価証券 400株
淺沼組	76,100	640.00	48,704,000	貸付有価証券 700株（600株）
戸田建設	233,900	928.00	217,059,200	貸付有価証券 300株
熊谷組	31,400	3,845.00	120,733,000	貸付有価証券 9,000株（100株）
北野建設	400	4,160.00	1,664,000	
植木組	600	1,584.00	950,400	貸付有価証券 200株
矢作建設工業	25,900	1,520.00	39,368,000	貸付有価証券 100株
ピーエス・コンストラクション	13,800	1,165.00	16,077,000	
日本ハウスホールディングス	40,600	319.00	12,951,400	貸付有価証券 3,100株（200株）
新日本建設	26,700	1,534.00	40,957,800	
東亜道路工業	32,900	1,280.00	42,112,000	
日本道路	19,100	1,728.00	33,004,800	貸付有価証券 300株

		東亜建設工業	57,400	1,179.00	67,674,600	
		日本国土開発	54,100	512.00	27,699,200	貸付有価証券 6,600株（700株）
		若築建設	5,600	3,545.00	19,852,000	
		東洋建設	54,700	1,329.00	72,696,300	貸付有価証券 100株
		五洋建設	248,800	661.20	164,506,560	貸付有価証券 4,500株（4,500株）
		世紀東急工業	27,100	1,505.00	40,785,500	貸付有価証券 1,300株
		福田組	7,200	4,840.00	34,848,000	
		住友林業	164,300	4,951.00	813,449,300	貸付有価証券 53,700株（4,900株）
		日本基礎技術	1,500	586.00	879,000	貸付有価証券 100株
		巴コーポレーション	2,400	973.00	2,335,200	
		大和ハウス工業	573,600	4,625.00	2,652,900,000	貸付有価証券 11,000株（11,000株）
		ライト工業	38,600	2,205.00	85,113,000	
		積水ハウス	576,600	3,603.00	2,077,489,800	貸付有価証券 4,400株
		日特建設	18,200	994.00	18,090,800	貸付有価証券 400株（100株）
		北陸電気工事	13,000	1,096.00	14,248,000	貸付有価証券 100株
		ユアテック	35,100	1,479.00	51,912,900	
		日本リーテック	14,900	1,297.00	19,325,300	貸付有価証券 100株
		四電工	23,900	1,557.00	37,212,300	
		中電工	29,500	3,155.00	93,072,500	
		関電工	104,200	2,414.00	251,538,800	
		きんでん	132,200	3,083.00	407,572,600	
		東京エネシス	20,300	1,052.00	21,355,600	
		トーエネック	31,500	977.00	30,775,500	貸付有価証券 1,200株
		住友電設	15,500	4,690.00	72,695,000	
		日本電設工業	35,700	1,905.00	68,008,500	貸付有価証券 700株（500株）
		エクシオグループ	196,600	1,703.00	334,809,800	貸付有価証券 6,000株（4,000株）
		新日本空調	24,600	1,930.00	47,478,000	貸付有価証券 400株
		九電工	41,100	5,311.00	218,282,100	貸付有価証券 200株（200株）

		三機工業	39,600	3,065.00	121,374,000	
		日揮ホールディングス	188,200	1,267.50	238,543,500	貸付有価証券 1,500株
		中外炉工業	6,200	3,320.00	20,584,000	
		ヤマト	2,000	1,365.00	2,730,000	貸付有価証券 900株（700株）
		太平電業	12,200	4,805.00	58,621,000	貸付有価証券 500株（500株）
		高砂熱学工業	45,800	6,179.00	282,998,200	貸付有価証券 300株（300株）
		三晃金属工業	300	4,475.00	1,342,500	
		朝日工業社	17,700	2,320.00	41,064,000	貸付有価証券 500株
		明星工業	32,700	1,400.00	45,780,000	貸付有価証券 200株
		大氣社	24,300	4,740.00	115,182,000	
		ダイダン	25,000	3,670.00	91,750,000	貸付有価証券 2,300株
		日比谷総合設備	15,500	3,695.00	57,272,500	
		飛島ホールディングス	19,500	1,610.00	31,395,000	貸付有価証券 100株
		フィル・カンパニー	3,800	899.00	3,416,200	
		テスホールディングス	41,000	273.00	11,193,000	貸付有価証券 2,400株
		インフロニア・ホールディングス	199,200	1,176.50	234,358,800	貸付有価証券 3,500株（3,100株）
		レイズネクスト	27,500	1,482.00	40,755,000	
		ニップン	62,800	2,149.00	134,957,200	貸付有価証券 27,000株（25,600株）
		日清製粉グループ本社	198,500	1,767.50	350,848,750	貸付有価証券 100株
		日東富士製粉	3,400	6,550.00	22,270,000	
		昭和産業	16,100	2,727.00	43,904,700	
		鳥越製粉	1,900	731.00	1,388,900	貸付有価証券 800株
		中部飼料	26,400	1,274.00	33,633,600	貸付有価証券 100株
		フィード・ワン	27,900	779.00	21,734,100	貸付有価証券 100株
		東洋精糖	400	1,493.00	597,200	
		日本甜菜製糖	10,000	2,290.00	22,900,000	
		ＤＭ三井製糖ホールディングス	18,900	3,255.00	61,519,500	
		塩水港精糖	2,800	317.00	887,600	

ウェルネオシュガー	11,400	2,188.00	24,943,200	貸付有価証券 200株（100株）
森永製菓	79,800	2,676.50	213,584,700	貸付有価証券 36,700株
中村屋	4,800	3,160.00	15,168,000	
江崎グリコ	54,600	4,519.00	246,737,400	貸付有価証券 16,700株（1,600株）
名糖産業	8,500	1,938.00	16,473,000	
井村屋グループ	10,400	2,410.00	25,064,000	
不二家	13,100	2,557.00	33,496,700	貸付有価証券 6,100株
山崎製パン	127,700	2,862.00	365,477,400	貸付有価証券 200株（200株）
第一屋製パン	500	634.00	317,000	貸付有価証券 100株
モロゾフ	6,200	4,790.00	29,698,000	貸付有価証券 2,900株
亀田製菓	12,100	3,905.00	47,250,500	
寿スピリッツ	112,800	2,114.50	238,515,600	貸付有価証券 48,800株（3,300株）
カルビー	87,400	3,038.00	265,521,200	
森永乳業	71,000	2,806.00	199,226,000	貸付有価証券 800株
六甲バター	14,000	1,233.00	17,262,000	貸付有価証券 1,300株
ヤクルト本社	272,700	2,877.00	784,557,900	
明治ホールディングス	245,400	3,143.00	771,292,200	貸付有価証券 1,500株（1,400株）
雪印メグミルク	51,300	2,629.00	134,867,700	貸付有価証券 400株（300株）
プリマハム	25,600	2,150.00	55,040,000	貸付有価証券 200株
日本ハム	82,100	4,875.00	400,237,500	貸付有価証券 100株
林兼産業	800	463.00	370,400	
丸大食品	19,200	1,648.00	31,641,600	貸付有価証券 500株
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	21,000	2,600.00	54,600,000	貸付有価証券 2,400株（2,300株）
柿安本店	7,400	2,775.00	20,535,000	貸付有価証券 3,500株
伊藤ハム米久ホールディングス	29,200	3,790.00	110,668,000	
サッポロホールディングス	62,800	7,380.00	463,464,000	貸付有価証券 11,100株（100株）
アサヒグループホールディングス	1,433,100	1,606.00	2,301,558,600	貸付有価証券 34,800株

		キリンホールディングス	794,900	1,975.00	1,569,927,500	貸付有価証券 8,800株（5,900株）
		シマダヤ	5,500	1,399.00	7,694,500	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
		宝ホールディングス	128,700	1,350.00	173,745,000	貸付有価証券 600株
		オエノンホールディングス	61,800	374.00	23,113,200	貸付有価証券 1,400株（800株）
		養命酒製造	6,300	2,501.00	15,756,300	
		コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	119,500	2,507.50	299,646,250	
		ライフドリンク　カンパニー	41,700	2,327.00	97,035,900	貸付有価証券 500株（200株）
		サントリー食品インターナショナル	134,400	4,802.00	645,388,800	貸付有価証券 800株
		ダイドーグループホールディングス	21,600	3,265.00	70,524,000	貸付有価証券 6,200株（700株）
		伊藤園	63,900	3,458.00	220,966,200	貸付有価証券 1,800株（1,700株）
		キーコーヒー	21,400	2,036.00	43,570,400	貸付有価証券 600株
		ユニカフェ	700	902.00	631,400	貸付有価証券 300株
		日清オイリオグループ	26,900	4,940.00	132,886,000	
		不二製油グループ本社	38,100	3,371.00	128,435,100	
		かどや製油	300	3,640.00	1,092,000	
		Ｊ－オイルミルズ	21,900	2,029.00	44,435,100	
		キッコーマン	632,300	1,620.50	1,024,642,150	貸付有価証券 3,800株
		味の素	442,100	6,400.00	2,829,440,000	貸付有価証券 500株
		ブルドックソース	10,100	1,755.00	17,725,500	
		キユーピー	102,600	3,100.00	318,060,000	貸付有価証券 3,100株（900株）
		ハウス食品グループ本社	64,200	2,785.00	178,797,000	貸付有価証券 3,800株（3,700株）
		カゴメ	81,700	2,948.00	240,851,600	貸付有価証券 1,500株（800株）
		アリアケジャパン	19,000	5,350.00	101,650,000	貸付有価証券 400株（300株）
		ピエトロ	400	1,755.00	702,000	貸付有価証券 100株（100株）
		エバラ食品工業	5,100	2,861.00	14,591,100	
		やまみ	300	3,330.00	999,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ニチレイ	74,500	4,000.00	298,000,000	貸付有価証券 100株

		東洋水産	88,400	10,650.00	941,460,000	
		イートアンドホールディングス	9,900	2,248.00	22,255,200	貸付有価証券 4,600株（1,400株）
		大冷	300	1,901.00	570,300	
		ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,500	1,310.00	13,755,000	貸付有価証券 200株
		日清食品ホールディングス	241,200	3,571.00	861,325,200	貸付有価証券 8,100株（600株）
		一正蒲鉾	900	738.00	664,200	貸付有価証券 300株（300株）
		フジッコ	19,600	1,658.00	32,496,800	貸付有価証券 2,500株（1,200株）
		ロック・フィールド	23,300	1,512.00	35,229,600	貸付有価証券 9,600株（5,800株）
		日本たばこ産業	1,159,600	3,945.00	4,574,622,000	貸付有価証券 45,200株
		ケンコーマヨネーズ	11,900	1,900.00	22,610,000	貸付有価証券 300株（200株）
		わらべや日洋ホールディングス	12,800	2,099.00	26,867,200	貸付有価証券 3,100株
		なとり	12,000	2,152.00	25,824,000	貸付有価証券 100株（100株）
		イフジ産業	400	1,558.00	623,200	貸付有価証券 100株（100株）
		ファーマフーズ	25,300	992.00	25,097,600	貸付有価証券 11,900株（3,600株）
		ユーグレナ	118,600	400.00	47,440,000	貸付有価証券 55,900株（11,900株）
		紀文食品	16,500	1,079.00	17,803,500	
		ピックルスホールディングス	11,200	1,013.00	11,345,600	貸付有価証券 5,200株
		ミヨシ油脂	800	1,554.00	1,243,200	貸付有価証券 100株（100株）
		理研ビタミン	16,500	2,379.00	39,253,500	
		片倉工業	17,900	1,968.00	35,227,200	貸付有価証券 800株（600株）
		グンゼ	13,800	5,150.00	71,070,000	
		東洋紡	83,900	948.00	79,537,200	貸付有価証券 4,000株（2,700株）
		ユニチカ	62,800	139.00	8,729,200	貸付有価証券 28,100株（11,300株）
		富士紡ホールディングス	7,600	5,110.00	38,836,000	
		倉敷紡績	13,000	5,420.00	70,460,000	貸付有価証券 600株
		シキボウ	13,900	1,000.00	13,900,000	貸付有価証券 2,900株（2,800株）

		日本毛織	49,800	1,244.00	61,951,200	貸付有価証券 100株
		ダイトウボウ	3,700	106.00	392,200	貸付有価証券 1,800株（600株）
		トーア紡コーポレーション	900	393.00	353,700	貸付有価証券 200株
		ダイドーリミテッド	2,000	948.00	1,896,000	貸付有価証券 900株（100株）
		帝国繊維	21,900	2,306.00	50,501,400	貸付有価証券 1,700株
		帝人	186,500	1,285.00	239,652,500	貸付有価証券 7,100株（5,400株）
		東レ	1,418,900	1,021.50	1,449,406,350	貸付有価証券 11,200株
		ＳＵＭＩＮＯＥ	400	2,077.00	830,800	
		日本フエルト	1,300	488.00	634,400	貸付有価証券 300株
		イチカワ	300	1,625.00	487,500	
		日東製網	200	1,635.00	327,000	貸付有価証券 100株（100株）
		アツギ	1,500	1,000.00	1,500,000	貸付有価証券 100株
		ダイニック	700	754.00	527,800	
		セーレン	37,500	2,729.00	102,337,500	
		ソトー	700	680.00	476,000	
		東海染工	200	879.00	175,800	
		小松マテーレ	28,100	791.00	22,227,100	貸付有価証券 600株（600株）
		ワコールホールディングス	40,200	5,189.00	208,597,800	
		ホギメディカル	26,100	4,820.00	125,802,000	貸付有価証券 2,400株（200株）
		クラウディアホールディングス	600	331.00	198,600	貸付有価証券 200株（200株）
		ＴＳＩホールディングス	61,300	1,004.00	61,545,200	貸付有価証券 1,200株（900株）
		マツオカコーポレーション	600	1,998.00	1,198,800	貸付有価証券 200株
		ワールド	29,900	2,608.00	77,979,200	
		三陽商会	10,100	2,935.00	29,643,500	貸付有価証券 200株
		ナイガイ	700	233.00	163,100	貸付有価証券 300株
		オンワードホールディングス	125,900	588.00	74,029,200	
		ルックホールディングス	6,200	2,201.00	13,646,200	貸付有価証券 100株（100株）

ゴールドウイン	34,400	8,535.00	293,604,000	貸付有価証券 1,600株（1,200株）
キング	800	704.00	563,200	
ヤマトインターナショナル	1,700	353.00	600,100	
特種東海製紙	9,400	3,560.00	33,464,000	
王子ホールディングス	735,200	595.00	437,444,000	貸付有価証券 5,100株
日本製紙	101,100	854.00	86,339,400	貸付有価証券 41,100株（500株）
三菱製紙	2,900	560.00	1,624,000	貸付有価証券 1,300株
北越コーポレーション	109,000	1,520.00	165,680,000	貸付有価証券 49,900株（8,200株）
中越パルプ工業	900	1,506.00	1,355,400	
大王製紙	98,000	807.00	79,086,000	貸付有価証券 2,200株
阿波製紙	600	456.00	273,600	貸付有価証券 200株
レンゴー	176,800	856.10	151,358,480	貸付有価証券 9,900株（4,700株）
トーモク	11,200	2,191.00	24,539,200	貸付有価証券 100株（100株）
ザ・パック	14,400	3,420.00	49,248,000	貸付有価証券 100株
北の達人コーポレーション	81,800	155.00	12,679,000	貸付有価証券 38,600株（1,000株）
クラレ	259,000	2,270.00	587,930,000	貸付有価証券 26,500株（1,300株）
旭化成	1,313,400	1,064.00	1,397,457,600	
共和レザー	1,400	695.00	973,000	
巴川コーポレーション	700	712.00	498,400	貸付有価証券 300株（300株）
レゾナック・ホールディングス	174,200	4,038.00	703,419,600	貸付有価証券 10,300株（10,300株）
住友化学	1,561,400	336.80	525,879,520	
住友精化	9,100	4,610.00	41,951,000	
日産化学	99,900	4,759.00	475,424,100	
ラサ工業	6,900	2,556.00	17,636,400	貸付有価証券 200株（200株）
クレハ	40,200	2,789.00	112,117,800	貸付有価証券 1,700株
多木化学	7,500	3,275.00	24,562,500	
テイカ	13,900	1,468.00	20,405,200	
石原産業	32,200	1,510.00	48,622,000	

		片倉コープアグリ	500	961.00	480,500	貸付有価証券 200株
		日本曹達	41,200	2,870.00	118,244,000	貸付有価証券 100株
		東ソー	259,200	2,061.50	534,340,800	
		トクヤマ	62,700	2,604.50	163,302,150	
		セントラル硝子	24,500	3,250.00	79,625,000	
		東亜合成	93,400	1,465.50	136,877,700	貸付有価証券 3,600株
		大阪ソーダ	67,800	1,823.00	123,599,400	貸付有価証券 21,200株
		関東電化工業	41,700	979.00	40,824,300	貸付有価証券 6,400株
		デンカ	70,600	2,172.50	153,378,500	貸付有価証券 900株（300株）
		信越化学工業	1,740,900	5,195.00	9,043,975,500	貸付有価証券 16,400株（16,400株）
		日本カーバイド工業	10,200	1,735.00	17,697,000	
		堺化学工業	13,600	2,523.00	34,312,800	
		第一稀元素化学工業	21,200	687.00	14,564,400	
		エア・ウォーター	183,200	1,884.50	345,240,400	
		日本酸素ホールディングス	188,300	4,243.00	798,956,900	貸付有価証券 2,800株
		日本化学工業	7,100	2,290.00	16,259,000	
		東邦アセチレン	2,300	371.00	853,300	貸付有価証券 100株
		日本パーカライジング	86,500	1,250.00	108,125,000	貸付有価証券 800株
		高圧ガス工業	28,200	800.00	22,560,000	貸付有価証券 100株（100株）
		チタン工業	300	795.00	238,500	
		四国化成ホールディングス	22,000	1,917.00	42,174,000	貸付有価証券 900株（900株）
		戸田工業	4,400	1,095.00	4,818,000	貸付有価証券 100株
		ステラ　ケミファ	10,500	4,510.00	47,355,000	
		保土谷化学工業	6,100	3,685.00	22,478,500	貸付有価証券 300株（300株）
		日本触媒	124,400	1,897.00	235,986,800	貸付有価証券 100株
		大日精化工業	13,500	2,891.00	39,028,500	
		カネカ	47,800	3,634.00	173,705,200	貸付有価証券 1,000株（900株）
		三菱瓦斯化学	157,400	2,721.50	428,364,100	貸付有価証券 2,200株（1,400株）

三井化学	174,700	3,279.00	572,841,300	
東京応化工業	92,600	3,730.00	345,398,000	貸付有価証券 4,900株（3,500株）
大阪有機化学工業	16,200	2,928.00	47,433,600	貸付有価証券 800株（400株）
三菱ケミカルグループ	1,419,200	790.10	1,121,309,920	
ＫＨネオケム	35,000	1,987.00	69,545,000	貸付有価証券 500株（400株）
ダイセル	220,800	1,340.00	295,872,000	貸付有価証券 3,200株（1,300株）
住友ベークライト	61,200	3,880.00	237,456,000	
積水化学工業	386,600	2,511.00	970,752,600	
日本ゼオン	149,700	1,420.50	212,648,850	貸付有価証券 7,900株
アイカ工業	49,000	3,220.00	157,780,000	貸付有価証券 5,200株（5,200株）
ＵＢＥ	100,100	2,347.00	234,934,700	
積水樹脂	25,400	2,040.00	51,816,000	貸付有価証券 500株
旭有機材	12,900	4,350.00	56,115,000	貸付有価証券 5,700株（100株）
ニチバン	12,000	2,000.00	24,000,000	貸付有価証券 100株
リケンテクノス	36,400	1,010.00	36,764,000	貸付有価証券 100株
大倉工業	9,000	2,957.00	26,613,000	貸付有価証券 900株
積水化成品工業	27,200	349.00	9,492,800	貸付有価証券 3,200株（2,900株）
群栄化学工業	4,600	2,729.00	12,553,400	
タイガースポリマー	1,100	710.00	781,000	
ミライアル	700	1,317.00	921,900	
ダイキアクシス	900	670.00	603,000	貸付有価証券 400株
ダイキョーニシカワ	42,800	625.00	26,750,000	貸付有価証券 300株（200株）
竹本容器	800	828.00	662,400	
森六ホールディングス	10,800	1,940.00	20,952,000	
恵和	12,600	977.00	12,310,200	貸付有価証券 200株
日本化薬	131,500	1,269.00	166,873,500	貸付有価証券 800株
カーリット	19,200	1,237.00	23,750,400	貸付有価証券 4,700株
日本精化	12,900	2,281.00	29,424,900	貸付有価証券 700株

		扶桑化学工業	18,000	3,500.00	63,000,000	貸付有価証券 1,000株
		トリケミカル研究所	21,200	3,340.00	70,808,000	貸付有価証券 800株（700株）
		ＡＤＥＫＡ	67,700	2,800.00	189,560,000	貸付有価証券 100株
		日油	228,500	2,159.00	493,331,500	貸付有価証券 500株
		新日本理化	3,200	190.00	608,000	貸付有価証券 1,500株
		ハリマ化成グループ	15,100	860.00	12,986,000	
		花王	472,700	6,023.00	2,847,072,100	貸付有価証券 28,100株（6,900株）
		第一工業製薬	7,000	3,520.00	24,640,000	貸付有価証券 200株
		石原ケミカル	8,500	2,245.00	19,082,500	貸付有価証券 1,700株
		日華化学	900	1,106.00	995,400	貸付有価証券 400株
		ニイタカ	400	2,008.00	803,200	貸付有価証券 200株（100株）
		三洋化成工業	11,900	3,940.00	46,886,000	
		有機合成薬品工業	1,800	268.00	482,400	
		大日本塗料	21,500	1,134.00	24,381,000	貸付有価証券 100株
		日本ペイントホールディングス	859,000	979.50	841,390,500	貸付有価証券 36,500株
		関西ペイント	162,600	2,114.50	343,817,700	貸付有価証券 4,500株（900株）
		神東塗料	1,800	130.00	234,000	貸付有価証券 800株
		中国塗料	43,800	2,221.00	97,279,800	貸付有価証券 100株
		日本特殊塗料	1,500	1,255.00	1,882,500	貸付有価証券 400株
		藤倉化成	24,600	494.00	12,152,400	貸付有価証券 500株
		太陽ホールディングス	33,800	4,185.00	141,453,000	貸付有価証券 400株（400株）
		ＤＩＣ	69,000	3,540.00	244,260,000	貸付有価証券 7,100株（800株）
		サカタインクス	43,200	1,646.00	71,107,200	貸付有価証券 500株
		ａｒｔｉｅｎｃｅ	34,800	2,971.00	103,390,800	貸付有価証券 2,500株
		富士フイルムホールディングス	1,172,000	3,315.00	3,885,180,000	
		資生堂	405,900	2,585.00	1,049,251,500	貸付有価証券 35,600株

		ライオン	247,400	1,676.00	414,642,400	貸付有価証券 6,700株（4,800株）
		高砂香料工業	13,100	5,360.00	70,216,000	
		マンダム	38,500	1,266.00	48,741,000	貸付有価証券 400株
		ミルボン	31,200	3,325.00	103,740,000	貸付有価証券 1,300株（600株）
		コーセー	39,500	6,690.00	264,255,000	貸付有価証券 1,600株
		コタ	19,700	1,600.00	31,520,000	貸付有価証券 200株（100株）
		シーボン	300	1,094.00	328,200	貸付有価証券 100株（100株）
		ポーラ・オルビスホールディングス	99,600	1,419.50	141,382,200	貸付有価証券 9,500株
		ノエビアホールディングス	17,300	4,700.00	81,310,000	貸付有価証券 400株（300株）
		アジュバンホールディングス	600	814.00	488,400	貸付有価証券 200株
		新日本製薬	11,100	1,977.00	21,944,700	
		Ｉ－ｎｅ	6,400	1,880.00	12,032,000	貸付有価証券 1,300株（1,000株）
		アクシージア	12,800	445.00	5,696,000	貸付有価証券 6,000株（4,500株）
		エステー	15,700	1,500.00	23,550,000	貸付有価証券 100株
		アグロ　カネショウ	6,800	1,898.00	12,906,400	貸付有価証券 600株
		コニシ	61,200	1,241.00	75,949,200	貸付有価証券 700株（300株）
		長谷川香料	37,100	2,961.00	109,853,100	
		小林製薬	50,900	5,918.00	301,226,200	貸付有価証券 6,400株
		荒川化学工業	18,000	1,072.00	19,296,000	貸付有価証券 200株
		メック	16,000	3,660.00	58,560,000	
		日本高純度化学	4,800	3,180.00	15,264,000	
		タカラバイオ	61,100	998.00	60,977,800	貸付有価証券 400株
		ＪＣＵ	21,500	3,680.00	79,120,000	貸付有価証券 500株（400株）
		新田ゼラチン	1,500	734.00	1,101,000	貸付有価証券 400株（200株）
		ＯＡＴアグリオ	8,000	1,898.00	15,184,000	貸付有価証券 2,300株（600株）
		デクセリアルズ	170,200	2,313.00	393,672,600	貸付有価証券 100株
		アース製薬	17,700	5,180.00	91,686,000	貸付有価証券

				1,800株
北興化学工業	17,400	1,291.00	22,463,400	貸付有価証券 8,000株
大成ラミック	5,600	2,480.00	13,888,000	貸付有価証券 100株（100株）
クミアイ化学工業	77,200	740.00	57,128,000	貸付有価証券 13,200株（3,600株）
日本農薬	29,700	686.00	20,374,200	貸付有価証券 2,000株（100株）
アキレス	10,600	1,400.00	14,840,000	
有沢製作所	29,200	1,466.00	42,807,200	
日東電工	614,700	2,659.50	1,634,794,650	貸付有価証券 2,500株（1,500株）
レック	24,900	1,193.00	29,705,700	貸付有価証券 1,200株（900株）
三光合成	24,500	670.00	16,415,000	貸付有価証券 600株（600株）
きもと	3,600	290.00	1,044,000	貸付有価証券 300株
ＺＡＣＲＯＳ	15,400	4,025.00	61,985,000	
前澤化成工業	13,700	1,680.00	23,016,000	貸付有価証券 3,200株
未来工業	7,000	3,640.00	25,480,000	貸付有価証券 1,000株（100株）
ウェーブロックホールディングス	900	718.00	646,200	
ＪＳＰ	15,900	2,053.00	32,642,700	貸付有価証券 6,800株（700株）
エフピコ	42,900	2,721.00	116,730,900	貸付有価証券 2,800株
天馬	16,200	2,748.00	44,517,600	貸付有価証券 600株（500株）
信越ポリマー	41,900	1,590.00	66,621,000	
東リ	5,700	454.00	2,587,800	貸付有価証券 1,800株
ニフコ	72,700	3,756.00	273,061,200	貸付有価証券 800株
バルカー	14,900	3,320.00	49,468,000	
ユニ・チャーム	1,214,900	1,224.00	1,487,037,600	貸付有価証券 91,600株
ショーエイコーポレーション	700	575.00	402,500	貸付有価証券 300株
協和キリン	228,600	2,290.00	523,494,000	貸付有価証券 7,600株
武田薬品工業	1,729,600	4,121.00	7,127,681,600	
アステラス製薬	1,705,100	1,510.00	2,574,701,000	貸付有価証券 2,100株

		住友ファーマ	173,000	541.00	93,593,000	貸付有価証券 20,000株（4,100株）
		塩野義製薬	644,800	2,253.00	1,452,734,400	貸付有価証券 1,300株
		わかもと製薬	2,500	220.00	550,000	貸付有価証券 1,100株（400株）
		日本新薬	50,900	3,958.00	201,462,200	
		中外製薬	608,500	6,737.00	4,099,464,500	貸付有価証券 19,500株
		科研製薬	33,300	4,274.00	142,324,200	貸付有価証券 700株
		エーザイ	253,700	4,259.00	1,080,508,300	
		ロート製薬	205,400	2,774.00	569,779,600	貸付有価証券 11,700株
		小野薬品工業	397,600	1,628.50	647,491,600	貸付有価証券 3,000株
		久光製薬	43,200	4,656.00	201,139,200	
		持田製薬	24,400	3,300.00	80,520,000	貸付有価証券 500株（500株）
		参天製薬	352,100	1,537.50	541,353,750	貸付有価証券 900株
		扶桑薬品工業	7,500	2,440.00	18,300,000	貸付有価証券 100株
		日本ケミファ	200	1,502.00	300,400	
		ツムラ	66,800	4,656.00	311,020,800	貸付有価証券 600株
		キッセイ薬品工業	31,300	4,095.00	128,173,500	貸付有価証券 100株（100株）
		生化学工業	37,100	780.00	28,938,000	貸付有価証券 300株（100株）
		栄研化学	30,700	2,153.00	66,097,100	貸付有価証券 100株
		鳥居薬品	10,400	4,725.00	49,140,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ＪＣＲファーマ	65,800	594.00	39,085,200	貸付有価証券 2,900株
		東和薬品	26,100	3,300.00	86,130,000	
		富士製薬工業	14,400	1,517.00	21,844,800	貸付有価証券 1,400株（100株）
		ゼリア新薬工業	30,800	2,251.00	69,330,800	貸付有価証券 100株
		ネクセラファーマ	91,200	986.00	89,923,200	貸付有価証券 40,700株（200株）
		第一三共	1,834,500	4,130.00	7,576,485,000	
		杏林製薬	42,100	1,454.00	61,213,400	貸付有価証券 400株（100株）
		大幸薬品	44,000	320.00	14,080,000	貸付有価証券 2,800株（1,200株）

		ダイト	14,500	1,995.00	28,927,500	貸付有価証券 800株（100株）
		大塚ホールディングス	485,200	8,063.00	3,912,167,600	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
		ペプチドリーム	94,200	2,347.50	221,134,500	貸付有価証券 1,800株（200株）
		セルソース	12,900	830.00	10,707,000	
		あすか製薬ホールディングス	17,700	1,998.00	35,364,600	
		サワイグループホールディングス	114,300	2,184.50	249,688,350	貸付有価証券 10,500株（2,700株）
		日本コークス工業	197,200	92.00	18,142,400	貸付有価証券 62,000株（19,400株）
		ニチレキグループ	20,700	2,398.00	49,638,600	貸付有価証券 1,200株
		ユシロ化学工業	10,100	2,109.00	21,300,900	
		ビーピー・カストロール	1,000	862.00	862,000	貸付有価証券 200株（200株）
		富士石油	51,000	315.00	16,065,000	貸付有価証券 10,600株（2,300株）
		ＭＯＲＥＳＣＯ	800	1,388.00	1,110,400	
		出光興産	908,400	1,018.50	925,205,400	
		ＥＮＥＯＳホールディングス	3,297,200	806.60	2,659,521,520	貸付有価証券 600株
		コスモエネルギーホールディングス	64,000	7,034.00	450,176,000	貸付有価証券 100株
		横浜ゴム	98,300	3,266.00	321,047,800	貸付有価証券 6,500株（100株）
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	111,700	2,375.00	265,287,500	貸付有価証券 12,000株
		ブリヂストン	569,000	5,235.00	2,978,715,000	貸付有価証券 9,000株
		住友ゴム工業	190,600	1,731.50	330,023,900	貸付有価証券 17,000株（2,600株）
		藤倉コンポジット	18,700	1,561.00	29,190,700	貸付有価証券 200株
		オカモト	10,400	5,220.00	54,288,000	
		フコク	11,500	1,726.00	19,849,000	貸付有価証券 800株（200株）
		ニッタ	19,100	3,520.00	67,232,000	
		住友理工	37,700	1,536.00	57,907,200	
		三ツ星ベルト	27,100	3,885.00	105,283,500	貸付有価証券 300株（300株）
		バンドー化学	28,800	1,820.00	52,416,000	貸付有価証券 100株（100株）
		日東紡績	21,900	6,520.00	142,788,000	貸付有価証券 100株

ＡＧＣ	189,100	4,488.00	848,680,800	貸付有価証券 11,900株（3,200株）
日本板硝子	99,500	334.00	33,233,000	貸付有価証券 16,300株（7,600株）
石塚硝子	400	2,350.00	940,000	貸付有価証券 100株（100株）
日本山村硝子	900	1,583.00	1,424,700	貸付有価証券 400株
日本電気硝子	72,100	3,442.00	248,168,200	貸付有価証券 500株（300株）
オハラ	9,200	1,151.00	10,589,200	貸付有価証券 600株（200株）
住友大阪セメント	34,800	3,249.00	113,065,200	
太平洋セメント	119,900	3,430.00	411,257,000	
日本ヒューム	17,000	1,323.00	22,491,000	貸付有価証券 100株
日本コンクリート工業	37,700	365.00	13,760,500	貸付有価証券 17,800株
三谷セキサン	8,100	5,170.00	41,877,000	
アジアパイルホールディングス	27,600	801.00	22,107,600	貸付有価証券 100株
東海カーボン	179,300	880.90	157,945,370	貸付有価証券 56,300株（100株）
日本カーボン	11,100	4,150.00	46,065,000	
東洋炭素	13,700	4,140.00	56,718,000	貸付有価証券 4,400株（1,900株）
ノリタケ	21,500	3,730.00	80,195,000	貸付有価証券 100株
ＴＯＴＯ	141,100	3,699.00	521,928,900	貸付有価証券 14,800株（1,200株）
日本碍子	226,100	1,935.50	437,616,550	貸付有価証券 3,400株（1,600株）
日本特殊陶業	158,800	4,843.00	769,068,400	
ダントーホールディングス	700	301.00	210,700	貸付有価証券 300株
ＭＡＲＵＷＡ	8,100	49,150.00	398,115,000	貸付有価証券 100株
品川リフラクトリーズ	23,900	1,700.00	40,630,000	貸付有価証券 1,000株
黒崎播磨	13,200	2,443.00	32,247,600	
ヨータイ	9,900	1,600.00	15,840,000	
東京窯業	2,600	415.00	1,079,000	
ニッカトー	1,100	499.00	548,900	
フジミインコーポレーテッド	52,200	2,315.00	120,843,000	貸付有価証券 700株（700株）
クニミネ工業	700	1,023.00	716,100	

エーアンドエーマテリアル	500	1,241.00	620,500	貸付有価証券 200株（200株）
ニチアス	49,100	5,542.00	272,112,200	
ニチハ	24,300	2,815.00	68,404,500	
日本製鉄	1,012,600	3,043.00	3,081,341,800	貸付有価証券 9,400株
神戸製鋼所	402,200	1,552.50	624,415,500	貸付有価証券 25,800株（4,000株）
中山製鋼所	41,100	742.00	30,496,200	貸付有価証券 1,700株（400株）
合同製鐵	11,200	3,965.00	44,408,000	貸付有価証券 400株（100株）
ＪＦＥホールディングス	602,500	1,735.00	1,045,337,500	
東京製鐵	55,800	1,500.00	83,700,000	貸付有価証券 2,300株
共英製鋼	19,500	1,915.00	37,342,500	貸付有価証券 500株
大和工業	37,700	7,393.00	278,716,100	貸付有価証券 100株
東京鐵鋼	8,800	6,400.00	56,320,000	
大阪製鐵	9,200	2,707.00	24,904,400	貸付有価証券 3,300株
淀川製鋼所	18,500	5,380.00	99,530,000	貸付有価証券 200株（100株）
中部鋼鈑	13,100	2,412.00	31,597,200	
丸一鋼管	60,900	3,386.00	206,207,400	
モリ工業	5,100	4,540.00	23,154,000	
大同特殊鋼	126,000	1,165.00	146,790,000	貸付有価証券 200株
日本高周波鋼業	900	362.00	325,800	貸付有価証券 400株（300株）
日本冶金工業	13,500	3,915.00	52,852,500	貸付有価証券 2,800株
山陽特殊製鋼	19,800	1,891.00	37,441,800	貸付有価証券 100株（100株）
愛知製鋼	11,500	5,000.00	57,500,000	貸付有価証券 900株
日本金属	500	625.00	312,500	貸付有価証券 100株
大平洋金属	18,400	1,480.00	27,232,000	貸付有価証券 3,900株
新日本電工	119,400	273.00	32,596,200	貸付有価証券 3,900株
栗本鐵工所	9,300	4,295.00	39,943,500	
虹技	300	1,183.00	354,900	貸付有価証券 100株
日本鋳鉄管	200	1,021.00	204,200	貸付有価証券

				100株（100株）
三菱製鋼	14,800	1,535.00	22,718,000	
日亜鋼業	2,300	303.00	696,900	貸付有価証券 100株
日本精線	15,900	1,337.00	21,258,300	貸付有価証券 600株
エンビプロ・ホールディングス	19,700	391.00	7,702,700	
シンニッタン	2,800	209.00	585,200	貸付有価証券 900株（100株）
新家工業	400	5,130.00	2,052,000	
大紀アルミニウム工業所	28,500	1,042.00	29,697,000	貸付有価証券 800株
日本軽金属ホールディングス	58,400	1,503.00	87,775,200	貸付有価証券 1,000株（400株）
三井金属鉱業	49,900	4,524.00	225,747,600	貸付有価証券 400株
三菱マテリアル	142,900	2,360.00	337,244,000	貸付有価証券 4,800株（400株）
住友金属鉱山	252,900	3,550.00	897,795,000	貸付有価証券 2,300株
ＤＯＷＡホールディングス	53,900	4,483.00	241,633,700	貸付有価証券 1,800株
古河機械金属	26,400	1,538.00	40,603,200	貸付有価証券 200株
大阪チタニウムテクノロジーズ	34,700	1,761.00	61,106,700	貸付有価証券 16,400株（4,300株）
東邦チタニウム	41,300	1,027.00	42,415,100	貸付有価証券 9,500株（900株）
ＵＡＣＪ	28,000	5,240.00	146,720,000	
ＣＫサンエツ	4,800	3,750.00	18,000,000	
古河電気工業	66,600	7,259.00	483,449,400	貸付有価証券 400株（400株）
住友電気工業	690,500	2,741.50	1,893,005,750	
フジクラ	214,400	6,305.00	1,351,792,000	貸付有価証券 600株
ＳＷＣＣ	26,800	7,470.00	200,196,000	
カナレ電気	400	1,430.00	572,000	
平河ヒューテック	12,800	1,463.00	18,726,400	貸付有価証券 4,100株
リョービ	21,300	2,154.00	45,880,200	貸付有価証券 8,300株
アーレスティ	2,400	602.00	1,444,800	貸付有価証券 1,100株
ＡＲＥホールディングス	80,900	1,680.00	135,912,000	
稲葉製作所	11,100	1,747.00	19,391,700	貸付有価証券 5,200株

宮地エンジニアリンググループ	24,100	1,922.00	46,320,200	貸付有価証券 100株
トーカロ	57,700	1,815.00	104,725,500	貸付有価証券 1,700株（100株）
アルファＣｏ	800	1,206.00	964,800	貸付有価証券 300株（300株）
ＳＵＭＣＯ	380,700	1,154.50	439,518,150	貸付有価証券 179,200株（5,400株）
川田テクノロジーズ	12,900	2,595.00	33,475,500	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	15,300	3,120.00	47,736,000	貸付有価証券 3,000株
ジェイテックコーポレーション	400	1,354.00	541,600	貸付有価証券 100株（100株）
信和	1,500	736.00	1,104,000	貸付有価証券 300株（300株）
東洋製罐グループホールディングス	127,500	2,312.00	294,780,000	貸付有価証券 1,700株
ホッカンホールディングス	10,700	1,642.00	17,569,400	貸付有価証券 300株（100株）
コロナ	11,200	936.00	10,483,200	
横河ブリッジホールディングス	34,400	2,736.00	94,118,400	
駒井ハルテック	400	1,597.00	638,800	
高田機工	500	1,033.00	516,500	貸付有価証券 200株
三和ホールディングス	197,400	4,439.00	876,258,600	貸付有価証券 3,700株（3,200株）
文化シヤッター	52,300	1,840.00	96,232,000	貸付有価証券 1,900株
三協立山	25,200	606.00	15,271,200	貸付有価証券 7,100株（1,100株）
アルインコ	15,200	1,030.00	15,656,000	
東洋シヤッター	600	801.00	480,600	
ＬＩＸＩＬ	291,600	1,708.50	498,198,600	貸付有価証券 200株
日本フイルコン	1,400	510.00	714,000	
ノーリツ	28,200	1,619.00	45,655,800	貸付有価証券 4,800株
長府製作所	22,300	1,935.00	43,150,500	貸付有価証券 1,600株（100株）
リンナイ	106,300	3,228.00	343,136,400	
ダイニチ工業	1,100	634.00	697,400	
日東精工	29,000	589.00	17,081,000	貸付有価証券 3,300株（500株）
三洋工業	300	2,923.00	876,900	
岡部	35,700	734.00	26,203,800	貸付有価証券

				900株（300株）
ジーテクト	22,300	1,671.00	37,263,300	貸付有価証券 1,500株
東プレ	35,200	1,891.00	66,563,200	貸付有価証券 500株（100株）
高周波熱錬	29,600	968.00	28,652,800	
東京製綱	11,800	1,278.00	15,080,400	貸付有価証券 500株
サンコール	22,200	250.00	5,550,000	貸付有価証券 700株（500株）
モリテック　スチール	2,000	174.00	348,000	貸付有価証券 900株（700株）
パイオラックス	26,900	2,366.00	63,645,400	貸付有価証券 1,200株
エイチワン	20,600	1,038.00	21,382,800	
日本発條	176,900	1,945.00	344,070,500	貸付有価証券 600株
中央発條	13,000	1,320.00	17,160,000	貸付有価証券 600株（600株）
アドバネクス	300	950.00	285,000	
立川ブラインド工業	9,000	1,426.00	12,834,000	貸付有価証券 1,000株
日本ドライケミカル	500	4,165.00	2,082,500	
日本製鋼所	59,300	5,971.00	354,080,300	貸付有価証券 1,800株
三浦工業	90,800	3,873.00	351,668,400	貸付有価証券 2,900株（2,900株）
タクマ	66,200	1,611.00	106,648,200	貸付有価証券 400株
ツガミ	41,700	1,496.00	62,383,200	貸付有価証券 2,700株（1,100株）
オークマ	34,300	3,245.00	111,303,500	貸付有価証券 1,400株（1,200株）
芝浦機械	25,200	3,550.00	89,460,000	
アマダ	272,000	1,482.50	403,240,000	貸付有価証券 1,800株（500株）
アイダエンジニアリング	43,800	781.00	34,207,800	貸付有価証券 3,400株（3,000株）
ＦＵＪＩ	85,100	2,300.00	195,730,000	貸付有価証券 800株
牧野フライス製作所	21,700	11,950.00	259,315,000	
オーエスジー	86,300	1,722.00	148,608,600	貸付有価証券 36,500株（28,600株）
ダイジェット工業	200	725.00	145,000	
旭ダイヤモンド工業	48,900	822.00	40,195,800	
ＤＭＧ森精機	123,500	2,362.00	291,707,000	貸付有価証券

				18,800株（1,300株）
ソディック	51,600	721.00	37,203,600	
ディスコ	94,300	48,000.00	4,526,400,000	貸付有価証券 200株（200株）
日東工器	7,500	2,402.00	18,015,000	
日進工具	16,300	749.00	12,208,700	貸付有価証券 200株（200株）
パンチ工業	2,300	397.00	913,100	
冨士ダイス	14,500	806.00	11,687,000	貸付有価証券 100株（100株）
豊和工業	1,300	1,207.00	1,569,100	貸付有価証券 400株
リケンＮＰＲ	24,600	2,447.00	60,196,200	貸付有価証券 11,400株（4,200株）
東洋機械金属	2,000	653.00	1,306,000	貸付有価証券 900株
津田駒工業	400	384.00	153,600	貸付有価証券 200株
エンシュウ	500	525.00	262,500	貸付有価証券 200株
島精機製作所	31,100	977.00	30,384,700	貸付有価証券 10,400株（1,100株）
オプトラン	32,100	1,750.00	56,175,000	貸付有価証券 4,100株
イワキポンプ	13,000	2,292.00	29,796,000	貸付有価証券 300株（200株）
フリュー	18,500	1,070.00	19,795,000	貸付有価証券 300株
ヤマシンフィルタ	41,400	614.00	25,419,600	貸付有価証券 16,800株
日阪製作所	23,700	1,052.00	24,932,400	
やまびこ	32,000	2,446.00	78,272,000	貸付有価証券 1,100株
野村マイクロ・サイエンス	32,400	3,020.00	97,848,000	貸付有価証券 15,300株（2,900株）
平田機工	9,400	5,300.00	49,820,000	貸付有価証券 100株
ＰＥＧＡＳＵＳ	21,600	447.00	9,655,200	貸付有価証券 600株（500株）
マルマエ	8,500	1,743.00	14,815,500	貸付有価証券 400株
タツモ	14,000	2,179.00	30,506,000	貸付有価証券 5,400株（2,500株）
ナブテスコ	122,800	2,716.00	333,524,800	貸付有価証券 8,200株（5,000株）
三井海洋開発	24,800	3,340.00	82,832,000	
レオン自動機	20,600	1,430.00	29,458,000	

ＳＭＣ	58,600	59,870.00	3,508,382,000	
ホソカワミクロン	13,700	4,005.00	54,868,500	
ユニオンツール	8,600	4,935.00	42,441,000	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
瑞光	12,500	1,304.00	16,300,000	貸付有価証券 1,900株
オイレス工業	26,500	2,419.00	64,103,500	
日精エー・エス・ビー機械	6,700	5,030.00	33,701,000	
サトーホールディングス	24,400	2,124.00	51,825,600	
技研製作所	18,400	1,687.00	31,040,800	貸付有価証券 3,000株（2,700株）
日本エアーテック	9,200	1,072.00	9,862,400	貸付有価証券 2,300株
カワタ	700	790.00	553,000	
日精樹脂工業	12,900	951.00	12,267,900	貸付有価証券 100株
オカダアイヨン	700	1,851.00	1,295,700	貸付有価証券 300株（300株）
ワイエイシイホールディングス	19,800	967.00	19,146,600	貸付有価証券 8,100株（1,600株）
小松製作所	964,900	4,195.00	4,047,755,500	貸付有価証券 100株
住友重機械工業	115,800	3,070.00	355,506,000	貸付有価証券 17,900株（300株）
日立建機	78,000	3,401.00	265,278,000	貸付有価証券 1,900株（100株）
日工	29,000	709.00	20,561,000	貸付有価証券 1,200株
巴工業	7,600	3,740.00	28,424,000	貸付有価証券 100株
井関農機	18,300	905.00	16,561,500	貸付有価証券 5,300株（500株）
ＴＯＷＡ	59,900	1,839.00	110,156,100	貸付有価証券 28,200株（1,300株）
丸山製作所	400	2,064.00	825,600	
北川鉄工所	7,700	1,158.00	8,916,600	
ローツェ	102,300	1,620.00	165,726,000	貸付有価証券 9,900株（7,100株）
タカキタ	700	370.00	259,000	
クボタ	1,023,400	1,783.50	1,825,233,900	貸付有価証券 182,400株（20,000株）
荏原実業	9,400	3,745.00	35,203,000	
三菱化工機	6,900	3,550.00	24,495,000	
月島ホールディングス	26,500	1,418.00	37,577,000	貸付有価証券 400株（300株）

		帝国電機製作所	13,400	2,719.00	36,434,600	
		東京機械製作所	600	353.00	211,800	貸付有価証券 200株
		新東工業	43,500	911.00	39,628,500	貸付有価証券 700株（700株）
		澁谷工業	18,400	3,630.00	66,792,000	貸付有価証券 300株
		アイチ　コーポレーション	32,400	1,371.00	44,420,400	貸付有価証券 300株
		小森コーポレーション	48,200	1,151.00	55,478,200	貸付有価証券 100株（100株）
		鶴見製作所	14,900	3,165.00	47,158,500	貸付有価証券 100株（100株）
		日本ギア工業	900	498.00	448,200	貸付有価証券 400株（400株）
		酒井重工業	7,700	2,244.00	17,278,800	
		荏原製作所	401,900	2,741.00	1,101,607,900	貸付有価証券 23,200株
		酉島製作所	16,800	2,255.00	37,884,000	貸付有価証券 1,900株
		北越工業	19,700	1,850.00	36,445,000	
		ダイキン工業	254,900	18,385.00	4,686,336,500	
		オルガノ	30,200	8,930.00	269,686,000	貸付有価証券 3,200株（1,200株）
		トーヨーカネツ	7,000	4,060.00	28,420,000	
		栗田工業	109,500	5,690.00	623,055,000	貸付有価証券 2,700株（2,400株）
		椿本チエイン	88,700	1,836.00	162,853,200	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
		大同工業	1,000	772.00	772,000	貸付有価証券 100株（100株）
		木村化工機	14,900	840.00	12,516,000	貸付有価証券 900株
		アネスト岩田	33,300	1,334.00	44,422,200	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
		ダイフク	330,300	3,190.00	1,053,657,000	貸付有価証券 1,300株
		サムコ	4,700	3,010.00	14,147,000	貸付有価証券 800株
		加藤製作所	1,300	1,325.00	1,722,500	
		油研工業	400	2,682.00	1,072,800	
		タダノ	112,600	1,092.00	122,959,200	貸付有価証券 1,000株
		フジテック	62,900	5,826.00	366,455,400	貸付有価証券 19,000株
		ＣＫＤ	54,100	2,506.00	135,574,600	貸付有価証券 700株（700株）

平和	65,100	2,352.00	153,115,200	
理想科学工業	31,300	1,450.00	45,385,000	貸付有価証券 500株
ＳＡＮＫＹＯ	226,100	2,072.00	468,479,200	貸付有価証券 1,100株
日本金銭機械	23,700	1,094.00	25,927,800	貸付有価証券 10,000株（3,100株）
マースグループホールディングス	13,200	3,225.00	42,570,000	貸付有価証券 300株（200株）
フクシマガリレイ	28,800	2,476.00	71,308,800	貸付有価証券 100株（100株）
オーイズミ	800	344.00	275,200	貸付有価証券 300株（300株）
ダイコク電機	8,600	2,900.00	24,940,000	貸付有価証券 200株
竹内製作所	35,500	4,895.00	173,772,500	貸付有価証券 12,300株
アマノ	55,600	4,021.00	223,567,600	貸付有価証券 100株
ＪＵＫＩ	30,300	340.00	10,302,000	貸付有価証券 4,200株（1,600株）
ジャノメ	16,200	945.00	15,309,000	貸付有価証券 1,500株
マックス	24,100	3,470.00	83,627,000	貸付有価証券 100株
グローリー	51,300	2,572.00	131,943,600	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
新晃工業	56,100	1,236.00	69,339,600	貸付有価証券 7,600株（5,700株）
大和冷機工業	30,000	1,481.00	44,430,000	貸付有価証券 900株（200株）
セガサミーホールディングス	174,800	2,877.50	502,987,000	貸付有価証券 24,900株（2,900株）
ＴＰＲ	24,900	2,315.00	57,643,500	貸付有価証券 500株
ツバキ・ナカシマ	48,200	447.00	21,545,400	貸付有価証券 15,200株
ホシザキ	126,000	6,104.00	769,104,000	貸付有価証券 3,200株
大豊工業	16,900	635.00	10,731,500	貸付有価証券 300株（300株）
日本精工	362,400	665.10	241,032,240	貸付有価証券 3,300株
ＮＴＮ	463,100	243.70	112,857,470	貸付有価証券 48,400株（10,500株）
ジェイテクト	174,200	1,128.50	196,584,700	貸付有価証券 800株
不二越	14,400	3,095.00	44,568,000	貸付有価証券 4,300株（1,300株）

		日本トムソン	53,300	500.00	26,650,000	貸付有価証券 1,600株（1,500株）
		ＴＨＫ	112,900	3,563.00	402,262,700	貸付有価証券 4,300株
		ユーシン精機	18,100	649.00	11,746,900	
		前澤給装工業	14,000	1,290.00	18,060,000	
		イーグル工業	21,600	2,002.00	43,243,200	
		前澤工業	1,400	1,226.00	1,716,400	貸付有価証券 200株（200株）
		ＰＩＬＬＡＲ	18,100	4,295.00	77,739,500	貸付有価証券 600株（200株）
		キッツ	65,500	1,126.00	73,753,000	貸付有価証券 2,200株（200株）
		マキタ	243,500	4,551.00	1,108,168,500	貸付有価証券 600株（600株）
		三井Ｅ＆Ｓ	104,600	1,583.00	165,581,800	貸付有価証券 49,300株（200株）
		カナデビア	160,400	980.00	157,192,000	貸付有価証券 1,400株（1,000株）
		三菱重工業	3,423,100	2,167.00	7,417,857,700	貸付有価証券 3,000株
		ＩＨＩ	156,900	8,154.00	1,279,362,600	貸付有価証券 7,200株
		サノヤスホールディングス	3,200	152.00	486,400	
		スター精密	33,000	1,895.00	62,535,000	貸付有価証券 900株（400株）
		キオクシアホールディングス	47,200	2,009.00	94,824,800	貸付有価証券 13,500株
		日清紡ホールディングス	147,200	882.50	129,904,000	貸付有価証券 17,700株
		イビデン	112,300	4,833.00	542,745,900	貸付有価証券 700株
		コニカミノルタ	437,200	627.90	274,517,880	貸付有価証券 3,000株
		ブラザー工業	261,500	2,555.00	668,132,500	貸付有価証券 4,200株（3,400株）
		ミネベアミツミ	340,500	2,467.00	840,013,500	貸付有価証券 100株
		日立製作所	5,040,600	3,810.00	19,204,686,000	
		三菱電機	1,991,000	2,570.50	5,117,865,500	
		富士電機	119,000	8,001.00	952,119,000	貸付有価証券 19,700株
		東洋電機製造	800	1,217.00	973,600	
		安川電機	212,600	4,271.00	908,014,600	貸付有価証券 1,400株（1,100株）
		シンフォニアテクノロジー	19,400	5,960.00	115,624,000	貸付有価証券 100株

		明電舎	33,000	4,060.00	133,980,000	
		オリジン	400	1,142.00	456,800	
		山洋電気	8,500	8,640.00	73,440,000	貸付有価証券 100株
		デンヨー	14,900	2,675.00	39,857,500	
		ＰＨＣホールディングス	36,600	961.00	35,172,600	貸付有価証券 5,600株
		ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	137,200	2,242.00	307,602,400	貸付有価証券 26,800株（4,300株）
		ソシオネクスト	195,100	2,734.00	533,403,400	貸付有価証券 5,800株
		東芝テック	29,200	3,370.00	98,404,000	貸付有価証券 100株（100株）
		芝浦メカトロニクス	14,200	8,560.00	121,552,000	貸付有価証券 2,100株
		マブチモーター	85,900	2,157.00	185,286,300	貸付有価証券 3,700株
		ニデック	864,300	2,915.00	2,519,434,500	
		ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,300	290.00	3,567,000	貸付有価証券 1,900株（1,200株）
		トレックス・セミコンダクター	9,200	1,166.00	10,727,200	貸付有価証券 200株（200株）
		東光高岳	10,600	1,939.00	20,553,400	貸付有価証券 200株
		ダブル・スコープ	60,000	281.00	16,860,000	貸付有価証券 26,500株（17,400株）
		ダイヘン	18,600	7,780.00	144,708,000	貸付有価証券 800株（600株）
		ヤーマン	38,100	697.00	26,555,700	貸付有価証券 17,900株（6,900株）
		ＪＶＣケンウッド	154,500	1,720.50	265,817,250	貸付有価証券 6,500株
		ミマキエンジニアリング	16,300	1,504.00	24,515,200	貸付有価証券 1,700株（900株）
		Ｉ－ＰＥＸ	10,900	2,939.00	32,035,100	貸付有価証券 800株（600株）
		大崎電気工業	42,000	764.00	32,088,000	貸付有価証券 700株
		オムロン	179,400	4,794.00	860,043,600	
		日東工業	26,400	2,841.00	75,002,400	貸付有価証券 2,600株（2,300株）
		ＩＤＥＣ	28,900	2,412.00	69,706,800	貸付有価証券 500株（500株）
		正興電機製作所	800	1,110.00	888,000	貸付有価証券 100株（100株）
		不二電機工業	500	1,144.00	572,000	貸付有価証券 100株

ジーエス・ユアサ　コーポレーション	87,400	2,499.50	218,456,300	貸付有価証券 1,000株（900株）
サクサ	500	2,853.00	1,426,500	
メルコホールディングス	4,400	2,153.00	9,473,200	
テクノメディカ	3,800	1,777.00	6,752,600	
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	7,900	493.00	3,894,700	貸付有価証券 900株（500株）
日本電気	276,900	13,100.00	3,627,390,000	
富士通	1,801,300	2,805.50	5,053,547,150	
沖電気工業	94,800	966.00	91,576,800	貸付有価証券 3,500株（600株）
電気興業	7,900	1,624.00	12,829,600	
サンケン電気	20,000	6,093.00	121,860,000	貸付有価証券 3,700株
ナカヨ	300	1,122.00	336,600	
アイホン	11,900	2,681.00	31,903,900	貸付有価証券 100株（100株）
ルネサスエレクトロニクス	1,491,300	2,021.00	3,013,917,300	
セイコーエプソン	251,100	2,650.00	665,415,000	
ワコム	137,600	697.00	95,907,200	貸付有価証券 400株
アルバック	42,900	6,257.00	268,425,300	
アクセル	9,800	1,326.00	12,994,800	
ＥＩＺＯ	25,500	2,114.00	53,907,000	貸付有価証券 100株
日本信号	44,600	902.00	40,229,200	貸付有価証券 400株
京三製作所	45,500	505.00	22,977,500	貸付有価証券 200株
能美防災	26,500	3,045.00	80,692,500	
ホーチキ	12,500	2,416.00	30,200,000	
星和電機	1,000	523.00	523,000	
エレコム	46,800	1,446.00	67,672,800	貸付有価証券 300株（300株）
パナソニック　ホールディングス	2,312,600	1,564.00	3,616,906,400	貸付有価証券 400株
シャープ	282,800	940.50	265,973,400	貸付有価証券 13,000株
アンリツ	137,900	1,289.50	177,822,050	
富士通ゼネラル	55,500	2,768.00	153,624,000	貸付有価証券 1,500株（700株）
ソニーグループ	6,787,200	3,235.00	21,956,592,000	
ＴＤＫ	1,690,600	1,895.00	3,203,687,000	貸付有価証券

				1,200株（1,200株）
帝国通信工業	8,600	2,326.00	20,003,600	
タムラ製作所	78,000	549.00	42,822,000	貸付有価証券 1,700株
アルプスアルパイン	158,900	1,572.50	249,870,250	
池上通信機	700	671.00	469,700	
日本電波工業	18,400	839.00	15,437,600	貸付有価証券 100株
鈴木	10,400	1,800.00	18,720,000	
メイコー	19,400	8,770.00	170,138,000	
日本トリム	4,400	3,615.00	15,906,000	
フォスター電機	19,900	1,603.00	31,899,700	貸付有価証券 800株（500株）
ＳＭＫ	4,700	2,453.00	11,529,100	
ヨコオ	17,300	1,726.00	29,859,800	
ティアック	3,400	76.00	258,400	貸付有価証券 1,200株（300株）
ホシデン	49,000	2,132.00	104,468,000	貸付有価証券 7,200株
ヒロセ電機	28,500	18,225.00	519,412,500	貸付有価証券 200株（200株）
日本航空電子工業	51,000	2,844.00	145,044,000	貸付有価証券 100株
ＴＯＡ	19,800	962.00	19,047,600	貸付有価証券 500株（200株）
マクセル	37,400	1,939.00	72,518,600	貸付有価証券 100株
古野電気	23,100	2,451.00	56,618,100	貸付有価証券 1,100株
スミダコーポレーション	26,400	885.00	23,364,000	貸付有価証券 9,700株
アイコム	7,500	2,691.00	20,182,500	
リオン	8,000	2,489.00	19,912,000	
横河電機	214,200	3,342.00	715,856,400	貸付有価証券 2,400株（2,400株）
新電元工業	7,500	2,474.00	18,555,000	貸付有価証券 200株（100株）
アズビル	528,300	1,197.00	632,375,100	
東亜ディーケーケー	1,000	743.00	743,000	貸付有価証券 300株
日本光電工業	173,500	2,042.50	354,373,750	貸付有価証券 7,100株（1,600株）
チノー	8,100	2,155.00	17,455,500	貸付有価証券 1,700株（300株）
共和電業	2,200	403.00	886,600	

日本電子材料	11,900	2,312.00	27,512,800	貸付有価証券 1,700株（800株）
堀場製作所	36,700	9,330.00	342,411,000	
アドバンテスト	610,800	10,380.00	6,340,104,000	
小野測器	1,000	539.00	539,000	貸付有価証券 400株（400株）
エスペック	17,200	2,623.00	45,115,600	貸付有価証券 100株（100株）
キーエンス	193,900	63,450.00	12,302,955,000	
日置電機	10,200	7,000.00	71,400,000	貸付有価証券 2,500株
シスメックス	501,800	2,912.00	1,461,241,600	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
日本マイクロニクス	31,900	4,450.00	141,955,000	貸付有価証券 2,600株（1,500株）
メガチップス	15,000	6,120.00	91,800,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	12,100	3,865.00	46,766,500	貸付有価証券 5,700株（5,700株）
澤藤電機	300	908.00	272,400	
原田工業	1,100	513.00	564,300	貸付有価証券 200株
コーセル	20,700	1,062.00	21,983,400	貸付有価証券 600株（100株）
イリソ電子工業	19,600	2,656.00	52,057,600	貸付有価証券 300株
オプテックスグループ	35,600	1,661.00	59,131,600	
千代田インテグレ	6,700	2,977.00	19,945,900	貸付有価証券 400株
レーザーテック	88,800	15,655.00	1,390,164,000	貸付有価証券 22,800株
スタンレー電気	121,400	2,569.00	311,876,600	貸付有価証券 9,000株（1,900株）
ウシオ電機	85,700	2,085.50	178,727,350	貸付有価証券 600株（500株）
岡谷電機産業	1,700	222.00	377,400	貸付有価証券 500株
ヘリオス　テクノ　ホールディング	2,300	949.00	2,182,700	貸付有価証券 100株
エノモト	700	1,439.00	1,007,300	貸付有価証券 100株
日本セラミック	17,800	2,419.00	43,058,200	
遠藤照明	1,100	1,436.00	1,579,600	
古河電池	14,300	1,384.00	19,791,200	貸付有価証券 2,700株
山一電機	15,800	2,390.00	37,762,000	貸付有価証券 1,300株（1,000株）
図研	17,700	4,105.00	72,658,500	

		日本電子	44,800	5,855.00	262,304,000	貸付有価証券 3,000株（3,000株）
		カシオ計算機	155,100	1,255.00	194,650,500	
		ファナック	937,900	4,116.00	3,860,396,400	貸付有価証券 3,300株（3,100株）
		日本シイエムケイ	56,800	411.00	23,344,800	貸付有価証券 2,300株（2,100株）
		エンプラス	5,600	4,775.00	26,740,000	貸付有価証券 2,200株（1,100株）
		大真空	23,600	547.00	12,909,200	貸付有価証券 4,800株（3,800株）
		ローム	351,200	1,468.50	515,737,200	貸付有価証券 5,600株
		浜松ホトニクス	311,100	1,779.00	553,446,900	貸付有価証券 15,800株
		三井ハイテック	85,800	854.00	73,273,200	貸付有価証券 5,800株
		新光電気工業	68,600	5,874.00	402,956,400	
		京セラ	1,204,200	1,565.00	1,884,573,000	貸付有価証券 2,900株（200株）
		太陽誘電	84,900	2,270.00	192,723,000	貸付有価証券 4,800株
		村田製作所	1,707,300	2,522.50	4,306,664,250	
		双葉電子工業	36,900	493.00	18,191,700	貸付有価証券 1,100株
		北陸電気工業	700	1,613.00	1,129,100	
		ニチコン	50,900	1,057.00	53,801,300	貸付有価証券 13,300株（2,700株）
		日本ケミコン	23,900	924.00	22,083,600	貸付有価証券 5,400株（800株）
		ＫＯＡ	32,300	960.00	31,008,000	貸付有価証券 1,200株
		市光工業	34,900	386.00	13,471,400	貸付有価証券 8,200株（300株）
		小糸製作所	200,800	1,996.00	400,796,800	貸付有価証券 13,600株（12,700株）
		ミツバ	36,300	899.00	32,633,700	貸付有価証券 4,600株（2,000株）
		ＳＣＲＥＥＮホールディングス	81,000	10,080.00	816,480,000	貸付有価証券 700株（700株）
		キヤノン電子	18,400	2,362.00	43,460,800	
		キヤノン	966,700	4,970.00	4,804,499,000	貸付有価証券 85,000株
		リコー	510,500	1,691.50	863,510,750	貸付有価証券 8,000株（3,200株）
		象印マホービン	57,900	1,636.00	94,724,400	貸付有価証券 1,400株

		ＭＵＴＯＨホールディングス	300	2,801.00	840,300	貸付有価証券 100株（100株）
		東京エレクトロン	410,200	27,025.00	11,085,655,000	
		イノテック	13,900	1,361.00	18,917,900	貸付有価証券 200株
		トヨタ紡織	81,600	1,975.50	161,200,800	
		芦森工業	400	2,672.00	1,068,800	貸付有価証券 100株
		ユニプレス	34,800	1,071.00	37,270,800	貸付有価証券 3,300株
		豊田自動織機	165,300	12,410.00	2,051,373,000	
		モリタホールディングス	30,600	2,073.00	63,433,800	
		三櫻工業	26,900	729.00	19,610,100	貸付有価証券 800株
		デンソー	1,898,800	2,162.50	4,106,155,000	
		東海理化電機製作所	54,600	2,177.00	118,864,200	貸付有価証券 700株
		川崎重工業	146,000	7,054.00	1,029,884,000	貸付有価証券 7,800株（2,700株）
		名村造船所	55,300	1,810.00	100,093,000	貸付有価証券 26,000株（20,100株）
		日本車輌製造	7,400	2,091.00	15,473,400	貸付有価証券 100株
		三菱ロジスネクスト	31,000	1,925.00	59,675,000	貸付有価証券 500株
		近畿車輛	400	1,430.00	572,000	貸付有価証券 100株
		日産自動車	2,422,600	453.40	1,098,406,840	貸付有価証券 1,143,500株（4,000株）
		いすゞ自動車	598,600	2,097.50	1,255,563,500	貸付有価証券 3,200株
		トヨタ自動車	10,302,900	2,932.00	30,208,102,800	貸付有価証券 53,600株（53,200株）
		日野自動車	291,500	516.50	150,559,750	貸付有価証券 71,800株（600株）
		三菱自動車工業	741,000	490.50	363,460,500	貸付有価証券 97,700株（81,400株）
		エフテック	1,600	538.00	860,800	貸付有価証券 700株
		レシップホールディングス	1,200	487.00	584,400	貸付有価証券 400株（300株）
		ＧＭＢ	500	1,006.00	503,000	貸付有価証券 200株（200株）
		ファルテック	300	418.00	125,400	

		武蔵精密工業	47,500	3,740.00	177,650,000	貸付有価証券 200株
		日産車体	29,500	953.00	28,113,500	貸付有価証券 13,800株（100株）
		新明和工業	55,800	1,321.00	73,711,800	貸付有価証券 1,000株（800株）
		極東開発工業	26,200	2,430.00	63,666,000	
		トピー工業	15,700	1,974.00	30,991,800	
		ティラド	4,300	3,580.00	15,394,000	
		タチエス	35,800	1,729.00	61,898,200	貸付有価証券 200株
		ＮＯＫ	75,300	2,338.00	176,051,400	貸付有価証券 100株
		フタバ産業	58,400	690.00	40,296,000	貸付有価証券 3,100株（3,000株）
		カヤバ	32,900	2,865.00	94,258,500	貸付有価証券 1,300株（1,100株）
		大同メタル工業	37,900	498.00	18,874,200	貸付有価証券 200株（200株）
		プレス工業	75,800	536.00	40,628,800	貸付有価証券 4,600株
		ミクニ	2,700	323.00	872,100	貸付有価証券 300株
		太平洋工業	44,400	1,305.00	57,942,000	貸付有価証券 3,000株（200株）
		アイシン	410,400	1,698.50	697,064,400	貸付有価証券 300株
		マツダ	595,300	1,032.00	614,349,600	
		今仙電機製作所	1,400	558.00	781,200	貸付有価証券 600株（600株）
		本田技研工業	4,592,100	1,528.50	7,019,024,850	貸付有価証券 55,100株
		スズキ	1,566,300	1,769.00	2,770,784,700	貸付有価証券 33,900株（2,100株）
		ＳＵＢＡＲＵ	584,400	2,676.50	1,564,146,600	
		安永	1,000	478.00	478,000	貸付有価証券 500株（500株）
		ヤマハ発動機	818,300	1,298.50	1,062,562,550	貸付有価証券 17,700株
		ＴＢＫ	2,600	273.00	709,800	
		エクセディ	31,700	4,375.00	138,687,500	貸付有価証券 800株
		豊田合成	55,500	2,654.50	147,324,750	貸付有価証券 300株（200株）
		愛三工業	36,700	1,693.00	62,133,100	貸付有価証券 2,800株（2,700株）
		盟和産業	300	1,254.00	376,200	貸付有価証券 100株

日本プラスト	1,800	351.00	631,800	
ヨロズ	20,000	1,116.00	22,320,000	貸付有価証券 400株（400株）
エフ・シー・シー	34,000	3,170.00	107,780,000	貸付有価証券 700株
シマノ	84,200	20,260.00	1,705,892,000	貸付有価証券 400株（300株）
テイ・エス　テック	78,900	1,742.00	137,443,800	貸付有価証券 5,000株（4,600株）
ジャムコ	11,700	1,421.00	16,625,700	貸付有価証券 1,100株（500株）
リガク・ホールディングス	98,000	989.00	96,922,000	貸付有価証券 1,700株
テルモ	1,296,500	2,992.00	3,879,128,000	貸付有価証券 3,700株（3,700株）
クリエートメディック	700	918.00	642,600	貸付有価証券 100株
日機装	50,100	936.00	46,893,600	貸付有価証券 3,200株（1,500株）
日本エム・ディ・エム	15,400	598.00	9,209,200	貸付有価証券 1,400株（800株）
島津製作所	279,000	4,299.00	1,199,421,000	
ＪＭＳ	17,900	429.00	7,679,100	
クボテック	600	207.00	124,200	貸付有価証券 200株（200株）
長野計器	12,700	2,297.00	29,171,900	貸付有価証券 500株
ブイ・テクノロジー	9,500	2,389.00	22,695,500	
東京計器	13,600	2,986.00	40,609,600	貸付有価証券 6,300株（500株）
愛知時計電機	9,200	1,910.00	17,572,000	
インターアクション	11,700	992.00	11,606,400	貸付有価証券 300株
オーバル	2,100	372.00	781,200	
東京精密	39,700	7,436.00	295,209,200	
マニー	77,500	1,562.00	121,055,000	貸付有価証券 16,000株（12,600株）
ニコン	305,700	1,656.00	506,239,200	貸付有価証券 12,700株（4,300株）
トプコン	110,000	2,764.50	304,095,000	貸付有価証券 1,900株
オリンパス	1,109,600	2,318.00	2,572,052,800	
理研計器	27,400	3,320.00	90,968,000	貸付有価証券 1,700株
タムロン	26,700	4,400.00	117,480,000	貸付有価証券 100株

ＨＯＹＡ	378,700	20,395.00	7,723,586,500	
シード	1,800	526.00	946,800	貸付有価証券 800株
ノーリツ鋼機	18,400	4,855.00	89,332,000	貸付有価証券 100株
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	24,200	1,886.00	45,641,200	
朝日インテック	236,200	2,525.50	596,523,100	貸付有価証券 8,600株（2,100株）
シチズン時計	178,300	904.00	161,183,200	貸付有価証券 6,200株
リズム	400	4,040.00	1,616,000	
大研医器	1,800	518.00	932,400	
メニコン	72,200	1,330.00	96,026,000	貸付有価証券 9,600株（3,000株）
シンシア	200	467.00	93,400	
松風	19,500	2,170.00	42,315,000	貸付有価証券 600株（400株）
セイコーグループ	30,000	4,745.00	142,350,000	貸付有価証券 1,200株（100株）
ニプロ	161,500	1,476.00	238,374,000	貸付有価証券 21,300株（14,200株）
三井松島ホールディングス	13,300	4,500.00	59,850,000	貸付有価証券 400株（100株）
ＫＹＯＲＩＴＳＵ	3,200	166.00	531,200	貸付有価証券 600株
中本パックス	800	1,791.00	1,432,800	貸付有価証券 300株
パラマウントベッドホールディングス	41,700	2,639.00	110,046,300	貸付有価証券 600株
トランザクション	12,800	2,010.00	25,728,000	貸付有価証券 2,300株
粧美堂	600	521.00	312,600	
ニホンフラッシュ	16,300	800.00	13,040,000	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
前田工繊	34,500	1,856.00	64,032,000	
永大産業	2,500	214.00	535,000	貸付有価証券 100株
アートネイチャー	19,900	800.00	15,920,000	貸付有価証券 400株（200株）
フルヤ金属	18,400	3,395.00	62,468,000	貸付有価証券 1,400株
バンダイナムコホールディングス	526,200	3,523.00	1,853,802,600	貸付有価証券 900株
アイフィスジャパン	600	536.00	321,600	
ＳＨＯＥＩ	54,500	2,179.00	118,755,500	貸付有価証券 4,300株（2,100株）

		フランスベッドホールディングス	27,800	1,260.00	35,028,000	貸付有価証券 3,100株（2,500株）
		パイロットコーポレーション	29,600	4,518.00	133,732,800	貸付有価証券 2,500株
		萩原工業	13,000	1,497.00	19,461,000	貸付有価証券 3,500株
		フジシールインターナショナル	43,600	2,382.00	103,855,200	貸付有価証券 100株
		タカラトミー	81,400	4,342.00	353,438,800	貸付有価証券 700株
		広済堂ホールディングス	73,100	495.00	36,184,500	貸付有価証券 34,200株
		エステールホールディングス	500	616.00	308,000	貸付有価証券 200株
		タカノ	800	704.00	563,200	貸付有価証券 300株
		プロネクサス	20,100	1,289.00	25,908,900	
		ホクシン	1,600	103.00	164,800	貸付有価証券 800株
		ウッドワン	800	843.00	674,400	貸付有価証券 300株（300株）
		ＴＯＰＰＡＮホールディングス	254,100	4,315.00	1,096,441,500	貸付有価証券 700株（200株）
		大日本印刷	401,900	2,226.50	894,830,350	貸付有価証券 500株（500株）
		共同印刷	5,500	4,060.00	22,330,000	
		ＮＩＳＳＨＡ	33,200	1,591.00	52,821,200	貸付有価証券 3,400株（3,400株）
		光村印刷	200	1,390.00	278,000	
		ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	11,400	2,801.00	31,931,400	
		アシックス	715,600	3,251.00	2,326,415,600	貸付有価証券 4,200株
		ツツミ	4,500	2,393.00	10,768,500	
		ローランド	14,300	3,755.00	53,696,500	貸付有価証券 700株
		小松ウオール工業	12,900	1,527.00	19,698,300	貸付有価証券 100株
		ヤマハ	354,200	1,066.50	377,754,300	貸付有価証券 600株
		河合楽器製作所	5,900	2,957.00	17,446,300	貸付有価証券 100株
		クリナップ	19,000	641.00	12,179,000	貸付有価証券 400株（400株）
		ピジョン	123,400	1,410.50	174,055,700	
		キングジム	17,100	849.00	14,517,900	貸付有価証券 3,300株（200株）
		リンテック	36,800	3,005.00	110,584,000	貸付有価証券

				100株
イトーキ	38,700	1,564.00	60,526,800	貸付有価証券 5,400株
任天堂	1,223,600	9,248.00	11,315,852,800	
三菱鉛筆	26,800	2,233.00	59,844,400	貸付有価証券 6,500株
タカラスタンダード	44,600	1,648.00	73,500,800	
コクヨ	96,900	2,654.00	257,172,600	貸付有価証券 100株（100株）
ナカバヤシ	20,900	510.00	10,659,000	貸付有価証券 100株（100株）
グローブライド	19,100	1,882.00	35,946,200	
オカムラ	58,300	1,940.00	113,102,000	貸付有価証券 2,100株
美津濃	19,300	8,830.00	170,419,000	貸付有価証券 400株
グリムス	8,600	2,480.00	21,328,000	貸付有価証券 400株
東京電力ホールディングス	1,630,600	434.80	708,984,880	貸付有価証券 165,000株（120,300株）
中部電力	714,200	1,604.00	1,145,576,800	
関西電力	945,400	1,674.00	1,582,599,600	貸付有価証券 200株
中国電力	336,700	874.00	294,275,800	貸付有価証券 21,500株
北陸電力	198,200	814.00	161,334,800	貸付有価証券 5,900株
東北電力	510,300	1,116.00	569,494,800	貸付有価証券 2,100株（800株）
四国電力	180,500	1,204.00	217,322,000	貸付有価証券 10,100株（10,000株）
九州電力	446,800	1,355.50	605,637,400	貸付有価証券 100株
北海道電力	202,800	788.80	159,968,640	貸付有価証券 91,000株（3,100株）
沖縄電力	49,500	917.00	45,391,500	貸付有価証券 4,200株
電源開発	145,900	2,464.00	359,497,600	貸付有価証券 200株
エフオン	14,100	360.00	5,076,000	
イーレックス	37,800	718.00	27,140,400	貸付有価証券 13,000株
レノバ	52,900	706.00	37,347,400	貸付有価証券 24,900株（1,100株）
東京瓦斯	366,400	4,260.00	1,560,864,000	貸付有価証券 600株

		大阪瓦斯	380,700	3,248.00	1,236,513,600	貸付有価証券 7,300株（5,800株）
		東邦瓦斯	76,300	4,086.00	311,761,800	貸付有価証券 8,200株（4,100株）
		北海道瓦斯	57,900	554.00	32,076,600	貸付有価証券 500株（500株）
		広島ガス	41,000	368.00	15,088,000	貸付有価証券 700株（700株）
		西部ガスホールディングス	20,200	1,687.00	34,077,400	貸付有価証券 1,100株（600株）
		静岡ガス	44,200	1,020.00	45,084,000	貸付有価証券 100株
		メタウォーター	26,500	1,786.00	47,329,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ＳＢＳホールディングス	17,300	2,299.00	39,772,700	貸付有価証券 4,600株
		東武鉄道	204,200	2,554.50	521,628,900	
		相鉄ホールディングス	64,000	2,463.00	157,632,000	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
		東急	543,500	1,691.00	919,058,500	貸付有価証券 10,100株（9,900株）
		京浜急行電鉄	239,800	1,267.50	303,946,500	貸付有価証券 31,900株（20,000株）
		小田急電鉄	320,500	1,406.00	450,623,000	貸付有価証券 4,400株（2,000株）
		京王電鉄	102,500	3,656.00	374,740,000	
		京成電鉄	337,400	1,414.50	477,252,300	貸付有価証券 77,100株
		富士急行	23,900	2,108.00	50,381,200	貸付有価証券 1,300株（100株）
		東日本旅客鉄道	1,068,800	2,692.00	2,877,209,600	貸付有価証券 1,300株
		西日本旅客鉄道	477,900	2,716.00	1,297,976,400	貸付有価証券 12,200株
		東海旅客鉄道	746,500	2,821.50	2,106,249,750	貸付有価証券 2,600株
		東京地下鉄	324,100	1,676.00	543,191,600	貸付有価証券 4,900株
		西武ホールディングス	211,000	3,233.00	682,163,000	
		鴻池運輸	33,000	2,999.00	98,967,000	貸付有価証券 300株（200株）
		西日本鉄道	56,100	2,196.00	123,195,600	貸付有価証券 4,000株（3,500株）
		ハマキョウレックス	66,100	1,319.00	87,185,900	貸付有価証券 800株（600株）
		サカイ引越センター	24,500	2,384.00	58,408,000	貸付有価証券 100株（100株）
		近鉄グループホールディ	207,300	3,242.00	672,066,600	

ングス				
阪急阪神ホールディングス	256,700	3,963.00	1,017,302,100	貸付有価証券 2,000株（1,200株）
南海電気鉄道	86,300	2,425.00	209,277,500	貸付有価証券 2,300株（1,100株）
京阪ホールディングス	106,600	3,192.00	340,267,200	貸付有価証券 3,300株（600株）
神戸電鉄	5,300	2,295.00	12,163,500	貸付有価証券 2,400株
名古屋鉄道	213,800	1,691.00	361,535,800	貸付有価証券 12,200株（5,800株）
山陽電気鉄道	14,600	1,997.00	29,156,200	貸付有価証券 5,900株
ヤマトホールディングス	235,100	1,756.50	412,953,150	貸付有価証券 9,200株（6,600株）
山九	46,700	5,372.00	250,872,400	貸付有価証券 1,000株（100株）
丸運	1,300	420.00	546,000	貸付有価証券 600株
丸全昭和運輸	12,000	5,710.00	68,520,000	貸付有価証券 200株（200株）
センコーグループホールディングス	115,800	1,458.00	168,836,400	貸付有価証券 2,400株
トナミホールディングス	4,200	5,870.00	24,654,000	
ニッコンホールディングス	110,000	2,030.00	223,300,000	貸付有価証券 5,200株（1,600株）
日本石油輸送	200	2,804.00	560,800	
福山通運	20,700	3,655.00	75,658,500	貸付有価証券 2,100株（600株）
セイノーホールディングス	95,200	2,310.00	219,912,000	貸付有価証券 29,700株（11,700株）
神奈川中央交通	5,500	3,700.00	20,350,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	60,000	1,085.00	65,100,000	貸付有価証券 22,200株（800株）
九州旅客鉄道	148,200	3,750.00	555,750,000	
ＳＧホールディングス	324,900	1,476.00	479,552,400	貸付有価証券 8,700株（4,600株）
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	208,100	2,436.00	506,931,600	貸付有価証券 10,100株
日本郵船	400,900	4,973.00	1,993,675,700	貸付有価証券 700株
商船三井	367,900	5,309.00	1,953,181,100	貸付有価証券 10,600株（7,800株）
川崎汽船	440,400	2,074.50	913,609,800	貸付有価証券 131,100株（126,800株）
ＮＳユナイテッド海運	12,200	3,960.00	48,312,000	貸付有価証券 1,000株（800株）

		明海グループ	2,300	658.00	1,513,400	貸付有価証券 1,100株（800株）
		飯野海運	71,000	1,139.00	80,869,000	貸付有価証券 13,300株（12,000株）
		共栄タンカー	400	1,051.00	420,400	貸付有価証券 100株（100株）
		乾汽船	24,600	1,704.00	41,918,400	貸付有価証券 800株（200株）
		日本航空	443,600	2,440.00	1,082,384,000	
		ＡＮＡホールディングス	526,500	2,797.00	1,472,620,500	貸付有価証券 11,700株
		日新	13,200	4,420.00	58,344,000	
		三菱倉庫	196,900	1,114.50	219,445,050	貸付有価証券 800株（600株）
		三井倉庫ホールディングス	19,900	7,250.00	144,275,000	貸付有価証券 1,000株
		住友倉庫	57,400	2,718.00	156,013,200	
		澁澤倉庫	8,800	3,025.00	26,620,000	
		東陽倉庫	600	1,429.00	857,400	
		日本トランスシティ	38,900	963.00	37,460,700	貸付有価証券 600株（600株）
		ケイヒン	400	1,999.00	799,600	
		中央倉庫	11,400	1,438.00	16,393,200	
		川西倉庫	400	1,085.00	434,000	貸付有価証券 100株
		安田倉庫	13,200	1,729.00	22,822,800	貸付有価証券 1,200株
		ファイズホールディングス	400	941.00	376,400	
		東洋埠頭	600	1,259.00	755,400	貸付有価証券 100株
		上組	89,400	3,410.00	304,854,000	貸付有価証券 600株
		サンリツ	600	796.00	477,600	
		キムラユニティー	1,000	1,477.00	1,477,000	貸付有価証券 200株（200株）
		キユーソー流通システム	12,900	2,104.00	27,141,600	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
		東海運	1,300	334.00	434,200	貸付有価証券 600株（200株）
		エーアイテイー	12,100	1,685.00	20,388,500	貸付有価証券 300株（200株）
		内外トランスライン	7,800	2,606.00	20,326,800	貸付有価証券 400株
		日本コンセプト	7,000	1,800.00	12,600,000	貸付有価証券 300株（300株）

ＮＥＣネッツエスアイ	75,800	3,300.00	250,140,000	貸付有価証券 35,600株（100株）
クロスキャット	11,100	1,019.00	11,310,900	貸付有価証券 200株（100株）
システナ	277,800	354.00	98,341,200	貸付有価証券 5,000株
デジタルアーツ	12,300	5,930.00	72,939,000	貸付有価証券 200株（200株）
日鉄ソリューションズ	66,300	3,966.00	262,945,800	貸付有価証券 300株
キューブシステム	10,300	1,028.00	10,588,400	貸付有価証券 200株（100株）
コア	8,600	1,857.00	15,970,200	
手間いらず	3,300	3,075.00	10,147,500	
ラクーンホールディングス	14,500	702.00	10,179,000	貸付有価証券 1,200株（1,000株）
ソリトンシステムズ	10,000	1,160.00	11,600,000	
ソフトクリエイトホールディングス	14,000	2,231.00	31,234,000	
ＴＩＳ	205,500	3,564.00	732,402,000	貸付有価証券 23,800株（23,800株）
テクミラホールディングス	1,100	342.00	376,200	貸付有価証券 500株（200株）
グリーホールディングス	65,100	449.00	29,229,900	貸付有価証券 1,300株
ＧＭＯペパボ	2,400	1,416.00	3,398,400	
コーエーテクモホールディングス	146,200	1,737.50	254,022,500	貸付有価証券 42,100株（1,200株）
三菱総合研究所	9,300	4,915.00	45,709,500	
ボルテージ	600	222.00	133,200	
電算	300	1,438.00	431,400	
ＡＧＳ	900	814.00	732,600	貸付有価証券 400株
ファインデックス	15,400	862.00	13,274,800	貸付有価証券 2,300株（1,500株）
ブレインパッド	16,200	1,121.00	18,160,200	貸付有価証券 3,900株（1,000株）
ＫＬａｂ	49,200	141.00	6,937,200	貸付有価証券 20,500株（2,400株）
ポールトゥウィンホールディングス	27,700	441.00	12,215,700	貸付有価証券 2,400株（2,400株）
ネクソン	427,400	2,174.00	929,167,600	貸付有価証券 18,800株
アイスタイル	64,900	427.00	27,712,300	貸付有価証券 8,400株
エムアップホールディングス	23,800	1,562.00	37,175,600	貸付有価証券 200株

		エイチーム	12,900	951.00	12,267,900	貸付有価証券 6,100株
		セルシス	27,600	1,264.00	34,886,400	
		エニグモ	21,600	308.00	6,652,800	貸付有価証券 2,600株（100株）
		テクノスジャパン	1,900	780.00	1,482,000	
		ｅｎｉｓｈ	2,900	135.00	391,500	貸付有価証券 1,000株
		コロプラ	66,000	486.00	32,076,000	貸付有価証券 8,700株（5,600株）
		オルトプラス	2,100	55.00	115,500	貸付有価証券 1,000株
		ブロードリーフ	78,000	633.00	49,374,000	貸付有価証券 5,100株（4,400株）
		クロス・マーケティンググループ	1,000	791.00	791,000	貸付有価証券 400株（400株）
		デジタルハーツホールディングス	13,900	816.00	11,342,400	貸付有価証券 1,100株（800株）
		メディアドゥ	8,800	1,479.00	13,015,200	貸付有価証券 500株（500株）
		じげん	48,600	465.00	22,599,000	貸付有価証券 6,900株（6,200株）
		ブイキューブ	26,700	189.00	5,046,300	貸付有価証券 2,000株
		エンカレッジ・テクノロジ	500	605.00	302,500	
		サイバーリンクス	800	751.00	600,800	
		ディー・エル・イー	1,800	127.00	228,600	貸付有価証券 700株
		フィックスターズ	19,500	1,833.00	35,743,500	貸付有価証券 8,800株（6,200株）
		ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	11,000	1,352.00	14,872,000	貸付有価証券 1,600株
		オプティム	20,000	680.00	13,600,000	貸付有価証券 7,200株（5,100株）
		セレス	8,800	2,762.00	24,305,600	貸付有価証券 4,100株（100株）
		ＳＨＩＦＴ	12,900	19,010.00	245,229,000	貸付有価証券 6,100株（1,300株）
		ティーガイア	8,100	2,661.00	21,554,100	貸付有価証券 3,800株
		セック	3,300	4,750.00	15,675,000	貸付有価証券 200株（200株）
		テクマトリックス	41,900	2,218.00	92,934,200	貸付有価証券 100株
		プロシップ	8,500	1,583.00	13,455,500	
		ガンホー・オンライン・エンターテイメント	48,200	3,206.00	154,529,200	貸付有価証券 8,800株

ＧＭＯペイメントゲートウェイ	44,400	7,771.00	345,032,400	貸付有価証券 1,000株
ザッパラス	500	350.00	175,000	貸付有価証券 200株（100株）
システムリサーチ	13,300	1,385.00	18,420,500	貸付有価証券 500株（500株）
インターネットイニシアティブ	106,200	2,825.00	300,015,000	貸付有価証券 100株
さくらインターネット	30,400	4,590.00	139,536,000	貸付有価証券 14,200株
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	5,900	2,333.00	13,764,700	貸付有価証券 600株
ＳＲＡホールディングス	11,000	4,200.00	46,200,000	貸付有価証券 100株（100株）
システムインテグレータ	700	305.00	213,500	貸付有価証券 200株（100株）
朝日ネット	20,900	651.00	13,605,900	貸付有価証券 100株
ｅＢＡＳＥ	27,300	636.00	17,362,800	貸付有価証券 2,300株（1,200株）
アバントグループ	24,600	1,855.00	45,633,000	
アドソル日進	8,200	1,941.00	15,916,200	
ＯＤＫソリューションズ	500	563.00	281,500	
フリービット	8,500	1,340.00	11,390,000	
コムチュア	25,700	2,123.00	54,561,100	
アステリア	15,200	589.00	8,952,800	貸付有価証券 3,700株（2,500株）
アイル	10,900	2,571.00	28,023,900	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
マークラインズ	11,500	2,178.00	25,047,000	
メディカル・データ・ビジョン	23,200	433.00	10,045,600	貸付有価証券 8,900株
ｇｕｍｉ	31,600	390.00	12,324,000	貸付有価証券 10,400株（5,400株）
ショーケース	500	303.00	151,500	貸付有価証券 200株（100株）
モバイルファクトリー	500	949.00	474,500	貸付有価証券 200株（200株）
テラスカイ	7,500	2,645.00	19,837,500	貸付有価証券 3,400株（2,500株）
デジタル・インフォメーション・テクノロジ	10,100	1,995.00	20,149,500	
ＰＣＩホールディングス	700	879.00	615,300	
アイビーシー	300	696.00	208,800	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	5,100	1,702.00	8,680,200	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,900	1,742.00	6,793,800	貸付有価証券

				200株
ラクス	91,900	1,766.00	162,295,400	貸付有価証券 5,400株（3,900株）
ランドコンピュータ	1,000	673.00	673,000	
ダブルスタンダード	6,900	1,700.00	11,730,000	
オープンドア	13,600	613.00	8,336,800	貸付有価証券 6,400株（900株）
マイネット	700	314.00	219,800	
アカツキ	9,500	2,824.00	26,828,000	
ベネフィットジャパン	100	1,065.00	106,500	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	6,200	1,300.00	8,060,000	貸付有価証券 1,200株
カナミックネットワーク	24,400	476.00	11,614,400	貸付有価証券 3,400株（3,400株）
ノムラシステムコーポレーション	2,400	126.00	302,400	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
チェンジホールディングス	48,200	1,396.00	67,287,200	貸付有価証券 22,700株（5,200株）
シンクロ・フード	1,500	348.00	522,000	貸付有価証券 200株（200株）
オークネット	9,000	2,475.00	22,275,000	貸付有価証券 700株
キャピタル・アセット・プランニング	400	758.00	303,200	貸付有価証券 100株（100株）
セグエグループ	1,900	659.00	1,252,100	貸付有価証券 200株（200株）
エイトレッド	400	1,504.00	601,600	貸付有価証券 100株（100株）
マクロミル	38,300	1,203.00	46,074,900	貸付有価証券 400株（400株）
ビーグリー	400	1,931.00	772,400	貸付有価証券 100株（100株）
オロ	8,200	2,396.00	19,647,200	貸付有価証券 3,800株
ユーザーローカル	8,200	1,820.00	14,924,000	貸付有価証券 200株
テモナ	500	187.00	93,500	貸付有価証券 200株（200株）
ニーズウェル	2,400	412.00	988,800	貸付有価証券 200株
ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	15,600	3,570.00	55,692,000	貸付有価証券 7,300株
マネーフォワード	47,600	4,846.00	230,669,600	貸付有価証券 5,000株（2,100株）
サインポスト	1,000	450.00	450,000	
Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	13,900	689.00	9,577,100	貸付有価証券 3,000株（3,000株）

		プラスアルファ・コンサルティング	24,600	1,769.00	43,517,400	貸付有価証券 4,000株
		電算システムホールディングス	8,600	2,389.00	20,545,400	貸付有価証券 200株
		Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	59,300	1,470.00	87,171,000	貸付有価証券 23,500株（9,100株）
		ビジョナル	23,000	8,028.00	184,644,000	貸付有価証券 2,800株
		ソルクシーズ	1,700	317.00	538,900	貸付有価証券 600株
		フェイス	600	1,213.00	727,800	貸付有価証券 200株
		ハイマックス	6,100	1,391.00	8,485,100	
		野村総合研究所	421,300	4,570.00	1,925,341,000	貸付有価証券 32,700株
		ＣＥホールディングス	1,000	551.00	551,000	貸付有価証券 100株
		日本システム技術	18,000	2,043.00	36,774,000	貸付有価証券 1,900株（1,100株）
		インテージホールディングス	22,000	1,469.00	32,318,000	貸付有価証券 4,500株
		東邦システムサイエンス	9,000	1,312.00	11,808,000	
		ソースネクスト	99,200	192.00	19,046,400	貸付有価証券 46,700株（6,900株）
		シンプレクス・ホールディングス	38,100	2,365.00	90,106,500	貸付有価証券 2,200株（1,400株）
		ＨＥＲＯＺ	7,600	989.00	7,516,400	貸付有価証券 3,600株（3,200株）
		ラクスル	47,100	1,172.00	55,201,200	貸付有価証券 3,900株
		メルカリ	94,900	1,703.00	161,614,700	貸付有価証券 40,500株（700株）
		ＩＰＳ	5,600	2,397.00	13,423,200	
		ＦＩＧ	2,500	277.00	692,500	貸付有価証券 200株（100株）
		システムサポートホールディングス	7,500	1,757.00	13,177,500	
		イーソル	13,000	630.00	8,190,000	貸付有価証券 1,300株（100株）
		東海ソフト	400	1,417.00	566,800	
		ウイングアーク１ｓｔ	20,200	3,540.00	71,508,000	貸付有価証券 4,200株（1,900株）
		ヒト・コミュニケーションズ・ホールディン	6,500	857.00	5,570,500	貸付有価証券 2,900株
		サーバーワークス	3,400	2,500.00	8,500,000	
		東名	400	2,230.00	892,000	
		ヴィッツ	200	1,052.00	210,400	

トビラシステムズ	600	878.00	526,800	
Ｓａｎｓａｎ	64,100	2,445.00	156,724,500	貸付有価証券 5,500株（1,100株）
Ｌｉｎｋ－Ｕグループ	400	403.00	161,200	貸付有価証券 100株
ギフティ	17,100	1,278.00	21,853,800	貸付有価証券 1,200株
メドレー	21,400	3,735.00	79,929,000	貸付有価証券 8,000株
ベース	9,500	2,862.00	27,189,000	貸付有価証券 400株
ＪＭＤＣ	23,700	3,696.00	87,595,200	貸付有価証券 4,800株（2,300株）
フォーカスシステムズ	13,000	1,084.00	14,092,000	
クレスコ	31,900	1,150.00	36,685,000	
フジ・メディア・ホールディングス	186,700	1,638.50	305,907,950	貸付有価証券 400株
オービック	360,900	4,540.00	1,638,486,000	貸付有価証券 1,000株
ジャストシステム	27,900	3,420.00	95,418,000	貸付有価証券 100株（100株）
ＴＤＣソフト	32,800	1,506.00	49,396,800	貸付有価証券 1,400株（1,300株）
ＬＩＮＥヤフー	3,109,900	425.30	1,322,640,470	貸付有価証券 3,700株
トレンドマイクロ	102,100	8,335.00	851,003,500	
ＩＤホールディングス	13,100	1,535.00	20,108,500	
日本オラクル	37,200	14,490.00	539,028,000	
アルファシステムズ	6,100	3,325.00	20,282,500	
フューチャー	48,400	1,788.00	86,539,200	貸付有価証券 100株
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	11,900	1,695.00	20,170,500	
トーセ	600	699.00	419,400	
オービックビジネスコンサルタント	32,800	6,862.00	225,073,600	貸付有価証券 200株
アイティフォー	22,800	1,415.00	32,262,000	
東計電算	5,400	4,080.00	22,032,000	
エックスネット	300	1,521.00	456,300	貸付有価証券 100株（100株）
大塚商会	220,300	3,463.00	762,898,900	貸付有価証券 2,600株
サイボウズ	26,800	2,627.00	70,403,600	貸付有価証券 4,300株
電通総研	18,900	5,570.00	105,273,000	
ＡＣＣＥＳＳ	20,300	851.00	17,275,300	貸付有価証券

				9,500株
デジタルガレージ	31,100	3,735.00	116,158,500	
ＥＭシステムズ	32,400	785.00	25,434,000	貸付有価証券 600株（500株）
ウェザーニューズ	12,000	3,615.00	43,380,000	貸付有価証券 200株（200株）
ＣＩＪ	48,400	456.00	22,070,400	貸付有価証券 3,200株（1,400株）
ビジネスエンジニアリング	4,600	3,575.00	16,445,000	
日本エンタープライズ	2,200	123.00	270,600	貸付有価証券 1,000株
ＷＯＷＯＷ	14,600	989.00	14,439,400	貸付有価証券 200株
スカラ	18,000	375.00	6,750,000	貸付有価証券 4,900株
インテリジェント　ウェイブ	1,100	1,129.00	1,241,900	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	26,400	2,742.00	72,388,800	貸付有価証券 3,800株（1,300株）
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	19,500	538.00	10,491,000	貸付有価証券 400株（200株）
システムソフト	67,600	53.00	3,582,800	貸付有価証券 27,400株（1,700株）
アルゴグラフィックス	17,800	4,685.00	83,393,000	貸付有価証券 100株
マーベラス	36,100	577.00	20,829,700	貸付有価証券 1,800株（600株）
エイベックス	36,500	1,400.00	51,100,000	貸付有価証券 100株
ＢＩＰＲＯＧＹ	65,700	4,507.00	296,109,900	貸付有価証券 100株
都築電気	11,700	2,866.00	33,532,200	貸付有価証券 700株
ＴＢＳホールディングス	96,000	3,732.00	358,272,000	貸付有価証券 6,100株
日本テレビホールディングス	172,100	2,595.50	446,685,550	貸付有価証券 17,600株（7,200株）
朝日放送グループホールディングス	18,200	617.00	11,229,400	貸付有価証券 1,000株（700株）
テレビ朝日ホールディングス	47,200	2,156.00	101,763,200	貸付有価証券 100株
スカパーＪＳＡＴホールディングス	151,000	920.00	138,920,000	貸付有価証券 400株
テレビ東京ホールディングス	12,000	3,040.00	36,480,000	貸付有価証券 400株
日本ＢＳ放送	800	900.00	720,000	貸付有価証券 300株（300株）
ビジョン	29,200	1,171.00	34,193,200	貸付有価証券 13,700株

スマートバリュー	600	318.00	190,800	貸付有価証券 200株
U－NEXT HOLDINGS	65,400	1,671.00	109,283,400	貸付有価証券 5,200株（1,500株）
ワイヤレスゲート	1,000	223.00	223,000	貸付有価証券 100株
日本通信	156,300	120.00	18,756,000	貸付有価証券 59,700株（53,100株）
クロップス	300	1,034.00	310,200	
日本電信電話	57,819,600	153.70	8,886,872,520	貸付有価証券 762,100株
KDDI	1,429,700	4,744.00	6,782,496,800	
ソフトバンク	31,110,700	193.00	6,004,365,100	
光通信	22,500	33,930.00	763,425,000	貸付有価証券 3,900株
エムティーアイ	13,400	1,069.00	14,324,600	貸付有価証券 1,700株（1,400株）
GMOインターネットグループ	63,300	2,636.50	166,890,450	貸付有価証券 300株
ファイバーゲート	10,400	872.00	9,068,800	貸付有価証券 3,700株
アイドママーケティングコミュニケーション	600	236.00	141,600	
KADOKAWA	102,800	3,170.00	325,876,000	貸付有価証券 5,100株（5,000株）
学研ホールディングス	35,600	1,003.00	35,706,800	
ゼンリン	33,200	818.00	27,157,600	貸付有価証券 500株（100株）
昭文社ホールディングス	900	395.00	355,500	貸付有価証券 300株
インプレスホールディングス	2,200	146.00	321,200	
アイネット	11,800	1,536.00	18,124,800	貸付有価証券 100株
松竹	11,100	10,940.00	121,434,000	貸付有価証券 5,000株（100株）
東宝	121,600	6,056.00	736,409,600	
東映	32,100	5,390.00	173,019,000	貸付有価証券 500株
NTTデータグループ	508,200	3,007.00	1,528,157,400	
ピー・シー・エー	12,800	1,998.00	25,574,400	貸付有価証券 1,000株（500株）
ビジネスブレイン太田昭和	8,300	2,090.00	17,347,000	貸付有価証券 100株
DTS	35,200	4,100.00	144,320,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	97,700	6,206.00	606,326,200	貸付有価証券 3,300株

シーイーシー	24,500	1,855.00	45,447,500	
カプコン	386,300	3,337.00	1,289,083,100	
アイ・エス・ビー	9,100	1,325.00	12,057,500	貸付有価証券 100株（100株）
ＳＣＳＫ	158,700	3,236.00	513,553,200	貸付有価証券 3,400株（3,400株）
ＮＳＷ	8,600	2,865.00	24,639,000	貸付有価証券 200株
アイネス	15,100	1,793.00	27,074,300	
ＴＫＣ	34,700	3,630.00	125,961,000	
富士ソフト	53,700	9,750.00	523,575,000	貸付有価証券 25,200株（17,900株）
ＮＳＤ	74,800	3,257.00	243,623,600	
コナミグループ	72,800	14,185.00	1,032,668,000	
福井コンピュータホールディングス	13,500	2,893.00	39,055,500	
ＪＢＣＣホールディングス	12,900	4,250.00	54,825,000	
ミロク情報サービス	17,700	1,832.00	32,426,400	貸付有価証券 1,800株
ソフトバンクグループ	958,900	9,251.00	8,870,783,900	貸付有価証券 8,900株（7,700株）
リョーサン菱洋ホールディングス	31,300	2,577.00	80,660,100	貸付有価証券 7,100株
高千穂交易	8,100	3,880.00	31,428,000	貸付有価証券 3,800株（100株）
オルバヘルスケアホールディングス	400	1,973.00	789,200	貸付有価証券 100株
伊藤忠食品	4,600	7,050.00	32,430,000	
あらた	31,400	3,060.00	96,084,000	貸付有価証券 200株（200株）
トーメンデバイス	3,000	6,620.00	19,860,000	
東京エレクトロン　デバイス	20,400	3,090.00	63,036,000	貸付有価証券 3,500株
円谷フィールズホールディングス	33,200	1,871.00	62,117,200	貸付有価証券 10,100株
双日	228,300	3,140.00	716,862,000	貸付有価証券 600株
アルフレッサ　ホールディングス	191,100	2,100.50	401,405,550	貸付有価証券 1,800株
横浜冷凍	51,500	831.00	42,796,500	貸付有価証券 1,100株
神栄	300	1,651.00	495,300	
ラサ商事	11,300	1,400.00	15,820,000	貸付有価証券 100株（100株）
アルコニックス	29,300	1,530.00	44,829,000	貸付有価証券

				100株
神戸物産	158,600	3,296.00	522,745,600	貸付有価証券 25,700株（3,300株）
ハイパー	500	293.00	146,500	貸付有価証券 200株
あい　ホールディングス	32,800	2,070.00	67,896,000	貸付有価証券 1,400株
ディーブイエックス	500	939.00	469,500	
ダイワボウホールディングス	90,800	2,950.00	267,860,000	
マクニカホールディングス	158,800	1,773.00	281,552,400	貸付有価証券 100株
ラクト・ジャパン	8,700	2,576.00	22,411,200	貸付有価証券 3,300株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,200	1,220.00	34,404,000	貸付有価証券 300株（300株）
八洲電機	16,600	1,614.00	26,792,400	貸付有価証券 5,400株
メディアスホールディングス	11,900	853.00	10,150,700	貸付有価証券 5,200株
レスター	17,400	2,506.00	43,604,400	
ジオリーブグループ	500	1,122.00	561,000	
大光	1,200	575.00	690,000	
ＯＣＨＩホールディングス	600	1,341.00	804,600	
ＴＯＫＡＩホールディングス	111,400	945.00	105,273,000	貸付有価証券 2,700株（100株）
ＭＥＲＦ	600	541.00	324,600	貸付有価証券 100株
Ｃｏｍｉｎｉｘ	400	910.00	364,000	
三洋貿易	21,000	1,489.00	31,269,000	
ビューティガレージ	6,500	1,310.00	8,515,000	貸付有価証券 1,100株
ウイン・パートナーズ	14,900	1,297.00	19,325,300	貸付有価証券 4,900株
ミタチ産業	600	1,146.00	687,600	貸付有価証券 100株（100株）
シップヘルスケアホールディングス	81,100	2,135.00	173,148,500	貸付有価証券 100株
明治電機工業	7,600	1,410.00	10,716,000	
デリカフーズホールディングス	1,000	530.00	530,000	貸付有価証券 300株
スターティアホールディングス	700	2,280.00	1,596,000	
コメダホールディングス	53,600	2,748.00	147,292,800	貸付有価証券 1,300株（1,200株）
ピーバンドットコム	300	377.00	113,100	

		アセンテック	7,800	888.00	6,926,400	貸付有価証券 3,700株（1,400株）
		富士興産	600	1,453.00	871,800	貸付有価証券 200株（100株）
		協栄産業	300	2,344.00	703,200	貸付有価証券 100株
		フルサト・マルカホールディングス	16,400	2,321.00	38,064,400	貸付有価証券 5,400株
		ヤマエグループホールディングス	22,100	1,900.00	41,990,000	貸付有価証券 500株
		小野建	22,500	1,498.00	33,705,000	貸付有価証券 700株（700株）
		南陽	900	1,148.00	1,033,200	
		佐鳥電機	14,300	1,752.00	25,053,600	貸付有価証券 1,200株
		エコートレーディング	500	912.00	456,000	貸付有価証券 100株
		伯東	11,700	4,340.00	50,778,000	貸付有価証券 4,100株
		コンドーテック	15,800	1,322.00	20,887,600	
		中山福	1,300	363.00	471,900	
		ナガイレーベン	25,900	2,100.00	54,390,000	貸付有価証券 700株（600株）
		三菱食品	18,900	4,780.00	90,342,000	貸付有価証券 1,300株
		松田産業	15,600	3,055.00	47,658,000	
		第一興商	79,300	1,758.00	139,409,400	貸付有価証券 1,800株
		メディパルホールディングス	222,400	2,316.50	515,189,600	
		ＳＰＫ	8,300	2,074.00	17,214,200	
		萩原電気ホールディングス	8,800	3,365.00	29,612,000	
		アズワン	63,600	2,340.50	148,855,800	貸付有価証券 7,200株（500株）
		スズデン	8,800	1,889.00	16,623,200	
		尾家産業	600	2,047.00	1,228,200	
		シモジマ	13,700	1,303.00	17,851,100	貸付有価証券 300株
		ドウシシャ	19,000	2,103.00	39,957,000	
		小津産業	500	1,688.00	844,000	貸付有価証券 100株
		高速	12,200	2,363.00	28,828,600	
		たけびし	8,700	1,927.00	16,764,900	貸付有価証券 400株
		リックス	4,700	2,869.00	13,484,300	

丸文	18,300	1,076.00	19,690,800	貸付有価証券 100株
ハピネット	15,700	4,680.00	73,476,000	
橋本総業ホールディングス	8,100	1,225.00	9,922,500	貸付有価証券 3,400株
日本ライフライン	54,900	1,393.00	76,475,700	貸付有価証券 100株
タカショー	16,600	468.00	7,768,800	貸付有価証券 7,800株（1,200株）
ＩＤＯＭ	69,700	1,176.00	81,967,200	貸付有価証券 200株
進和	12,500	2,849.00	35,612,500	
エスケイジャパン	500	715.00	357,500	
ダイトロン	8,900	2,655.00	23,629,500	
シークス	29,200	1,154.00	33,696,800	貸付有価証券 5,800株（1,600株）
田中商事	600	687.00	412,200	
オーハシテクニカ	9,600	1,888.00	18,124,800	
白銅	5,800	2,355.00	13,659,000	貸付有価証券 2,700株
ダイコー通産	200	1,379.00	275,800	
伊藤忠商事	1,378,400	7,353.00	10,135,375,200	貸付有価証券 100株
丸紅	1,685,100	2,233.00	3,762,828,300	
高島	1,600	1,285.00	2,056,000	
長瀬産業	91,600	2,996.00	274,433,600	貸付有価証券 400株
蝶理	11,000	3,560.00	39,160,000	
豊田通商	615,900	2,647.00	1,630,287,300	貸付有価証券 200株
三共生興	26,700	607.00	16,206,900	貸付有価証券 200株（100株）
兼松	85,700	2,533.50	217,120,950	貸付有価証券 100株
ツカモトコーポレーション	300	1,098.00	329,400	貸付有価証券 100株
三井物産	3,012,900	3,060.00	9,219,474,000	貸付有価証券 11,100株
日本紙パルプ商事	98,000	646.00	63,308,000	貸付有価証券 5,700株（5,700株）
カメイ	21,800	1,744.00	38,019,200	
東都水産	100	5,720.00	572,000	
ＯＵＧホールディングス	300	2,669.00	800,700	貸付有価証券 100株
スターゼン	14,100	2,788.00	39,310,800	

		山善	69,100	1,318.00	91,073,800	貸付有価証券 30,700株（30,400株）
		椿本興業	11,300	1,996.00	22,554,800	
		住友商事	1,228,900	3,248.00	3,991,467,200	貸付有価証券 2,000株
		内田洋行	8,300	6,590.00	54,697,000	
		三菱商事	3,789,900	2,478.50	9,393,267,150	
		第一実業	19,300	2,694.00	51,994,200	
		キヤノンマーケティングジャパン	40,300	4,894.00	197,228,200	
		西華産業	9,800	4,455.00	43,659,000	貸付有価証券 500株（500株）
		佐藤商事	14,200	1,424.00	20,220,800	貸付有価証券 100株（100株）
		東京産業	20,800	709.00	14,747,200	貸付有価証券 500株
		ユアサ商事	17,600	4,270.00	75,152,000	貸付有価証券 100株（100株）
		神鋼商事	4,500	6,030.00	27,135,000	
		トルク	1,600	226.00	361,600	貸付有価証券 300株（100株）
		阪和興業	33,700	4,795.00	161,591,500	貸付有価証券 900株（200株）
		正栄食品工業	13,600	3,915.00	53,244,000	貸付有価証券 2,100株（400株）
		カナデン	15,400	1,461.00	22,499,400	貸付有価証券 100株
		ＲＹＯＤＥＮ	16,500	2,390.00	39,435,000	
		岩谷産業	203,700	1,837.50	374,298,750	貸付有価証券 1,200株
		ナイス	600	1,608.00	964,800	
		ニチモウ	700	1,973.00	1,381,100	
		極東貿易	12,200	1,550.00	18,910,000	貸付有価証券 600株（100株）
		アステナホールディングス	38,600	456.00	17,601,600	貸付有価証券 3,400株（1,900株）
		三愛オブリ	47,800	1,817.00	86,852,600	貸付有価証券 100株
		稲畑産業	55,500	3,195.00	177,322,500	貸付有価証券 800株
		ＧＳＩクレオス	11,000	2,152.00	23,672,000	貸付有価証券 100株
		明和産業	29,200	640.00	18,688,000	貸付有価証券 900株
		クワザワホールディングス	800	661.00	528,800	貸付有価証券 300株

		ワキタ	30,200	1,660.00	50,132,000	貸付有価証券 8,700株
		東邦ホールディングス	55,400	4,181.00	231,627,400	貸付有価証券 18,200株（1,600株）
		サンゲツ	51,500	2,893.00	148,989,500	貸付有価証券 400株
		ミツウロコグループホールディングス	26,200	1,637.00	42,889,400	貸付有価証券 400株（200株）
		シナネンホールディングス	5,700	6,390.00	36,423,000	
		伊藤忠エネクス	50,800	1,571.00	79,806,800	貸付有価証券 2,600株
		サンリオ	166,600	5,555.00	925,463,000	貸付有価証券 24,100株（23,600株）
		サンワテクノス	9,300	2,317.00	21,548,100	
		新光商事	27,500	1,036.00	28,490,000	貸付有価証券 6,300株
		トーホー	8,800	2,843.00	25,018,400	貸付有価証券 4,100株
		三信電気	8,300	1,922.00	15,952,600	貸付有価証券 100株（100株）
		東陽テクニカ	18,900	1,429.00	27,008,100	
		モスフードサービス	30,200	3,560.00	107,512,000	
		加賀電子	41,600	2,733.00	113,692,800	貸付有価証券 1,100株
		ソーダニッカ	20,000	1,095.00	21,900,000	貸付有価証券 2,300株
		立花エレテック	12,200	2,545.00	31,049,000	
		フォーバル	8,000	1,305.00	10,440,000	貸付有価証券 3,800株
		ＰＡＬＴＡＣ	32,000	4,282.00	137,024,000	貸付有価証券 400株（300株）
		三谷産業	35,800	317.00	11,348,600	貸付有価証券 700株（400株）
		太平洋興発	800	732.00	585,600	
		西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	12,500	1,920.00	24,000,000	貸付有価証券 4,000株（4,000株）
		ヤマシタヘルスケアホールディングス	200	2,380.00	476,000	
		コーア商事ホールディングス	15,100	613.00	9,256,300	
		ＫＰＰグループホールディングス	42,500	632.00	26,860,000	貸付有価証券 2,200株（2,000株）
		ヤマタネ	8,200	3,460.00	28,372,000	
		丸紅建材リース	200	3,055.00	611,000	
		泉州電業	14,100	4,915.00	69,301,500	貸付有価証券 1,600株（1,500株）

		トラスコ中山	43,100	2,127.00	91,673,700	貸付有価証券 800株（600株）
		オートバックスセブン	71,400	1,448.00	103,387,200	貸付有価証券 300株（100株）
		モリト	16,300	1,477.00	24,075,100	貸付有価証券 3,200株
		加藤産業	25,400	4,280.00	108,712,000	
		北恵	600	767.00	460,200	貸付有価証券 200株（200株）
		イエローハット	36,200	2,606.00	94,337,200	貸付有価証券 2,200株（1,100株）
		ＪＫホールディングス	15,700	995.00	15,621,500	貸付有価証券 100株（100株）
		日伝	11,800	2,890.00	34,102,000	貸付有価証券 3,800株（600株）
		北沢産業	1,600	351.00	561,600	貸付有価証券 100株
		杉本商事	18,200	1,279.00	23,277,800	貸付有価証券 1,600株（500株）
		因幡電機産業	57,300	3,728.00	213,614,400	貸付有価証券 300株（300株）
		東テク	20,500	2,529.00	51,844,500	貸付有価証券 900株（200株）
		ミスミグループ本社	309,800	2,362.00	731,747,600	貸付有価証券 7,600株（1,300株）
		アルテック	1,200	214.00	256,800	
		タキヒヨー	600	1,520.00	912,000	貸付有価証券 200株（100株）
		蔵王産業	400	2,470.00	988,000	
		スズケン	67,600	4,671.00	315,759,600	
		ジェコス	12,200	1,001.00	12,212,200	
		インターメスティック	11,600	2,507.00	29,081,200	
		サンエー	34,800	2,866.00	99,736,800	貸付有価証券 100株
		カワチ薬品	16,000	2,518.00	40,288,000	貸付有価証券 7,500株（300株）
		エービーシー・マート	89,700	3,157.00	283,182,900	貸付有価証券 4,500株（4,500株）
		ハードオフコーポレーション	8,100	1,863.00	15,090,300	
		アスクル	48,500	1,622.00	78,667,000	貸付有価証券 8,900株（2,200株）
		ゲオホールディングス	23,000	1,606.00	36,938,000	貸付有価証券 900株（800株）
		アダストリア	28,300	3,290.00	93,107,000	貸付有価証券 6,000株（700株）
		ジーフット	1,900	286.00	543,400	貸付有価証券 400株（300株）

		シー・ヴイ・エス・ベイエリア	300	579.00	173,700	貸付有価証券 100株
		くら寿司	24,000	2,746.00	65,904,000	貸付有価証券 11,200株（400株）
		キャンドゥ	7,300	3,310.00	24,163,000	貸付有価証券 1,900株（400株）
		ＩＫホールディングス	800	415.00	332,000	貸付有価証券 300株
		パルグループホールディングス	47,000	2,980.00	140,060,000	貸付有価証券 700株（700株）
		エディオン	89,300	1,788.00	159,668,400	貸付有価証券 500株
		サーラコーポレーション	43,100	840.00	36,204,000	
		ワッツ	1,000	629.00	629,000	貸付有価証券 100株
		ハローズ	8,200	3,970.00	32,554,000	貸付有価証券 1,500株
		フジオフードグループ本社	25,600	1,088.00	27,852,800	貸付有価証券 11,800株
		あみやき亭	14,900	1,663.00	24,778,700	貸付有価証券 6,900株（100株）
		ひらまつ	5,400	165.00	891,000	貸付有価証券 2,100株（700株）
		大黒天物産	6,300	8,450.00	53,235,000	貸付有価証券 500株
		ハニーズホールディングス	18,200	1,725.00	31,395,000	貸付有価証券 6,900株
		ファーマライズホールディングス	500	531.00	265,500	
		アルペン	16,900	2,079.00	35,135,100	貸付有価証券 7,700株
		ハブ	800	770.00	616,000	貸付有価証券 300株（200株）
		クオールホールディングス	25,400	1,433.00	36,398,200	貸付有価証券 200株（100株）
		ジンズホールディングス	15,600	6,860.00	107,016,000	
		ビックカメラ	122,700	1,710.00	209,817,000	貸付有価証券 10,000株
		ＤＣＭホールディングス	106,200	1,405.00	149,211,000	貸付有価証券 2,000株（600株）
		ＭｏｎｏｔａＲＯ	290,700	2,556.50	743,174,550	貸付有価証券 20,700株（2,300株）
		東京一番フーズ	700	489.00	342,300	貸付有価証券 300株
		ＤＤグループ	1,500	1,360.00	2,040,000	貸付有価証券 700株
		きちりホールディングス	600	834.00	500,400	貸付有価証券 300株（100株）
		Ｊ．フロント　リテイリ	235,300	2,032.50	478,247,250	貸付有価証券

ング				28,600株（3,200株）
ドトール・日レスホールディングス	36,400	2,285.00	83,174,000	
マツキヨココカラ＆カンパニー	361,500	2,235.50	808,133,250	貸付有価証券 23,500株（13,700株）
ブロンコビリー	12,000	3,460.00	41,520,000	貸付有価証券 5,600株
ＺＯＺＯ	152,400	4,869.00	742,035,600	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
トレジャー・ファクトリー	14,100	1,401.00	19,754,100	貸付有価証券 700株（700株）
物語コーポレーション	36,900	3,310.00	122,139,000	貸付有価証券 12,600株（900株）
三越伊勢丹ホールディングス	306,500	2,494.50	764,564,250	貸付有価証券 18,900株
Ｈａｍｅｅ	8,300	1,270.00	10,541,000	
マーケットエンタープライズ	200	1,467.00	293,400	
ウエルシアホールディングス	106,400	2,139.50	227,642,800	貸付有価証券 13,900株（11,300株）
クリエイトＳＤホールディングス	29,100	2,809.00	81,741,900	貸付有価証券 6,500株（600株）
丸善ＣＨＩホールディングス	3,400	318.00	1,081,200	
ミサワ	500	712.00	356,000	
ティーライフ	300	1,150.00	345,000	貸付有価証券 100株（100株）
エー・ピーホールディングス	700	946.00	662,200	貸付有価証券 300株
チムニー	800	1,204.00	963,200	貸付有価証券 300株
シュッピン	20,200	1,042.00	21,048,400	
オイシックス・ラ・大地	33,100	1,310.00	43,361,000	貸付有価証券 15,600株（7,100株）
ネクステージ	46,900	1,482.00	69,505,800	貸付有価証券 4,100株（2,800株）
ジョイフル本田	56,900	1,840.00	104,696,000	貸付有価証券 1,500株
エターナルホスピタリティグループ	7,600	2,831.00	21,515,600	貸付有価証券 3,500株（500株）
ホットランド	15,700	1,998.00	31,368,600	貸付有価証券 7,400株
すかいらーくホールディングス	280,300	2,347.50	658,004,250	貸付有価証券 124,400株（6,800株）
ＳＦＰホールディングス	11,600	1,988.00	23,060,800	貸付有価証券 5,400株（100株）

		綿半ホールディングス	15,900	1,613.00	25,646,700	
		ヨシックスホールディングス	6,800	3,070.00	20,876,000	
		ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	87,600	742.00	64,999,200	貸付有価証券 21,900株
		ゴルフダイジェスト・オンライン	11,900	320.00	3,808,000	貸付有価証券 5,600株（2,200株）
		ＢＥＥＮＯＳ	12,800	3,960.00	50,688,000	貸付有価証券 500株（200株）
		あさひ	17,100	1,476.00	25,239,600	貸付有価証券 900株（800株）
		日本調剤	13,500	1,411.00	19,048,500	
		コスモス薬品	34,800	6,895.00	239,946,000	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
		トーエル	1,000	782.00	782,000	貸付有価証券 400株
		セブン＆アイ・ホールディングス	2,265,200	2,490.00	5,640,348,000	貸付有価証券 7,300株
		クリエイト・レストランツ・ホールディング	154,200	1,165.00	179,643,000	貸付有価証券 72,800株
		ツルハホールディングス	43,100	8,650.00	372,815,000	貸付有価証券 1,400株
		サンマルクホールディングス	16,500	2,578.00	42,537,000	
		フェリシモ	600	821.00	492,600	貸付有価証券 100株
		トリドールホールディングス	57,600	3,625.00	208,800,000	貸付有価証券 22,800株
		ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	21,800	340.00	7,412,000	貸付有価証券 10,000株
		ウイルプラスホールディングス	500	995.00	497,500	貸付有価証券 200株（200株）
		ＪＭホールディングス	14,800	2,480.00	36,704,000	貸付有価証券 300株（300株）
		サツドラホールディングス	900	821.00	738,900	貸付有価証券 400株（400株）
		アレンザホールディングス	15,300	1,108.00	16,952,400	貸付有価証券 7,200株
		串カツ田中ホールディングス	6,100	1,402.00	8,552,200	貸付有価証券 2,900株
		バロックジャパンリミテッド	23,900	792.00	18,928,800	貸付有価証券 9,700株（1,700株）
		クスリのアオキホールディングス	68,600	3,099.00	212,591,400	貸付有価証券 700株
		力の源ホールディングス	15,400	928.00	14,291,200	貸付有価証券 3,600株（1,700株）
		ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	109,400	3,144.00	343,953,600	貸付有価証券 400株（400株）
		メディカルシステムネッ	20,000	400.00	8,000,000	

トワーク				
一家ホールディングス	600	661.00	396,600	
ジャパンクラフトホールディングス	1,800	133.00	239,400	貸付有価証券 700株（100株）
はるやまホールディングス	1,100	605.00	665,500	貸付有価証券 500株
ノジマ	66,900	2,193.00	146,711,700	貸付有価証券 500株
カッパ・クリエイト	32,200	1,489.00	47,945,800	貸付有価証券 4,400株（200株）
ライトオン	1,700	244.00	414,800	貸付有価証券 800株
良品計画	244,200	3,535.00	863,247,000	貸付有価証券 500株
パリミキホールディングス	3,300	293.00	966,900	貸付有価証券 1,500株（700株）
アドヴァングループ	17,500	954.00	16,695,000	貸付有価証券 200株（200株）
アルビス	6,700	2,598.00	17,406,600	
コナカ	2,700	226.00	610,200	貸付有価証券 600株
ハウス　オブ　ローゼ	300	1,467.00	440,100	
Ｇ－７ホールディングス	22,400	1,389.00	31,113,600	
イオン北海道	50,500	869.00	43,884,500	貸付有価証券 23,800株（800株）
コジマ	39,500	1,006.00	39,737,000	貸付有価証券 18,600株
ヒマラヤ	800	860.00	688,000	貸付有価証券 300株
コーナン商事	22,600	3,590.00	81,134,000	貸付有価証券 100株（100株）
エコス	7,600	2,042.00	15,519,200	貸付有価証券 3,500株（100株）
ワタミ	24,700	937.00	23,143,900	貸付有価証券 1,300株（200株）
マルシェ	800	200.00	160,000	貸付有価証券 300株
パン・パシフィック・インターナショナルホ	414,300	4,226.00	1,750,831,800	
西松屋チェーン	45,400	2,241.00	101,741,400	貸付有価証券 21,100株（1,300株）
ゼンショーホールディングス	116,500	8,567.00	998,055,500	
幸楽苑	17,800	1,020.00	18,156,000	貸付有価証券 7,100株
ハークスレイ	800	679.00	543,200	
サイゼリヤ	30,300	4,915.00	148,924,500	貸付有価証券 2,800株（1,500株）

ＶＴホールディングス	80,000	499.00	39,920,000	貸付有価証券 3,100株（300株）
魚力	7,200	2,388.00	17,193,600	
ポプラ	700	213.00	149,100	貸付有価証券 300株
フジ・コーポレーション	9,300	1,932.00	17,967,600	
ユナイテッドアローズ	21,900	2,661.00	58,275,900	
ハイデイ日高	33,200	2,664.00	88,444,800	貸付有価証券 15,600株（900株）
京都きもの友禅ホールディングス	1,500	84.00	126,000	貸付有価証券 600株（500株）
コロワイド	115,700	1,638.00	189,516,600	貸付有価証券 54,600株（700株）
壱番屋	81,000	962.00	77,922,000	貸付有価証券 6,200株（2,300株）
トップカルチャー	800	134.00	107,200	貸付有価証券 300株（100株）
ＰＬＡＮＴ	500	1,671.00	835,500	貸付有価証券 200株（200株）
スギホールディングス	110,200	2,533.00	279,136,600	貸付有価証券 18,500株（18,300株）
薬王堂ホールディングス	10,000	1,952.00	19,520,000	
ダブルエー	4,100	1,300.00	5,330,000	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
スクロール	30,500	1,042.00	31,781,000	貸付有価証券 300株（300株）
ヨンドシーホールディングス	19,400	1,872.00	36,316,800	貸付有価証券 5,500株（100株）
木曽路	31,000	2,067.00	64,077,000	貸付有価証券 14,800株（1,300株）
ＳＲＳホールディングス	33,800	1,140.00	38,532,000	貸付有価証券 15,900株
千趣会	41,500	259.00	10,748,500	貸付有価証券 400株
リテールパートナーズ	30,400	1,224.00	37,209,600	貸付有価証券 14,300株
上新電機	20,300	2,282.00	46,324,600	貸付有価証券 300株
日本瓦斯	98,100	2,148.00	210,718,800	貸付有価証券 800株
ロイヤルホールディングス	36,100	2,279.00	82,271,900	貸付有価証券 17,000株
東天紅	200	884.00	176,800	
チヨダ	19,600	1,304.00	25,558,400	貸付有価証券 4,100株
ライフコーポレーション	21,500	3,415.00	73,422,500	
リンガーハット	26,500	2,200.00	58,300,000	貸付有価証券

				12,500株
ＭｒＭａｘＨＤ	25,800	691.00	17,827,800	貸付有価証券 200株（200株）
テンアライド	3,600	276.00	993,600	貸付有価証券 700株（600株）
ＡＯＫＩホールディングス	44,000	1,282.00	56,408,000	貸付有価証券 200株（200株）
オークワ	32,800	816.00	26,764,800	貸付有価証券 14,700株（100株）
コメリ	27,600	3,165.00	87,354,000	貸付有価証券 400株
青山商事	43,800	2,139.00	93,688,200	貸付有価証券 300株
しまむら	48,200	8,629.00	415,917,800	貸付有価証券 600株
はせがわ	1,200	310.00	372,000	貸付有価証券 100株
高島屋	285,000	1,236.50	352,402,500	貸付有価証券 50,200株（30,200株）
松屋	34,800	1,021.00	35,530,800	貸付有価証券 10,800株（2,300株）
エイチ・ツー・オー　リテイリング	99,800	2,221.50	221,705,700	貸付有価証券 46,700株（600株）
近鉄百貨店	11,700	2,071.00	24,230,700	貸付有価証券 1,000株
丸井グループ	136,100	2,486.00	338,344,600	貸付有価証券 300株
アクシアル　リテイリング	55,900	875.00	48,912,500	貸付有価証券 200株（200株）
井筒屋	1,000	414.00	414,000	貸付有価証券 400株（300株）
イオン	758,300	3,515.00	2,665,424,500	貸付有価証券 21,100株（11,700株）
イズミ	31,200	3,127.00	97,562,400	貸付有価証券 200株
平和堂	33,600	2,256.00	75,801,600	貸付有価証券 15,800株
フジ	37,800	2,034.00	76,885,200	貸付有価証券 17,800株
ヤオコー	24,300	9,115.00	221,494,500	
ゼビオホールディングス	27,800	1,115.00	30,997,000	貸付有価証券 400株
ケーズホールディングス	137,700	1,414.00	194,707,800	貸付有価証券 21,600株（3,700株）
Ｏｌｙｍｐｉｃグループ	1,000	463.00	463,000	
日産東京販売ホールディングス	3,400	495.00	1,683,000	貸付有価証券 700株（300株）

		シルバーライフ	5,500	701.00	3,855,500	
		Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	18,000	3,105.00	55,890,000	貸付有価証券 3,300株（1,000株）
		ナルミヤ・インターナショナル	400	1,332.00	532,800	貸付有価証券 100株
		ブックオフグループホールディングス	14,900	1,457.00	21,709,300	貸付有価証券 300株
		ギフトホールディングス	10,100	3,230.00	32,623,000	貸付有価証券 1,800株（900株）
		アインホールディングス	28,200	4,286.00	120,865,200	貸付有価証券 5,200株（400株）
		Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	11,600	3,380.00	39,208,000	貸付有価証券 800株（400株）
		ヤマダホールディングス	630,700	448.50	282,868,950	
		アークランズ	61,000	1,725.00	105,225,000	貸付有価証券 28,800株
		ニトリホールディングス	74,700	18,400.00	1,374,480,000	貸付有価証券 100株
		グルメ杵屋	16,600	1,025.00	17,015,000	貸付有価証券 7,800株
		愛眼	1,700	142.00	241,400	貸付有価証券 700株
		ケーユーホールディングス	12,000	1,088.00	13,056,000	
		吉野家ホールディングス	80,200	2,936.00	235,467,200	貸付有価証券 39,000株
		松屋フーズホールディングス	9,700	6,140.00	59,558,000	貸付有価証券 100株
		サガミホールディングス	32,900	1,722.00	56,653,800	貸付有価証券 1,900株
		王将フードサービス	40,500	2,971.00	120,325,500	貸付有価証券 500株（300株）
		ミニストップ	17,000	1,678.00	28,526,000	貸付有価証券 8,000株
		アークス	34,500	2,611.00	90,079,500	貸付有価証券 200株
		バローホールディングス	39,100	2,113.00	82,618,300	
		ベルク	10,200	6,510.00	66,402,000	貸付有価証券 200株（200株）
		大庄	12,300	1,089.00	13,394,700	貸付有価証券 5,700株
		ファーストリテイリング	115,300	48,700.00	5,615,110,000	
		サンドラッグ	69,200	4,105.00	284,066,000	貸付有価証券 6,600株（6,400株）
		サックスバー　ホールディングス	19,500	936.00	18,252,000	貸付有価証券 400株（300株）
		ヤマザワ	500	1,200.00	600,000	貸付有価証券 200株（100株）

やまや	500	2,864.00	1,432,000	
ベルーナ	49,300	765.00	37,714,500	貸付有価証券 900株（300株）
いよぎんホールディングス	249,900	1,545.50	386,220,450	
しずおかフィナンシャルグループ	420,500	1,299.00	546,229,500	貸付有価証券 1,000株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	160,700	1,590.50	255,593,350	
楽天銀行	88,500	4,477.00	396,214,500	貸付有価証券 7,700株
京都フィナンシャルグループ	240,300	2,228.00	535,388,400	
島根銀行	600	499.00	299,400	貸付有価証券 100株
じもとホールディングス	1,900	312.00	592,800	貸付有価証券 900株（200株）
めぶきフィナンシャルグループ	958,300	643.30	616,474,390	貸付有価証券 18,400株（14,700株）
東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,400	4,500.00	109,800,000	
九州フィナンシャルグループ	335,800	751.60	252,387,280	貸付有価証券 2,900株
ゆうちょ銀行	1,573,100	1,486.50	2,338,413,150	貸付有価証券 87,400株
富山第一銀行	60,600	1,022.00	61,933,200	貸付有価証券 14,000株（900株）
コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,015,500	864.20	877,595,100	貸付有価証券 8,100株
西日本フィナンシャルホールディングス	117,500	1,937.00	227,597,500	貸付有価証券 2,200株
三十三フィナンシャルグループ	17,100	2,241.00	38,321,100	貸付有価証券 400株
第四北越フィナンシャルグループ	59,900	2,824.00	169,157,600	貸付有価証券 500株
ひろぎんホールディングス	268,500	1,131.50	303,807,750	貸付有価証券 8,000株
おきなわフィナンシャルグループ	15,000	2,481.00	37,215,000	貸付有価証券 300株
十六フィナンシャルグループ	26,800	4,195.00	112,426,000	
北國フィナンシャルホールディングス	18,700	5,150.00	96,305,000	貸付有価証券 2,900株（2,900株）
プロクレアホールディングス	21,800	1,678.00	36,580,400	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
あいちフィナンシャルグループ	35,600	2,500.00	89,000,000	貸付有価証券 300株
あおぞら銀行	131,700	2,373.00	312,524,100	貸付有価証券 38,200株（1,900株）

		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,244,800	1,903.50	23,307,976,800	貸付有価証券 3,200株
		りそなホールディングス	2,357,500	1,119.00	2,638,042,500	貸付有価証券 46,000株
		三井住友トラストグループ	679,700	3,639.00	2,473,428,300	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
		三井住友フィナンシャルグループ	3,982,100	3,754.00	14,948,803,400	
		千葉銀行	591,100	1,189.50	703,113,450	貸付有価証券 9,600株
		群馬銀行	331,600	1,028.50	341,050,600	貸付有価証券 9,900株（9,900株）
		武蔵野銀行	29,100	2,983.00	86,805,300	貸付有価証券 900株（900株）
		千葉興業銀行	45,100	1,565.00	70,581,500	貸付有価証券 1,900株
		筑波銀行	83,800	238.00	19,944,400	貸付有価証券 14,900株（2,200株）
		七十七銀行	61,100	4,359.00	266,334,900	貸付有価証券 100株
		秋田銀行	12,800	2,164.00	27,699,200	貸付有価証券 100株
		山形銀行	21,200	975.00	20,670,000	貸付有価証券 700株（500株）
		岩手銀行	12,100	2,785.00	33,698,500	
		東邦銀行	164,700	294.00	48,421,800	貸付有価証券 15,500株（5,000株）
		東北銀行	1,100	1,145.00	1,259,500	貸付有価証券 500株（200株）
		ふくおかフィナンシャルグループ	166,200	3,980.00	661,476,000	貸付有価証券 100株
		スルガ銀行	128,600	1,107.00	142,360,200	貸付有価証券 7,700株
		八十二銀行	446,800	979.70	437,729,960	貸付有価証券 9,800株（9,500株）
		山梨中央銀行	21,400	1,934.00	41,387,600	貸付有価証券 400株（400株）
		大垣共立銀行	36,400	1,884.00	68,577,600	貸付有価証券 1,800株（1,200株）
		福井銀行	17,100	1,807.00	30,899,700	
		清水銀行	7,600	1,411.00	10,723,600	貸付有価証券 300株
		富山銀行	400	1,575.00	630,000	貸付有価証券 100株
		滋賀銀行	28,900	3,870.00	111,843,000	
		南都銀行	28,700	3,140.00	90,118,000	
		百五銀行	179,600	622.00	111,711,200	貸付有価証券 38,400株（31,300株）

		紀陽銀行	68,300	2,130.00	145,479,000	貸付有価証券 3,400株（1,700株）
		ほくほくフィナンシャルグループ	107,400	1,945.00	208,893,000	貸付有価証券 7,400株（3,700株）
		山陰合同銀行	119,500	1,241.00	148,299,500	貸付有価証券 4,900株（2,700株）
		鳥取銀行	800	1,249.00	999,200	貸付有価証券 300株
		百十四銀行	18,700	3,225.00	60,307,500	
		四国銀行	28,000	1,134.00	31,752,000	
		阿波銀行	26,800	2,655.00	71,154,000	
		大分銀行	11,500	3,070.00	35,305,000	貸付有価証券 200株
		宮崎銀行	12,500	3,030.00	37,875,000	
		佐賀銀行	11,200	2,155.00	24,136,000	貸付有価証券 200株（200株）
		琉球銀行	43,700	1,038.00	45,360,600	貸付有価証券 600株（500株）
		セブン銀行	683,800	304.70	208,353,860	貸付有価証券 31,100株（26,600株）
		みずほフィナンシャルグループ	2,576,500	3,885.00	10,009,702,500	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
		高知銀行	700	778.00	544,600	
		山口フィナンシャルグループ	187,200	1,613.50	302,047,200	貸付有価証券 800株
		名古屋銀行	11,900	6,490.00	77,231,000	
		北洋銀行	260,300	440.00	114,532,000	貸付有価証券 12,400株（10,800株）
		大光銀行	700	1,404.00	982,800	
		愛媛銀行	27,900	1,099.00	30,662,100	貸付有価証券 700株
		トマト銀行	800	1,220.00	976,000	
		京葉銀行	85,700	762.00	65,303,400	貸付有価証券 18,100株（17,900株）
		栃木銀行	87,400	270.00	23,598,000	貸付有価証券 2,100株
		北日本銀行	6,700	2,734.00	18,317,800	
		東和銀行	35,000	631.00	22,085,000	貸付有価証券 400株
		福島銀行	2,300	219.00	503,700	貸付有価証券 1,100株（700株）
		大東銀行	1,000	726.00	726,000	貸付有価証券 400株
		トモニホールディングス	182,300	430.00	78,389,000	貸付有価証券

				1,000株
フィデアホールディングス	19,700	1,423.00	28,033,100	貸付有価証券 800株（300株）
池田泉州ホールディングス	264,800	391.00	103,536,800	貸付有価証券 1,200株
ＦＰＧ	67,400	2,725.00	183,665,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	31,000	1,168.00	36,208,000	貸付有価証券 13,100株（6,700株）
マーキュリアホールディングス	900	759.00	683,100	貸付有価証券 400株（400株）
ＳＢＩホールディングス	307,200	3,925.00	1,205,760,000	貸付有価証券 4,000株
日本アジア投資	1,500	207.00	310,500	貸付有価証券 300株
ジャフコ　グループ	56,900	2,111.00	120,115,900	貸付有価証券 6,000株（5,900株）
大和証券グループ本社	1,364,900	1,010.00	1,378,549,000	貸付有価証券 29,000株
野村ホールディングス	3,210,000	899.10	2,886,111,000	
岡三証券グループ	150,800	605.00	91,234,000	貸付有価証券 25,000株（23,200株）
丸三証券	63,500	978.00	62,103,000	貸付有価証券 1,600株（1,200株）
東洋証券	57,000	551.00	31,407,000	貸付有価証券 11,400株（3,100株）
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	226,600	483.00	109,447,800	貸付有価証券 3,900株
光世証券	600	426.00	255,600	貸付有価証券 200株（100株）
水戸証券	52,400	541.00	28,348,400	貸付有価証券 900株（500株）
いちよし証券	38,500	894.00	34,419,000	貸付有価証券 4,500株（3,000株）
松井証券	131,500	809.00	106,383,500	貸付有価証券 400株（200株）
マネックスグループ	187,000	928.00	173,536,000	貸付有価証券 7,600株（300株）
極東証券	23,800	1,445.00	34,391,000	貸付有価証券 3,400株（500株）
岩井コスモホールディングス	21,800	2,211.00	48,199,800	
アイザワ証券グループ	27,600	1,660.00	45,816,000	貸付有価証券 10,700株（1,700株）
マネーパートナーズグループ	200	473.00	94,600	
スパークス・グループ	21,300	1,460.00	31,098,000	貸付有価証券 1,000株（700株）
小林洋行	900	292.00	262,800	貸付有価証券

				400株
かんぽ生命保険	222,200	2,885.50	641,158,100	貸付有価証券 1,000株
ＦＰパートナー	8,300	2,135.00	17,720,500	貸付有価証券 2,900株
ＳＯＭＰＯホールディングス	933,200	4,005.00	3,737,466,000	
アニコム　ホールディングス	64,800	650.00	42,120,000	貸付有価証券 200株
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	1,398,900	3,204.00	4,482,075,600	
第一生命ホールディングス	897,700	4,096.00	3,676,979,200	
東京海上ホールディングス	1,863,700	5,163.00	9,622,283,100	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
Ｔ＆Ｄホールディングス	512,600	2,794.50	1,432,460,700	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
アドバンスクリエイト	15,000	486.00	7,290,000	貸付有価証券 7,000株（100株）
ＮＥＸＹＺ．Ｇｒｏｕｐ	700	829.00	580,300	貸付有価証券 300株（300株）
全国保証	49,900	5,350.00	266,965,000	貸付有価証券 700株（600株）
あんしん保証	900	151.00	135,900	
ジェイリース	14,300	1,260.00	18,018,000	
イントラスト	800	800.00	640,000	
日本モーゲージサービス	1,300	434.00	564,200	貸付有価証券 300株（200株）
Ｃａｓａ	800	851.00	680,800	
ＳＢＩアルヒ	19,400	808.00	15,675,200	貸付有価証券 100株
プレミアグループ	32,300	2,524.00	81,525,200	貸付有価証券 100株（100株）
ネットプロテクションズホールディングス	63,600	493.00	31,354,800	貸付有価証券 21,300株（6,700株）
クレディセゾン	121,000	3,571.00	432,091,000	貸付有価証券 800株（700株）
芙蓉総合リース	17,600	11,305.00	198,968,000	貸付有価証券 300株
みずほリース	143,400	1,020.00	146,268,000	貸付有価証券 100株
東京センチュリー	142,700	1,478.00	210,910,600	貸付有価証券 4,300株
日本証券金融	70,200	2,002.00	140,540,400	貸付有価証券 300株（300株）
アイフル	316,100	311.00	98,307,100	貸付有価証券 24,200株（23,800株）

		リコーリース	18,100	5,040.00	91,224,000	貸付有価証券 700株
		イオンフィナンシャルサービス	109,600	1,233.00	135,136,800	貸付有価証券 200株
		アコム	454,200	365.50	166,010,100	貸付有価証券 14,400株（12,600株）
		ジャックス	22,900	3,745.00	85,760,500	
		オリエントコーポレーション	62,300	819.00	51,023,700	貸付有価証券 200株
		オリックス	1,144,700	3,200.00	3,663,040,000	貸付有価証券 200株
		三菱ＨＣキャピタル	956,900	1,010.50	966,947,450	貸付有価証券 1,200株
		九州リースサービス	800	1,033.00	826,400	貸付有価証券 100株
		日本取引所グループ	1,135,600	1,701.50	1,932,223,400	貸付有価証券 1,300株
		イー・ギャランティ	31,200	1,748.00	54,537,600	貸付有価証券 500株
		アサックス	700	716.00	501,200	
		ＮＥＣキャピタルソリューション	9,400	3,805.00	35,767,000	
		ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	52,800	132.00	6,969,600	貸付有価証券 10,700株（6,300株）
		大東建託	64,900	16,910.00	1,097,459,000	
		いちご	161,500	349.00	56,363,500	貸付有価証券 700株
		日本駐車場開発	227,300	209.00	47,505,700	貸付有価証券 35,200株（9,800株）
		スター・マイカ・ホールディングス	19,700	774.00	15,247,800	
		ＳＲＥホールディングス	7,100	3,085.00	21,903,500	貸付有価証券 3,200株（1,400株）
		ＡＤワークスグループ	5,400	206.00	1,112,400	貸付有価証券 2,600株（2,300株）
		ヒューリック	445,200	1,364.50	607,475,400	貸付有価証券 96,900株（18,100株）
		野村不動産ホールディングス	119,600	3,910.00	467,636,000	貸付有価証券 600株
		三重交通グループホールディングス	40,800	477.00	19,461,600	貸付有価証券 17,500株（1,000株）
		ディア・ライフ	32,500	1,000.00	32,500,000	貸付有価証券 100株
		コーセーアールイー	700	757.00	529,900	貸付有価証券 300株（300株）
		地主	16,900	2,140.00	36,166,000	
		プレサンスコーポレーシ	25,300	1,957.00	49,512,100	貸付有価証券

ョン				2,000株
ハウスコム	300	1,340.00	402,000	
ＪＰＭＣ	11,000	1,088.00	11,968,000	
サンセイランディック	700	928.00	649,600	
エストラスト	300	720.00	216,000	
フージャースホールディングス	29,400	1,018.00	29,929,200	貸付有価証券 800株（300株）
オープンハウスグループ	70,000	5,165.00	361,550,000	貸付有価証券 2,800株
東急不動産ホールディングス	573,900	944.90	542,278,110	貸付有価証券 8,000株（900株）
飯田グループホールディングス	182,900	2,229.00	407,684,100	
イーグランド	400	1,423.00	569,200	
ムゲンエステート	1,600	1,813.00	2,900,800	貸付有価証券 600株
ビーロット	1,300	1,262.00	1,640,600	貸付有価証券 600株（600株）
ファーストブラザーズ	500	1,055.00	527,500	貸付有価証券 200株
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	11,500	1,191.00	13,696,500	貸付有価証券 5,100株
シーアールイー	8,500	1,269.00	10,786,500	貸付有価証券 1,000株
ケイアイスター不動産	10,300	4,120.00	42,436,000	貸付有価証券 800株
アグレ都市デザイン	400	1,652.00	660,800	貸付有価証券 100株
グッドコムアセット	15,500	850.00	13,175,000	貸付有価証券 4,500株
ジェイ・エス・ビー	7,900	2,730.00	21,567,000	貸付有価証券 300株
ロードスターキャピタル	10,900	2,454.00	26,748,600	
イノベーションホールディングス	800	971.00	776,800	貸付有価証券 100株
グローバル・リンク・マネジメント	400	2,790.00	1,116,000	貸付有価証券 100株（100株）
フェイスネットワーク	600	1,736.00	1,041,600	
霞ヶ関キャピタル	7,800	14,810.00	115,518,000	貸付有価証券 3,700株
パーク２４	148,800	2,036.50	303,031,200	貸付有価証券 26,600株（17,300株）
パラカ	6,000	1,834.00	11,004,000	
ミガロホールディングス	600	2,718.00	1,630,800	貸付有価証券 200株
三井不動産	2,621,400	1,240.00	3,250,536,000	貸付有価証券

				600株
三菱地所	1,087,900	2,125.00	2,311,787,500	貸付有価証券 3,600株
平和不動産	31,000	4,510.00	139,810,000	
東京建物	166,800	2,506.50	418,084,200	貸付有価証券 5,800株
京阪神ビルディング	32,100	1,560.00	50,076,000	貸付有価証券 300株
住友不動産	310,500	4,875.00	1,513,687,500	貸付有価証券 800株
テーオーシー	34,000	707.00	24,038,000	貸付有価証券 300株
レオパレス２１	167,100	556.00	92,907,600	貸付有価証券 2,700株
スターツコーポレーション	31,300	3,580.00	112,054,000	貸付有価証券 1,400株（900株）
フジ住宅	24,000	745.00	17,880,000	貸付有価証券 500株（500株）
空港施設	26,900	576.00	15,494,400	
明和地所	15,300	1,001.00	15,315,300	貸付有価証券 5,100株（100株）
ゴールドクレスト	13,000	2,879.00	37,427,000	貸付有価証券 200株
エスリード	9,000	4,455.00	40,095,000	
日神グループホールディングス	30,600	519.00	15,881,400	貸付有価証券 200株（100株）
日本エスコン	50,000	971.00	48,550,000	貸付有価証券 7,000株（500株）
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	111,900	515.00	57,628,500	
ＡＶＡＮＴＩＡ	1,200	793.00	951,600	貸付有価証券 200株（200株）
イオンモール	115,500	1,930.00	222,915,000	貸付有価証券 6,800株
毎日コムネット	800	710.00	568,000	貸付有価証券 100株（100株）
ファースト住建	900	1,014.00	912,600	貸付有価証券 400株（400株）
カチタス	51,300	2,188.00	112,244,400	貸付有価証券 800株（400株）
トーセイ	31,800	2,418.00	76,892,400	貸付有価証券 1,000株
穴吹興産	500	2,002.00	1,001,000	貸付有価証券 100株（100株）
サンフロンティア不動産	31,800	1,899.00	60,388,200	貸付有価証券 900株
ＦＪネクストホールディングス	20,100	1,163.00	23,376,300	貸付有価証券 700株（500株）

		インテリックス	500	812.00	406,000	貸付有価証券 200株
		ランドビジネス	800	196.00	156,800	貸付有価証券 300株
		サンネクスタグループ	700	1,004.00	702,800	貸付有価証券 300株
		グランディハウス	17,900	579.00	10,364,100	貸付有価証券 700株
		日本空港ビルデング	67,500	4,752.00	320,760,000	貸付有価証券 700株（700株）
		明豊ファシリティワークス	1,200	915.00	1,098,000	
		ＬＩＦＵＬＬ	48,600	193.00	9,379,800	貸付有価証券 2,500株
		ＭＩＸＩ	37,400	2,916.00	109,058,400	貸付有価証券 700株
		ジェイエイシーリクルートメント	72,000	683.00	49,176,000	貸付有価証券 5,700株（1,300株）
		日本M＆Aセンターホールディングス	293,000	645.00	188,985,000	貸付有価証券 900株
		メンバーズ	7,800	1,030.00	8,034,000	貸付有価証券 1,000株
		中広	400	458.00	183,200	
		ＵＴグループ	26,000	2,162.00	56,212,000	貸付有価証券 800株
		アイティメディア	10,700	1,557.00	16,659,900	貸付有価証券 100株
		ケアネット	40,800	518.00	21,134,400	貸付有価証券 3,900株
		Ｅ・Ｊホールディングス	11,700	1,672.00	19,562,400	
		オープンアップグループ	59,900	1,812.00	108,538,800	
		コシダカホールディングス	60,700	1,088.00	66,041,600	貸付有価証券 24,800株（500株）
		アルトナー	900	2,018.00	1,816,200	
		パソナグループ	24,200	2,005.00	48,521,000	貸付有価証券 2,200株
		ＣＤＳ	700	1,810.00	1,267,000	
		リンクアンドモチベーション	47,400	563.00	26,686,200	貸付有価証券 3,000株（800株）
		エス・エム・エス	76,200	1,607.50	122,491,500	貸付有価証券 3,200株（2,900株）
		サニーサイドアップグループ	800	540.00	432,000	貸付有価証券 300株（300株）
		パーソルホールディングス	1,816,500	229.30	416,523,450	貸付有価証券 600株
		リニカル	1,600	351.00	561,600	貸付有価証券 800株
		クックパッド	54,500	148.00	8,066,000	貸付有価証券

				22,800株（9,400株）
エスクリ	900	187.00	168,300	貸付有価証券 400株（100株）
アイ・ケイ・ケイホールディングス	1,500	760.00	1,140,000	貸付有価証券 700株
学情	10,100	2,154.00	21,755,400	貸付有価証券 500株（500株）
スタジオアリス	10,000	2,089.00	20,890,000	貸付有価証券 4,300株（200株）
エプコ	600	751.00	450,600	
ＮＪＳ	4,900	3,195.00	15,655,500	貸付有価証券 2,300株
綜合警備保障	332,800	1,056.00	351,436,800	貸付有価証券 1,900株
カカクコム	143,700	2,374.50	341,215,650	貸付有価証券 10,200株（3,600株）
アイロムグループ	8,000	2,784.00	22,272,000	貸付有価証券 200株
セントケア・ホールディング	12,700	731.00	9,283,700	貸付有価証券 5,200株
サイネックス	400	805.00	322,000	
ルネサンス	15,500	1,023.00	15,856,500	貸付有価証券 7,000株
ディップ	34,900	2,494.00	87,040,600	貸付有価証券 12,200株（12,100株）
デジタルホールディングス	10,100	1,236.00	12,483,600	貸付有価証券 800株（400株）
新日本科学	21,100	1,669.00	35,215,900	貸付有価証券 5,000株（100株）
キャリアデザインセンター	400	1,803.00	721,200	
エムスリー	393,700	1,410.00	555,117,000	貸付有価証券 10,200株
ツカダ・グローバルホールディング	1,800	433.00	779,400	貸付有価証券 300株
ブラス	300	570.00	171,000	貸付有価証券 100株（100株）
ウェルネット	2,000	808.00	1,616,000	貸付有価証券 500株
ワールドホールディングス	7,800	1,946.00	15,178,800	貸付有価証券 200株
ディー・エヌ・エー	79,700	2,710.00	215,987,000	貸付有価証券 7,800株
博報堂ＤＹホールディングス	225,900	1,172.50	264,867,750	貸付有価証券 2,600株
ぐるなび	37,100	256.00	9,497,600	貸付有価証券 9,500株（4,100株）
タカミヤ	27,000	404.00	10,908,000	貸付有価証券

				100株（100株）
ファンコミュニケーションズ	27,900	400.00	11,160,000	貸付有価証券 2,300株
ライク	7,400	1,415.00	10,471,000	貸付有価証券 3,400株
Ａｏｂａ－ＢＢＴ	900	321.00	288,900	貸付有価証券 400株
エスプール	63,000	321.00	20,223,000	貸付有価証券 200株
ＷＤＢホールディングス	10,200	1,628.00	16,605,600	
ティア	1,500	431.00	646,500	貸付有価証券 300株
アドウェイズ	24,400	301.00	7,344,400	貸付有価証券 900株（100株）
バリューコマース	17,500	1,177.00	20,597,500	貸付有価証券 400株（400株）
インフォマート	188,000	291.00	54,708,000	貸付有価証券 43,700株
ＪＰホールディングス	50,900	633.00	32,219,700	貸付有価証券 3,500株
ＣＬホールディングス	4,800	688.00	3,302,400	貸付有価証券 2,200株（100株）
プレステージ・インターナショナル	93,300	657.00	61,298,100	貸付有価証券 2,000株（1,000株）
プロトコーポレーション	21,300	1,239.00	26,390,700	貸付有価証券 100株（100株）
アミューズ	12,100	1,463.00	17,702,300	貸付有価証券 100株（100株）
ドリームインキュベータ	4,800	3,370.00	16,176,000	貸付有価証券 2,300株
クイック	13,800	2,195.00	30,291,000	
ＴＡＣ	1,100	207.00	227,700	
電通グループ	211,900	3,594.00	761,568,600	貸付有価証券 28,600株
テイクアンドギヴ・ニーズ	9,500	926.00	8,797,000	
ぴあ	6,800	3,015.00	20,502,000	貸付有価証券 100株
イオンファンタジー	8,600	2,803.00	24,105,800	貸付有価証券 4,000株
シーティーエス	27,400	830.00	22,742,000	貸付有価証券 300株（100株）
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	58,300	2,613.50	152,367,050	貸付有価証券 7,000株
アルプス技研	17,300	2,458.00	42,523,400	貸付有価証券 2,200株
日本空調サービス	21,400	1,028.00	21,999,200	貸付有価証券 500株（100株）

		オリエンタルランド	1,186,200	3,318.00	3,935,811,600	貸付有価証券 15,000株
		ダスキン	43,500	3,662.00	159,297,000	貸付有価証券 500株（300株）
		明光ネットワークジャパン	24,200	760.00	18,392,000	貸付有価証券 7,200株（1,600株）
		ファルコホールディングス	8,000	2,335.00	18,680,000	
		秀英予備校	500	261.00	130,500	貸付有価証券 100株
		ラウンドワン	188,100	1,220.00	229,482,000	
		リゾートトラスト	78,700	3,022.00	237,831,400	
		ビー・エム・エル	24,500	2,820.00	69,090,000	貸付有価証券 800株
		リソー教育	124,500	300.00	37,350,000	貸付有価証券 8,000株
		早稲田アカデミー	11,000	1,832.00	20,152,000	
		ユー・エス・エス	409,800	1,332.00	545,853,600	
		東京個別指導学院	23,600	340.00	8,024,000	貸付有価証券 100株（100株）
		サイバーエージェント	440,400	1,065.00	469,026,000	貸付有価証券 15,900株（14,900株）
		楽天グループ	1,404,800	914.10	1,284,127,680	貸付有価証券 110,500株
		クリーク・アンド・リバー社	10,000	1,630.00	16,300,000	貸付有価証券 100株
		ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	39,000	659.00	25,701,000	貸付有価証券 9,800株（100株）
		テー・オー・ダブリュー	39,000	313.00	12,207,000	貸付有価証券 700株（700株）
		山田コンサルティンググループ	10,100	1,868.00	18,866,800	
		セントラルスポーツ	7,500	2,386.00	17,895,000	貸付有価証券 3,500株
		フルキャストホールディングス	16,300	1,458.00	23,765,400	
		エン・ジャパン	32,400	2,007.00	65,026,800	貸付有価証券 100株
		リソルホールディングス	300	5,310.00	1,593,000	
		テクノプロ・ホールディングス	115,700	2,911.00	336,802,700	貸付有価証券 4,000株
		アトラグループ	800	129.00	103,200	貸付有価証券 300株
		アイ・アールジャパンホールディングス	10,300	715.00	7,364,500	
		ＫｅｅＰｅｒ技研	12,300	4,425.00	54,427,500	貸付有価証券 5,800株（1,100株）

楽待	600	720.00	432,000	
三機サービス	400	1,013.00	405,200	貸付有価証券 100株（100株）
Ｇｕｎｏｓｙ	15,800	674.00	10,649,200	貸付有価証券 1,600株
デザインワン・ジャパン	700	111.00	77,700	貸付有価証券 100株（100株）
イー・ガーディアン	9,500	1,846.00	17,537,000	貸付有価証券 100株
リブセンス	1,200	137.00	164,400	
ジャパンマテリアル	61,000	1,792.00	109,312,000	貸付有価証券 18,300株（200株）
ベクトル	27,200	1,016.00	27,635,200	貸付有価証券 2,600株（2,600株）
ウチヤマホールディングス	1,100	310.00	341,000	貸付有価証券 500株
チャーム・ケア・コーポレーション	16,600	1,250.00	20,750,000	貸付有価証券 1,500株
キャリアリンク	7,300	2,413.00	17,614,900	
ＩＢＪ	15,200	637.00	9,682,400	貸付有価証券 100株
アサンテ	9,800	1,658.00	16,248,400	貸付有価証券 100株
バリューＨＲ	17,900	1,592.00	28,496,800	貸付有価証券 8,400株
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	16,100	2,513.00	40,459,300	貸付有価証券 500株
ライドオンエクスプレスホールディングス	7,900	1,001.00	7,907,900	貸付有価証券 3,700株
ＥＲＩホールディングス	600	2,122.00	1,273,200	
アビスト	300	3,100.00	930,000	貸付有価証券 100株
シグマクシス・ホールディングス	58,100	882.00	51,244,200	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
ウィルグループ	16,700	996.00	16,633,200	貸付有価証券 200株
エスクロー・エージェント・ジャパン	2,700	146.00	394,200	
メドピア	15,900	452.00	7,186,800	貸付有価証券 1,400株（200株）
レアジョブ	600	363.00	217,800	貸付有価証券 200株
リクルートホールディングス	1,554,500	10,955.00	17,029,547,500	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
エラン	26,400	741.00	19,562,400	貸付有価証券 4,000株（1,300株）
土木管理総合試験所	1,000	302.00	302,000	
日本郵政	2,231,400	1,514.50	3,379,455,300	

		ベルシステム２４ホールディングス	21,400	1,255.00	26,857,000	
		鎌倉新書	17,000	524.00	8,908,000	貸付有価証券 2,500株（1,400株）
		ＳＭＮ	500	362.00	181,000	貸付有価証券 200株
		一蔵	300	374.00	112,200	貸付有価証券 100株
		グローバルキッズＣＯＭＰＡＮＹ	400	681.00	272,400	
		エアトリ	14,600	1,098.00	16,030,800	貸付有価証券 6,700株（200株）
		アトラエ	13,900	728.00	10,119,200	貸付有価証券 6,500株（6,500株）
		ストライク	9,800	3,520.00	34,496,000	貸付有価証券 100株
		ソラスト	54,900	464.00	25,473,600	貸付有価証券 300株
		セラク	6,000	1,283.00	7,698,000	貸付有価証券 100株
		インソース	43,200	1,103.00	47,649,600	貸付有価証券 3,000株（3,000株）
		ベイカレント	146,400	5,215.00	763,476,000	貸付有価証券 400株
		Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,400	742.00	3,264,800	貸付有価証券 800株（800株）
		アイモバイル	25,300	483.00	12,219,900	貸付有価証券 900株
		ディスラプターズ	1,100	154.00	169,400	貸付有価証券 400株（400株）
		ＭＳ－Ｊａｐａｎ	10,900	1,094.00	11,924,600	
		船場	500	1,327.00	663,500	
		ジャパンエレベーターサービスホールディン	77,500	2,821.00	218,627,500	貸付有価証券 7,800株（3,500株）
		フルテック	300	1,122.00	336,600	貸付有価証券 100株
		グリーンズ	800	2,000.00	1,600,000	貸付有価証券 300株
		ツナググループ・ホールディングス	600	585.00	351,000	貸付有価証券 100株（100株）
		ＧａｍｅＷｉｔｈ	900	210.00	189,000	貸付有価証券 300株（100株）
		ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ	200	416.00	83,200	
		エル・ティー・エス	2,700	2,522.00	6,809,400	
		ミダックホールディングス	12,100	1,608.00	19,456,800	貸付有価証券 300株
		キュービーネットホールディングス	11,400	985.00	11,229,000	貸付有価証券 300株

		オープングループ	31,600	198.00	6,256,800	貸付有価証券 3,300株（2,500株）
		スプリックス	600	965.00	579,000	
		マネジメントソリューションズ	9,800	1,660.00	16,268,000	貸付有価証券 200株
		プロレド・パートナーズ	4,900	397.00	1,945,300	貸付有価証券 1,000株（700株）
		ａｎｄ　ｆａｃｔｏｒｙ	700	216.00	151,200	貸付有価証券 300株
		テノ．ホールディングス	300	448.00	134,400	貸付有価証券 100株（100株）
		フロンティア・マネジメント	6,000	753.00	4,518,000	貸付有価証券 2,800株（100株）
		ピアラ	400	248.00	99,200	貸付有価証券 100株（100株）
		コプロ・ホールディングス	900	1,625.00	1,462,500	貸付有価証券 100株
		ギークス	400	381.00	152,400	
		アンビスホールディングス	42,700	638.00	27,242,600	貸付有価証券 3,500株
		カーブスホールディングス	54,400	735.00	39,984,000	貸付有価証券 700株
		フォーラムエンジニアリング	23,200	1,034.00	23,988,800	貸付有価証券 1,000株
		Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	6,800	1,305.00	8,874,000	
		Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	5,600	2,969.00	16,626,400	貸付有価証券 500株
		ダイレクトマーケティングミックス	24,100	258.00	6,217,800	貸付有価証券 7,900株（7,500株）
		ポピンズ	3,700	1,174.00	4,343,800	貸付有価証券 200株
		ＬＩＴＡＬＩＣＯ	18,100	834.00	15,095,400	貸付有価証券 2,400株
		コンフィデンス・インターワークス	300	1,555.00	466,500	
		アドバンテッジリスクマネジメント	1,100	552.00	607,200	
		リログループ	110,900	1,870.00	207,383,000	貸付有価証券 2,700株
		東祥	16,700	612.00	10,220,400	貸付有価証券 300株
		ＩＤ＆Ｅホールディングス	12,000	6,490.00	77,880,000	貸付有価証券 800株（600株）
		ビーウィズ	4,100	1,488.00	6,100,800	貸付有価証券 1,700株（400株）
		サンウェルズ	7,700	690.00	5,313,000	貸付有価証券 3,500株（100株）
		ＴＲＥホールディングス	45,800	1,471.00	67,371,800	

人・夢・技術グループ	8,200	1,473.00	12,078,600	貸付有価証券 100株（100株）
ＮＩＳＳＯホールディングス	17,300	766.00	13,251,800	貸付有価証券 8,100株
大栄環境	43,400	2,828.00	122,735,200	貸付有価証券 1,300株（1,200株）
ＧＥＮＯＶＡ	6,800	1,353.00	9,200,400	貸付有価証券 2,500株
日本管財ホールディングス	20,900	2,600.00	54,340,000	
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	21,500	2,019.00	43,408,500	貸付有価証券 10,100株（1,200株）
エイチ・アイ・エス	63,700	1,348.00	85,867,600	貸付有価証券 15,200株（900株）
ラックランド	8,300	1,718.00	14,259,400	貸付有価証券 1,200株（100株）
共立メンテナンス	62,500	2,816.00	176,000,000	貸付有価証券 29,500株（10,600株）
イチネンホールディングス	19,300	1,804.00	34,817,200	貸付有価証券 100株（100株）
建設技術研究所	20,500	2,482.00	50,881,000	
スペース	14,500	1,068.00	15,486,000	貸付有価証券 100株（100株）
燦ホールディングス	16,700	1,068.00	17,835,600	貸付有価証券 300株
スバル興業	7,700	3,140.00	24,178,000	貸付有価証券 3,600株
東京テアトル	800	1,075.00	860,000	貸付有価証券 300株
タナベコンサルティンググループ	8,600	1,168.00	10,044,800	
ナガワ	5,300	6,400.00	33,920,000	貸付有価証券 2,500株
東京都競馬	14,600	4,370.00	63,802,000	貸付有価証券 3,500株
常磐興産	200	1,644.00	328,800	
カナモト	30,900	3,160.00	97,644,000	貸付有価証券 1,800株
ニシオホールディングス	16,500	4,340.00	71,610,000	
トランス・コスモス	25,400	3,175.00	80,645,000	貸付有価証券 700株（700株）
乃村工藝社	86,900	929.00	80,730,100	貸付有価証券 600株
藤田観光	8,800	7,550.00	66,440,000	貸付有価証券 200株
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	11,900	1,141.00	13,577,900	貸付有価証券 200株
トーカイ	17,600	2,138.00	37,628,800	

		白洋舎	300	2,210.00	663,000	貸付有価証券 100株
		セコム	405,800	5,155.00	2,091,899,000	
		セントラル警備保障	10,700	2,800.00	29,960,000	
		丹青社	42,100	897.00	37,763,700	貸付有価証券 3,400株
		メイテックグループホールディングス	73,500	2,926.50	215,097,750	
		応用地質	18,000	2,386.00	42,948,000	貸付有価証券 200株
		船井総研ホールディングス	39,900	2,318.00	92,488,200	貸付有価証券 2,000株（100株）
		進学会ホールディングス	700	197.00	137,900	貸付有価証券 300株
		オオバ	1,500	1,005.00	1,507,500	貸付有価証券 700株
		いであ	600	2,281.00	1,368,600	貸付有価証券 100株（100株）
		学究社	7,900	2,039.00	16,108,100	
		イオンディライト	21,400	4,310.00	92,234,000	貸付有価証券 100株
		ナック	20,300	591.00	11,997,300	貸付有価証券 300株（200株）
		ダイセキ	48,100	3,840.00	184,704,000	貸付有価証券 4,800株
		ステップ	7,200	2,087.00	15,026,400	
	小計	銘柄数：2,103 組入時価比率：98.8%			751,720,402,070 100.0%	
合計					751,720,402,070	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年1月10日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 1月10日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建	7,418,325,004	－	7,344,000,000	△74,458,654
合計	7,418,325,004	－	7,344,000,000	△74,458,654

（注）時価の算定方法

1先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 1 月 10 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	6,490,590,531
コール・ローン	2,453,471,359
株式	2,779,942,461,753
投資証券	50,238,020,321
派生商品評価勘定	111,017,007
未収配当金	1,512,533,095
未収利息	16,051
差入委託証拠金	28,104,630,945
流動資産合計	2,868,852,741,062
資産合計	2,868,852,741,062
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	739,385,547
未払解約金	504,937,928
その他未払費用	11,059,300
流動負債合計	1,255,382,775
負債合計	1,255,382,775
純資産の部	
元本等	
元本	366,589,861,377
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,501,007,496,910
元本等合計	2,867,597,358,287
純資産合計	2,867,597,358,287
負債純資産合計	2,868,852,741,062

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券

	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年 1月 10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.8224円
(10,000口当たり純資産額)	(78,224円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 1月 10日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
新株予約権証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 1月 10日現在	
期首	2024年 7月 11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	349,141,900,584円
同期中における追加設定元本額	33,008,596,841円
同期中における一部解約元本額	15,560,636,048円
期末元本額	366,589,861,377円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	17,331,296円
バランスセレクト５０	56,037,642円
バランスセレクト７０	79,462,183円
野村外国株式インデックスファンド	442,084,830円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,763,078,566円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,665,447,516円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	5,108,778,236円
野村資産設計ファンド２０１５	5,065,356円
野村資産設計ファンド２０２０	5,692,152円
野村資産設計ファンド２０２５	8,110,881円
野村資産設計ファンド２０３０	14,833,494円
野村資産設計ファンド２０３５	15,894,341円
野村資産設計ファンド２０４０	28,472,347円
野村外国株インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	34,040,065,107円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,244,805,262円
のむラップ・ファンド（普通型）	17,755,026,846円
のむラップ・ファンド（積極型）	24,322,462,124円
野村資産設計ファンド２０４５	6,697,824円
野村インデックスファンド・外国株式	9,841,636,120円
マイ・ロード	1,352,758,008円
ネクストコア	4,449,675円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	150,396,250円
野村外国株インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,288,063,898円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	267,889,815円
野村資産設計ファンド２０５０	7,617,766円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	1,322,135円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	1,028,883円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	970,643円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	942,278円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	458,397,435円

のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,189,132,104 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,880,018 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,995,545 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	30,172,089 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	16,097,197 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	53,037,309 円
野村６資産均等バランス	2,166,527,659 円
野村つみたて外国株投信	20,242,225,858 円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	5,197,015,385 円
世界６資産分散ファンド	41,443,178 円
野村資産設計ファンド２０６０	7,789,653 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,234,030,300 円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	5,187,384,413 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,267,712,133 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	7,028,365,079 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	54,845,813 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	36,967,955 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	219,131,994 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	177,928,959 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	393,599 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	1,585,069 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	399,673 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,674,372 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	236,665,464 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,137,493 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	16,645,310 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	45,047,837 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,456,522,807 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,260,147 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	932,088,222 円
野村ＦｏＦｓ用・外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックスファンド（適格機関投資家専用）	10,719,301,957 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	455,729 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	726,016,044 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	999,137 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	6,640,507 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,038,457 円
野村外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（確定拠出年金向け）	118,725,924,505 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,374,405,652 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	5,946,282,166 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	6,962,509,569 円
マイバランスＤＣ３０	632,493,480 円
マイバランスＤＣ５０	1,622,699,405 円
マイバランスＤＣ７０	1,721,952,279 円
野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ	52,875,056,229 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	274,260,039 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	16,030,214 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	559,810,140 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	415,456,043 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	525,785,619 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	21,234,804 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	11,121,592 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	75,534,781 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	13,874,991 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	15,607,921 円

野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	12,130,620 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	308,496,627 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	261,740,323 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	190,889,594 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	268,436,440 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	11,989,105 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	109,231,484 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	86,775,430 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	58,636,250 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	85,176,830 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	2,417,608 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	132,528,263 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 1 月 10 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	263,000	43.44	11,424,720.00	
		HALLIBURTON CO	239,000	27.03	6,460,170.00	
		SCHLUMBERGER LTD	381,000	38.81	14,786,610.00	
		APA CORPORATION	105,000	23.68	2,486,400.00	
		CHENIERE ENERGY INC	61,300	225.19	13,804,147.00	
		CHEVRON CORP	466,600	150.30	70,129,980.00	
		CONOCOPHILLIPS	351,600	101.62	35,729,592.00	
		COTERRA ENERGY INC	200,000	27.15	5,430,000.00	
		DEVON ENERGY CORP	167,000	35.15	5,870,050.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	51,600	170.99	8,823,084.00	
		EOG RESOURCES INC	151,600	128.46	19,474,536.00	
		EQT CORP	155,000	49.00	7,595,000.00	
		EXPAND ENERGY CORP	55,400	102.92	5,701,768.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,193,189	106.93	127,587,699.77	
		HESS CORP	73,700	139.81	10,303,997.00	
		HF SINCLAIR CORP	40,000	34.77	1,390,800.00	
		KINDER MORGAN INC	542,000	28.29	15,333,180.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	89,300	142.33	12,710,069.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	169,000	51.19	8,651,110.00	
		ONEOK INC	158,300	102.85	16,281,155.00	
		OVINTIV INC	67,000	42.43	2,842,810.00	
		PHILLIPS 66	112,100	116.25	13,031,625.00	

TARGA RESOURCES CORP	55,700	191.98	10,693,286.00	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,230	1,275.94	6,673,166.20	
VALERO ENERGY CORP	85,400	125.19	10,691,226.00	
WILLIAMS COS	330,000	56.39	18,608,700.00	
AIR PRODUCTS	59,200	285.25	16,886,800.00	
ALBEMARLE CORP	29,900	87.38	2,612,662.00	
CELANESE CORP-SERIES A	27,800	64.94	1,805,332.00	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	87.01	4,350,500.00	
CORTEVA INC	188,000	57.15	10,744,200.00	
DOW INC	185,000	38.92	7,200,200.00	
DUPONT DE NEMOURS INC	113,100	74.45	8,420,295.00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	30,200	88.18	2,663,036.00	
ECOLAB INC	69,100	234.57	16,208,787.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	68,300	82.07	5,605,381.00	
LINDE PLC	128,200	420.01	53,845,282.00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	70,900	73.03	5,177,827.00	
MOSAIC CO/THE	85,000	24.68	2,097,800.00	
PPG INDUSTRIES	62,100	115.69	7,184,349.00	
RPM INTERNATIONAL INC	35,800	122.57	4,388,006.00	
SHERWIN-WILLIAMS	63,900	337.54	21,568,806.00	
WESTLAKE CORPORATION	9,400	110.54	1,039,076.00	
CRH PLC	182,100	92.51	16,846,071.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	16,600	517.25	8,586,350.00	
VULCAN MATERIALS CO	35,200	255.28	8,985,856.00	
AMCOR PLC	403,000	9.55	3,848,650.00	
AVERY DENNISON CORP	22,100	187.71	4,148,391.00	
BALL CORP	84,000	53.46	4,490,640.00	
CROWN HOLDINGS INC	33,700	80.02	2,696,674.00	
IP(INTERNATIONAL PAPER CO)	86,000	54.68	4,702,480.00	
PACKAGING CORP OF AMERICA	23,600	228.54	5,393,544.00	
SMURFIT WESTROCK PLC	142,000	51.93	7,374,060.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	390,000	39.74	15,498,600.00	
NEWMONT CORP	305,000	39.13	11,934,650.00	
NUCOR CORP	63,300	118.18	7,480,794.00	
RELIANCE INC	14,700	267.51	3,932,397.00	
STEEL DYNAMICS	38,500	116.48	4,484,480.00	

AXON ENTERPRISE INC	19,100	577.34	11,027,194.00	
BOEING CO	196,500	171.76	33,750,840.00	
GENERAL DYNAMICS	63,300	261.47	16,551,051.00	
GENERAL ELECTRIC CO	291,200	172.89	50,345,568.00	
HEICO CORP	12,000	227.39	2,728,680.00	
HEICO CORP-CLASS A	20,600	178.87	3,684,722.00	
HOWMET AEROSPACE INC	105,400	115.05	12,126,270.00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	10,600	189.66	2,010,396.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	50,300	207.15	10,419,645.00	
LOCKHEED MARTIN	57,300	468.85	26,865,105.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	37,400	462.21	17,286,654.00	
RTX CORP	357,200	115.92	41,406,624.00	
TEXTRON INC	49,600	76.00	3,769,600.00	
TRANSDIGM GROUP INC	15,020	1,282.32	19,260,446.40	
ALLEGION PLC	24,300	128.40	3,120,120.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	31,100	143.50	4,462,850.00	
CARLISLE COS INC	12,300	372.79	4,585,317.00	
CARRIER GLOBAL CORP	220,000	68.45	15,059,000.00	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	35,000	69.37	2,427,950.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	178,000	80.04	14,247,120.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	8,800	625.57	5,505,016.00	
MASCO CORP	58,000	72.48	4,203,840.00	
OWENS CORNING INC	22,800	171.61	3,912,708.00	
SMITH (A.O.) CORP	31,200	68.68	2,142,816.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	60,700	386.10	23,436,270.00	
AECOM	34,500	107.32	3,702,540.00	
EMCOR GROUP INC	12,600	475.86	5,995,836.00	
QUANTA SERVICES INC	39,300	312.20	12,269,460.00	
AMETEK INC	61,500	178.45	10,974,675.00	
EATON CORP PLC	106,600	345.11	36,788,726.00	
EMERSON ELEC	153,800	120.30	18,502,140.00	
GE VERNOVA INC	74,200	366.48	27,192,816.00	
HUBBELL INC	14,600	434.77	6,347,642.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	30,900	279.56	8,638,404.00	
VERTIV HOLDINGS CO	96,000	129.27	12,409,920.00	

3M CORP	147,000	134.53	19,775,910.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	174,500	220.17	38,419,665.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	40.26	1,851,960.00	
CATERPILLAR INC DEL	130,200	361.07	47,011,314.00	
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	11.25	2,778,750.00	
CUMMINS INC	37,200	359.75	13,382,700.00	
DEERE & COMPANY	70,100	410.00	28,741,000.00	
DOVER CORP	36,800	187.22	6,889,696.00	
FORTIVE CORP	96,000	76.75	7,368,000.00	
GRACO INC	47,000	82.29	3,867,630.00	
IDEX CORP	20,000	208.79	4,175,800.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	79,400	247.61	19,660,234.00	
INGERSOLL-RAND INC	108,200	89.23	9,654,686.00	
NORDSON CORP	14,900	202.09	3,011,141.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	106,800	91.79	9,803,172.00	
PACCAR	140,000	108.50	15,190,000.00	
PARKER HANNIFIN CORP	34,500	641.50	22,131,750.00	
PENTAIR PLC	45,100	99.47	4,486,097.00	
SNAP-ON INC	14,500	336.82	4,883,890.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	42,000	81.56	3,425,520.00	
TORO CO	29,000	79.25	2,298,250.00	
WABTEC CORP	47,800	191.27	9,142,706.00	
XYLEM INC	64,600	115.91	7,487,786.00	
AERCAP HOLDINGS NV	52,400	96.15	5,038,260.00	
FASTENAL CO	152,000	72.94	11,086,880.00	
FERGUSON ENTERPRISES INC	53,100	172.02	9,134,262.00	
GRAINGER(W.W.) INC	11,720	1,068.84	12,526,804.80	
UNITED RENTALS INC	17,900	670.00	11,993,000.00	
WATSCO INC	9,400	466.57	4,385,758.00	
CINTAS CORP	97,200	192.65	18,725,580.00	
COPART INC	230,000	56.78	13,059,400.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	58,500	206.96	12,107,160.00	
ROLLINS INC	81,000	46.35	3,754,350.00	
VERALTO CORP	65,100	102.00	6,640,200.00	
WASTE CONNECTIONS INC	68,900	175.97	12,124,333.00	
WASTE MANAGEMENT INC	108,500	206.58	22,413,930.00	

C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	103.61	3,367,325.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	37,200	112.89	4,199,508.00	
FEDEX CORPORATION	61,800	274.90	16,988,820.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	195,500	126.76	24,781,580.00	
DELTA AIR LINES INC	42,000	61.42	2,579,640.00	
SOUTHWEST AIRLINES	44,000	32.88	1,446,720.00	
CSX CORP	517,000	32.20	16,647,400.00	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	550,000	4.63	2,546,500.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	177.83	3,983,392.00	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	44,000	53.83	2,368,520.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	61,300	236.91	14,522,583.00	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	51,400	179.58	9,230,412.00	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	63.26	1,518,240.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	510,000	64.91	33,104,100.00	
UNION PAC CORP	163,600	231.82	37,925,752.00	
APTIV PLC	72,000	60.80	4,377,600.00	
FORD MOTOR COMPANY	1,059,000	9.74	10,314,660.00	
GENERAL MOTORS CO	302,000	51.00	15,402,000.00	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	206,000	14.21	2,927,260.00	
TESLA INC	772,100	394.94	304,933,174.00	
DR HORTON INC	79,100	139.90	11,066,090.00	
GARMIN LTD	41,400	211.39	8,751,546.00	
LENNAR CORP-A	63,700	133.54	8,506,498.00	
NVR INC	830	8,005.95	6,644,938.50	
PULTEGROUP INC	56,000	110.46	6,185,760.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	41,500	207.52	8,612,080.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	29,900	392.92	11,748,308.00	
NIKE INC-B	318,000	71.29	22,670,220.00	
AIRBNB INC-CLASS A	119,200	130.80	15,591,360.00	
BOOKING HOLDINGS INC	9,000	4,872.42	43,851,780.00	
CARNIVAL CORP	277,000	24.18	6,697,860.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	365,000	57.92	21,140,800.00	
DARDEN RESTAURANTS INC	31,800	183.73	5,842,614.00	
DOMINOS PIZZA INC	9,300	412.69	3,838,017.00	
DOORDASH INC-A	83,500	173.72	14,505,620.00	

DRAFTKINGS INC	120,000	38.35	4,602,000.00	
EXPEDIA GROUP INC	33,800	182.62	6,172,556.00	
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	48,000	255.88	12,282,240.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	66,200	243.30	16,106,460.00	
HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	152.34	1,965,186.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	99,000	49.15	4,865,850.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	63,800	273.53	17,451,214.00	
MCDONALD'S CORP	192,600	286.90	55,256,940.00	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	32.69	2,124,850.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	66,300	227.22	15,064,686.00	
STARBUCKS CORP	303,500	92.60	28,104,100.00	
WYNN RESORTS LTD	28,400	81.17	2,305,228.00	
YUM BRANDS INC	74,800	127.74	9,554,952.00	
GENUINE PARTS CO	38,100	116.53	4,439,793.00	
LKQ CORP	68,000	36.34	2,471,120.00	
POOL CORP	10,500	324.79	3,410,295.00	
AMAZON.COM INC	2,536,800	222.13	563,499,384.00	
EBAY INC	132,000	69.40	9,160,800.00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	52.78	1,477,840.00	
MERCADOLIBRE INC	12,330	1,739.00	21,441,870.00	
AUTOZONE	4,630	3,303.35	15,294,510.50	
BEST BUY COMPANY INC	55,100	84.19	4,638,869.00	
BURLINGTON STORES INC	17,200	285.95	4,918,340.00	
CARMAX INC	40,000	81.93	3,277,200.00	
CARVANA CO	30,400	197.00	5,988,800.00	
DICK S SPORTING GOODS INC	15,400	233.53	3,596,362.00	
HOME DEPOT	266,800	387.20	103,304,960.00	
LOWES COS INC	151,900	246.89	37,502,591.00	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	15,470	1,205.74	18,652,797.80	
ROSS STORES INC	88,300	154.63	13,653,829.00	
TJX COS INC	302,900	121.65	36,847,785.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	148,000	54.39	8,049,720.00	
ULTA BEAUTY INC	13,000	415.14	5,396,820.00	
WILLIAMS SONOMA INC	34,700	194.59	6,752,273.00	
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	19.88	2,087,400.00	

COSTCO WHOLESALE CORPORATION	118,990	927.37	110,347,756.30	
DOLLAR GENERAL CORP	57,300	71.62	4,103,826.00	
DOLLAR TREE INC	55,100	71.97	3,965,547.00	
KROGER CO	182,000	58.90	10,719,800.00	
SYSCO CORP	132,000	74.85	9,880,200.00	
TARGET CORP	123,200	138.22	17,028,704.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	201,000	9.22	1,853,220.00	
WALMART INC	1,187,300	91.80	108,994,140.00	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	45,000	35.99	1,619,550.00	
COCA COLA CO	1,099,200	61.71	67,831,632.00	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	54,000	75.91	4,099,140.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	43,200	219.28	9,472,896.00	
KEURIG DR PEPPER INC	305,000	31.12	9,491,600.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	55.59	2,890,680.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	197,000	51.60	10,165,200.00	
PEPSICO INC	368,500	146.54	53,999,990.00	
ARCHER DANIELS MIDLAND	130,000	49.84	6,479,200.00	
BUNGE GLOBAL SA	36,200	77.38	2,801,156.00	
CONAGRA BRANDS INC	122,000	26.60	3,245,200.00	
GENERAL MILLS	148,000	60.97	9,023,560.00	
HERSHEY CO/THE	39,400	162.22	6,391,468.00	
HORMEL FOODS CORP	86,000	30.44	2,617,840.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	29,300	105.43	3,089,099.00	
KELLANOVA	73,000	81.54	5,952,420.00	
KRAFT HEINZ CO/THE	247,000	29.66	7,326,020.00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	40,000	60.89	2,435,600.00	
MCCORMICK & CO INC.	66,000	74.52	4,918,320.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	356,000	58.29	20,751,240.00	
THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	39.23	2,039,960.00	
TYSON FOODS INC-CL A	78,000	55.46	4,325,880.00	
ALTRIA GROUP INC	457,000	51.49	23,530,930.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	417,600	121.86	50,888,736.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	66,600	102.57	6,831,162.00	
CLOROX CO	32,700	160.63	5,252,601.00	
COLGATE PALMOLIVE CO.	207,300	87.46	18,130,458.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	90,000	126.77	11,409,300.00	

PROCTER & GAMBLE CO	631,000	162.10	102,285,100.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	62,600	73.66	4,611,116.00	
KENVUE INC	512,000	21.10	10,803,200.00	
ABBOTT LABORATORIES	467,300	114.25	53,389,025.00	
ALIGN TECHNOLOGY INC	19,100	215.37	4,113,567.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	132,000	29.59	3,905,880.00	
BECTON,DICKINSON	78,200	234.43	18,332,426.00	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	394,000	95.95	37,804,300.00	
COOPER COS INC/THE	53,500	91.88	4,915,580.00	
DEXCOM INC	106,000	80.09	8,489,540.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	160,000	74.15	11,864,000.00	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	121,200	86.26	10,454,712.00	
HOLOGIC INC	62,400	72.74	4,538,976.00	
IDEXX LABORATORIES INC	22,100	432.36	9,555,156.00	
INSULET CORP	18,600	270.36	5,028,696.00	
INTUITIVE SURGICAL INC	95,400	544.02	51,899,508.00	
MEDTRONIC PLC	343,500	82.68	28,400,580.00	
RESMED INC	39,100	236.17	9,234,247.00	
SOLVENTUM CORP	39,000	68.96	2,689,440.00	
STERIS PLC	26,200	209.43	5,487,066.00	
STRYKER CORP	91,800	364.10	33,424,380.00	
TELEFLEX INC	12,800	177.96	2,277,888.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	53,700	101.54	5,452,698.00	
CARDINAL HEALTH INC	64,300	122.53	7,878,679.00	
CENCORA INC	47,600	237.83	11,320,708.00	
CENTENE CORP	140,000	63.17	8,843,800.00	
CVS HEALTH CORP	341,000	46.01	15,689,410.00	
DAVITA INC	12,300	153.96	1,893,708.00	
ELEVANCE HEALTH INC	62,700	383.24	24,029,148.00	
HCA HEALTHCARE INC	51,600	311.25	16,060,500.00	
HENRY SCHEIN INC	34,000	71.06	2,416,040.00	
HUMANA INC	32,000	268.13	8,580,160.00	
LABCORP HOLDINGS INC	22,700	234.31	5,318,837.00	
MCKESSON CORP	35,100	590.26	20,718,126.00	
MOLINA HEALTHCARE INC	15,600	298.99	4,664,244.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	29,200	154.03	4,497,676.00	

THE CIGNA GROUP	74,500	279.32	20,809,340.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	247,970	524.52	130,065,224.40	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	190.33	3,026,247.00	
ABBVIE INC	474,400	178.50	84,680,400.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	33,900	240.55	8,154,645.00	
AMGEN INC	144,300	264.21	38,125,503.00	
BIOGEN INC	38,800	150.75	5,849,100.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	49,600	68.38	3,391,648.00	
EXACT SCIENCES CORP	49,000	56.68	2,777,320.00	
GILEAD SCIENCES INC	335,900	89.14	29,942,126.00	
INCYTE CORP	42,000	73.13	3,071,460.00	
MODERNA INC	89,000	43.17	3,842,130.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	27,700	138.71	3,842,267.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	29,300	733.59	21,494,187.00	
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,200	366.61	4,106,032.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	69,100	412.11	28,476,801.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	547,000	56.81	31,075,070.00	
ELI LILLY & CO.	217,000	787.22	170,826,740.00	
JOHNSON & JOHNSON	646,446	142.27	91,969,872.42	
MERCK & CO INC	680,700	99.85	67,967,895.00	
PFIZER INC	1,521,500	26.86	40,867,490.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	96,000	26.20	2,515,200.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	311,000	21.49	6,683,390.00	
VIATRIS INC	324,000	11.96	3,875,040.00	
ZOETIS INC	120,800	165.02	19,934,416.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,875,000	46.21	86,643,750.00	
CITIGROUP	512,000	73.26	37,509,120.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	117,000	44.78	5,239,260.00	
FIFTH THIRD BANCORP	178,000	42.42	7,550,760.00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,690	2,094.00	5,632,860.00	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	387,000	16.43	6,358,410.00	
JPMORGAN CHASE & CO	764,100	243.13	185,775,633.00	
KEYCORP	260,000	17.11	4,448,600.00	
M & T BANK CORP	44,000	191.14	8,410,160.00	
PNC FINANCIAL	107,500	194.68	20,928,100.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	252,000	23.82	6,002,640.00	

TRUIST FINANCIAL CORP	357,000	43.95	15,690,150.00	
US BANCORP	422,000	48.52	20,475,440.00	
WELLS FARGO CO	914,000	71.57	65,414,980.00	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	107,300	161.98	17,380,454.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	355,900	451.84	160,809,856.00	
BLOCK INC	149,000	86.75	12,925,750.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	31.35	2,382,600.00	
CORPAY INC	18,100	357.42	6,469,302.00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	49.01	4,116,840.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	79.35	11,743,800.00	
FISERV INC	155,300	205.23	31,872,219.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	69,500	111.39	7,741,605.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	19,400	173.45	3,364,930.00	
MASTERCARD INC	221,600	516.40	114,434,240.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	259,000	87.94	22,776,460.00	
TOAST INC-CLASS A	109,000	37.21	4,055,890.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	448,600	312.60	140,232,360.00	
AFLAC INC	141,900	103.57	14,696,583.00	
ALLSTATE CORP	70,500	191.80	13,521,900.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	132.26	2,645,200.00	
AMERICAN INTL GROUP	172,000	71.43	12,285,960.00	
AON PLC	52,900	352.45	18,644,605.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	99,600	92.66	9,228,936.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	66,500	285.50	18,985,750.00	
ASSURANT INC	14,600	205.42	2,999,132.00	
BROWN & BROWN INC	66,500	102.53	6,818,245.00	
CHUBB LTD	103,600	266.65	27,624,940.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	41,200	141.71	5,838,452.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	401.35	2,769,315.00	
EVEREST GROUP LTD	11,400	368.43	4,200,102.00	
FNF GROUP	69,000	56.01	3,864,690.00	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	77,400	109.42	8,469,108.00	
LOEWS CORP	49,000	83.53	4,092,970.00	
MARKEL GROUP INC	3,520	1,707.73	6,011,209.60	
MARSH & MCLENNAN COS	132,800	211.35	28,067,280.00	
METLIFE INC	159,000	82.82	13,168,380.00	

PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,800	78.33	4,762,464.00	
PROGRESSIVE CO	157,300	243.59	38,316,707.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	95,200	118.43	11,274,536.00	
TRAVELERS COS INC/THE	61,100	242.77	14,833,247.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	27,700	314.15	8,701,955.00	
WR BERKLEY CORP	83,000	58.09	4,821,470.00	
ACCENTURE PLC-CL A	167,800	357.73	60,027,094.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	93.36	3,883,776.00	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	81,000	115.70	9,371,700.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	133,000	76.02	10,110,660.00	
EPAM SYSTEMS INC	15,400	228.51	3,519,054.00	
GARTNER INC	20,400	495.44	10,106,976.00	
GODADDY INC - CLASS A	37,800	197.14	7,451,892.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	247,400	223.18	55,214,732.00	
MONGODB INC	19,400	248.68	4,824,392.00	
OKTA INC	42,900	85.46	3,666,234.00	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	81,600	161.03	13,140,048.00	
TWILIO INC - A	40,700	111.06	4,520,142.00	
VERISIGN INC	23,700	211.67	5,016,579.00	
WIX.COM LTD	14,100	224.49	3,165,309.00	
ADOBE INC	118,200	419.58	49,594,356.00	
ANSYS INC	23,000	343.47	7,899,810.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	56,300	329.20	18,533,960.00	
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	251.05	1,807,560.00	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	42,900	244.49	10,488,621.00	
AUTODESK INC.	58,200	296.37	17,248,734.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	46.74	1,869,600.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	73,000	302.73	22,099,290.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	23,400	183.19	4,286,646.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	62,100	358.72	22,276,512.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	11,800	344.55	4,065,690.00	
DATADOG INC - CLASS A	76,400	141.88	10,839,632.00	
DOCUSIGN INC	56,000	89.51	5,012,560.00	
DYNATRACE INC	77,000	52.23	4,021,710.00	
FAIR ISAAC CORP	6,510	1,964.42	12,788,374.20	

FORTINET INC	175,000	96.04	16,807,000.00	
GEN DIGITAL INC	154,000	27.11	4,174,940.00	
HUBSPOT INC	13,000	709.42	9,222,460.00	
INTUIT INC	75,300	626.05	47,141,565.00	
MANHATTAN ASSOCIATES,INC.	16,500	272.49	4,496,085.00	
MICROSOFT CORP	1,896,400	424.56	805,135,584.00	
MICROSTRATEGY INC-CL A	49,500	331.70	16,419,150.00	
MONDAY.COM LTD	10,100	227.38	2,296,538.00	
NUTANIX INC - A	67,000	62.41	4,181,470.00	
ORACLE CORPORATION	446,500	163.14	72,842,010.00	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	547,000	68.23	37,321,810.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	175,700	172.83	30,366,231.00	
PTC INC	32,200	184.36	5,936,392.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	29,100	510.30	14,849,730.00	
SALESFORCE INC	256,740	326.90	83,928,306.00	
SAMSARA INC-CL A	55,000	44.18	2,429,900.00	
SERVICENOW INC	55,320	1,049.08	58,035,105.60	
SYNOPSYS INC	41,100	502.00	20,632,200.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	11,200	575.22	6,442,464.00	
WORKDAY INC-CLASS A	57,800	254.69	14,721,082.00	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	68,000	79.90	5,433,200.00	
ZSCALER INC	24,500	187.28	4,588,360.00	
ARISTA NETWORKS INC	285,600	115.51	32,989,656.00	
CISCO SYSTEMS	1,071,900	59.20	63,456,480.00	
F5 INC	15,300	258.84	3,960,252.00	
JUNIPER NETWORKS INC	89,000	38.37	3,414,930.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	45,100	462.73	20,869,123.00	
APPLE INC	4,083,200	242.70	990,992,640.00	
DELL TECHNOLOGIES-C	84,000	119.31	10,022,040.00	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	353,000	22.03	7,776,590.00	
HP INC	257,000	33.45	8,596,650.00	
NETAPP INC	54,500	118.09	6,435,905.00	
PURE STORAGE INC - CLASS A	82,000	64.26	5,269,320.00	
SEAGATE TECHNOLOGY	58,000	88.69	5,144,020.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	142,000	32.61	4,630,620.00	
WESTERN DIGITAL CORP	95,000	64.06	6,085,700.00	

		AMPHENOL CORP-CL A	322,000	71.83	23,129,260.00	
		CDW CORPORATION	35,400	181.34	6,419,436.00	
		CORNING INC	217,000	47.73	10,357,410.00	
		JABIL INC	31,000	153.95	4,772,450.00	
		KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	46,200	164.89	7,617,918.00	
		TE CONNECTIVITY PLC	81,700	143.70	11,740,290.00	
		TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	12,500	461.96	5,774,500.00	
		TRIMBLE INC	68,000	72.54	4,932,720.00	
		ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	13,600	397.00	5,399,200.00	
		ADVANCED MICRO DEVICES	434,648	121.84	52,957,512.32	
		ANALOG DEVICES INC	132,900	220.44	29,296,476.00	
		APPLIED MATERIALS	220,800	176.99	39,079,392.00	
		BROADCOM INC	1,191,570	229.31	273,238,916.70	
		ENPHASE ENERGY INC	35,100	69.66	2,445,066.00	
		ENTEGRIS INC	41,100	99.76	4,100,136.00	
		FIRST SOLAR INC	27,500	191.13	5,256,075.00	
		INTEL CORP	1,156,000	19.88	22,981,280.00	
		KLA CORP	35,800	686.20	24,565,960.00	
		LAM RESEARCH CORP	347,000	77.04	26,732,880.00	
		MARVELL TECHNOLOGY INC	233,800	118.23	27,642,174.00	
		MICROCHIP TECHNOLOGY	142,000	56.38	8,005,960.00	
		MICRON TECHNOLOGY	296,900	99.41	29,514,829.00	
		MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	12,910	620.96	8,016,593.60	
		NVIDIA CORP	6,587,700	140.11	923,002,647.00	
		NXP SEMICONDUCTORS NV	68,800	209.72	14,428,736.00	
		ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	115,000	58.31	6,705,650.00	
		QORVO INC	24,800	73.08	1,812,384.00	
		QUALCOMM INC	299,200	159.08	47,596,736.00	
		SKYWORKS SOLUTIONS INC	44,200	92.63	4,094,246.00	
		TERADYNE INC	44,900	137.15	6,158,035.00	
		TEXAS INSTRUMENTS INC	245,200	191.66	46,995,032.00	
		AT & T INC	1,926,000	22.18	42,718,680.00	
		VERIZON COMMUNICATIONS	1,130,000	38.94	44,002,200.00	
		T-MOBILE US INC	141,700	215.52	30,539,184.00	
		ALLIANT ENERGY CORP	66,000	58.20	3,841,200.00	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	144,500	92.26	13,331,570.00	

CONSTELLATION ENERGY	83,400	243.84	20,336,256.00	
DUKE ENERGY CORP	208,700	108.23	22,587,601.00	
EDISON INTERNATIONAL	106,000	69.50	7,367,000.00	
ENTERGY CORP	112,800	76.60	8,640,480.00	
EVERGY INC	63,000	60.91	3,837,330.00	
EVERSOURCE ENERGY	99,000	56.72	5,615,280.00	
EXELON CORPORATION	266,000	38.19	10,158,540.00	
FIRSTENERGY CORP	149,000	39.77	5,925,730.00	
NEXTERA ENERGY INC	552,000	70.66	39,004,320.00	
NRG ENERGY INC	55,000	98.54	5,419,700.00	
PG&E CORP	539,000	19.25	10,375,750.00	
PPL CORPORATION	195,000	32.17	6,273,150.00	
SOUTHERN CO.	293,100	83.02	24,333,162.00	
XCEL ENERGY INC	148,000	66.39	9,825,720.00	
ATMOS ENERGY CORP	41,400	139.52	5,776,128.00	
AMEREN CORPORATION	73,000	89.24	6,514,520.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	174,000	31.17	5,423,580.00	
CMS ENERGY CORP	78,000	66.30	5,171,400.00	
CONSOLIDATED EDISON INC	92,700	89.01	8,251,227.00	
DOMINION ENERGY INC	224,000	54.60	12,230,400.00	
DTE ENERGY COMPANY	54,700	121.01	6,619,247.00	
NISOURCE INC	124,000	36.45	4,519,800.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	135,000	85.28	11,512,800.00	
SEMPRA	169,000	82.82	13,996,580.00	
WEC ENERGY GROUP INC	86,500	94.75	8,195,875.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	52,900	122.61	6,486,069.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	66,000	35.00	2,310,000.00	
ALLY FINANCIAL INC	73,000	35.61	2,599,530.00	
AMERICAN EXPRESS CO	152,700	302.85	46,245,195.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	102,800	180.14	18,518,392.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	67,300	175.87	11,836,051.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	105,000	65.79	6,907,950.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	26,300	534.93	14,068,659.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	49,700	182.30	9,060,310.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	198,000	77.95	15,434,100.00	
BLACKROCK INC	39,620	986.10	39,069,282.00	

BLACKSTONE INC	194,200	173.97	33,784,974.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	65,000	52.31	3,400,150.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	27,500	192.99	5,307,225.00	
CME GROUP INC	96,600	229.30	22,150,380.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	51,400	260.01	13,364,514.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	10,500	458.46	4,813,830.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	19.80	1,485,000.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	17,000	77.43	1,316,310.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	84,800	580.02	49,185,696.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	153,800	146.57	22,542,466.00	
KKR & CO INC-A	167,800	148.24	24,874,672.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	20,200	333.42	6,735,084.00	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,800	219.60	2,152,080.00	
MOODYS CORP	44,100	472.10	20,819,610.00	
MORGAN STANLEY	325,900	127.86	41,669,574.00	
MSCI INC	21,200	602.23	12,767,276.00	
NASDAQ INC	116,000	78.02	9,050,320.00	
NORTHERN TRUST CORP	55,600	102.22	5,683,432.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	52,000	159.38	8,287,760.00	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	146,000	40.81	5,958,260.00	
S&P GLOBAL INC	85,995	495.86	42,641,480.70	
SCHWAB(CHARLES)CORP	432,000	73.00	31,536,000.00	
SEI INVESTMENTS COMPANY	32,000	81.48	2,607,360.00	
STATE STREET CORP	78,800	97.73	7,701,124.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	60,800	112.84	6,860,672.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	30,300	134.06	4,062,018.00	
AES CORP	195,000	12.40	2,418,000.00	
VISTRA CORP	91,600	160.81	14,730,196.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	41,200	217.30	8,952,760.00	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	76,900	137.00	10,535,300.00	
AVANTOR INC	185,000	22.13	4,094,050.00	
BIO TECHNE CORP	42,000	75.19	3,157,980.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	344.38	1,756,338.00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	14,300	187.91	2,687,113.00	
DANAHER CORP	174,600	238.09	41,570,514.00	
ILLUMINA INC	41,800	139.68	5,838,624.00	

IQVIA HOLDINGS INC	49,200	204.32	10,052,544.00	
METTLER-TOLEDO INTL	5,740	1,246.51	7,154,967.40	
REVVITY INC	32,500	116.42	3,783,650.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	102,540	544.93	55,877,122.20	
WATERS CORP	15,700	374.20	5,874,940.00	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	19,400	336.91	6,536,054.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	110,000	291.89	32,107,900.00	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	35,100	130.08	4,565,808.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	31,200	229.49	7,160,088.00	
DAYFORCE INC	44,000	70.13	3,085,720.00	
EQUIFAX INC	33,100	248.11	8,212,441.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	33,500	133.10	4,458,850.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	34,500	145.75	5,028,375.00	
PAYCHEX INC	86,700	140.25	12,159,675.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	199.42	2,791,880.00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	59,000	76.01	4,484,590.00	
TRUNSUNION	53,100	90.15	4,786,965.00	
VERISK ANALYTICS INC	38,200	280.42	10,712,044.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	24,700	349.32	8,628,204.00	
COMCAST CORP-CL A	1,037,100	37.17	38,549,007.00	
FOX CORP-CLASS A	61,000	48.97	2,987,170.00	
FOX CORP-CLASS B	39,000	46.61	1,817,790.00	
INTERPUBRIC GROUP	104,000	27.53	2,863,120.00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	96,000	27.47	2,637,120.00	
OMNICOM GROUP	52,100	84.14	4,383,694.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	121,700	121.52	14,788,984.00	
DISNEY (WALT) CO	487,100	109.76	53,464,096.00	
ELECTRONIC ARTS	67,100	144.20	9,675,820.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	56,000	93.44	5,232,640.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	44,200	130.31	5,759,702.00	
NETFLIX INC	115,300	875.00	100,887,500.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	126,000	62.05	7,818,300.00	
ROKU INC	35,000	83.00	2,905,000.00	
SEA LTD-ADR	100,200	109.35	10,956,870.00	
SPOTIFY TECHNOLOGY S.A.	40,900	479.73	19,620,957.00	

		TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	46,700	183.74	8,580,658.00	
		WARNER BROS DISCOVERY INC	631,000	10.06	6,347,860.00	
		ALPHABET INC-CL A	1,573,500	193.95	305,180,325.00	
		ALPHABET INC-CL C	1,349,900	195.39	263,756,961.00	
		MATCH GROUP INC	68,000	31.86	2,166,480.00	
		META PLATFORMS INC-CLASS A	586,900	610.72	358,431,568.00	
		PINTEREST INC- CLASS A	164,000	30.87	5,062,680.00	
		SNAP INC-A	295,000	12.04	3,551,800.00	
		CBRE GROUP INC	82,900	129.78	10,758,762.00	
		COSTAR GROUP INC	110,000	71.34	7,847,400.00	
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	4.29	1,115,400.00	
		ZILLOW GROUP INC - C	41,000	71.07	2,913,870.00	
	小計	銘柄数：569 組入時価比率：75.9%			13,753,580,184.41 (2,175,541,313,569) 78.4%	
	カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	27.44	4,445,280.00	
		CAMECO CORP	119,000	73.18	8,708,420.00	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	572,000	46.91	26,832,520.00	
		CENOVUS ENERGY INC	369,000	22.08	8,147,520.00	
		ENBRIDGE INC	584,000	62.99	36,786,160.00	
		IMPERIAL OIL	48,000	94.53	4,537,440.00	
		KEYERA CORP	57,000	45.39	2,587,230.00	
		MEG ENERGY CORP	67,000	24.64	1,650,880.00	
		PARKLAND CORP	36,000	33.01	1,188,360.00	
		PEMBINA PIPELINE CORP	154,000	53.12	8,180,480.00	
		SUNCOR ENERGY INC	344,000	55.18	18,981,920.00	
		TC ENERGY CORP	280,000	68.91	19,294,800.00	
		TOURMALINE OIL CORP	98,000	68.94	6,756,120.00	
		NUTRIEN LTD	131,000	69.17	9,061,270.00	
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	73.00	3,066,000.00	
		AGNICO EAGLE MINES LTD	137,000	121.75	16,679,750.00	
		BARRICK GOLD	471,000	23.13	10,894,230.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185,000	20.75	3,838,750.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	50,800	182.77	9,284,716.00	
		IVANHOE MINES LTD-CL A	189,000	17.19	3,248,910.00	

		KINROSS GOLD CORP	332,000	15.35	5,096,200.00	
		LUNDIN MINING CORP	169,000	12.94	2,186,860.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	31.55	3,028,800.00	
		TECK RESOURCES LTD-CLS B	123,000	61.17	7,523,910.00	
		WHEATON PRECIOUS METALS CORP	122,000	84.25	10,278,500.00	
		WEST FRASER TIMBER	14,200	122.48	1,739,216.00	
		CAE INC	92,000	34.03	3,130,760.00	
		STANTEC INC	29,100	111.06	3,231,846.00	
		WSP GLOBAL INC	34,800	244.99	8,525,652.00	
		TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	112.86	2,561,922.00	
		ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	28.78	3,223,360.00	
		GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	62,000	63.69	3,948,780.00	
		RB GLOBAL INC	51,100	129.15	6,599,565.00	
		AIR CANADA	43,000	22.01	946,430.00	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	143,200	146.40	20,964,480.00	
		CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	248,100	108.49	26,916,369.00	
		TFI INTERNATIONAL INC	20,900	191.53	4,002,977.00	
		MAGNA INTERNATIONAL INC	69,000	57.25	3,950,250.00	
		GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	67.61	2,907,230.00	
		RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	85,000	89.66	7,621,100.00	
		CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	158.10	2,245,020.00	
		DOLLARAMA INC	75,800	139.36	10,563,488.00	
		ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	205,000	77.97	15,983,850.00	
		EMPIRE CO LTD A	39,000	43.82	1,708,980.00	
		LOBLAW COMPANIES LTD	40,700	184.57	7,511,999.00	
		METRO INC/CN	58,000	90.29	5,236,820.00	
		WESTON(GEORGE)LTD	15,200	222.90	3,388,080.00	
		SAPUTO INC	70,000	24.24	1,696,800.00	
		BANK OF MONTREAL	197,400	141.63	27,957,762.00	
		BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	335,000	74.62	24,997,700.00	
		CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	252,000	91.55	23,070,600.00	
		NATIONAL BANK OF CANADA	91,900	132.77	12,201,563.00	
		ROYAL BANK OF CANADA	380,000	174.47	66,298,600.00	
		TORONTO DOMINION BANK	468,000	77.98	36,494,640.00	
		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,500	1,950.00	10,725,000.00	

		GREAT-WEST LIFECO INC	73,000	46.81	3,417,130.00	
		IA FINANCIAL CORP INC	24,100	130.47	3,144,327.00	
		INTACT FINANCIAL CORP	47,500	258.39	12,273,525.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	469,000	44.18	20,720,420.00	
		POWER CORPORATION OF CANADA	152,000	43.33	6,586,160.00	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	157,000	84.19	13,217,830.00	
		CGI INC	54,100	156.22	8,451,502.00	
		SHOPIFY INC - CLASS A	325,600	155.45	50,614,520.00	
		CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,360	4,320.48	23,157,772.80	
		DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	23,900	163.00	3,895,700.00	
		OPEN TEXT CORP	70,000	40.32	2,822,400.00	
		BCE INC	20,000	33.69	673,800.00	
		QUEBECOR INC-CL B	47,000	31.34	1,472,980.00	
		TELUS CORP	118,600	19.94	2,364,884.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	92,000	43.48	4,000,160.00	
		EMERA INC	76,000	52.96	4,024,960.00	
		FORTIS INC	132,000	60.25	7,953,000.00	
		HYDRO ONE LTD	88,000	44.06	3,877,280.00	
		ALTAGAS LTD	84,000	33.94	2,850,960.00	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	34.28	1,336,920.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	94,000	79.62	7,484,280.00	
		BROOKFIELD CORP	370,000	84.18	31,146,600.00	
		IGM FINANCIAL INC	21,000	45.49	955,290.00	
		ONEX CORPORATION	16,900	116.00	1,960,400.00	
		TMX GROUP LTD	76,000	43.90	3,336,400.00	
		BROOKFIELD RENEWABLE CORP	38,000	38.88	1,477,440.00	
		THOMSON REUTERS CORP	42,100	228.45	9,617,745.00	
		FIRSTSERVICE CORP	10,000	256.88	2,568,800.00	
	小計	銘柄数：83			818,039,050.80	
					(89,861,589,730)	
		組入時価比率：3.1%			3.2%	
	ユーロ	TENARIS SA	109,000	18.93	2,063,915.00	
		ENI SPA	611,000	13.73	8,393,918.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	16.31	1,973,510.00	
		NESTE OYJ	116,000	12.70	1,473,780.00	
		OMV AG	38,000	38.50	1,463,000.00	

REPSOL SA	314,000	12.05	3,783,700.00	
TOTALENERGIES SE	582,000	55.30	32,184,600.00	
AIR LIQUIDE SA	154,900	158.34	24,526,866.00	
AKZO NOBEL	48,000	56.78	2,725,440.00	
ARKEMA	16,800	71.60	1,202,880.00	
BASF SE	239,000	41.91	10,016,490.00	
COVESTRO AG TEND	52,000	59.00	3,068,000.00	
DSM-FIRMENICH AG	49,200	95.98	4,722,216.00	
EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	16.58	1,227,290.00	
SYENSQO SA	19,300	70.46	1,359,878.00	
SYMRISE AG	36,100	98.98	3,573,178.00	
HEIDELBERG MATERIALS AG	36,700	127.80	4,690,260.00	
ARCELORMITTAL	128,000	21.29	2,725,120.00	
STORA ENSO OYJ-R	163,000	9.68	1,578,492.00	
UPM-KYMMENE OYJ	140,000	27.19	3,806,600.00	
AIRBUS SE	159,400	156.58	24,958,852.00	
DASSAULT AVIATION SA	4,700	205.80	967,260.00	
LEONARDO SPA	102,000	27.31	2,785,620.00	
MTU AERO ENGINES AG	14,600	321.90	4,699,740.00	
RHEINMETALL AG	11,500	649.20	7,465,800.00	
SAFRAN SA	98,200	220.60	21,662,920.00	
THALES SA	25,000	143.80	3,595,000.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	120,500	85.78	10,336,490.00	
KINGSPAN GROUP PLC	40,000	66.50	2,660,000.00	
ACS,ACTIVIDADES CONS Y SERV	47,337	48.56	2,298,684.72	
BOUYGUES	49,000	28.61	1,401,890.00	
EIFFAGE SA	18,100	83.22	1,506,282.00	
FERROVIAL SE	126,743	41.04	5,201,532.72	
VINCI	133,400	100.10	13,353,340.00	
LEGRAND SA	70,500	96.60	6,810,300.00	
PRYSMIAN SPA	74,000	66.40	4,913,600.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	146,900	255.60	37,547,640.00	
SIEMENS ENERGY AG	172,000	51.90	8,926,800.00	
SIEMENS AG	204,100	196.60	40,126,060.00	
ALSTOM	99,000	20.37	2,016,630.00	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	133,000	39.33	5,230,890.00	

		GEA GROUP AG	41,000	49.00	2,009,000.00	
		KNORR-BREMSE AG	18,600	71.60	1,331,760.00	
		KONE OYJ	92,000	46.44	4,272,480.00	
		METSO CORPORATION	163,000	8.85	1,443,202.00	
		RATIONAL AG	1,360	822.50	1,118,600.00	
		WARTSILA OYJ	132,000	17.58	2,321,220.00	
		BRENNTAG SE	34,100	57.00	1,943,700.00	
		IMCD NV	14,600	137.95	2,014,070.00	
		REXEL SA	65,000	25.08	1,630,200.00	
		DHL GROUP	271,000	34.00	9,214,000.00	
		INPOST SA	57,000	16.62	947,340.00	
		DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	5.59	765,830.00	
		ADP	9,000	109.10	981,900.00	
		AENA SME SA	20,500	202.60	4,153,300.00	
		GETLINK	87,000	15.21	1,323,270.00	
		CONTINENTAL AG	31,000	63.72	1,975,320.00	
		MICHELIN (CGDE)	179,000	31.04	5,556,160.00	
		BAYER MOTOREN WERK	77,000	75.52	5,815,040.00	
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	71.30	1,069,500.00	
		DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	59.56	1,905,920.00	
		FERRARI NV	34,200	420.00	14,364,000.00	
		MERCEDES-BENZ GROUP AG	204,000	53.06	10,824,240.00	
		PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	35.60	1,459,600.00	
		RENAULT SA	52,000	45.81	2,382,120.00	
		STELLANTIS NV	524,000	12.42	6,508,080.00	
		VOLKSWAGEN AG-PREF	56,900	89.70	5,103,930.00	
		SEB SA	5,400	84.20	454,680.00	
		ADIDAS AG	43,400	246.00	10,676,400.00	
		HERMES INTERNATIONAL	8,500	2,377.00	20,204,500.00	
		KERING SA	19,700	228.75	4,506,375.00	
		LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	73,900	648.00	47,887,200.00	
		MONCLER SPA	65,000	52.96	3,442,400.00	
		PUMA SE	30,000	43.25	1,297,500.00	
		ACCOR SA	54,000	47.22	2,549,880.00	
		AMADEUS IT GROUP SA	122,000	68.80	8,393,600.00	

DELIVERY HERO SE	47,000	28.60	1,344,200.00	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	35.74	857,760.00	
SODEXO	23,500	73.70	1,731,950.00	
D'IETEREN GROUP	5,400	155.70	840,780.00	
PROSUS NV	365,000	34.65	12,647,250.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	293,000	51.10	14,972,300.00	
ZALANDO SE	60,000	30.26	1,815,600.00	
CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	13.73	1,963,390.00	
JERONIMO MARTINS	82,000	18.37	1,506,340.00	
KESKO OYJ-B SHS	70,000	17.80	1,246,000.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	249,000	32.58	8,112,420.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	240,000	47.62	11,428,800.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	5.96	942,628.00	
HEINEKEN HOLDING NV	35,000	57.30	2,005,500.00	
HEINEKEN NV	79,000	67.24	5,311,960.00	
PERNOD RICARD SA	53,300	109.10	5,815,030.00	
DANONE	173,000	65.56	11,341,880.00	
JDE PEET'S BV	31,000	17.50	542,500.00	
KERRY GROUP PLC-A	41,900	94.15	3,944,885.00	
LOTUS BAKERIES	110	10,840.00	1,192,400.00	
HENKEL AG & CO KGAA	26,400	75.20	1,985,280.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	44,300	84.76	3,754,868.00	
BEIERSDORF AG	26,400	128.10	3,381,840.00	
LOREAL-ORD	64,500	331.90	21,407,550.00	
BIOMERIEUX	11,000	106.60	1,172,600.00	
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	10,800	45.46	490,968.00	
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	103.45	620,700.00	
ESSILORLUXOTTICA	79,900	235.60	18,824,440.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	216,352	24.90	5,387,164.80	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	77,000	51.06	3,931,620.00	
AMPLIFON SPA	30,000	25.68	770,400.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	58,000	43.57	2,527,060.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	118,000	35.07	4,138,260.00	
ARGENX SE	16,300	642.40	10,471,120.00	
GRIFOLS SA	89,000	9.11	810,790.00	
BAYER AG-REG	259,000	19.75	5,117,322.00	

IPSEN	9,000	118.90	1,070,100.00	
MERCK KGAA	35,200	142.00	4,998,400.00	
ORION OYJ	30,000	44.94	1,348,200.00	
RECORDATI SPA	29,000	54.00	1,566,000.00	
SANOFI	308,200	96.30	29,679,660.00	
UCB SA	33,500	196.80	6,592,800.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	15.12	1,814,400.00	
AIB GROUP PLC	510,000	5.50	2,805,000.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	1,562,000	9.99	15,610,628.00	
BANCO BPM SPA	340,000	7.91	2,689,400.00	
BANCO DE SABADELL SA	1,530,000	2.00	3,073,770.00	
BANCO SANTANDER SA	4,130,000	4.56	18,872,035.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	8.70	2,307,090.00	
BNP PARIBAS	271,000	59.95	16,246,450.00	
BPER BANCA	290,000	6.26	1,817,140.00	
CAIXABANK	1,060,000	5.63	5,972,040.00	
COMMERZBANK AG	253,000	16.79	4,247,870.00	
CREDIT AGRICOLE SA	289,000	13.43	3,882,715.00	
ERSTE GROUP BANK AG	90,000	59.48	5,353,200.00	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	157,000	17.52	2,750,640.00	
ING GROEP NV	896,000	15.18	13,604,864.00	
INTESA SANPAOLO	3,900,000	3.98	15,559,050.00	
KBC GROEP NV	64,000	74.64	4,776,960.00	
MEDIOBANCA S.P.A.	141,000	14.57	2,054,370.00	
NORDEA BANK ABP	860,000	10.88	9,361,100.00	
SOCIETE GENERALE	197,000	27.40	5,398,785.00	
UNICREDIT SPA	399,000	40.55	16,179,450.00	
ADYEN NV	5,840	1,489.60	8,699,264.00	
EDENRED	68,000	31.85	2,165,800.00	
EURAZEO SE	10,700	71.35	763,445.00	
EXOR NV	27,500	89.30	2,455,750.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	67.00	1,433,800.00	
NEXI SPA	180,000	5.32	957,960.00	
SOFINA SA	3,700	222.60	823,620.00	
AEGON LTD	340,000	5.92	2,012,800.00	

AGEAS	43,000	47.72	2,051,960.00	
ALLIANZ SE-REG	104,900	300.50	31,522,450.00	
ASR NEDERLAND NV	43,000	46.10	1,982,300.00	
AXA SA	470,000	34.41	16,172,700.00	
GENERALI	251,000	28.54	7,163,540.00	
HANNOVER RUECK SE	16,300	254.70	4,151,610.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	36,200	494.20	17,890,040.00	
NN GROUP NV	73,000	41.67	3,041,910.00	
POSTE ITALIANE SPA	120,000	14.06	1,687,800.00	
SAMPO OYJ-A SHS	136,000	39.26	5,339,360.00	
TALANX AG	17,700	85.10	1,506,270.00	
UNIPOL GRUPPO SPA	117,000	12.26	1,434,420.00	
BECHTLE AG	20,000	29.60	592,000.00	
CAPGEMINI SA	40,900	156.95	6,419,255.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	180,000	34.43	6,197,400.00	
NEMETSCHEK SE	14,200	96.35	1,368,170.00	
SAP SE	280,400	245.15	68,740,060.00	
NOKIA OYJ	1,450,000	4.41	6,398,850.00	
ASM INTERNATIONAL NV	12,500	593.00	7,412,500.00	
ASML HOLDING NV	107,360	733.90	78,791,504.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	21,700	144.20	3,129,140.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	355,000	32.28	11,459,400.00	
STMICROELECTRONICS NV	179,000	24.47	4,381,025.00	
CELLNEX TELECOM SA	139,000	28.77	3,999,030.00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	935,000	29.26	27,358,100.00	
ELISA OYJ	36,000	41.50	1,494,000.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	9.95	965,150.00	
KONINKLIJKE KPN NV	1,020,000	3.52	3,593,460.00	
ORANGE SA	515,000	9.64	4,967,690.00	
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.25	699,300.00	
TELEFONICA SA	1,070,000	3.91	4,190,120.00	
ACCIONA S.A.	5,800	110.20	639,160.00	
ELIA GROUP SA/NV	8,726	66.70	582,024.20	
ENDESA S.A.	91,000	21.13	1,922,830.00	
ENEL SPA	2,170,000	7.03	15,261,610.00	
ENERGIAS DE PORTUGAL	800,000	3.12	2,498,400.00	

		FORTUM OYJ	119,000	13.56	1,613,640.00	
		IBERDROLA SA	1,624,000	13.74	22,313,760.00	
		REDEIA CORP SA	107,000	16.39	1,753,730.00	
		TERNA SPA	365,000	7.72	2,820,720.00	
		VERBUND AG	16,900	70.15	1,185,535.00	
		SNAM SPA	510,000	4.34	2,216,460.00	
		E.ON SE	591,000	11.05	6,533,505.00	
		ENGIE	499,000	15.78	7,874,220.00	
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	194,000	26.96	5,230,240.00	
		AMUNDI SA	17,000	61.00	1,037,000.00	
		CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57,000	20.93	1,193,010.00	
		DEUTSCHE BANK AG-REG	513,000	17.13	8,790,768.00	
		DEUTSCHE BOERSE AG	50,800	228.70	11,617,960.00	
		EURONEXT NV	21,200	110.00	2,332,000.00	
		EDP RENOVAVEIS SA	87,941	9.30	817,851.30	
		RWE AG	165,000	28.54	4,709,100.00	
		EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	49.45	1,730,750.00	
		QIAGEN N.V.	57,000	44.18	2,518,545.00	
		SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	234.00	1,684,800.00	
		SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,500	199.25	1,693,625.00	
		BUREAU VERITAS SA	82,000	29.52	2,420,640.00	
		RANDSTAD NV	32,000	39.16	1,253,120.00	
		TELEPERFORMANCE	13,300	85.24	1,133,692.00	
		WOLTERS KLUWER	63,600	164.15	10,439,940.00	
		PUBLICIS GROUPE	61,200	99.46	6,086,952.00	
		BOLLORE SE	210,000	5.80	1,218,000.00	
		CTS EVENTIM AG & CO KGAA	15,600	86.35	1,347,060.00	
		UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	221,000	24.29	5,368,090.00	
		SCOUT24 SE	22,000	88.15	1,939,300.00	
		LEG IMMOBILIEN SE	20,000	77.24	1,544,800.00	
		VONOVIA SE	198,000	28.00	5,544,000.00	
	小計	銘柄数：214			1,395,138,244.74	
					(227,198,263,155)	
		組入時価比率：7.9%			8.2%	
	英ポンド	BP PLC	4,310,000	4.22	18,218,370.00	
		SHELL PLC-NEW	1,666,000	26.13	43,540,910.00	

		CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	33.25	1,163,750.00	
		ANGLO AMERICAN PLC	343,000	24.39	8,367,485.00	
		ANTOFAGASTA PLC	100,000	17.18	1,718,000.00	
		ENDEAVOUR MINING PLC	53,000	15.07	798,710.00	
		GLENCORE PLC	2,790,000	3.65	10,203,030.00	
		RIO TINTO PLC-REG	303,000	48.06	14,562,180.00	
		MONDI PLC	115,727	11.76	1,360,949.52	
		BAE SYSTEMS PLC	816,000	11.86	9,681,840.00	
		MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	5.62	1,911,480.00	
		ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,300,000	5.81	13,372,200.00	
		DCC PLC	25,000	51.45	1,286,250.00	
		SMITHS GROUP PLC	93,000	17.70	1,646,100.00	
		SPIRAX GROUP PLC	18,900	67.05	1,267,245.00	
		ASHTEAD GROUP PLC	115,000	49.64	5,708,600.00	
		BUNZLE	91,000	33.02	3,004,820.00	
		RENTOKIL INITIAL PLC	680,000	3.87	2,635,000.00	
		BARRATT REDROW PLC	360,000	4.05	1,459,440.00	
		BERKELEY GROUP HOLDINGS	27,982	36.78	1,029,177.96	
		PERSIMMON PLC	91,000	10.92	993,720.00	
		TAYLOR WIMPEY PLC	980,000	1.11	1,093,190.00	
		COMPASS GROUP PLC	458,000	27.32	12,512,560.00	
		ENTAIN PLC	162,000	6.48	1,051,056.00	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	42,500	98.88	4,202,400.00	
		WHITBREAD PLC	46,000	29.00	1,334,000.00	
		NEXT PLC	31,000	95.14	2,949,340.00	
		JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.99	607,926.00	
		KINGFISHER PLC	520,000	2.30	1,198,080.00	
		MARKS & SPENCER GROUP PLC	580,000	3.45	2,002,740.00	
		SAINSBURY	520,000	2.63	1,368,640.00	
		TESCO PLC	1,830,000	3.68	6,734,400.00	
		COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	27.98	1,510,920.00	
		DIAGEO PLC	592,000	25.55	15,125,600.00	
		ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	19.66	1,730,520.00	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	536,000	29.91	16,031,760.00	
		IMPERIAL BRANDS PLC	217,000	26.33	5,713,610.00	
		RECKITT BENCKISER GROUP PLC	184,000	49.23	9,058,320.00	

HALEON PLC	2,070,000	3.82	7,926,030.00	
UNILEVER PLC	665,000	45.82	30,470,300.00	
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	10.04	2,409,600.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	416,300	109.88	45,743,044.00	
GSK PLC	1,112,000	13.49	15,006,440.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	20.62	989,760.00	
BARCLAYS PLC	3,890,000	2.65	10,341,565.00	
HSBC HOLDINGS PLC	4,889,000	8.02	39,234,225.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	16,400,000	0.53	8,839,600.00	
NATWEST GROUP PLC	1,920,000	3.85	7,392,000.00	
STANDARD CHARTERED PLC	560,000	10.14	5,678,400.00	
M&G PLC	590,000	1.92	1,138,110.00	
WISE PLC - A	189,000	11.17	2,111,130.00	
ADMIRAL GROUP PLC	69,000	25.72	1,774,680.00	
AVIVA PLC	700,000	4.79	3,356,500.00	
LEGAL & GENERAL	1,620,000	2.23	3,620,700.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	4.89	832,320.00	
PRUDENTIAL PLC	735,000	6.20	4,562,880.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	279,000	12.98	3,622,815.00	
HALMA PLC	100,000	27.22	2,722,000.00	
BT GROUP PLC	1,680,000	1.43	2,409,960.00	
VODAFONE GROUP PLC	6,040,000	0.66	4,019,016.00	
SSE PLC	289,000	15.71	4,540,190.00	
CENTRICA PLC	1,430,000	1.32	1,896,895.00	
NATIONAL GRID PLC	1,324,000	9.34	12,376,752.00	
SEVERN TRENT PLC	75,000	23.92	1,794,000.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	9.72	1,848,320.00	
3I GROUP PLC	258,000	36.49	9,414,420.00	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	103,000	11.01	1,134,545.00	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	129,400	118.65	15,353,310.00	
SCHRODERS PLC	189,176	3.17	600,822.97	
PEARSON	164,000	13.04	2,139,380.00	
EXPERIAN PLC	246,000	34.66	8,526,360.00	
INTERTEK GROUP PLC	43,000	48.48	2,084,640.00	
RELX PLC	504,000	38.06	19,182,240.00	

		INFORMA PLC	360,000	7.98	2,874,240.00	
		WPP PLC	287,000	7.32	2,100,840.00	
		AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	7.81	1,960,812.00	
	小計	銘柄数：77 組入時価比率：3.5%			520,183,161.45 (101,217,239,554) 3.6%	
	スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	9.95	527,615.00	
		EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	620.00	1,221,400.00	
		GIVAUDAN-REG	2,470	3,941.00	9,734,270.00	
		SIKA AG-REG	40,400	217.20	8,774,880.00	
		HOLCIM LTD	141,500	89.06	12,601,990.00	
		SIG GROUP AG	88,000	17.92	1,576,960.00	
		GEBERIT AG-REG	8,800	502.80	4,424,640.00	
		ABB LTD	427,000	49.97	21,337,190.00	
		SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	246.50	1,454,350.00	
		SCHINDLER HOLDING-PART CERT	11,300	250.20	2,827,260.00	
		VAT GROUP AG	7,200	339.30	2,442,960.00	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,000	203.00	2,639,000.00	
		CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	144,200	139.55	20,123,110.00	
		THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	157.50	1,323,000.00	
		AVOLTA AG	22,000	36.14	795,080.00	
		BARRY CALLEBAUT AG	960	1,131.00	1,085,760.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	9,835.00	2,684,955.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	28	98,400.00	2,755,200.00	
		NESTLE SA-REG	703,600	75.12	52,854,432.00	
		ALCON INC	132,400	76.38	10,112,712.00	
		SONOVA HOLDING AG-REG	13,400	298.90	4,005,260.00	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	29,000	116.80	3,387,200.00	
		GALDERMA GROUP AG	22,200	106.94	2,374,068.00	
		NOVARTIS AG-REG	529,300	91.64	48,505,052.00	
		ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	188,700	271.80	51,288,660.00	
		ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	8,300	291.00	2,415,300.00	
		SANDOZ GROUP AG	108,000	39.09	4,221,720.00	
		BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	87.10	783,900.00	
		BALOISE HOLDING AG	11,300	167.00	1,887,100.00	
		HELVETIA HOLDING AG-REG	9,900	155.30	1,537,470.00	

		SWISS LIFE HOLDING AG	7,800	712.00	5,553,600.00	
		SWISS RE LTD	81,400	133.25	10,846,550.00	
		ZURICH INSURANCE GROUP AG	39,500	540.00	21,330,000.00	
		TEMENOS AG-REG	16,400	68.70	1,126,680.00	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,500	78.54	3,180,870.00	
		SWISSCOM AG-REG	7,000	510.50	3,573,500.00	
		BKW AG	6,200	156.00	967,200.00	
		JULIUS BAER GROUP LTD	54,000	58.92	3,181,680.00	
		PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,040	1,330.00	8,033,200.00	
		UBS GROUP AG	888,000	30.37	26,968,560.00	
		BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	59.00	466,100.00	
		LONZA AG-REG	19,600	556.80	10,913,280.00	
		ADECCO GROUP AG-REG	46,000	20.78	955,880.00	
		SGS SA-REG	41,500	93.10	3,863,650.00	
		SWISS PRIME SITE-REG	20,000	101.10	2,022,000.00	
	小計	銘柄数：45 組入時価比率：2.3%			384,685,244.00 (66,692,880,752) 2.4%	
	スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	76,000	333.00	25,308,000.00	
		HOLMEN AB-B SHARES	24,000	412.80	9,907,200.00	
		SVENSKA CELLULOSA AB-B	156,000	140.80	21,964,800.00	
		SAAB AB-B	84,800	233.35	19,788,080.00	
		ASSA ABLOY AB-B	267,000	324.40	86,614,800.00	
		NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374,000	40.65	15,203,100.00	
		SKANSKA AB-B SHS	93,000	229.00	21,297,000.00	
		INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	277.50	11,932,500.00	
		LIFCO AB-B SHS	62,000	324.00	20,088,000.00	
		ALFA LAVAL AB	76,000	472.90	35,940,400.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	723,000	176.85	127,862,550.00	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	413,000	157.80	65,171,400.00	
		EPIROC AB - A	181,000	194.00	35,114,000.00	
		EPIROC AB - B	103,000	172.90	17,808,700.00	
		INDUTRADE AB	74,000	282.20	20,882,800.00	
		SANDVIK AB	279,000	207.80	57,976,200.00	
		SKF AB-B SHARES	88,000	216.00	19,008,000.00	

		TRELLEBORG AB-B SHS	54,000	392.00	21,168,000.00	
		VOLVO AB-A SHS	50,000	286.20	14,310,000.00	
		VOLVO AB-B SHS	433,000	286.40	124,011,200.00	
		ADDTECH AB-B SHARES	68,000	290.40	19,747,200.00	
		BEIJER REF AB	113,000	153.10	17,300,300.00	
		SECURITAS AB-B SHS	138,857	133.75	18,572,123.75	
		EVOLUTION AB	47,800	838.60	40,085,080.00	
		HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	146.25	22,668,750.00	
		ESSITY AKTIEBOLAG-B	164,000	297.20	48,740,800.00	
		GETINGE AB-B SHS	53,000	185.65	9,839,450.00	
		SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	320.00	16,045,760.00	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	428,000	155.20	66,425,600.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	399,000	117.85	47,022,150.00	
		SWEDBANK AB	226,000	226.10	51,098,600.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	367.00	11,377,000.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	366.10	14,644,000.00	
		INVESTOR AB-B SHS	466,000	300.05	139,823,300.00	
		LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	504.00	10,080,000.00	
		ERICSSON LM-B	760,000	93.50	71,060,000.00	
		HEXAGON AB-B SHS	557,000	107.25	59,738,250.00	
		TELIA CO AB	680,000	30.68	20,862,400.00	
		TELE 2 AB-B SHS	146,000	109.80	16,030,800.00	
		EQT AB	101,000	320.50	32,370,500.00	
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	180,000	72.34	13,021,200.00	
		SAGAX AB-B	62,000	218.40	13,540,800.00	
	小計	銘柄数：42 組入時価比率：0.8%			1,531,450,793.75 (21,700,657,747) 0.8%	
	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	82,000	245.20	20,106,400.00	
		EQUINOR ASA	225,000	289.10	65,047,500.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	311.10	14,621,700.00	
		NORSK HYDRO	400,000	64.48	25,792,000.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	24,100	1,261.00	30,390,100.00	
		MOWI ASA	124,000	197.15	24,446,600.00	
		ORKLA ASA	180,000	102.10	18,378,000.00	

		SALMAR ASA	16,000	536.00	8,576,000.00	
		DNB BANK ASA	241,000	228.50	55,068,500.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	209.00	10,868,000.00	
		TELENOR ASA	165,000	128.40	21,186,000.00	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.1%			294,480,800.00 (4,087,393,504) 0.1%	
	デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	94,016	408.60	38,414,937.60	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,450.00	6,370,000.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	273,000	96.80	26,426,400.00	
		DSV A/S	54,600	1,510.00	82,446,000.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	10,750.00	7,740,000.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	11,020.00	13,444,400.00	
		PANDORA A/S	22,000	1,320.00	29,040,000.00	
		CARLSBERG B	23,400	691.60	16,183,440.00	
		COLOPLAST-B	34,300	793.20	27,206,760.00	
		DEMANT A/S	25,000	282.20	7,055,000.00	
		GENMAB A/S	16,900	1,606.00	27,141,400.00	
		ZEALAND PHARMA A/S	16,800	734.50	12,339,600.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	864,700	630.00	544,761,000.00	
		DANSKE BANK AS	189,000	207.70	39,255,300.00	
		TRYG A/S	94,000	154.10	14,485,400.00	
		ORSTED A/S	49,000	311.40	15,258,600.00	
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：0.7%			907,568,237.60 (19,812,214,626) 0.7%	
	豪ドル	SANTOS LTD.	890,000	7.00	6,230,000.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	505,000	25.39	12,821,950.00	
		ORICA LTD	127,000	16.73	2,124,710.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	116,000	50.34	5,839,440.00	
		BHP GROUP LIMITED	1,369,000	39.27	53,760,630.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	19.06	2,325,320.00	
		FORTESCUE LTD	443,000	17.91	7,934,130.00	
		MINERAL RESOURCES LTD	42,000	34.63	1,454,460.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	317,000	16.53	5,240,010.00	
		RIO TINTO LTD	99,000	116.45	11,528,550.00	

SOUTH32 LTD	1,250,000	3.38	4,225,000.00	
REECE LTD	65,000	22.85	1,485,250.00	
SGH LTD	55,000	46.44	2,554,200.00	
BRAMBLES LTD	374,000	19.40	7,255,600.00	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	9.23	2,030,600.00	
TRANSURBAN GROUP	816,000	13.59	11,089,440.00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	152,000	71.79	10,912,080.00	
LOTTERY CORP LTD/THE	630,000	4.91	3,093,300.00	
WESFARMERS LIMITED	308,000	72.91	22,456,280.00	
COLES GROUP LTD	372,000	18.99	7,064,280.00	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	420,000	4.15	1,743,000.00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	329,000	30.63	10,077,270.00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	10.94	2,209,880.00	
COCHLEAR LTD	18,300	303.74	5,558,442.00	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	48,000	34.43	1,652,640.00	
SONIC HEALTHCARE LTD	128,000	28.05	3,590,400.00	
CSL LIMITED	129,600	287.55	37,266,480.00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	796,000	29.37	23,378,520.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	449,500	158.79	71,376,105.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	820,000	38.36	31,455,200.00	
WESTPAC BANKING CORP	922,000	33.16	30,573,520.00	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	33.69	1,920,330.00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	660,000	8.57	5,656,200.00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.83	2,642,700.00	
QBE INSURANCE	407,000	19.63	7,989,410.00	
SUNCORP GROUP LTD	340,000	19.71	6,701,400.00	
WISETECH GLOBAL LTD	49,000	125.84	6,166,160.00	
XERO LIMITED	37,900	171.12	6,485,448.00	
TELSTRA GROUP LTD	1,130,000	4.07	4,599,100.00	
ORIGIN ENERGY LTD	450,000	11.13	5,008,500.00	
APA GROUP	350,000	6.92	2,422,000.00	
ASX LTD	53,000	65.10	3,450,300.00	
MACQUARIE GROUP LIMITED	97,600	234.10	22,848,160.00	
PRO MEDICUS LTD	16,300	269.38	4,390,894.00	
COMPUTERSHARE LTD	137,000	33.58	4,600,460.00	
CAR GROUP LTD	108,000	37.96	4,099,680.00	

		REA GROUP LTD	14,500	239.26	3,469,270.00	
		SEEK LTD	87,000	21.97	1,911,390.00	
	小計	銘柄数：48 組入時価比率：1.7%			494,668,089.00 (48,442,845,955) 1.7%	
	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	480,000	8.38	4,022,400.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	160,000	37.74	6,038,400.00	
		INFRATIL LTD	240,000	12.03	2,887,200.00	
		MERCURY NZ LTD	190,000	5.90	1,121,000.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	5.90	2,124,000.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%			16,193,000.00 (1,432,918,570) 0.1%	
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	730,040	40.50	29,566,620.00	
		SWIRE PACIFIC-A	104,000	67.45	7,014,800.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	366,000	99.30	36,343,800.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	19.70	7,486,000.00	
		MTR CORP	390,000	25.25	9,847,500.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	590,000	33.45	19,735,500.00	
		SANDS CHINA LTD	664,000	19.56	12,987,840.00	
		WH GROUP LIMITED	2,099,806	5.85	12,283,865.10	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,020,000	24.55	25,041,000.00	
		HANG SENG BANK	191,000	92.20	17,610,200.00	
		AIA GROUP LTD	2,920,000	53.05	154,906,000.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	9.61	10,278,856.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	55.85	9,494,500.00	
		CLP HLDGS	428,000	63.30	27,092,400.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	390,000	52.45	20,455,500.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	2,930,383	5.98	17,523,690.34	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	323,000	282.00	91,086,000.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	550,040	31.60	17,381,264.00	
		HENDERSON LAND	390,443	22.35	8,726,401.05	
		SINO LAND CO.LTD	1,170,000	7.68	8,985,600.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	396,000	71.20	28,195,200.00	

		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	22.05	5,512,500.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	18.80	9,024,000.00	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：0.4%			586,579,036.49 (11,925,151,811) 0.4%	
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	4.68	1,778,400.00	
		KEPPEL LTD	360,000	6.96	2,505,600.00	
		YANGZIJIANG SHIPBUILDING	690,000	3.11	2,145,900.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.42	2,696,400.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.76	1,071,600.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.04	1,580,800.00	
		DBS GROUP HLDGS	531,000	45.00	23,895,000.00	
		OCBC-ORD	921,000	17.50	16,117,500.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	343,000	37.58	12,889,940.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,010,000	3.08	6,190,800.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	200,000	5.66	1,132,000.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	12.47	2,868,100.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.48	1,785,600.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.3%			76,657,640.00 (8,858,556,878) 0.3%	
	新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	19.20	3,648,000.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	1,042.10	7,607,330.00	
		BANK HAPOALIM BM	351,000	45.05	15,812,550.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	402,000	44.17	17,756,340.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	25.24	8,834,000.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	161.50	6,298,500.00	
		NICE LTD	16,000	604.60	9,673,600.00	
		AZRIELI GROUP	12,000	302.00	3,624,000.00	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.1%			73,254,320.00 (3,171,435,902) 0.1%	
合計					2,779,942,461,753 (2,779,942,461,753)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年1月10日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	
				(0)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			0	
				(0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	41,900	4,080,641.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	92,000	3,327,640.00	
		AMERICAN TOWER CORP	126,200	22,613,778.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	152,000	2,813,520.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	38,200	8,112,534.00	
		BXP INC	38,000	2,657,340.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	27,500	3,053,600.00	
		CROWN CASTLE INC	116,000	10,150,000.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	88,700	16,043,169.00	
		EQUINIX INC	25,650	24,394,176.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	50,000	3,287,500.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	94,000	6,346,880.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	17,800	4,852,992.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	57,900	8,569,779.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	73,000	3,400,340.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	185,000	3,759,200.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	192,000	3,256,320.00	
		INVITATION HOMES INC	160,000	4,907,200.00	
		IRON MOUNTAIN INC	77,200	7,940,020.00	
		KIMCO REALTY CORP	179,000	3,945,160.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	30,800	4,599,672.00	
		PROLOGIS INC	248,000	26,164,000.00	
		PUBLIC STORAGE	41,900	12,379,774.00	
		REALTY INCOME CORP	237,000	12,444,870.00	
		REGENCY CENTERS CORP	46,000	3,226,900.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	28,300	5,651,793.00	

		SIMON PROPERTY GROUP INC	88,400	15,442,596.00	
		SUN COMMUNITIES INC	33,900	4,157,496.00	
		UDR INC	88,000	3,627,360.00	
		VENTAS INC	109,000	6,351,430.00	
		VICI PROPERTIES INC	280,000	8,072,400.00	
		WELLTOWER INC	167,300	21,160,104.00	
		WEYERHAEUSER CO	196,000	5,425,280.00	
		WP CAREY INC	61,000	3,341,580.00	
	小計	銘柄数：34	3,487,650	279,557,044.00	
				(44,220,333,219)	
		組入時価比率：1.5%		88.1%	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	896,700.00	
	小計	銘柄数：1	21,000	896,700.00	
				(98,502,495)	
		組入時価比率：0.0%		0.2%	
	ユーロ	COVIVIO	17,000	822,120.00	
		GECINA SA	11,700	1,045,395.00	
		KLEPIERRE	59,000	1,661,440.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	30,600	2,270,520.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	823,050.00	
	小計	銘柄数：5	163,300	6,622,525.00	
				(1,078,478,196)	
		組入時価比率：0.0%		2.1%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	990,900.00	
		SEGRO PLC	351,000	2,358,018.00	
	小計	銘柄数：2	531,000	3,348,918.00	
				(651,632,464)	
		組入時価比率：0.0%		1.3%	
	豪ドル	GOODMAN GROUP	458,000	17,101,720.00	
		GPT GROUP	530,000	2,353,200.00	
		MIRVAC GROUP	1,090,000	2,043,750.00	
		SCENTRE GROUP	1,350,000	4,792,500.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	2,994,600.00	
		VICINITY CENTRES	980,000	2,097,200.00	
	小計	銘柄数：6	5,028,000	31,382,970.00	
				(3,073,334,252)	

		組入時価比率：0.1%		6.1%	
	香港ドル	LINK REIT	690,000	22,218,000.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	690,000	22,218,000.00 (451,691,940) 0.9%	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,657,503.20	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,584,022	3,088,842.90	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	2,614,062	5,746,346.10 (664,047,755) 1.3%	
	合計			50,238,020,321 (50,238,020,321)	
合計				50,238,020,321 (50,238,020,321)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 1月 10日現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	36,566,406,674	－	35,939,251,210	△627,155,464
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,644,697,916	－	1,643,484,840	△1,213,076
米ドル	1,233,151,062	－	1,233,074,700	△76,362
カナダドル	121,184,360	－	120,795,290	△389,070
ユーロ	114,515,716	－	113,957,970	△557,746
英ポンド	77,863,228	－	77,781,680	△81,548
豪ドル	97,983,550	－	97,875,200	△108,350
合計	－	－	－	△628,368,540

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 1 月 10 日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	740,759,203
投資証券	57,778,553,100
派生商品評価勘定	22,007,060
未収入金	22,555,743
未収配当金	685,642,885
未収利息	4,846
差入委託証拠金	57,072,341
流動資産合計	59,306,595,178
資産合計	59,306,595,178
負債の部	
流動負債	
未払金	19,021,155
未払解約金	53,088,582
流動負債合計	72,109,737
負債合計	72,109,737
純資産の部	
元本等	
元本	23,608,656,973
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,625,828,468
元本等合計	59,234,485,441
純資産合計	59,234,485,441
負債純資産合計	59,306,595,178

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日

	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 1月10日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5090円
(10,000口当たり純資産額)	(25,090円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 7月11日
至 2025年 1月10日

1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 1月10日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
　これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 1月 10日現在	
期首	2024年 7月 11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	22,514,831,372円
同期中における追加設定元本額	5,495,205,135円
同期中における一部解約元本額	4,401,379,534円
期末元本額	23,608,656,973円
期末元本額の内訳＊	
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,836,300,347円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,776,147,038円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	2,280,411,226円
野村資産設計ファンド２０１５	13,412,823円
野村資産設計ファンド２０２０	15,072,558円
野村資産設計ファンド２０２５	19,494,610円
野村資産設計ファンド２０３０	24,393,946円
野村資産設計ファンド２０３５	22,574,148円
野村資産設計ファンド２０４０	49,061,067円
野村資産設計ファンド２０４５	9,512,434円
野村インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ	2,546,168,038円
ネクストコア	12,853,882円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,027,543,967円
野村Ｊ－ＲＥＩＴインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,430,469,853円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	308,329,742円
野村資産設計ファンド２０５０	6,575,218円
野村６資産均等バランス	6,769,495,166円
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	75,806,128円
野村資産設計ファンド２０６０	5,878,795円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	230,410,648円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ（適格機関投資家専用）	1,419,297,381円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	11,178,255円
Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,658,089,467円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	355,993円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	794,134,630円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	74,814,440円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	22,116,675円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	11,583,493円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	33,716,225円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	22,817,740円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	26,894,351円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	10,470,497円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	9,048,323円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	54,227,869円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2025年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年1月10日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1,338	149,989,800	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,937	147,793,100	
		ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人 投資証券	3,017	321,310,500	
		東海道リート投資法人　投資証券	1,033	109,911,200	
		日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	2,088	1,211,040,000	
		森ヒルズリート投資法人　投資証券	7,111	875,364,100	
		産業ファンド投資法人　投資証券	11,071	1,274,272,100	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,943	1,726,441,500	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	2,939	969,870,000	
		ＧＬＰ投資法人　投資証券	20,311	2,477,942,000	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	3,062	848,786,400	
		日本プロロジスリート投資法人　投資証券	10,534	2,380,684,000	
		星野リゾート・リート投資法人　投資証券	2,557	541,572,600	
		Ｏｎｅリート投資法人　投資証券	1,055	246,870,000	
		イオンリート投資法人　投資証券	7,417	927,125,000	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	5,343	733,059,600	
		日本リート投資法人　投資証券	7,856	605,697,600	
		積水ハウス・リート投資法人　投資証券	18,170	1,384,554,000	
		トーセイ・リート投資法人　投資証券	1,315	166,347,500	
		ヘルスケア＆メディカル投資法人 投資証券	1,491	158,195,100	
		サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,648	155,406,400	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	19,356	2,711,775,600	
		いちごホテルリート投資法人　投資証券	1,001	145,145,000	
		ラサールロジポート投資法人　投資証券	7,742	1,099,364,000	
		スターアジア不動産投資法人　投資証券	11,143	574,978,800	
		マリモ地方創生リート投資法人　投資証券	1,098	115,290,000	

		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	13,181	1,308,873,300	
		日本ホテル＆レジデンシャル投資法人　投資証券	1,275	81,982,500	
		投資法人みらい　投資証券	8,327	337,243,500	
		三菱地所物流リート投資法人　投資証券	2,088	718,272,000	
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	2,603	361,817,000	
		ザイマックス・リート投資法人　投資証券	1,035	118,300,500	
		タカラレーベン不動産投資法人　投資証券	3,949	339,614,000	
		日本ビルファンド投資法人　投資証券	35,271	4,303,062,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人投資証券	31,056	3,279,513,600	
		日本都市ファンド投資法人　投資証券	31,355	2,818,814,500	
		オリックス不動産投資法人　投資証券	12,048	1,974,667,200	
		日本プライムリアルティ投資法人投資証券	4,135	1,321,132,500	
		ＮＴＴ都市開発リート投資法人	6,146	725,228,000	
		東急リアル・エステート投資法人投資証券	4,054	632,424,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人投資証券	4,379	438,775,800	
		ユナイテッド・アーバン投資法人投資証券	13,429	1,910,946,700	
		森トラストリート投資法人　投資証券	11,655	719,113,500	
		インヴィンシブル投資法人　投資証券	33,316	2,205,519,200	
		フロンティア不動産投資法人　投資証券	11,218	864,907,800	
		平和不動産リート投資法人　投資証券	4,434	545,382,000	
		日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	4,063	1,064,912,300	
		福岡リート投資法人　投資証券	3,412	494,740,000	
		ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	16,917	2,481,723,900	
		いちごオフィスリート投資法人　投資証券	4,412	352,077,600	
		大和証券オフィス投資法人　投資証券	2,479	712,216,700	
		阪急阪神リート投資法人　投資証券	2,883	353,455,800	
		スターツプロシード投資法人　投資	1,048	182,037,600	

		証券			
		大和ハウスリート投資法人　投資証券	9,018	2,082,256,200	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人投資証券	22,215	1,588,372,500	
		大和証券リビング投資法人　投資証券	8,931	791,286,600	
		ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	5,192	611,098,400	
	小計	銘柄数：57 組入時価比率：97.5%	473,100	57,778,553,100 100.0%	
合計				57,778,553,100	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 1月10日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引 REIT指数先物取引 買建	1,428,150,040	－	1,450,255,000	22,007,060
合計	1,428,150,040	－	1,450,255,000	22,007,060

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 1月10日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	260,139,540
コール・ローン	76,844,443
投資証券	87,470,457,026
未収入金	478,150
未収配当金	304,967,971
未収利息	502
差入委託証拠金	127,824,035
流動資産合計	88,240,711,667
資産合計	88,240,711,667

負債の部

流動負債	
派生商品評価勘定	9,911,559
未払金	12,921,466
未払解約金	40,698,200
その他未払費用	506,300
流動負債合計	64,037,525
負債合計	64,037,525

純資産の部

元本等	
元本	21,635,117,902
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	66,541,556,240
元本等合計	88,176,674,142
純資産合計	88,176,674,142
負債純資産合計	88,240,711,667

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 1月 10日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4.0756円

（10,000口当たり純資産額）	（40,756円）

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 7月 11日 至 2025年 1月 10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 1月 10日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 1月 10日現在	
期首	2024年 7月 11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	21,257,964,584円
同期中における追加設定元本額	2,867,138,975円
同期中における一部解約元本額	2,489,985,657円
期末元本額	21,635,117,902円
期末元本額の内訳＊	
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,121,488,600円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	1,695,482,560円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	1,392,718,819円
野村資産設計ファンド２０１５	8,191,566円
野村資産設計ファンド２０２０	9,205,322円
野村資産設計ファンド２０２５	11,905,616円
野村資産設計ファンド２０３０	14,897,625円
野村資産設計ファンド２０３５	13,786,828円
野村資産設計ファンド２０４０	29,963,184円
野村資産設計ファンド２０４５	5,809,438円
野村インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ	1,425,121,161円

ネクストコア	3,160,613 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	573,968,825 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	566,247,201 円
野村資産設計ファンド２０５０	4,015,721 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	491,374 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	536,015 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	7,185,760 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	3,850,038 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	11,736,005 円
野村６資産均等バランス	4,134,348,030 円
野村資産設計ファンド２０６０	3,590,367 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国ＲＥＩＴ・Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	6,439,381,542 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	2,634,041,458 円
ノムラ海外ＲＥＩＴインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,144,678,584 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ（適格機関投資家専用）	73,355,461 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	217,408 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	189,482,405 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	10,726,076 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	13,507,390 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	7,074,409 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	20,591,759 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	13,935,532 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	16,425,245 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	6,394,682 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	5,526,257 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	22,079,026 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 1 月 10 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 1 月 10 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	46,800	1,067,508.00	
		AGREE REALTY CORP	40,390	2,814,779.10	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	27,800	481,218.00	
		ALEXANDERS INC	800	151,000.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	60,820	5,923,259.80	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,000	67,120.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	18,700	455,345.00	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	59,800	1,694,134.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	124,000	4,485,080.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	102,300	2,165,691.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	48,800	420,168.00	

		APPLE HOSPITALITY REIT INC	87,200	1,268,760.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	30,900	303,438.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	55,620	11,812,019.40	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	53,400.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	71,000	365,650.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	118,100	3,108,392.00	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	73,700	1,146,772.00	
		BRT APARTMENTS CORP	4,200	72,324.00	
		BXP INC	56,880	3,977,618.40	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	41,710	4,631,478.40	
		CARETRUST REIT INC	73,200	1,970,544.00	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	5,200	153,296.00	
		CENTERSPACE	6,400	393,408.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	19,000	163,970.00	
		CITY OFFICE REIT INC	14,500	78,010.00	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	9,100	174,720.00	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	44,000	1,309,880.00	
		COUSINS PROPERTIES INC	65,400	1,935,840.00	
		CTO REALTY GROWTH INC	10,300	198,893.00	
		CUBESMART	88,400	3,653,572.00	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	37,000	851,000.00	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	80,500	707,595.00	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	350,000	204,750.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	122,010	22,067,948.70	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	175,480.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	65,500	1,106,950.00	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	39,900	459,648.00	
		EASTGROUP PROPERTIES	19,330	3,067,864.30	
		ELME COMMUNITIES	34,400	504,304.00	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	52,600	514,428.00	
		EPR PROPERTIES	29,600	1,329,928.00	
		EQUINIX INC	37,740	35,892,249.60	
		EQUITY COMMONWEALTH	40,500	72,900.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	74,950	4,927,962.50	

		EQUITY RESIDENTIAL	133,740	9,030,124.80	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	68,600	2,168,446.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	25,190	6,867,801.60	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	83,000	12,284,830.00	
		FARMLAND PARTNERS INC	16,500	194,205.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	29,900	3,126,344.00	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	51,700	2,551,912.00	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	37,800	1,016,442.00	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	27,000	48,870.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	107,300	4,998,034.00	
		GETTY REALTY CORP	19,800	584,892.00	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	17,200	275,716.00	
		GLADSTONE LAND CORP	11,900	126,259.00	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	23,500	179,305.00	
		GLOBAL NET LEASE INC	77,400	571,986.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	138,600	2,275,812.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	274,300	5,573,776.00	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	41,500	1,215,535.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	273,300	4,635,168.00	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	61,000	165,920.00	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	87,900	1,652,520.00	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	20,000	70,000.00	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	10,930	715,259.20	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	30,200	890,296.00	
		INVITATION HOMES INC	223,300	6,848,611.00	
		IRON MOUNTAIN INC	114,900	11,817,465.00	
		JBG SMITH PROPERTIES	32,900	491,526.00	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	350,000	70,000.00	
		KILROY REALTY CORP	41,500	1,538,405.00	
		KIMCO REALTY CORP	263,600	5,809,744.00	
		KITE REALTY GROUP TRUST	85,900	2,043,561.00	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	34,380	4,132,132.20	
		LINEAGE INC	23,220	1,311,233.40	
		LTC PROPERTIES INC	17,400	595,776.00	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	115,200	923,904.00	

		MACERICH CO /THE	96,000	1,955,520.00	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	54,917.89	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	232,000	907,120.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	45,810	6,841,265.40	
		MODIV INDUSTRIAL INC	2,900	42,079.00	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	27,400	1,012,156.00	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	17,760	1,202,529.60	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	5,700	165,300.00	
		NETSTREIT CORP	31,500	432,180.00	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	13,228	75,399.60	
		NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	8,300	321,293.00	
		NNN REIT INC	73,300	2,851,370.00	
		OFFICE PROPERTIES INCOME	17,800	16,235.38	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	105,500	3,991,065.00	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,600	144,200.00	
		ORION OFFICE REIT INC	20,800	80,496.00	
		OUTFRONT MEDIA INC	54,947	962,671.44	
		PARAMOUNT GROUP INC	70,000	343,000.00	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	80,700	1,093,485.00	
		PEAKSTONE REALTY TRUST	13,800	145,452.00	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	46,800	607,464.00	
		PHILLIPS EDISON & CO INC	47,900	1,753,140.00	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	48,500	428,255.00	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	15,000	254,700.00	
		POSTAL REALTY TRUST INC-A	9,900	126,126.00	
		PRIME US REIT	313,200	53,244.00	
		PROLOGIS INC	362,290	38,221,595.00	
		PUBLIC STORAGE	61,680	18,223,972.80	
		REALTY INCOME CORP	342,500	17,984,675.00	
		REGENCY CENTERS CORP	63,870	4,480,480.50	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	50,000	869,500.00	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	86,800	3,320,100.00	
		RLJ LODGING TRUST	58,300	564,344.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	23,420	2,406,639.20	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	92,500	1,589,150.00	

		SAFEHOLD INC	17,900	296,245.00	
		SAUL CENTERS INC	4,500	168,750.00	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	64,000	165,760.00	
		SILA REALTY TRUST INC	21,200	490,144.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	120,010	20,964,546.90	
		SITE CENTERS CORP	18,450	275,827.50	
		SL GREEN REALTY CORP	27,640	1,783,885.60	
		STAG INDUSTRIAL INC	71,000	2,364,300.00	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	41,200	269,036.00	
		SUN COMMUNITIES INC	46,960	5,759,174.40	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	78,600	951,060.00	
		TANGER INC	43,300	1,428,467.00	
		TERRENO REALTY CORP	39,000	2,281,890.00	
		UDR INC	117,800	4,855,716.00	
		UMH PROPERTIES INC	28,200	514,650.00	
		UNITI GROUP INC	95,500	518,565.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,700	169,388.00	
		URBAN EDGE PROPERTIES	48,800	992,104.00	
		VENTAS INC	164,320	9,574,926.40	
		VERIS RESIDENTIAL INC	30,600	479,196.00	
		VICI PROPERTIES INC	412,700	11,898,141.00	
		VORNADO REALTY TRUST	64,900	2,592,106.00	
		WELLTOWER INC	231,430	29,271,266.40	
		WHITESTONE REIT	17,400	235,422.00	
		WP CAREY INC	85,600	4,689,168.00	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	39,800	585,458.00	
	小計	銘柄数：142 組入時価比率：79.3%	10,637,340	442,278,421.41 (69,959,600,698) 80.0%	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	25,100	426,700.00	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,900	139,482.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	9,800	612,990.00	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	31,700	1,353,590.00	
		CHOICE PROPERTIES REIT	62,800	835,868.00	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	19,700	261,813.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	20,400	294,168.00	

		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	51,700	610,060.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	3,000	52,260.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	40,700	695,563.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	12,240	855,576.00	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	49,800	472,602.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	27,700	282,540.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	22,400	379,456.00	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	8,200	108,814.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	129,575.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	97,272.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	48,000	221,280.00	
		PRIMARIS REIT	20,700	311,949.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	58,800	1,097,208.00	
		SLATE GROCERY REIT	10,800	146,016.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	27,100	662,866.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：1.3%	589,440	10,047,648.00 (1,103,734,132) 1.3%	
	ユーロ	AEDIFICA	18,590	1,033,604.00	
		ALTAREA	2,000	206,800.00	
		CARE PROPERTY INVEST	13,800	155,664.00	
		CARMILA	21,800	351,416.00	
		COFINIMMO	14,900	801,620.00	
		COVIVIO	20,900	1,010,724.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	17,000	382,500.00	
		GECINA SA	20,390	1,821,846.50	
		HAMBORNER REIT AG	26,400	167,640.00	
		ICADE	12,000	272,880.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	42,930.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	132,500	682,375.00	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	210,000	185,430.00	
		KLEPIERRE	86,400	2,433,024.00	
		MERCIALYS	35,400	363,204.00	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	154,300	1,613,978.00	
		MONTEA	8,110	506,875.00	

		NSI NV	6,400	123,136.00	
		RETAIL ESTATES	5,090	289,112.00	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	11,700	408,915.00	
		STONEWEG EUROPEAN REAL ESTATE	127,000	201,930.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	39,230	2,910,866.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	69,700	1,274,813.00	
		WERELDHAVE NV	14,200	198,800.00	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	13,400	385,920.00	
	小計	銘柄数：25 組入時価比率：3.3%	1,099,210	17,826,002.50 (2,902,964,507) 3.3%	
	英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	8,988.00	
		AEW UK REIT PLC	64,000	63,552.00	
		ASSURA PLC	1,150,000	421,590.00	
		BIG YELLOW GROUP PLC	76,000	694,640.00	
		BRITISH LAND	394,000	1,364,028.00	
		CARE REIT PLC	160,000	128,640.00	
		CLS HOLDINGS PLC	46,000	36,110.00	
		CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	160,000	116,480.00	
		DERWENT LONDON PLC	43,300	807,978.00	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	258,000	208,464.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	163,000	437,655.00	
		HAMMERSON PLC	177,000	471,528.00	
		HELICAL PLC	38,000	68,096.00	
		INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	293,600	1,616,268.00	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	124,000	43,276.00	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	808,000	1,410,768.00	
		NEWRIVER REIT PLC	149,000	104,896.00	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	202,000	123,220.00	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	537,000	470,680.50	
		PRS REIT PLC/THE	191,000	199,404.00	
		REGIONAL REIT LTD	70,700	81,022.20	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	87,400	555,864.00	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	200,000	98,200.00	

		SEGRO PLC	530,900	3,566,586.20	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	759,000	913,077.00	
		SOCIAL HOUSING REIT PLC	120,000	69,360.00	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	471,000	314,157.00	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	242,000	197,472.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	980,000	1,288,700.00	
		UNITE GROUP PLC	160,800	1,273,536.00	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	198,000	199,188.00	
		WAREHOUSE REIT PLC	155,000	116,250.00	
		WORKSPACE GROUP PLC	51,800	233,359.00	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：3.9%	9,384,500	17,703,032.90 (3,444,656,141) 3.9%	
	豪ドル	ABACUS GROUP	174,000	192,270.00	
		ABACUS STORAGE KING	190,000	213,750.00	
		ARENA REIT	155,000	599,850.00	
		BWP TRUST	215,000	711,650.00	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	322,000	569,940.00	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	214,000	605,620.00	
		CENTURIA OFFICE REIT	161,000	184,345.00	
		CHARTER HALL GROUP	184,900	2,695,842.00	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	257,000	981,740.00	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	196,000	625,240.00	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	124,000	319,920.00	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	520,000	213,200.00	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	80,000	212,800.00	
		DEXUS/AU	421,000	2,803,860.00	
		GOODMAN GROUP	748,200	27,937,788.00	
		GPT GROUP	749,000	3,325,560.00	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	103,000	242,050.00	
		HEALTHCO REIT	176,000	166,320.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	700,000	805,000.00	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	78,000	292,500.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	149,000	692,850.00	
		MIRVAC GROUP	1,543,000	2,893,125.00	

		NATIONAL STORAGE REIT	540,000	1,279,800.00	
		REGION RE LTD	455,000	950,950.00	
		RURAL FUNDS GROUP	140,000	242,900.00	
		SCENTRE GROUP	2,041,000	7,245,550.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	939,000	4,535,370.00	
		VICINITY CENTRES	1,513,000	3,237,820.00	
		WAYPOINT REIT	256,000	606,720.00	
	小計	銘柄数：29 組入時価比率：7.3%	13,344,100	65,384,330.00 (6,403,087,436) 7.3%	
	ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	403,000	830,180.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	403,000	830,180.00 (73,462,628) 0.1%	
	香港ドル	CHAMPION REIT	700,000	1,183,000.00	
		FORTUNE REIT	580,000	2,302,600.00	
		LINK REIT	1,011,000	32,554,200.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	310,000	564,200.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	949,800	883,314.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.9%	3,550,800	37,487,314.00 (762,117,093) 0.9%	
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	261,650	337,528.50	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,383,762	3,570,105.96	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	977,956	860,601.28	
		CAPITALAND CHINA TRUST	451,279	329,433.67	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	2,176,796	4,244,752.20	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	268,000	235,840.00	
		EC WORLD REIT	60,000	8,400.00	
		ESR-REIT	2,430,272	619,719.36	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	420,000	256,200.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	453,838	971,213.32	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,124,746	984,152.75	
		KEPPEL DC REIT	708,659	1,594,482.75	

		KEPPEL REIT	913,000	798,875.00	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	660,000	363,000.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	822,000	1,849,500.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,340,980	1,689,634.80	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	923,716	1,126,933.52	
		OUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	840,000	243,600.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	161,000	610,190.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	190,000	130,150.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	520,000	260,000.00	
		SUNTEC REIT	850,000	1,028,500.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：2.9%	17,937,654	22,112,813.11 (2,555,356,682) 2.9%	
	ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	60,000	270,300,000.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	19,000	81,890,000.00	
		JR REIT XXVII	70,000	189,350,000.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	20,888	85,745,240.00	
		LOTTE REIT CO LTD	53,519	168,317,255.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	40,983	237,701,400.00	
		SK REITS CO LTD	62,000	288,920,000.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	326,390	1,322,223,895.00 (143,725,737) 0.2%	
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	326,000	652,326.00	
		REIT 1 LTD	74,000	1,406,000.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	80,000	753,920.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.1%	480,000	2,812,246.00 (121,751,972) 0.1%	
合計				87,470,457,026 (87,470,457,026)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 1月 10日現在

	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引 REIT 指数先物取引 買建	657,627,023	－	647,715,464	△9,911,559
合計	657,627,023	－	647,715,464	△9,911,559

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村世界６資産分散投信（安定コース）

2025 年 1 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	91,930,279,753円
Ⅱ　負債総額	91,487,053円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	91,838,792,700円
Ⅳ　発行済口数	69,393,404,004口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3235円

野村世界６資産分散投信（分配コース）

2025 年 1 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	138,712,212,936円
Ⅱ　負債総額	115,289,861円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	138,596,923,075円
Ⅳ　発行済口数	109,286,760,493口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2682円

野村世界６資産分散投信（成長コース）

2025 年 1 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	116,934,864,421円
Ⅱ　負債総額	134,592,415円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	116,800,272,006円
Ⅳ　発行済口数	51,926,102,724口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.2494円

野村世界６資産分散投信（配分変更コース）

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	15,710,719,338円
Ⅱ　負債総額	25,321,377円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,685,397,961円
Ⅳ　発行済口数	10,749,695,556口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4591円

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,228,873,081,714円
Ⅱ　負債総額	10,103,608,103円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,218,769,473,611円
Ⅳ　発行済口数	998,735,576,723口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2203円

（参考）外国債券マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	987,813,733,018円
Ⅱ　負債総額	856,560,286円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	986,957,172,732円
Ⅳ　発行済口数	326,521,207,539口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0226円

（参考）国内株式マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	838,000,326,834円
Ⅱ　負債総額	53,612,382,549円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	784,387,944,285円
Ⅳ　発行済口数	246,637,663,218口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.1803円

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	2,931,518,123,195円
Ⅱ　負債総額	7,173,139,944円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,924,344,983,251円
Ⅳ　発行済口数	371,199,855,918口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7.8781円

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2025 年 1 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	65,684,753,129円
Ⅱ　負債総額	1,895,433,412円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	63,789,319,717円
Ⅳ　発行済口数	24,491,469,034口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6046円

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2025 年 1 月 31 日現在

Ⅰ　資産総額	90,279,080,020円
Ⅱ　負債総額	285,572,310円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	89,993,507,710円
Ⅳ　発行済口数	22,025,281,976口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.0859円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

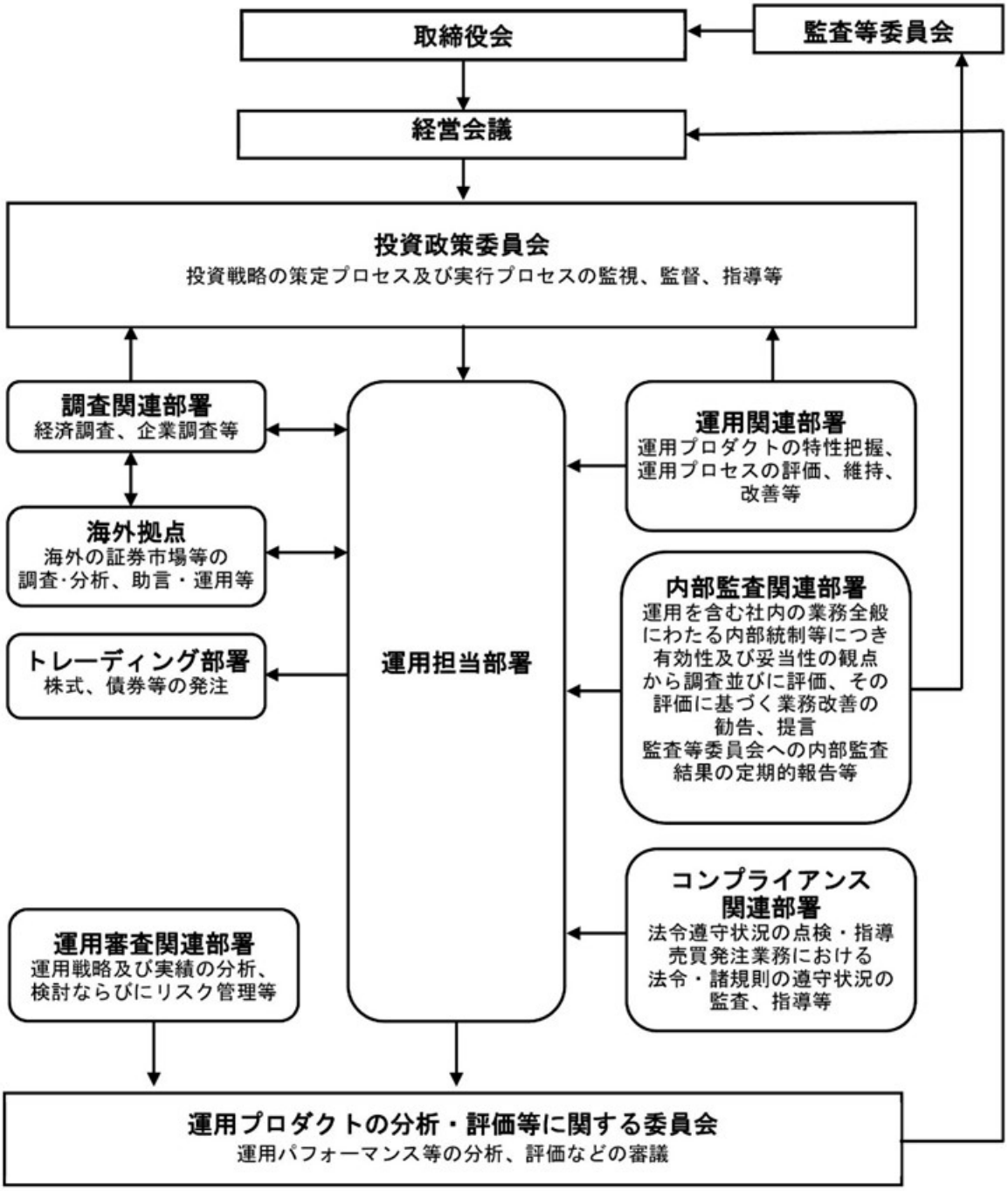
取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	56,447,791
単位型株式投資信託	155	648,674
追加型公社債投資信託	14	6,841,002
単位型公社債投資信託	416	736,947
合計	1,500	64,674,413

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第６５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２７日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第６６期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		－
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		－
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※２	906		595	
器具備品	※２	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

（2）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		－		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		－	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		－		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	－	28,225	28,910	59,820

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6 年 附属設備 6～15 年 器具備品 4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りに関する注記］

該当事項はありません。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

該当事項はありません。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 （2023年3月31日）	当事業年度末 （2024年3月31日）
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,350百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　901百万円 器具備品　657 合計　1,559	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,939百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,214百万円 器具備品　733 合計　1,948

◇　損益計算書関係

前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,634百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0百万円 器具備品　0 ソフトウェア　52 合計　52	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,050百万円 ※２．固定資産除却損 建物　−百万円 器具備品　0 ソフトウェア　30 合計　31

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	42,108	42,108	－
資産計	42,108	42,108	－
(2)その他（デリバティブ取引）	46	46	－
負債計	46	46	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	1,865	－	－	－
金銭の信託	42,108	－	－	－
未収委託者報酬	26,116	－	－	－
未収運用受託報酬	3,780	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	－	－	－
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	42,108	－	42,108
資産計	－	42,108	－	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	－	46	－	46
負債計	－	46	－	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	－
資産計	44,745	44,745	－
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	－
負債計	24	24	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	7,405	－	－	－
金銭の信託	44,745	－	－	－
未収委託者報酬	31,788	－	－	－
未収運用受託報酬	5,989	－	－	－
短期貸付金	757	－	－	－
合計	90,685	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	44,745	－	44,745
資産計	－	44,745	－	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	－	24	－	24
負債計	－	24	－	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	－	－	－
小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	－
小計	21,900	21,900	－
合計	21,900	21,900	－

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	－	16
合計	66	－	16

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	－	5
合計	36	－	5

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	－	△46	△46

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	－	△24	△24

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 （2023年3月31日）		当事業年度末 （2024年3月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
資産除去債務の履行による減少	－	－
期末残高	1,123	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	27,180	未払手数料	5,773

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
１株当たり純資産額　17,016円74銭 １株当たり当期純利益　5,060円34銭	１株当たり純資産額　11,677円62銭 １株当たり当期純利益　5,471円85銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　26,064百万円 普通株式に係る当期純利益　26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　28,183百万円 普通株式に係る当期純利益　28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

中間財務諸表

◇　中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	※1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇　中間損益計算書

		自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※2	6,924
営業外費用	※3	285
経常利益		28,282
特別利益	※4	23
特別損失	※5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇　中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間(自　2024年4月1日　至　2024年9月30日)

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

［重要な会計方針］

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない　… 時価法 株式等以外のもの　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない　… 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　6 年 附属設備　6～15 年 器具備品　4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ①　委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ②　運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③　成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［注記事項］

◇　中間貸借対照表関係

2024 年 9 月 30 日現在

※１　有形固定資産の減価償却累計額

2,133 百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇　中間損益計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

※１　減価償却実施額

有形固定資産	185 百万円
無形固定資産	949 百万円

※２　営業外収益のうち主要なもの

受取配当金	6,350 百万円

※３　営業外費用のうち主要なもの

支払利息	105 百万円
雑損	169 百万円

※４　特別利益の内訳

株式報酬受入益	23 百万円

※５　特別損失の内訳

固定資産除却損	13 百万円

◇　中間株主資本等変動計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２　配当に関する事項

配当金支払額

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	28,174 百万円
(2) 1 株当たり配当額	5,470 円
(3) 基準日	2024 年 3 月 31 日
(4) 効力発生日	2024 年 6 月 28 日

◇　金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	47,595	47,595	－
(2)その他（デリバティブ取引）	126	126	－
資産計	47,722	47,722	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	47,595	－	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	－	126	－	126
資産計	－	47,722	－	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

当中間会計期間末　(2024 年 9 月 30 日)

１．売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇　デリバティブ取引関係

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間　(2024 年 9 月 30 日)

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	－	126	126

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　　（単位：百万円）

	自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－
時の経過による調整額	－
中間期末残高	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

当中間会計期間(自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　１株当たり情報

自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
１株当たり純資産額　　10,222円13銭 １株当たり中間純利益　　4,021円58銭 （注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。 ２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純利益　20,713百万円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る中間純利益　20,713百万円 期中平均株式数　5,150千株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

（野村世界６資産分散投信（安定コース））

運　用　の　基　本　方　針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

２．運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数（※）の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券：10%

国内株式マザーファンド受益証券：　5%

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：15%

J-REITインデックス マザーファンド受益証券：　5%

海外REITインデックス マザーファンド受益証券：　5%

(※) 各マザーファンドの対象指数

国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド：NOMURA-BPI 総合

外国債券マザーファンド：FTSE世界国債インデックス　（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

国内株式マザーファンド：東証株価指数（TOPIX）　（配当込み）

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド：　MSCI-KOKUSAI指数　（円ベース・為替ヘッジなし）

J-REITインデックス マザーファンド：東証REIT指数（配当込み）

海外REITインデックス マザーファンド：S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

②　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　外貨建資産への直接投資は行ないません。

②　デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスク

を減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③　株式への直接投資は行ないません。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村世界６資産分散投信（安定コース）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金５億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第１項、第44条第１項、第45条第１項および第47条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については５億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④　<削除>

⑤　前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条　（削除）

第16条　（削除）

第17条　（削除）

第18条　（削除）

第19条　（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第20条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第21条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第22条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条および第31条に掲げる取引を行なうことができます。

（運用の基本方針）

第23条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第25条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条　（削除）

（混蔵寄託）

第27条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成18年1月10日までとします。
② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の62の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第40条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④　一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第40条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第42条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に

一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

⑥　前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第43条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。こ

の場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第1条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年10月3日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（安定コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（分配コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（成長コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

（野村世界６資産分散投信（分配コース））

運 用 の 基 本 方 針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、インカムゲイン（利子配当収益）の獲得と信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数（※）の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券：20%

外国債券マザーファンド受益証券：50%

国内株式マザーファンド受益証券： 5%

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：15%

J-REITインデックス マザーファンド受益証券： 5%

海外REITインデックス マザーファンド受益証券： 5%

（※）各マザーファンドの対象指数

国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド： NOMURA-BPI 総合

外国債券マザーファンド：FTSE世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）

国内株式マザーファンド：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド： MSCI-KOKUSAI指数 （円ベース・為替ヘッジなし）

J-REITインデックス マザーファンド：東証REIT指数（配当込み）

海外REITインデックス マザーファンド：S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。
② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。
③ 株式への直接投資は行ないません。
④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村世界６資産分散投信（分配コース）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金５億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第１項、第44条第１項、第45条第１項および第47条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については５億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④　<削除>

⑤　前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条　（削除）

第16条　（削除）

第17条　（削除）

第18条　（削除）

第19条　（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第20条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第21条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第22条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条および第31条に掲げる取引を行なうことができます。

（運用の基本方針）

第23条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第25条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条　（削除）

（混蔵寄託）

第27条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成18年1月10日までとします。
② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の69の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第40条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④　一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第40条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第42条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に

一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

⑥　前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第43条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第47条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第48条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第49条　第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第49条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。こ

の場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第1条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年10月3日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（安定コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（分配コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（成長コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

（野村世界６資産分散投信（成長コース））

運 用 の 基 本 方 針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数（※）の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：10%

外国債券マザーファンド受益証券：10%

国内株式マザーファンド受益証券：35%

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：35%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

海外REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

(※) 各マザーファンドの対象指数

国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド：NOMURA-BPI 総合

外国債券マザーファンド：FTSE 世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）

国内株式マザーファンド：東証株価指数（TOPIX） （配当込み）

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド：MSCI-KOKUSAI 指数 （円ベース・為替ヘッジなし）

J-REIT インデックス マザーファンド：東証REIT 指数（配当込み）

海外REIT インデックス マザーファンド：S&P 先進国REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。実質組入外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産総額の75%以下を基本とします。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村世界６資産分散投信（成長コース）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金５億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第１項、第44条第１項、第45条第１項および第47条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については５億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④　<削除>

⑤　前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条　（削除）

第16条　（削除）

第17条　（削除）

第18条　（削除）

第19条　（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第20条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第21条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第22条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条および第31条に掲げる取引を行なうことができます。

（運用の基本方針）

第23条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第25条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条　（削除）

（混蔵寄託）

第27条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成18年1月10日までとします。
② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の76の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第40条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④　一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第40条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第42条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に

一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。
⑥　前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第43条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
⑥　第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第47条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第48条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第49条　第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第49条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。こ

の場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第1条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年10月3日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（安定コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（分配コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（成長コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

（野村世界６資産分散投信（配分変更コース））

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「J－REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　原則として、各マザーファンドすべてに投資を行ないます。運用にあたっては、投資対象資産のリスクや利回りおよび市場環境（トレンド）を分析し、効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンド受益証券への投資比率を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は適宜見直します。

②　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への直接投資は行ないません。

②　外貨建資産への直接投資は行ないません。

③　デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第１項、第38条第１項、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。
④　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
⑤　第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑥　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「J－REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。
②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1．預金
2．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託

先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、毎年1月11日から7月10日までおよび7月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成28年1月12日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の95の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ

びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第37条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第43条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第44条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第46条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第47条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成27年9月28日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（安定コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（分配コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（成長コース）

追加型証券投資信託　野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

（国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第１項、第 33 条第２項、第 36 条第１項、第 37 条第１項および第 39 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいま

す。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第17条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第18条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第19条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第20条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（損益の帰属）
第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金立替え）
第25条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第26条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年7月25日から平成15年3月31日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告）
第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
（信託事務の諸費用）
第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
（信託報酬）
第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。
（利益の留保）
第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年7月25日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第１項、第35条第２項、第38条、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5．コマーシャル・ペーパー

6．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

8．外国法人が発行する譲渡性預金証書

9．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第２号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第17条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第19条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第20条の2　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第22条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第34条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第43条　第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第46条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（国内株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金２兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第１項、第33条第２項、第36条第１項、第37条第１項および第39条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式の範囲）

第14条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の保管）

第19条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者　野村信託銀行株式会社

（外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第 13 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第 14 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 15 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 16 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第48条　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

(J－REIT インデックス マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J－REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

J－REIT インデックス マザーファンド

約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金３億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第１項、第 31 条第２項、第 34 条第１項、第 35 条第１項および第 37 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については３億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第16条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第17条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第19条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第20条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第21条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第22条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第23条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第24条　この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第25条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第26条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第27条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第28条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第29条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第30条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第31条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第33条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第34条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第35条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第36条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第37条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第38条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第39条　第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第40条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第41条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第42条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第43条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（海外REITインデックス マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については20億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第４号および第５号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第16条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第18条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第20条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第26条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第27条　この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第30条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第31条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第32条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第33条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第34条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第36条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第42条　第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第45条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社